

まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、行政課題に関連したテーマを毎年選定し、研究チームによる研究活動を行っております。

研究チームは公募およびテーマに関連する部局から推薦された県職員、そして市町村からの推薦による職員、概ね8～10名程度で構成されています。各研究員は、それぞれの所属と当センターとの兼務職員として、所属での業務を遂行しながら、原則として週1回1年間にわたって研究を進めております。平成8年度は、「少子化社会と自治体」「自然と共生するまちづくり」の二つのテーマについて研究チームが編成されました。

本報告書は、「少子化社会と自治体」の研究チームによるものです。

日本の総人口が10年後をピークに減少に転じる一方で、65歳以上の老年人口は平成9年中に14歳以下の年少人口を上回り、2050年には国民の3人に1人の割合に達する「超少子・高齢社会」になることが、厚生省の付属機関「国立社会保障・人口問題研究所」がまとめた「将来推計人口」で明らかになりました。合計特殊出生率は史上最低だった95年の1.42を下回り、今後1.38まで低下すると予測しています。5年前の予測よりも総人口のピークが早まり、老年人口の割合が増えるなど高齢化のスピードは予想以上に加速しており、社会の停滞や年金など社会保障制度に深刻な影響を与えることが懸念されます。

本研究チームでは、少子化社会の背景と原因、そして現行の社会・経済システムや子育て支援の現状と課題などについて総合的に検討し、それらに対する解決の方向性を探りました。

本報告書を、今後の行政運営の参考としてご活用いただければ幸いです。

なお、研究活動に際してご支援とご協力をいただいた関係各位に対し、心より感謝の意を表します。

平成9年4月

神奈川県自治総合研究センター所長

目 次

はじめに

1 研究の目的	1
2 研究の方向性	1
3 研究の概要	2

第1部 少子化社会と自治体

第1章 少子化社会の到来

第1節 出生率の動向	5
第2節 海外先進国における少子化の動向	12
第3節 神奈川県の子子化の動向	14

第2章 少子化社会をどう考えるか

第1節 少子化のインパクト	17
第2節 少子化社会における自治体の課題	22

第2部 心豊かな少子化社会の構築へ向けて

第1節 少子化対策の意義	34
第2節 提言	36

第3部 少子化に関する個別課題

1 労働経済環境	46
2 働く女性は子どもを産めるか？	48
3 子育てを支える保育施設	63
4 放課後の子どもたち	72
5 子育てグループ活動に見るネットワーク、そして子育ての社会化	76
6 男は仕事、女は家庭	83
7 小さくなる学校	91
8 少子化と住宅環境	96
9 産む自由、産まない自由、産めない自由の保障	105

資料編

1 神奈川における少子化の現状と分析	113
2 先進諸国における少子化対策	136
3 女性の子育てと仕事に関する状況調査結果	141
4 3歳児保護者アンケート	164

はじめに

1 研究の目的

本研究の目的は次の2点である。

(1) 少子化社会に対する基本的な視点、及び少子化対策の意義について整理すること。

少子化は社会の各分野においてプラス、マイナスの両面でさまざまな影響を及ぼすが、少子化が進む社会に自治体はどう対応すべきであるか、また自治体がとるべき少子化対策はいかなる意義を有するのか等について整理する。

(2) 少子化社会において自治体がとるべき具体的な施策を提案すること。

上記(1)の基本的視点、及び神奈川の現状等を踏まえ、自治体のとるべき具体的な施策について提案する。

2 研究の方向性

(1) 少子化社会における「家族政策」を中心に考える。

少子化（合計特殊出生率の低下）の本源的な原因としては、未婚率の上昇（非婚化）と少産化が考えられるが、本県の場合、特に未婚率の上昇が大きく影響しており、合計特殊出生率の向上を目的とする対策であれば、未婚率に手を着けなくてはならない。

しかし、“結婚する・しない”の選択は社会のあり方に影響を受けるにせよ、結局は個人の価値観に係わる問題であること、また、海外の少子化先進国であっても出生率向上のための効果的な対策はとりえていないこと等から、その直接的な向上を目的とする施策は検討の範囲から除外した。

そして、合計特殊出生率の低下を「避けがたいトレンド」として受け止めたうえで、少子化が進んだ社会にあって生活にゆとりと新たな豊かさを確保していくことを目的とする「家族政策」を中心に検討することとした。

(2) “女性”・“子ども”に焦点をあてる。

少子化の動きは、ある意味でこれまでの社会のひずみが顕在化したものであると言える。「男は仕事、女は家庭」という言葉が象徴するように、家事・育児の大半は女性が担ってきたが、そうした社会構造（体制）がもはや女性の多様な生き方に合わないことは周知のとおりである。

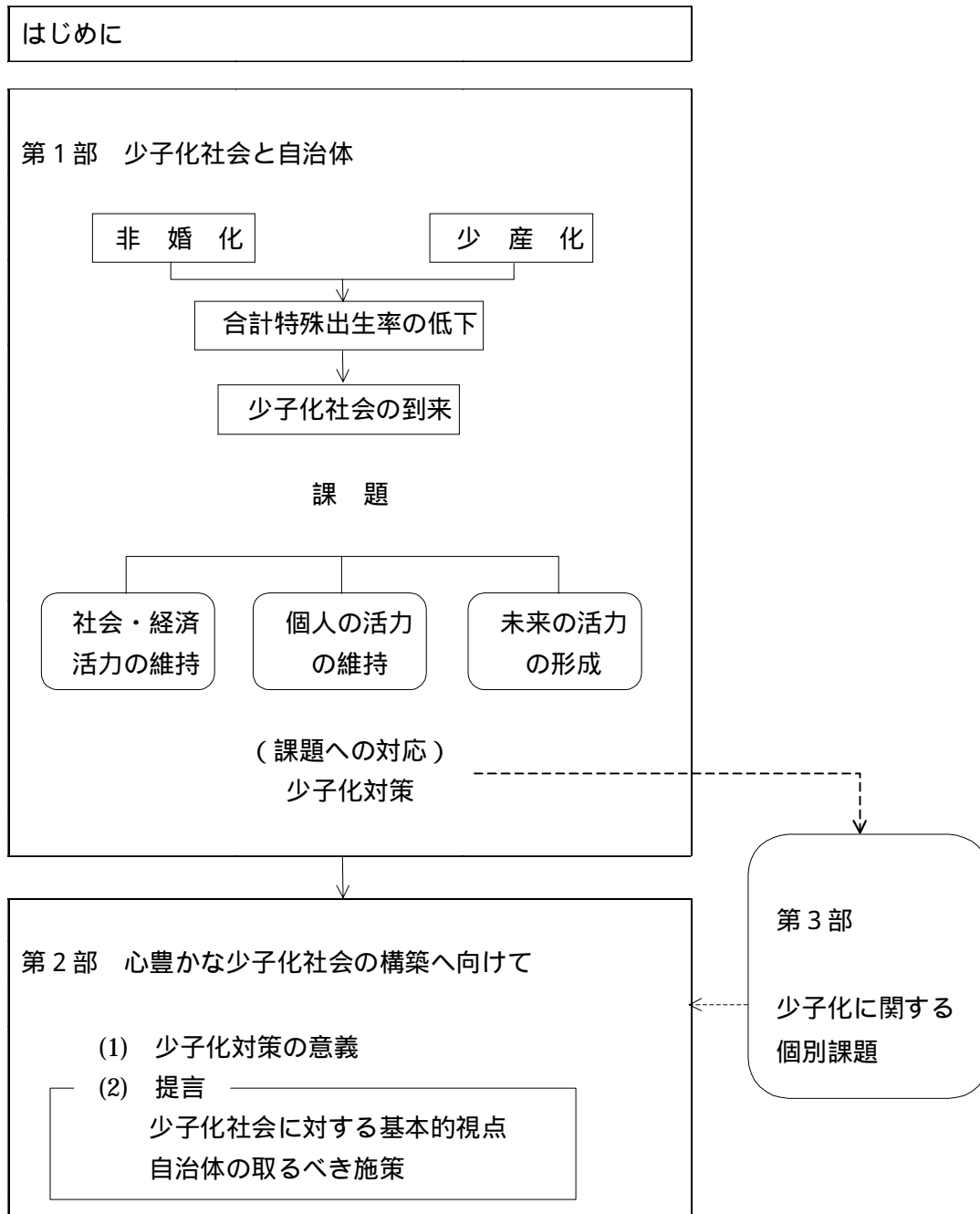
また子どもの成長についても、家庭すなわち女性の責任とされ、未来を担うべき子どもたちを男女協同、ましてや社会全体で育成していこうという視点は弱かった。

こうした社会構造を転換しゆくことが、大きくは少子化対策の意義でもあるとの認識のもと、本研究では特に“女性”と“子ども”に焦点を当て、少子化社会における経済活力の維持、また個人のライフスタイルの実現・尊重という観点から自治体の取るべき施策について考えるとともに、現実の課題の解決という面から出産・育児を阻害している社会

的要因を取り除き、産みたい人が産みたいだけ産める環境を整備するための対策について検討することとした。

3 研究の概要

(1) 報告書の構成



(2) 第2部（提言）の概要

少子化社会に対する基本的視点

男女が共同して参画できる社会システムの構築

家族を越えた地域レベルでの支援・交流

多様なニーズに対応できる選択可能なサービスの提供

少子化と高齢化をミックスした柔軟な発想

自治体の取るべき施策

多様な就業を可能にする労働環境整備

仕事と子育てとの両立支援

男性の育児参加推進

多様な就業形態への対応

家庭・地域の子育て環境の整備

子どもが育つ住環境づくり

地域子育て力の拡充

子育て相談機関の充実

誰でも利用できる保育サービスの充実

事業プラン

自治体の取るべき施策のなかで、特に具体の事業としての展開を検討すべきものについて提案する。

コミュニティ住宅の供給

単身者、夫婦所帯、子育てファミリー、3世代同居家族など多様な居住ニーズに対応する間取りが組合わさった共同住宅を供給する。

原っぱ再現・遊びのボランティア

子どもたちが自由に使うことができる、遊具等いっさい置かない空き地・原っぱを整備するとともに、大学生や高齢者などのボランティアと連携し安全性を確保する。

パパ・クォータ制の導入促進

男性の育児参加を促進するため、最低1ヵ月の育児休業取得を義務づける「パパ・クォータ制」のキャンペーン、啓発活動を行う。

スーパー・インフォメーション事業

日常的に利用する場所で、子育てに関する必要な情報を手軽に入手できるよう、企業・市民・行政が一体となって、スーパー・マーケットに子育て情報の拠点を整備する。

ニュータイプ保育施設の整備

子どもの成長という視点から、これまでの幼稚園・保育園という垣根を越えた新たな保育施設のあり方を考える。

事業プランマップ

自治体の施策 基本的視点	I 多様な就業を可能にする労働環境整備	II 家庭・地域の子育て環境の整備
男女が共同して参画できる社会システムの構築	パパ・クォータ制の導入促進	
家族を越えた地域レベルでの支援・交流		原っぱ再現・遊びのボランティア
多様なニーズに対応できる選択可能なサービスの提供	ニュータイプ保育施設の整備	スーパー・インフォメーション事業
少子化と高齢化をミックスした柔軟な発想		コミュニティ住宅の供給

第1部 少子化社会と自治体

第1章 少子化社会の到来

第1節 出生率の動向

1 日本の合計特殊出生率と出生数の動向

少子化問題で、まず例外なく取り上げられるのが合計特殊出生率の動向である。

図表 1-1-1 はよく目にするものであるが、戦後の日本の合計特殊出生率と出生数を表したもので、これにより戦後から今日に至るまでの出生動向の推移を把握することができる。

戦前の合計特殊出生率は、乳児死亡率の低下、所得水準の上昇、女子労働力需要の増大などを背景に、大正末期から昭和にかけて5から4へと低下してきた。

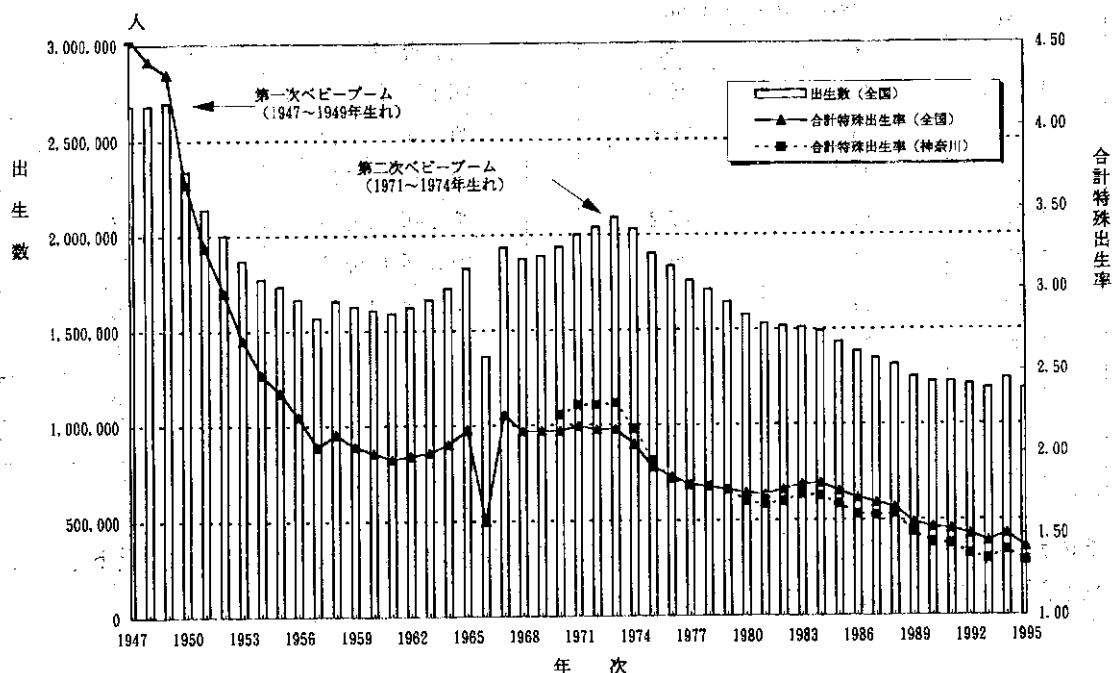
終戦後は、一時的に4.5程度まで上昇したものの、その後の戦後復興期には、既婚女性の出生力の低下、すなわち兄弟（姉妹）数の減少が起こり、1955年（昭和30年）頃には2付近まで急激に低下した。

その後約20年間は、合計特殊出生率がほぼ2程度で安定していたが、1971～74年の第2次ベビーブーム（終戦直後の第1次ベビーブーム世代の子どもが多く生まれた時期）を過ぎると合計特殊出生率は再び下がりはじめ、1989年のいわゆる「1.57ショック」を経て、1995年には1.42という、世界的にもかなり低い水準まで低下してきている。

この間、出生数も低下を続け、1975年にはおよそ200万人あったものが、1995年には120万人弱にまで減少している。

第2次ベビーブーム以降今日まで続く合計特殊出生率の低下は、戦後復興期と異なり、「晩婚化」、「非婚化」などによる未婚率の上昇が主な原因と言われている。

（図表 1 - 1 - 1）戦後日本の合計特殊出生率と出生数の推移



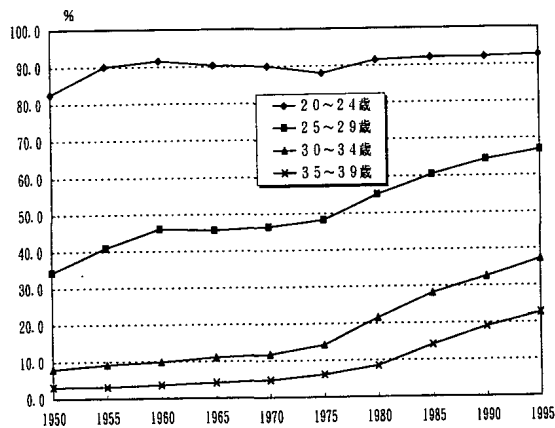
2 合計特殊出生率低下の人口学的背景

日本における合計特殊出生率の低下要因は、大きく分けて 婚姻の状況と 既婚女性の出産の状況という2つの側面からとらえることができる。

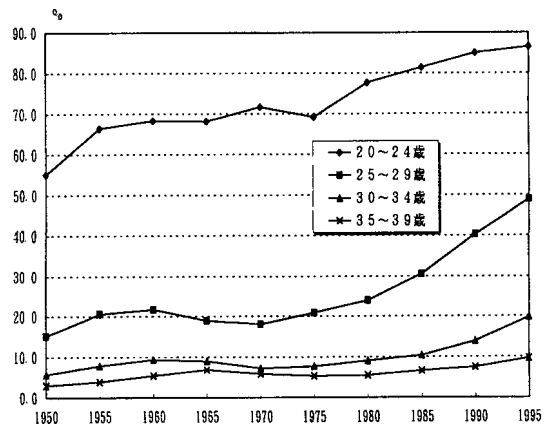
すなわち、現在の法体系のもとで、婚外子の出生割合が1%程度の極めて低い水準で安定的に推移してきた日本にあっては、結婚を出生の前提とみなすことができるが、近年は男女とも年齢階層別未婚率が上昇しており、特に、出産を受け持つ女性については、20歳代後半の未婚率の上昇が著しく、また、平均初婚年齢も上昇（晩婚化）している。（図表 1-1-2、1-1-3）

（図表 1-1-2）

年齢階級別未婚率の推移（全国：男）



年齢階級別未婚率の推移（全国：女）



（図表 1-1-3）平均初婚年齢の推移（全国：男女）

年次	初婚の平均年齢	
	妻	夫
1950	23.0	25.9
1955	23.8	26.6
1960	24.4	27.2
1965	24.5	27.2
1970	24.2	26.9
1975	24.7	27.0
1980	25.2	27.8
1985	25.5	28.2
1990	25.9	28.4
1995	26.3	28.5

（図表 1-1-4）完結出生児数の推移
（結婚持続期間 15～19 年の夫婦の平均出生児数）

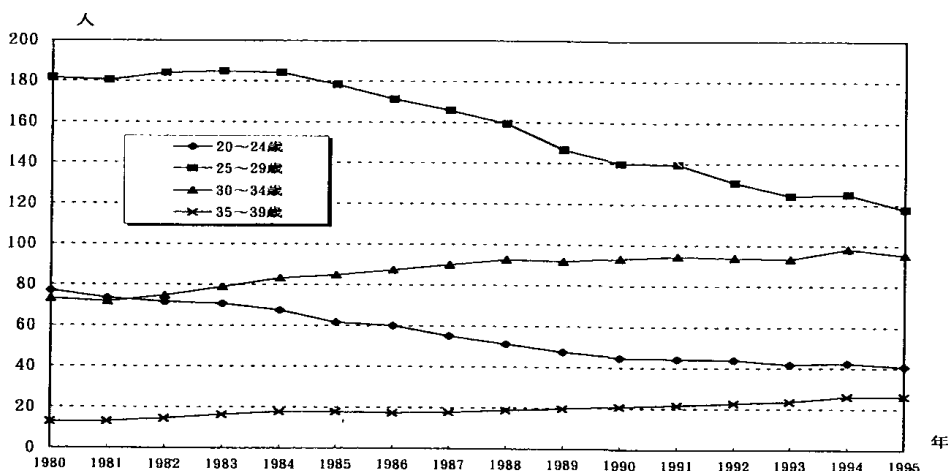
調査年次	平均出生児数
第1回（1940）	4.27
第2回（1952）	3.50
第3回（1957）	3.60
第4回（1962）	2.83
第5回（1967）	2.65
第6回（1972）	2.20
第7回（1977）	2.19
第8回（1982）	2.23
第9回（1987）	2.17
第10回（1992）	2.21

そのため、15～49歳の全女性に占める「出産の可能性が高い」女性数の比率が低下し、これが近年の出生率低下の大きな要因となっている。

次に、既婚女性の出産の状況であるが、厚生省の調査によると、子どもをほぼ産み終えたと考えられる結婚持続年数 15～19 年の夫婦の平均子ども数はこの 20 年間 2.2 程度で一定しており（図表 1-1-4）また、子どもがない、あるいは 1 人の夫婦の比率にも大きな変化はなく、現時点では既婚女性の生産力の低下（少産化）を示すデータは得られていない。

一方、晩婚化に伴い、子どもを産み始める時期が高年齢側にシフトする晩産化は顕著に進んでおり、母親の年齢別出生率は 20 代前後半で低下しているのに対し、30 代前後半の年齢別出生率は逆に上昇している。（図表 1-1-5）

（図表 1-1-5） 母親の年齢別出生率の推移



これらのうち、晩婚化、晩産化は出生のタイミングの遅れであり、理論的には、その動きが止まれば合計特殊出生率が元の水準まで再び上昇するものである。

これに対し、非婚化と少産化は、本源的に出生率を低下させる影響力を持つ。晩婚・晩産化は、それ自体の影響は一時的であるが、結婚・出産年齢の上昇が出産可能期間を短縮するために、結果として少産化を招く可能性は大きい。（図表 1-1-6）

（図表 1-1-6）合計特殊出生率の低下要因

区分	要因	合計特殊出生率に対する影響
婚姻の状況	非婚化	本源的
	晩婚化	一時的（ただし、少産化に至る可能性あり）
既婚女性の 出産の状況	少産化	本源的
	晩産化	一時的（ただし、少産化に至る可能性あり）

本当の非婚化、少産化が進んだかどうかは、女性が実際にほぼ子どもを産み終えたと考えられる年齢に達するまで検証はできないが、後述の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（9頁 参考メモ）は、非婚化（生涯未婚率の上昇）と、晩婚・晩産化によりもたらされる少産化を予測している。

3 出生率変化の社会的背景

本節第1項で出生率の動向について概説したが、その社会的な背景を整理する。

(1) 終戦～1955年（昭和30年）頃 戦後復興期

この時期は終戦直後の混乱を経て、社会が徐々に落ち着きを取り戻していく時期で、この間の急激な出生率の低下は、優生保護法の制定（1948年）やその後の人工妊娠中絶の合法化、家族計画の推進による避妊の普及などによるものとされており、こうしたことよりきょうだい数の減少が起こり、家族構成が急速に変化していった。

(2) 1955年～1975年頃 高度成長期

この時期は合計特殊出生率が2.0付近で安定していたが、高度成長にともなって都市部へ大量に人口が流入し、核家族化が進んだ。

また、「男は仕事専念、女は家事・育児専念」という家庭スタイルが一般的になり、そのような家族形態を前提とした社会システムが出来上がっていった。

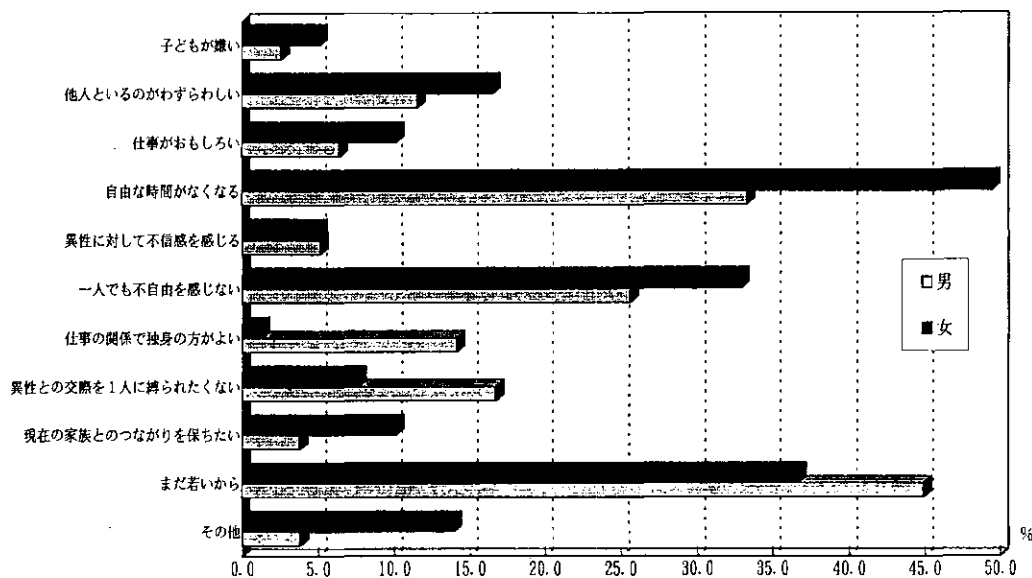
(3) 1975年頃～現在 安定成長期～低成長期

1971～74年の第2次ベビーブームを境に、出生率、数ともに低下をはじめた。

ちょうど同じ時期から、女性の高学歴化とそれに伴う未婚率の上昇、労働力率の上昇などが見られるようになり、これが近年の合計特殊出生率低下の社会的要因とされている。

さらに、今日では、女性が仕事を続けることが広く支持されるようになる一方、未婚を続ける理由として、男女ともに独身時代に手に入れた自由を失いたくない、あるいは結婚にはまだ若すぎるとする理由が最も多いという結果が複数の意識調査より明らかにされており（図表1-1-7）、価値観の多様化、（独身者の）経済力の向上などが晩婚化・非婚化に影響を与えていると考えられている。

（図表1-1-7）結婚を先延ばしにする理由



（出典：経済企画庁「平成4年度国民生活選好度調査」）

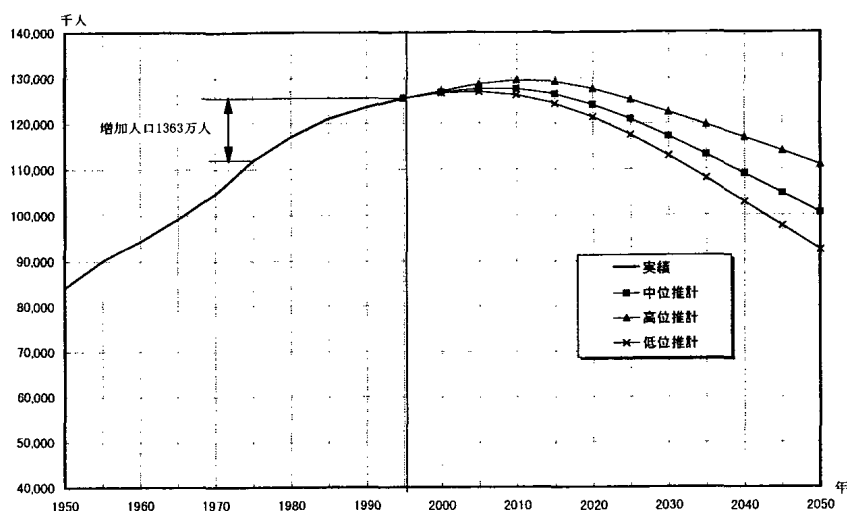
(2) 人口減少局面への移行

総人口についても、中位、高位、低位の3通りの予測が示されている。

1995年の日本の総人口1億2,557万人が、中位推計では2007年に1億2,778万人でピーク、高位推計でも2011年に1億2,956万人でピーク、低位推計の場合は早くも2004年に1億2,705万人でピークを迎え、以後減少していくとされている。

(参考図2) いずれにしても、日本が工業化社会に転換して以来、戦争状態にあった期間を除くと、総人口の減少は初の経験となる。

(参考図2) 日本の総人口の推移予測



2 合計特殊出生率の定義

合計特殊出生率 (Total Fertility Rate = 以下 TFR) とは、正確には次式のとおり定義される。

$$TFR_i = \sum_{j=15}^{49} \frac{B_{ij}}{F_{ij}} \quad \begin{array}{l} B_{ij} = i \text{ 年に } j \text{ 歳の母親から生まれた子ども数} \\ F_{ij} = i \text{ 年の } j \text{ 歳の母親の総数} \end{array}$$

つまり TFR とは、出産が可能であると仮定した 15 歳から 49 歳の女性の、ある 1 年間の年齢別出生率を足し上げたもので、これは、その年のデータから計算された女性の年齢別出生行動パターンを表し、このパターンが将来にわたって不変であると仮定した場合、TFR は 1 人の女性が生涯に産む平均子ども数と等しくなる。

なお、この TFR は、人口の年齢構成に左右されずに出生動向を把握できるため、少子化の尺度としても用いられることが多い。

例えば、出生数を尺度とした場合には、女性の平均的出生力が低下している場合でも、出産適齢人口が多くなれば出生数も多くなってしまいう事態が生じる。

実際に、今後 10 年程度は 1971 年～74 年のベビーブーム世代を中心とする世代が出産年齢にさしかかるため、TFR が現在のようなかなり低い水準にあっても、出生数自体は今後わずかに増加すると予測されている。

3 TFRと人口増減

TFRの人口維持レベルは日本の場合2.08と言われている。

本文中で述べたように、日本では1970年代前半にこの水準を割り込んで以来、今日では世界的にもかなり低い水準までTFRが低下しているが、日本の総人口は逆に1975年～95年の20年間で、1,363万人（約1割強）増加している。

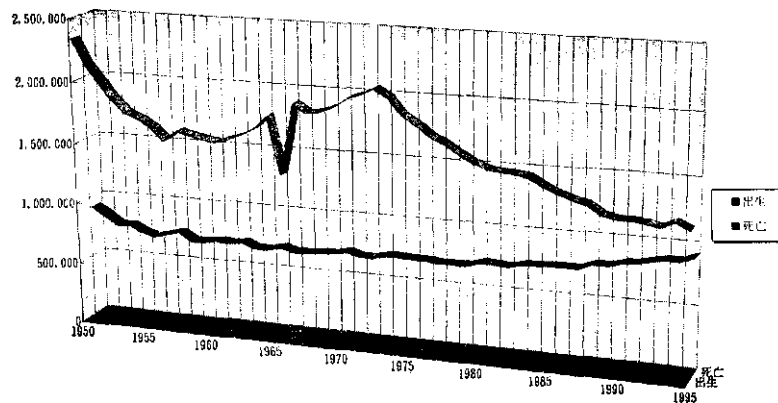
（参考図2）

この理由は、出生数に比べて死亡数がかなり少ないために、差し引きで自然増となっているためである。（参考図3）

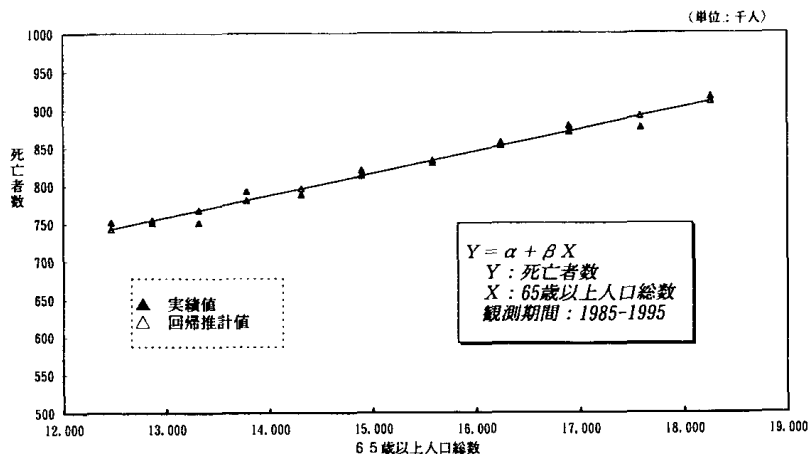
下のグラフ（参考図4）のとおり、高齢者数と死亡数には比例的な関係が見られるが、これまでの日本は欧米先進国に比較して高齢化率が低く、また、平均寿命も世界トップクラスであることなどから、人口規模の割には死亡数が少なかった。

しかし、TFRがこの先大幅に上昇する見込みが薄いことや、平均寿命の伸びの鈍化、団塊の世代の高齢化などにより今後一気に高齢化率が高まることなどが予想されるため、先の人口研の予測では、2007年を境に死亡数が出生数を上回り、人口減少局面に向かうとされている。

（参考図3）出生数と死亡数の推移



（参考図4）高齢者数と死亡数の相関



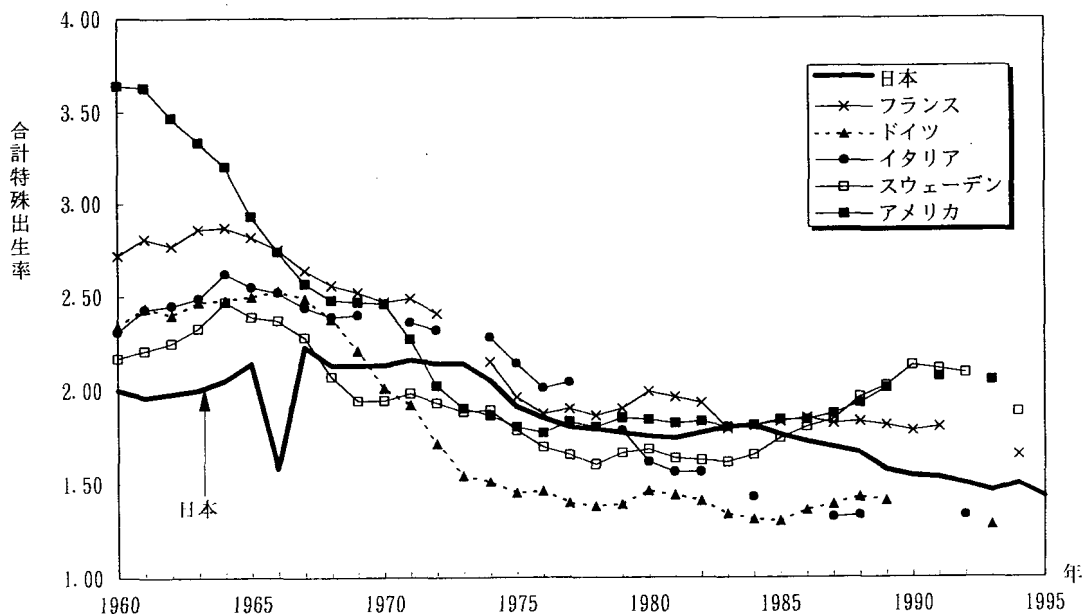
第2節 海外先進国における少子化の動向

前節で見たように日本における合計特殊出生率は、この20年間低下傾向を続け、その動きが止まる様子もないが、本節では少子化の先進国であるヨーロッパ諸国とアメリカ合衆国をとりあげ、出生率の動向を簡単に述べてみたい。

1945年以降に生じたベビ・ブームを経て、1960年代中頃から西欧先進諸国の多くで、出生率はほぼ一斉に低下を始めた。特に、1965年からの10年間、出生率はほとんど連続的で急激な低下を続け、「ベビ・バスタ」(出生減)という言葉を生み出した。1968年スウェーデンが初めて人口置換水準を下回り、以降(旧)西ドイツ(1970年)、アメリカ(1972年)、イギリス(1973年)、フランス(1975年)、イタリア(1976年)と続く。日本においては、1973年を境にして置換水準以下となった。

1975年以降は、出生率の低下は頭打ちとなり、その動向は国によって多様化の様相をみせている。たとえば、アメリカ、スウェーデンでは、80年代後半に合計特殊出生率が再び上昇し、90年にはそれぞれ2.08、2.13まで回復した。ただし、スウェーデンではその後再び下り局面を迎え、94年には1.88まで落ちている。イギリス、フランスは、1.8前後の水準で比較的安定した出生率を維持してきた。ドイツは最も長期にわたり1.4前後の低い水準で低迷を続けているが、それ以上に低い水準で急激な低下を続けているのが南欧諸国であり、特にイタリアは1.3を下回り、現在、世界最低の出生率を更新中である。

(図表1-2-1) 諸外国の出生率の推移(グラフ)



図表 1-2-2 諸外国の出生率の推移（表）

年次	日本	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン	アメリカ
1960	2.00	2.72	2.34	2.31	2.17	3.64
	1.96	2.31	2.44	2.43	2.21	3.63
	1.98	2.77	2.40	2.45	2.25	3.47
	2.00	2.36	2.47	2.49	2.33	3.33
	2.05	2.37	2.48	2.62	2.47	3.20
1965	2.14	2.32	2.50	2.55	2.39	2.93
	1.53	2.75	2.50	2.52	2.37	2.74
	2.23	2.64	2.49	2.44	2.28	2.57
	2.13	2.56	2.38	2.39	2.07	2.48
	2.13	2.52	2.21	2.40	1.94	2.47
1970	2.13	2.47	2.01		1.94	2.46
	2.16	2.49	1.92	2.36	1.93	2.27
	2.14	2.41	1.71	2.32	1.93	2.02
	2.14		1.54		1.88	1.90
	2.05	2.15	1.51	2.28	1.89	1.86
1975	1.91	1.96	1.45	2.14	1.78	1.80
	1.85	1.87	1.46	2.01	1.69	1.77
	1.30	1.00	1.40	2.04	1.65	1.83
	1.79	1.36	1.33		1.60	1.80
	1.77	1.90	1.39	1.78	1.66	1.85
1980	1.75	1.99	1.46	1.61	1.68	1.84
	1.74	1.96	1.44	1.56	1.63	1.82
	1.77	1.93	1.41	1.56	1.62	1.83
	1.80	1.79	1.34		1.61	1.80
	1.81	1.81	1.31	1.43	1.50	1.81
1985	1.76	1.83	1.30		1.74	1.84
	1.72	1.85	1.36		1.80	1.84
	1.69	1.82	1.39	1.32	1.84	1.87
	1.66	1.83	1.43	1.33	1.96	1.93
	1.57	1.81	1.41		2.02	2.01
1990	1.54	1.78			2.13	
	1.53	1.80			2.11	2.07
	1.50			1.33	2.09	
	1.46		1.28			2.05
	1.50	1.65			1.88	
1995	1.43					

出典：厚生省人口問題研究所「諸外国の合計特殊出生率及び女子の年齢別出生率」1996年

厚生省「平成7年人口動向」統計月別年計（概数）

注 空欄はデータが得られなかったもの

第3節 神奈川県の子化の動向

1 自然動態と社会動態

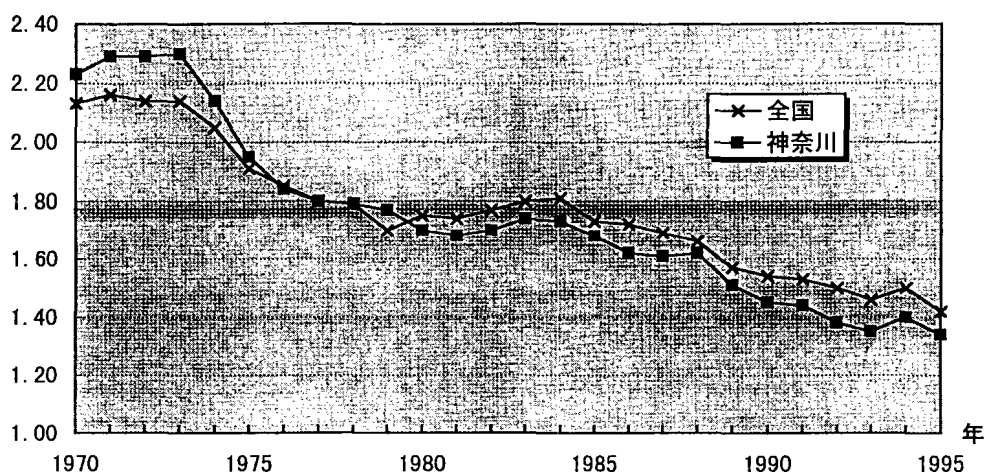
(1) 合計特殊出生率

神奈川県の合計特殊出生率の推移は図表 1-3-1 のとおりで、1970 年代前半の第二次ベビーブーム当時は全国水準を上回っていたが、その後、全国と同様の低下傾向をたどっており、1980 年には全国水準を下回った。

1995 年時点では全国平均（1.42）を 0.08 ポイント下回る水準（1.34）となっている。（図表 1-3-1）

合計特殊出生率を、20～39 歳の女性の未婚率と有配偶出生率に分解して 1990 年と 1995 年を比較したところ、神奈川県については、有配偶出生率はわずかに上昇しているにもかかわらず、未婚率の上昇がさらに大きいため合計特殊出生率が低下していることが確認できた。つまり、この間の神奈川県の合計特殊出生率の低下は「出生力の低下（少産化）」ではなく、「結婚しなくなったこと」が原因であるといえる。（巻末の『資料編 1』参照）

（図表 1-3-1）全国と神奈川県の合計特殊出生率の推移



(2) 年少人口の社会動態

人口構成比の観点から少子化動向をとらえる場合、全国ベースでは出生率等の自然動態が主な影響要因となるが、地域ベースでは、転入・転出という社会動態による影響も無視できない。

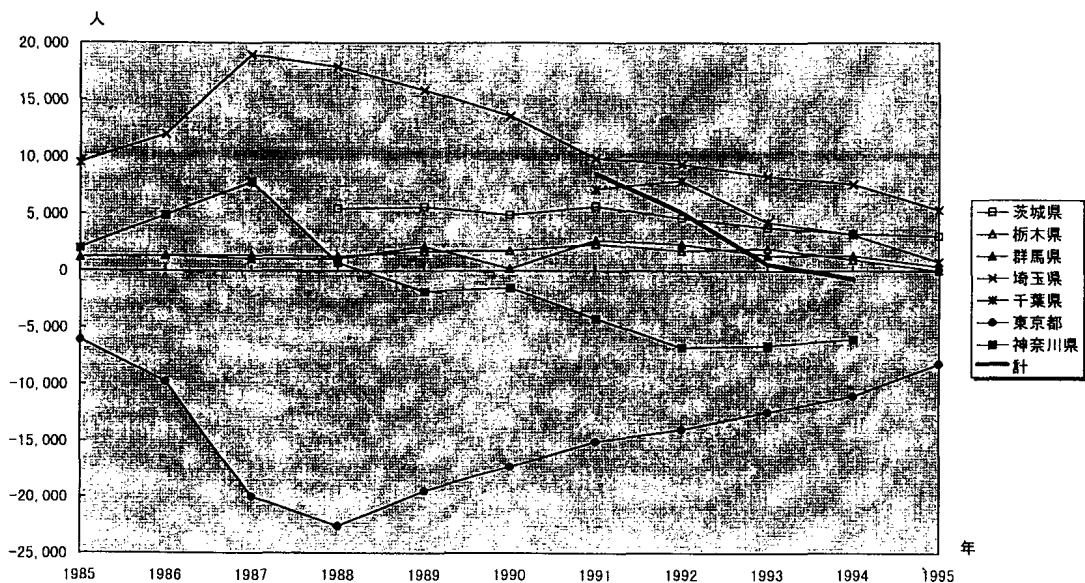
年少人口は、単独で転居するケースはまれで、そのほとんどすべてが親の転居に付随するものと考えられる。

特に神奈川県の場合、東京の隣接県として首都圏を形成しているという地理的特性があり、親の勤務先が東京であるケースが非常に多く、そのため、東京への通勤圏内であれば都県境を越えて転居することも少なくない。

図表 1-3-2 は 1985 年から 1995 年までの関東地方の 1 都 6 県の年少人口の社会増減の状況を示しものであるが、神奈川県の場合、地価高騰のあった 1987 年には約 8 千人の転入超過があったものの、その後、東京都以外の 6 県の中で唯一、転入超過から転出超過に転じており、年齢別の最新データがある 1994 年には約 6 千人の転出超過となった。

これは、同年の神奈川県の出生数約 8 万 5 千人と比較して、少なからぬ比率を占めている。(詳細は巻末の『資料編 1』参照)

(図表 1-3-2) 関東各都県の年少人口の社会増減の推移



2 世帯構成等

合計特殊出生率の低下との関連は明らかではないが、神奈川県の家、家族の状況としては、以下の 2 点が特徴的である。

核家族率

神奈川県の核家族率(核家族世帯数/親族世帯数)は、1995 年では全国で第 4 位であり、非常に高い水準となっている。(図表 1-3-3)

核家族率は大都市圏ばかりではなく、鹿児島県、宮崎県、沖縄県等でも高くなっているが、神奈川県の場合、親や親戚との近居は少ないと考えられ、子どもが生まれた場合、同居の祖父母等(主に祖母)のサポートを期待できない家庭が多くなっている。

専業主婦

日本では、女性の年齢別労働力率曲線が30代前半で大きく落ち込む「M字型」をしていることはよく知られているが、神奈川県女性の労働力率は全国平均と比較してかなり低くなっている。

特に、有配偶女性の年齢別労働力率の違いが大きくなっている。

図表1-3-4は1990年と1995年における全国と神奈川県の有配偶女性の労働力率を比較したものであるが、20代前半については差はほとんどなく、20代後半についても1990年から1995年にかけて神奈川県と全国の差は縮小している。

しかし、30代前半ではその差が10パーセントポイント程度まで一気に開き、それ以上の年代でもその差は縮小していない。

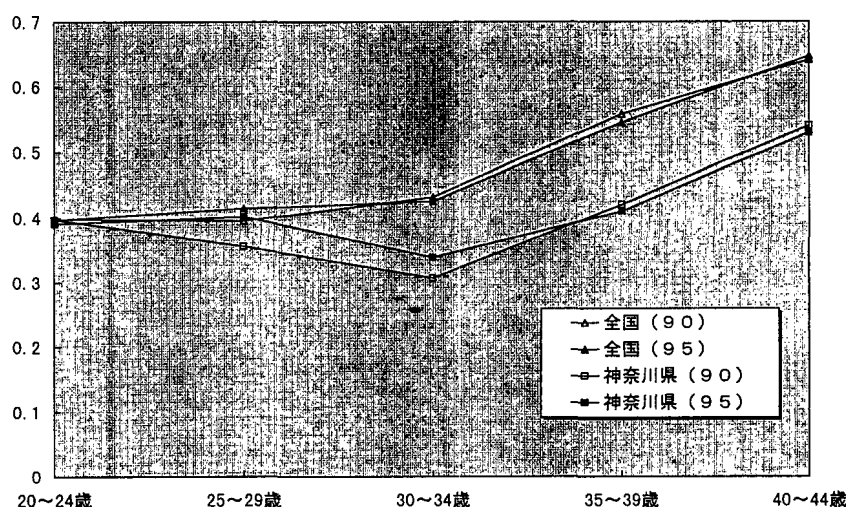
出産の中心年代である20～39歳のトータルでも、神奈川県の有配偶女性の労働力率は、1990年には全国で45位、1995年でも44位と、かなり低い水準となっている。

これは、神奈川県の既婚女性の専業主婦率が高いことを表しており、¹⁾の状況と合わせると、神奈川県では「核家族世帯が多く、共働き世帯が少ない」ことが特徴といえる。（ちなみに、神奈川県内全域を対象とした3歳児の親に対するアンケートを実施した結果、既にある子ども数の平均、今後予定している子ども数の平均ともに母親の就業の有無による差はほとんどなく、その合計は約2.2人であった。詳細は巻末の『資料編1』参照）

（図表1-3-3） 核家族世帯率の状況

順位	核家族世帯率（核家族世帯数 / 親族世帯数）			
	1990年		1995年	
1	鹿児島県	0.869	鹿児島県	0.884
2	東京都	0.868	東京都	0.879
3	大阪府	0.866	大阪府	0.875
4	神奈川県	0.863	神奈川県	0.873
5	北海道	0.841	北海道	0.853
	全国平均	0.776		0.792

（図表1-3-4） 全国と神奈川県の有配偶女性の労働力率の比較



第2章 少子化社会をどう考えるか

前章第3節で見たように、神奈川における少子化（合計特殊出生率の低下）の動きは、未婚率の上昇を大きな原因としており、それを押しとどめることは難しいが、本章ではそうした少子化が社会に与えるインパクト、またそれを受け変わってゆく社会の姿を整理し、自治体に取り組むべき課題について考察する。

第1節 少子化のインパクト

少子化の進行は、高齢化の進行とあわせ、やがて人口減少社会をもたらす。人口研の中期推計では、日本の総人口は2007年をピークに以後減少をはじめると予測されている。（10頁 参考メモ 参照）こうした社会の変化は、単に子どもの数が減り、高齢者の割合が増え、人口が減少するだけではなく、そこで生活する人々に様々な影響を及ぼすことが考えられる。

本節では少子化が社会に与える影響について整理する。

(1) 少子化が人口・世帯構造に与える影響

少子化が人口・世帯構造に与える影響は、大別して次の3点に要約される。

全体としての子ども数の減少

現在までの出生数低下の影響で、すでに年少人口は減少をはじめている。第二次ベビーブーム周辺世代がまもなく出産時期を迎えるため、今後合計特殊出生率が低水準にとどまっても一時的に出生数は微増するが、やがてふたたび出生数が減少に転じる。

予想される世帯当たりの子ども数の減少

厚生省の出生動向基本調査（第10回）によれば、結婚持続年数15～19年の夫婦の平均子ども数は20年間約2.2人で安定してきたが、平均初婚年齢の上昇などから、今後は夫婦の平均子ども数は低下していくものと予想されている。（人口研推計：1997.1）

少子化に伴って進行する高齢化

高齢者人口そのものは出生動向には当面左右されないが、出生数が低下することで、高齢者が総人口に占める比率は高まっていく。

今後、第一次ベビーブーム周辺の団塊の世代が高年齢化していくため、日本の高齢化率は世界に例をみないスピードで進むと考えられているが、少子化が同時に進むことで、高齢化がさらに加速される。

また、生産年齢人口については、現時点の出生動向が15～20年後には反映されてくるため、少子化の進行が生産年齢人口比率を将来的に低下させる要因となるとともに、生産年齢人口内部での高年齢化をも進める。

(2) 少子化が社会の各分野に与える影響

少子化及びそれと合いました高齢化により、変化していく人口・世帯構造が、社会の各分野に与える中・長期的影響を、家庭、教育、地域、居住、経済・労働、社会保障等、環境の7つの分野に分けて整理すると次のようになる。

(家庭)

家庭にあっては、主に今後進行が見込まれる少産化のために、家庭の子ども数が減少することで、兄弟(姉妹)のふれあいの減少、親子関係の緊密化が進み、また、近年の傾向として、子ども1人あたりの消費支出が増加していくと考えられる。

また、これまで家庭における子育ての中心であった女性については、その因果序列は別として、子ども数の減少にあわせて社会参加機会が増加していくと考えられる。

(教育)

教育現場では、主に社会全体の子ども数の減少の影響を受け、児童・生徒数が既に減少を始めている。

このため、教員1人あたりの生徒数の減少によりゆとりある教育が実現する、余裕教室が増加する等のメリットが見込まれる一方、小規模校の発生や私立学校における生徒獲得競争の発生なども予想される。

また、高齢化の進展等に応じて、生涯教育ニーズが高まってくることが予想される。

(地域)

地域でも、主に社会全体の子ども数の減少の影響を受け、子ども同士がふれあい、切磋琢磨する機会が減少するなど、子どもの社会体験が減少し、子どもの社会性が育ちにくくなるのが懸念されている。

また、子どもを媒介として成り立っていた地域コミュニティ意識が低下するなどの影響も既に現れている。

さらに、近隣とつきあう機会が減少するため、子育ての密室化などが進むものと考えられ、今日の育児雑誌の盛況ぶりなどにもそれが垣間見られる。

一方、女性の社会参加が進むと、子育ての一部を家庭外に頼らざるを得なくなり、そのため、今後はさらに乳幼児保育ニーズの多様化、学童保育ニーズの増大などが進むと考えられる。

(居住)

居住については、女性の社会参加の進展により、家庭から保育所等に子育てが一部シフトし、親が子どもの送り迎えに気を配らなくてはならないケースが増えることが予想されることから、子どもを持つ世帯の都市部居住(職・住接近)ニーズが今後さらに増大してくると思われる。

また、これに高齢化の加速による影響も加わり、デイケア施設、託児所等の併設などといった複合住宅ニーズも増大するものと考えられる。

(経済・労働)

産業や経済については、高齢化の進行、生産年齢人口の減少などの影響により、生産力の低下、貯蓄率の低下に伴う経済成長の限界などが懸念されている。

また、少子・高齢化による人口の年齢構造の大幅な変化は、消費市場に大きな変動をもたらすと考えられている。

労働についても、高齢化の進行、生産年齢人口の減少などにより、労働力の高齢化、若年労働力不足などが予想されている。

その一方で、O A化、省力化等が進むと同時に、女性労働者比率の上昇、高齢者の継続雇用等により、今後、労働環境や雇用体制の変化が進むと考えられる。

(社会保障等)

社会保障も、特に注目度が高い分野であるが、現行の制度のまま、現在のペースで少子・高齢化が進むと、公的年金・老人医療費等の負担の大幅な増加は避けられない。

また、高齢化の加速による介護負担の増加に応じたマンパワーが必要となる。

(環境)

少子・高齢化がもたらす人口増加社会から人口減少社会への転換は、開発圧力の低下、エネルギー需要の減少などを通じて環境への負荷を減少させると考えられる。(ただし、人口減少を上回るペースで乱開発やエネルギー浪費を続けた場合はこの限りではない。)

(3) 少子化社会の姿

ア 国全体での成長限界にぶつかる

少子化社会においては、余程の技術革新が毎年のようになされない限り、いつまでも右肩上がりの成長・拡大を続けられないことは確実で、また、現在の世界経済情勢をみても、アジアを中心とする途上国の経済的なめざましい発展のため、日本の国際競争力がかつてのように優位を保ち得ないことはほぼ間違いないところである。

イ 個人化・成熟化のニーズが高まる

そして少子化社会においては、人口が減少していくことに伴い、人々の関心や目標が「国全体の成長」から「安定」や「個人の豊かさ」へと向かうようになるのではないかと考えられる。

なぜなら、人口が増えるうちは、少なくとも人口増加率に見合った（実質）経済成長が達成されなければ人々の生活水準は維持できないが、逆に、人口が減少するほどに経済規模が縮小しないとすれば、個人の生活レベルを決定する1人あたりのGDP水準はかえって上昇し、個人の生活レベルは向上するからである。

また、価値観やライフスタイルの多様化という観点からも、個人化、成熟化の流れはますます進んでいくものと考えられる。

これまでの成長社会によって、日本が物質的に豊かになってきたことに伴い、生活の中で「物質的な豊かさ」を重視する人よりも「心の豊かさ」を重視する人の割合が増えてきており（図表 2-2-1）、こうしたことが、画一的ではない、そしてゆとりある生活ニーズを今後さらに高めていくものと考えられる。

このように、少子（高齢）化は、これまでの右肩上がりの成長社会を、安定化、飽和化、個人化という構造転換を通じて、成熟させていくことから、個人というものの重要性がこれまで以上に認識される社会になるのではないかと考える。

ウ 子ども一人一人への期待が高まる

また、少子化社会においては、子どもの数の減少により、将来を担う子どもたちがこれまで以上に注目され、一人一人への期待がさらに高まってゆくと考えられる。

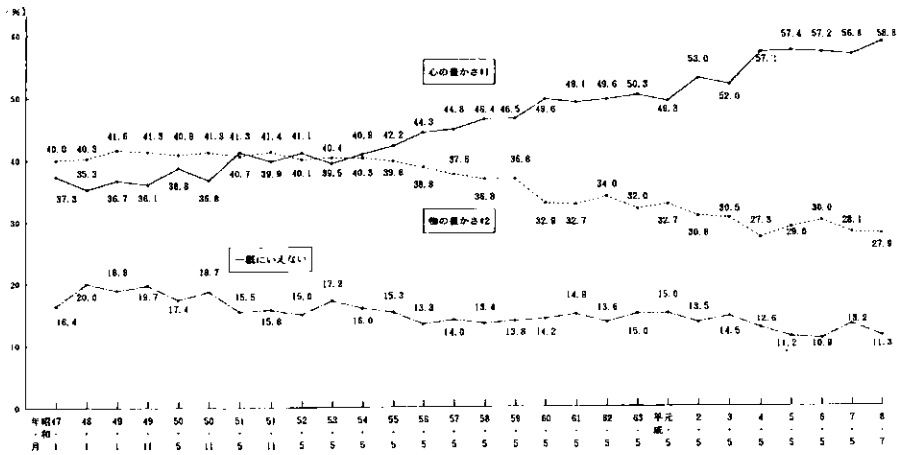
現在の社会を支えている現役世代全体にとって、今後個人化、成熟化していく未来の社会を引き継ぎ、担いゆくべき子どもたちをどのように育てていけばよいか、また、どのように育つのかについて、関心はさらに高まっていく。

またイで述べたように、物質的な豊かさを手に入れたこれまでの世代は、価値観の多様化などを背景に、自分自身についてより強く関心を持つようになる一方、親としての立場では、自分の子どもに対する関わりを深めていく。そうした中で親子関係 - 親にとって子どもが持つ意味も、変容することが考えられる。

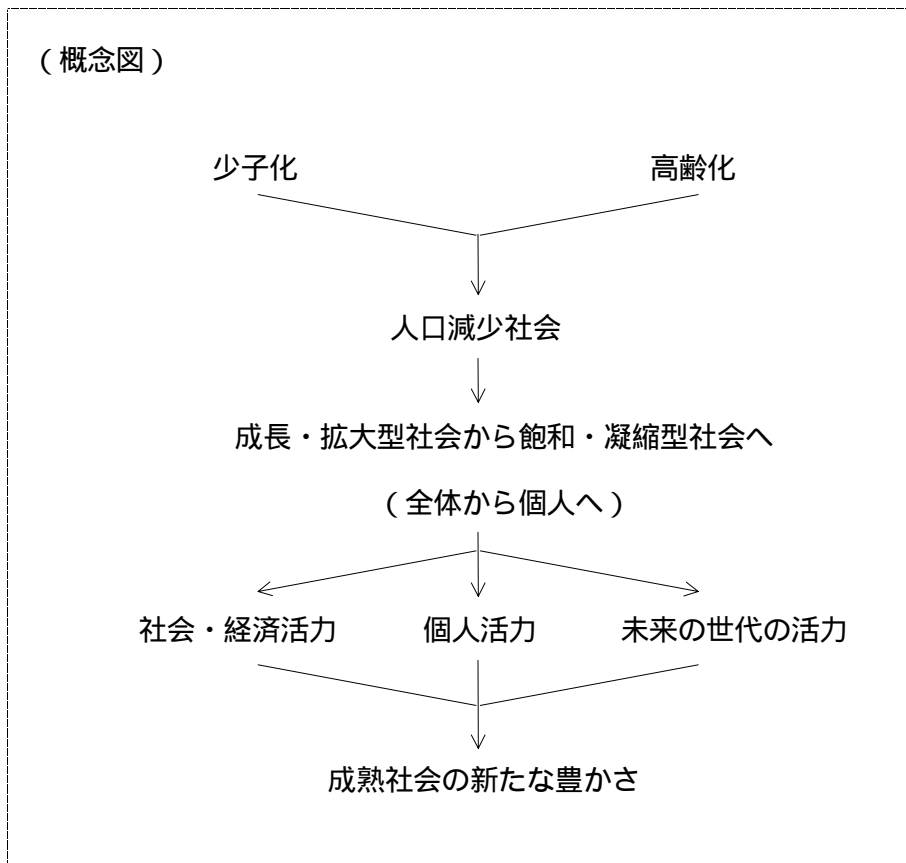
子どもは親自身の楽しみの客体となり、これまで以上に大切に育てられるだろうが、親

の都合が優先し“子どもにとっての幸せとは何か”という視点が弱まることも懸念される。こうした動きは少産化が進めばさらに加速することも考えられる。

(図表 2-2-1) 心の豊かさか、ものの豊かさか



*1 物議にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい
 *2 まだまだ物議的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい



第2節 少子化社会における自治体の課題

少子化の流れの中で、人口減少社会が目前に迫ってきた日本にとって、「個人化、成熟化」の動きを受け入れていくことは、時代の要請と言えるだろう。

そして、「個人化、成熟化」が進む社会に移行するには、社会・経済レベルでも、個人レベルでも、さらに未来を担う世代にとっても、元気、活力を失わないこと、つまり、新たな豊かさを手に入れていくことが重要である。（前頁（概念図）参照）

以下本節では、日本がそのような社会に変わっていくための課題、また、そのうち自治体ができることは何かについて整理する。

課題1 社会・経済等の活力の観点から

前節でまとめたとおり、少子化の進展は社会の様々な分野に大きな影響をもたらす。将来の日本の社会が、少子化の進展によって活力を失っていくのではないかという見方と、活力は失わないのではないかという見方があるが、現在と同じ社会制度を前提とする限り、長期的にマイナスの影響が強くなることは避けられないと考えられる。

社会保障問題では、すでに危機的状況が議論されているが、少子化の進展は高齢化を加速させ、さらに将来の状況を悪化させる。

また、経済面に関しても、少子化は個別の産業などに対してプラスに働く面もあるものの、硬直的な産業構造のもとでは、長期的な経済活力の低下は避けられない。

ドイツ国立人口研究所シャルロッテ・ヘーン所長は、少子社会を生き延びる施策として以下の4つをポイントとしてあげている。

- (1) 生産性の向上
- (2) 女性の職場進出
- (3) 引退年齢の引き上げ
- (4) 移民の受け入れ

これら4点について、日本の現状をふまえて考察すると、概ね以下のとおりである。

(1) 生産性の向上

これは、労働力（労働者数）の不足を、労働者1人あたりの生産性の向上によって補完しようとするものである。

生産性の向上は、工学技術的なものと、生産効率的なものの2種類に分けられるが、前者は基礎研究分野等における新規技術開発力がどの程度あるか、後者は、労働者をいかに効率的に活用できるかによるところが大きい。

日本社会において、今後わずかながらも経済成長が続くのであれば、労働需要もゆるやかながら増加を続けると考えられる。

一方、供給面では、少子・高齢化の進展により、労働供給が先細りとなるため、労働力需給は逼迫する。（さらに、労働時間短縮の社会的要請も、今後強まってくると考えられる。）

そこで、賃金水準の上昇が起こり、それに見合った労働生産性が達成できない企業が市場より脱落し、代わりにより効率性の高い企業のシェアが拡大する。

生産効率的な生産性の向上は、このような市場メカニズムを通して達成され、一定の資本や労働力のもとでの産出量が増大する。

ただし、労働需要の先行きに関しては、専門家の間でも見解が分かれており、長期間、企業が過剰な労働力を削減することで労働生産性の向上が図られた場合、ヨーロッパでよく見られるような、雇用の縮小均衡をもたらす経済成長パターンとなることがある。

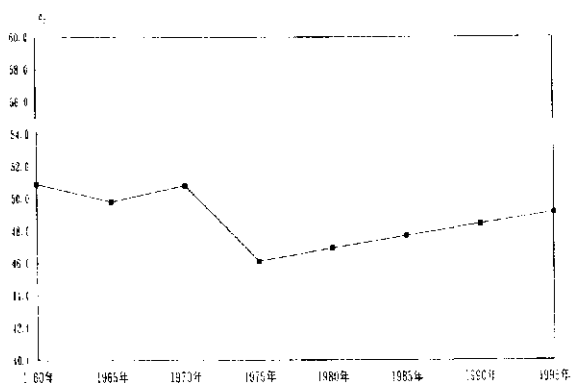
(2) (既婚)女性の職場進出

(1) と同様、ゆるやかな経済成長に伴い、今後ゆるやかに労働需要が増加するものと仮定すると、労働力人口の減少による需給の逼迫から、女性の職場進出機会が増加すると考えられる。

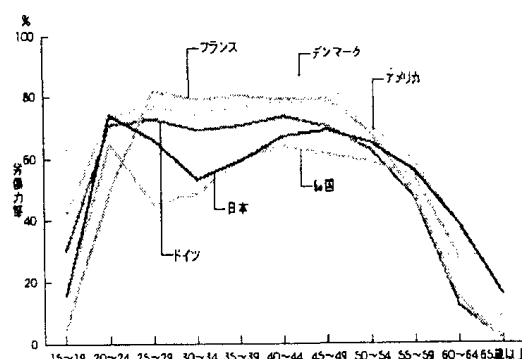
日本における女性の労働力率は、1975年を底に上昇を続けており(図表 2-2-2)、今後もこうした傾向は続くものと考えられるが、今まで家庭にあった(既婚)女性労働力が家庭外に出ることは、労働需給ギャップを緩和させることになる。

特に日本の女性の場合、年齢別の労働力率が、育児にかかる30~34歳の時期に落ち込むM字型といわれる形状をしており、これは現在の欧米先進国ではほとんどみられないものであるが(図表 2-2-3)、M字の底にあたる年代の無職女性の就業希望者比率は逆になっており(総務庁「就業構造基本調査報告」)(既婚)女性の潜在労働力は大きいといえる。

(図表 2-2-2) 女子労働力の推移



(図表 2-2-3) 主要国の女子労働力率



(3) 引退年齢の引き上げ

高齢化の進行は、高齢者の相対的な増加にほかならないが、引退年齢を引き上げることで、これまでは労働力としてカウントされていなかった部分を労働力化でき、労働需給の緩和に寄与する。

実際に、65歳以上の者を一律に高齢者と定義することには近年異論も多く、健康上、あるいは労働意欲の点からみても、65歳以上は労働に十分耐えうる人が多いと言われている。

また、引退年齢が現在と変わらない場合と比較して総貯蓄率が高まることにより、経済

成長の制約条件が緩和されるとともに、社会保障負担面でも、逼迫状況を緩和させる効果を持つ。

日本においては、生産年齢の女性の労働力率とは逆に、高齢者層の労働力率は先進諸国と比較して高い水準にあるが、それだけに、今後さらに高年齢者の労働力率を高めていくことは大きな課題であろう。

(4) 移民の受け入れ

移民の受け入れもやはり労働需給の逼迫を緩和させる要因となる。

しかし、移民労働者は日本人労働者と比較した場合、一般的に低賃金であると考えられるため、女性、高齢者の一部を労働市場から駆逐する可能性がある。

また、単純労働者を受け入れると、そのような労働者は国内の最も労働生産性の低い部門に集中すると考えられる。

さらに、製造業部門に関しては、安価な製品を輸入することで、低廉な外国人労働力の輸入に代替できるとの指摘もある。

この他にも、移民の受け入れは、産業・経済面とは別に、文化摩擦や治安の悪化等をもたらすと懸念されているところもある。

いずれにしても、移民の受け入れは高度に国策的な問題であるといえる。

以上を総合的に判断すると、社会・経済活力を今後も維持していくためには、技術開発力を高めていくと同時に、規制緩和によって産業空洞化を克服し、生産性の向上（特に生産効率的なもの）を図ることが必要であろう。

また、あわせて、女性と高齢者が働きやすい制度、環境を実現するための法的整備も必要であろう。

移民の受け入れについては、産業・経済のみならず文化面にまでわたる問題ゆえ、国民的議論によって対応を検討すべきと考えられるが、いずれにせよ、これらの点はいずれも国家的対応が必要となる。

自治体にとっては、社会・経済活力の観点からは、地域における新規産業創出の手助け、意識面での普及啓発など、側面支援すべき点は多いが、女性が職場へ出かけていくことのできる家庭・地域環境の充実を中心にサポートしていくことが、最も大きな課題ではないかと考える。

課題2 個人のライフスタイル、自己実現の観点から

少子化という現象をこれまでの社会体制のひずみの一つとして捉えるならば、その課題を考える上では、男性中心の社会を転換していくという意味で、“女性”と“子ども”がその活力を十分に発揮できるよう生活の場を整備し、サポートしていくことが、自治体にとっての大きな課題となるであろう。

“子ども”に関する課題については次の「未来を担う世代の活力の観点から」の項で整理するので、ここでは女性のライフスタイル、自己実現の観点から、少子化社会において自治体がとり組むべき課題について整理する。

未婚率の上昇を通じて約 20 年前から日本における少子化が進んできたことは第 1 章の第 1 節ですでに述べた。

その理由は、女性の高学歴化により、その就業意識が高まり、また、社会においても高度な女性労働力の需要が増大してきたことから、男女間の賃金格差が縮小し、そのため、女性のライフコースの選択肢も「結婚 専業主婦」以外のものが増えてきたためと言われている。

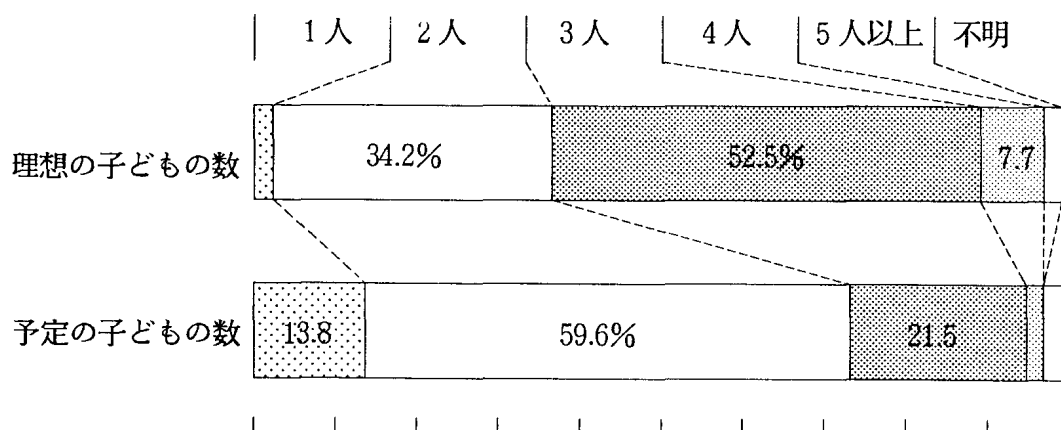
また、結婚した女性の出産行動については、現時点では統計的に少産化の現象は確認できないが、専業主婦であれ仕事をしている女性であれ、子どもを持つことより自分もしくは夫婦の生活をより大切にするとした選択をすれば、少産化の動きが強まることも考えられる。

こうした動きは、個人の価値観によるところが大きいですが、それはそれとして尊重しなければならない。

一方で、出産・子育てを望む人々の理想のライフスタイルの実現が、社会的要因により一部妨げられているという指摘が多くなされている。国や県などが実施した複数の意識調査によると、未婚者も含め、子どもを持ちたいと思う者が大半を占めるものの、その理想と現実の子ども数にはギャップがあり、その背景にある社会的要因について何らかの支援が必要であるように思われる。(図表 2-2-4)(図表 2-2-5)

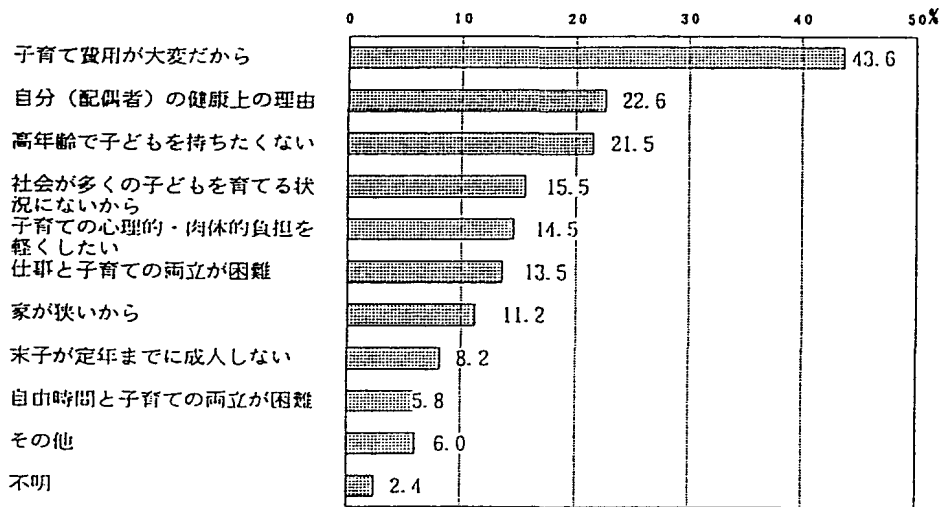
そこで、以下では、出産・子育てを望む人々にとって、その希望を実現していく上での課題を簡単にまとめる。

(図表 2-2-4) 理想の子ども数と予定の子ども数



「子育てについての県民意識調査」(1994年10月)

(図表 2-2-5) 予定の子どもの数の方が少ない理由



(1) 就業している女性の場合

女性にとって、就業継続と結婚・出産・育児はトレードオフに近い関係にあることは、多く指摘されているところである。

女性が「子どもも仕事も」という希望を持つ場合、現状はそのような選択を容易にはしていない。

例えば、やや時点が古いですが、厚生省が1992年に実施した第10回出生動向基本調査では、既婚女性のライフコース別平均出生児数を結婚持続期間ごとに比較しているが（図表 2-2-6）DID地区（人口集中地区）では、一貫して就業を続けた者の方が、出産後再就業した者や専業主婦と比較して無子割合もかなり高くなっており、そのため、平均子ども数もやや少なくなっている。

(図表 2-2-6) 妻の結婚期間別平均出生児数

(単位：人、%)

地 域	ライフコース	結婚持続期間				無子割合 (%)	
		0~4年	5~9年	10~14年	15~19年	10~14年	15~19年
全 国	一貫就業	0.40	1.54	2.05	2.16	14.1	7.9
	再就職	1.61	2.05	2.28	2.28		
	専業主婦	0.90	1.90	2.20	2.10	3.6	3.8
	その他	1.26	1.92	2.21	2.27	3.1	2.0
人口集中地区	一貫就業	0.32	1.28	1.67	1.94	27.4	12.1
	再就職	1.59	1.91	2.19	2.26		
	専業主婦	0.88	1.83	2.17	2.08	4.2	3.2
	その他	1.16	1.79	2.17	2.25	4.0	3.1
非人口集中地区	一貫就業	0.58	1.89	2.32	2.34	4.5	4.4
	再就職	1.67	2.23	2.39	2.30		
	専業主婦	1.01	2.09	2.27	2.15	1.7	5.4
	その他	1.53	2.16	2.28	2.30	1.6	

さらに、育児休業法が施行される前のデータではあるが、厚生省が1990年に特別調査として実施した女性の職種別合計特殊出生率は、非就業者の平均が約3であるのに対し、

就業者の平均がわずか0.6となっており、就業を継続しながらの出産の少なさが如実に表れている。(図表2-2-7)

こうした現状は、企業などの雇用慣行による影響が大きいものと考えられるが、同時に、家庭における男性の家事・育児の分担、協力が少ないことによる影響も大きい。(図表2-2-8)

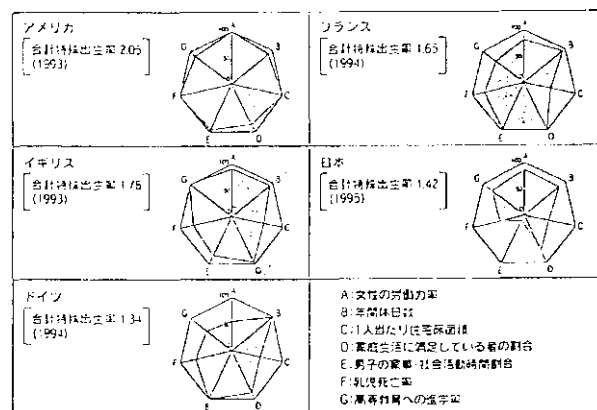
就業を続けたいと願う女性にとって、こうした社会環境や家庭環境の改善が最重要課題であると考えられる。

(図表2-2-7) 母親の職業別合計特殊出生率(1990年) (図表2-2-8) 先進5カ国の家庭を取り巻く環境比較

総数	1.52
就業者総数	0.60
専門的・技術的職業従事者	0.91
管理的職業従事者	...
事務従事者	0.47
販売従事者	0.48
サービス職業従事者	0.53
保安職業従事者	1.48
農林漁業作業者	2.11
運輸・通信従事者	0.41
技能工・採掘・製造・建設作業者及び労務作業	0.47
無職	2.96

(出典)平成2年度人口動態職業・産業別統計 人口動態特殊報告(厚生省)

(先進5カ国について、それぞれの統計が第1位となっている国を100とした場合の比較)



(2) 家庭で子育てをする女性の場合

子育てをする女性にとって、近隣とのつき合いが薄らいでいることより、子育て情報を日常生活の中から得にくくなっている。

また、コミュニティが存在する場合でも、新規参入者にとっては、「公園デビュー」などといわれるようにハードルが高くなっている。

こうしたことから、育児での孤独感を訴える者も少なくないと言われているが、家庭における夫の不在、夫の家事・育児の協力の少なさが、その孤独感をさらに高める原因となっていると指摘されている。

このような状況は専業主婦に限らず、育児休業を取得して一時的に育児専念をしている女性の多くにも共通しており、家庭において子育てする女性にとって大きな課題であると考えられる。

一方、専業主婦として子育てに自己実現を見いだそうとしている女性の場合、育児の充実を求めて子育てネットワークを形成し、グループ活動を行っている者^(注)も少なくない。

こうした人々は現状には決して満足しておらず、地域における育児環境に対してより高い満足度を求めて活動しているため、その活動が活発化することは、結果としてその地域の「子育て力」を高めていくことにつながってこよう。

従って、子育てにおける自己実現(個人生活の充実)という観点と同時に、地域の子育て環境の充実という観点からも、子育てネットワーク活動を活発化させていくことが今後の課題といえよう。

(注)近年では、男性の育児サークル参加者もごくわずかだが見られるようになってきた。

以上の観点から、やはり女性が仕事に向かうことができる環境づくりが大きな課題としてクローズアップされるのはもちろんのこと、地域における育児の孤独感の解消、育児ネットワーク活動の活発化などについても目を向けていく必要がある。

国レベルでは、女性が働きやすい環境を実現するための法的整備が必要なことは言うまでもないが、個人の生活環境により近い部分とその対象とする自治体にとって、日常生活のレベルでの女性のサポートは喫緊に取り組むべき課題といえよう。

課題3 未来を担う世代の活力の観点から

子どもは将来の社会を支えていくべき貴重な人材であることは論を待たない。

少子化の進行により子ども数が減少傾向をたどると、社会保障問題等に大きな影響を与え、また、経済活力の低下等が懸念されることは先に述べたが、こうした状況に陥ると社会全体に閉塞感をもたらすことは避けられない。

そのような社会を引き継ぐことを運命づけられた子どもたちもまた、未来に対して明るい希望を持ちにくくなる。

子どもの立場に立って考えた場合、このような悲観的な未来予測は現役世代以上に深刻な問題であるといえる。

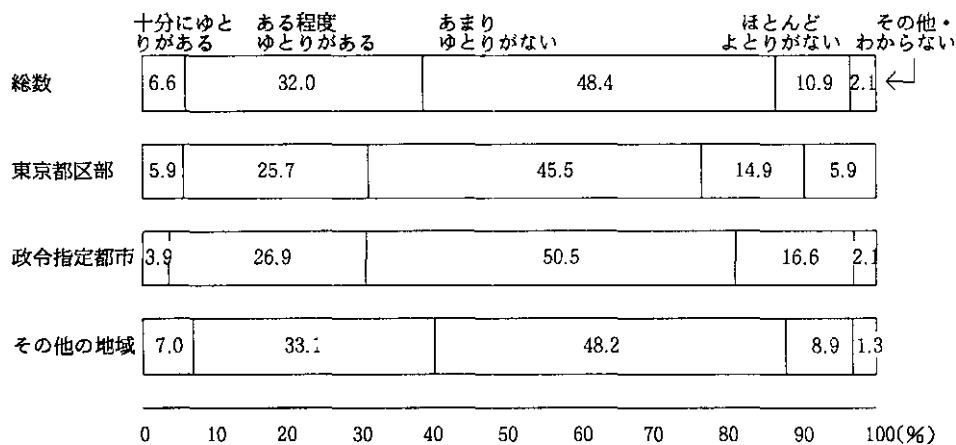
また、子どもたちが育っていく環境も、時代とともに変化してきている。

比較的生活水準の低い開発途上の国々では、子どもは家計を支えるための「稼ぎ手」として期待されていることが多いが、先進国では、子どもが「稼ぎ手」というよりはむしろ親にとっての「養育の対象」となっている。

日本においてもそれは例外ではなく、近年では子どもへの期待から、親の子どもに対する接し方、育て方が変化してきており、数少ない子どもを大事に育てるようになってきている。しかし、時としてそれは子どもへの過度の期待、過干渉となって表れ、そのことが子どもの教育機会に対する親の過度の欲求や周囲の人々より遅れることへの不安となって塾通いの増加を引き起こす一因となっているとの見方もある。

これらのことは、社会全体や親の世代にとっても大きな問題であると同時に、子ども自身にとっても、ゆとりの減少という大きな問題を投げかける。(図表 2-2-9)

(図表 2-2-9) 子どものゆとりに関する意識



さらに、子ども数が減少することで、子どもが育つ上で社会性を身につける機会が減少するなど、未来の世代が育っていく過程での問題は多い。

そこで、以下では子どもを育てる側の親の立場と、育つ側である子ども自身の立場から、それぞれの課題についてまとめる。

(1) 子どもを育てる側（主として親）の立場

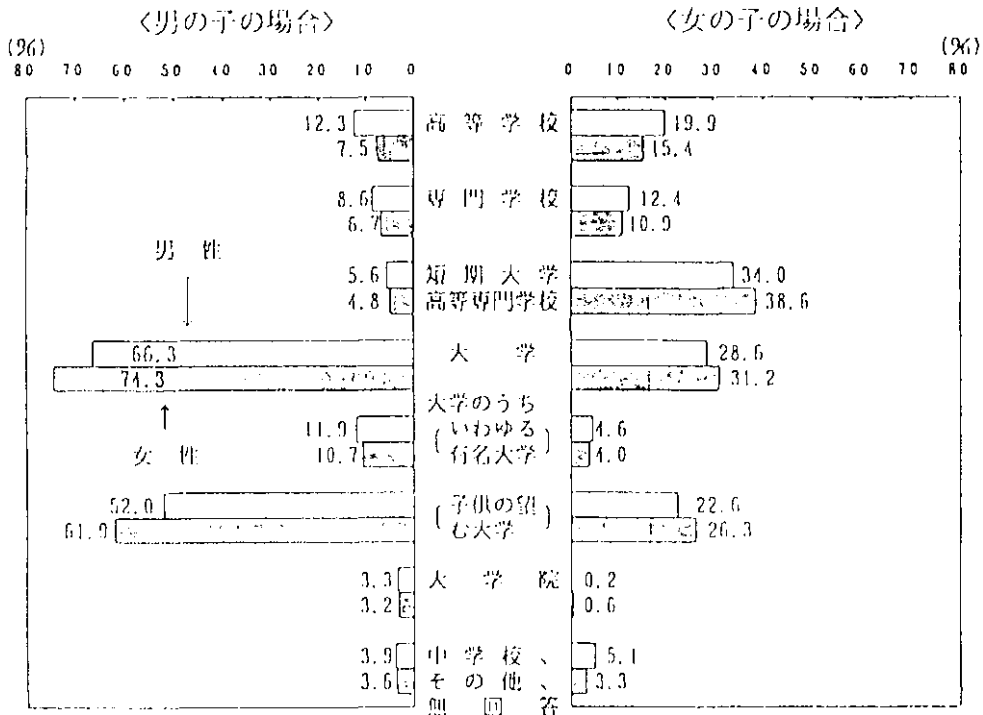
親子関係の濃密化、子どもに対する消費支出の割合の増加などは既に起き始めている現象であるが、今後、社会全体の子ども数がさらに減少し、また、きょうだい数も減ってくると予想されていることから、さらにその割合が増すのではないかと考えられる。

現在でも既に、親の子どもに対する期待が子どもの教育面などに表れ、結果として教育費の増加による負担感の増加へとつながっている面があると考えられるが、少子化の進行に伴い、そうした傾向が今後さらに強まっていく可能性がある。(図表 2-2-10、図表 2-2-11)

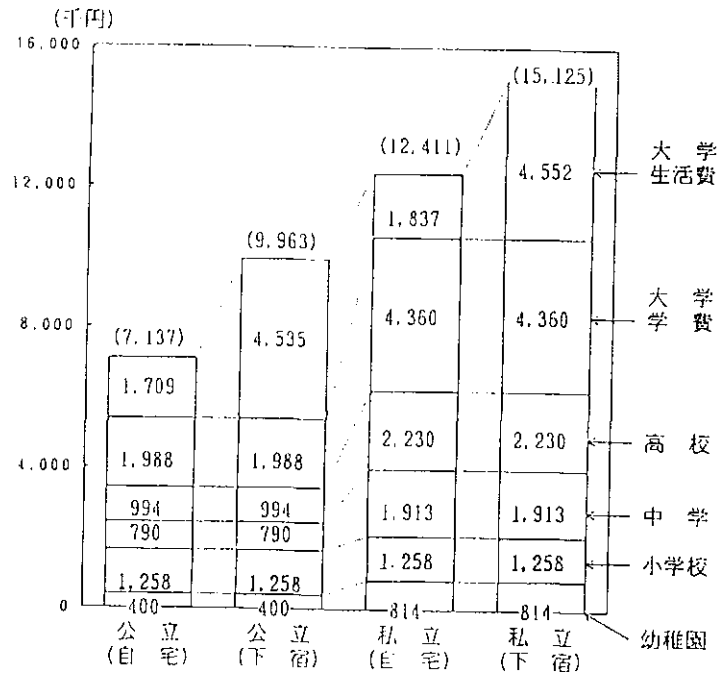
また、課題 1、2 でも述べたように、今後は女性の社会進出が進むと考えられることから、子どもが育っていく家庭環境が変化し、子育て機能の一部が家庭外へシフトすることが予想される。

そのため、子どもを育てる側である親の観点からは、教育費用問題、女性の社会進出等による子育ての外部化への対応などが今後の課題であると考えられる。

(図表 2-2-10) 親が子どもに希望する学歴



(図表 2-2-11) コース別教育費支出比較



(2) 子ども自身の立場

少子化により子どもの数が減ることで、子ども自身にとっては互いに切磋琢磨する機会が減少し、また、都市部においては、地域社会における対人関係の希薄化などから、子どもが様々な社会体験を積む機会も減少するものと考えられている。

さらに、子ども数の減少は教育現場において余裕をもたらす一方、現状のままでは塾通いの増加、受験などで生活時間にゆとりがなくなる傾向が一層進むと考えられる。

こうした状況にあっては、子どもが育っていく過程において、自分自身で判断する力が十分につかず、また、個性と創造力という点からも伸び悩みの一因となるのではないかと懸念される。

特に、今後、未来の担い手となる子どもの価値が高まる社会においては、その子どもたちが自立性、大局観、個性、創造力などを身につけられるかがますます重要性を持つと考えられるため、子どもの視点に立って、このような力を育てていくことが課題であるといえる。

以上より、育てる側にあっては年々増加する教育費の負担、子どもへの過度の期待と裏腹の親の不安への対応について議論を重ねる必要がある。

また、女性の社会進出に伴う子育ての家庭外へのシフトを的確に受け止め、子どもにとって不安・不足の少ない育児体制を整えることが急務であると同時に、それぞれの地域における子どもの社会教育力・養育力を高めていこうとする努力も重要であろう。

さらに、現在社会の中心となっている世代全体にとって、将来の世代に負の遺産（社会保障、自然環境の悪化など）を残さぬ努力を絶やさないことが必要であろう。

一方、子どもの立場では、生活にゆとりが生まれることが最大の課題である。子どもの

自立性、創造力、多様化する社会への対応力などが高まるような、ゆとりのある環境は、これからの未来を背負う子どもたちにとって不可欠であるといえよう。

そのためには、国においては、画一的ではない教育の実現のための法的環境整備、費用負担構造への対応等を進め、女性が社会進出に伴う子育ての家庭外へのシフトを受け止めるための法的整備が望まれる。

また、自治体によっては、女性の多様なライフスタイルの実現に合わせた地域環境整備、多様な教育プログラムの実現等を支えていく必要がある。

さらに、国、自治体を問わず、これまで課題1、2で触れてきたような諸課題に取り組み、社会の活力を失わず、次の世代へ負の遺産を残さないよう努力するとともに、子どもの生活にゆとりを創出し、子どもの育つ力を社会全体で創り出すために、子どもが社会的財産として認識されるようなコンセンサスづくりをすすめることが必要であろう。

第2部 心豊かな少子化社会の構築へ向けて

第1部では神奈川県の人ロ動態の分析や現状を整理するなかで、少子化（合計特殊出生率の低下）の要因と少子化社会において自治体に取り組むべき課題について考察した。

その結果を踏まえ、第2部では心豊かな少子化社会の構築に向けた提言を行う。

まず第1節では、海外における少子化先進国の例などをおし、少子化対策の意義について考察し、第2節においては少子化社会に対する基本的視点と、自治体の具体的な施策の方向性、更にはその中から特に「事業プラン」として、事業化の検討材料となるものを提案する。

第1節 少子化対策の意義

本研究では少子化を「避けがたいトレンド」として受け止め、少子化が進む社会にあっても活力を失わないために、自治体としてどのような課題に取り組むべきかについて検討してきた。

次節において、「少子化社会に対する基本的視点」及び「自治体の取るべき施策」について提言を行うが、ここでは少子化対策の持つ意義（期待しうる効果）について考察し、“提言”に対する考え方を整理したい。

少子化対策の出生奨励効果

少子化問題に対して何らかの施策を講じる場合、ヨーロッパの「少子化先進国」では、ほとんどの国が「家族政策」という名のもとに、出産・育児等をサポートする社会福祉政策を採用している。

しかし、一般に家族政策と出生率との間には、明確な因果関係は見出しにくいと言われている。

例えば、アメリカの場合、家族政策というものがないにもかかわらず出生率は高く、イギリスも同様に家族政策はないものの、出生率は中位で安定している。

一方、同じく出生率中位グループのフランスでは伝統的に家族政策に力を入れているものの、長期的回復傾向にあるとは言えず、また、ドイツの場合は、家族政策はあっても出生率は世界有数の低さとなっている。

また、スウェーデンは、金銭的な手当、休暇・休業制度、保育サポート体制、婚外子の権利の充実等ヨーロッパにおいて最も手厚い家族政策を実施し、1970年代後半から1990年頃にかけて出生率が大幅に回復したが、近年の同国の経済停滞により、税収が減少したことから福祉の後退が起こり、その結果、この数年間に出生率は再び大幅に低下をはじめている。

こうしたことから、少子化対策としての「家族政策」は、出生率に対して本源的な影響を持ち得ず、あっても一時的なものに過ぎないとの見解が定説となりつつあり、少なくとも（積極的な）出生奨励策としての意義は見出し難いと考えられる。

少子化対策の家族福祉効果

一方、ヨーロッパにおける「家族政策」の直接の目的は、家族福祉を進めることにある。家族福祉の推進は、出産から育児の時期を迎えた家庭にゆとりをもたらし、出産する人とならない人、子育てする人とならない人、家庭外で働く人と働かない人の間での社会的不公平感をなくしていく効果があると考えられる。

こうした政策は、現在の日本の状況を考えると、今後重点的に取り組む価値があると思われる。

これまでも述べたように、これからの少子化社会を迎えるにあたり、社会・経済活力の観点からも、個人活力の観点からも、自治体にとっては「女性」がキーワードとなるが、このような観点から家族政策を進めるということは、女性にとって、働きやすい、そして子育てしやすい社会・家庭環境の実現を目指すことになる。

またそれは、個人のライフスタイルの実現、つまり個人活力をサポートすることでもあり、同時に、女性の就業の促進を通して社会・経済活力を保ち、高めていくことにもつながってくる。

そして、それが積極的な出産奨励としてではなく、個人を取り巻く環境の改善による出産回避の減少という形で出生率の向上に結びついたとすれば、個人にとっても、社会全体にとっても喜ばしいこととして歓迎されよう。

少子化対策の次世代育成効果

「家族政策」による福祉効果によって、その親ばかりではなく、子どもにとってもゆとりが生まれ、その育ちゆく環境が良好になることが期待される。

また、同じく家族政策の一環として、育児ネットワーク活動を支援した場合、それは地域の子育て力を高める効果を持ち、子どもの発育にとってもプラスとなる。

従って、少子化対策には、家族政策の向上と同時に、次世代を育成していく、「未来の活力源」である子どもたちをのびのびと育てていくという目標も重要であり、またその意義もある。そのためには、子どもが社会的財産であるという認識のもとに、親の力のみならず、社会全体で子どもを育てていくことのコンセンサスをつくる必要があると考える。

以上見てきたように、「個人の生活」というレベルで考えた時に、少子化対策は家族福祉の向上や次世代の育成を目標として取られるべきであるが、本研究チームの提言もそうした観点から検討されたものが中心となっている。

第2節の提言にあるような施策を進めた場合、今後女性の就業志向、就業率がさらに高まり、出生率の低下が今以上に進む可能性もあるが、少子化がさらに進んだ場合でも、それはそれとして割り切って、社会・経済活力、個人（特に女性の）活力、そして未来を担う世代の活力のすべてを維持し高めていくことが必要であろう。

第2節 提言

(1) 少子化社会に対する基本的視点

男女が共同して参画できる社会システムの構築

少子化社会においては、人口構成の変化が社会・経済活力に影響を及ぼし、かつてのような右肩上がりの経済成長は一層困難になる。それはある意味では男性中心の社会が終焉したともいえるであろう。そうした中で、ある程度の経済成長を確保し、安定的な社会を維持していくためには、現行の社会システムを本当に男女が共同して参画できるものへと組みかえていく必要がある。“働く女性の仕事と子育ての両立を支援する”ということだけではなく、男性も仕事と子育てが両立できるような社会システムを目指すことが重要である。

家族を越えた地域レベルでの支援・交流

核家族化の進展や、都市化の進行による“向こう三軒・両隣”といった近隣関係が変容するなかで、家族のあり方も大きく変わってきている。少子化は単に子どもの数が減少するだけでなく、それまでは子どもを通して地域、近隣と関わってきた親の社会的機会をも奪うものである。

これからの育児、介護といった問題は一家族内で解決できるものではない。行政としては、既存の近隣関係等を尊重しつつも、新たな地域ネットワークの構築、地域レベルでの支援・交流を考える事が重要であろう。

多様なニーズに対応できる選択可能なサービスの提供

少子化傾向とともに社会が成熟化していくなかで、今まで以上に個人の“生活の質”が問われるようになるであろう。人々の性格がバラバラなようにライフスタイルも多様化が進む。あらゆるニーズに対応することは不可能であるが、少なくとも個々人が自ら納得して選択し得るだけのオプションは用意する必要があるだろう。

少子化と高齢化をミックスした柔軟な発想

少子化の進行は人口バランスを崩し、高齢化を加速させる。その過程で子どもの社会性の喪失や、高齢者の生きがいの確保などが大きな問題となることも考えられるが、両者の長所を互いに生かしながら、課題の解決に向かうことが重要となろう。縦割りの行政を越えた柔軟な思考が求められる。

(2) 自治体の取るべき施策

I 多様な就業を可能にする労働環境整備

少子・高齢化の進展は人口バランスを崩すと同時に、労働力人口、特に若年労働力が減少することから、生産性の低下、創造的な研究活動の停滞など、さまざまな問題を引き起こすであろうとされている。

一方、これまで「女性は家庭、歳をとれば引退」ということが、当たり前のように考えられていた人達が、社会環境の変化やそれに伴う意識の変化によって、その生き方を大きく変えようとしている。

今後、さらに社会が成熟化していく中で、ある程度の活力を維持していくためにも、こうした人達が各人の能力を十分に発揮できるような多様な労働環境を整備していくことが必要となる。

1 仕事と子育てとの両立支援 ○ターゲット 働く女性

働いている女性にとって仕事と子育ての両立はなかなかむずかしい。パートナーである男性は、長時間労働の中で、家族とともに過ごす時間が短かく、女性に子育ての負担が集中しており、特に働いている女性は、産みたくても産めない状況に置かれている。

女性が子どもを育てながら、生き生きと働けるかどうかは、仕事と子育てとの両立を支援するための環境整備の状況いかんで決まることになる。

男女が職場でも家庭でも公平に仕事を分かち合う社会を目指す意味からも、育児休業法等の法整備を進めるとともに、女性が働きながら子どもを産み育てられる雇用環境を整備することは、優秀な人材の確保、また社会全体の活力を維持していくために必要なコストであるという意識を、雇用主に浸透させるよう啓発していくことが必要である。

2 男性の育児参加推進 ○ターゲット 働く男性

現在の日本では、男性が育児休業をとるという社会土壌がまだできていない。育児で休むことは、出世に影響したり、有形無形の風圧があるのが現実であるという。

しかし、少子・高齢化の進展により女性の社会進出や社会全体での子育てへの欲求は高まると思われる。そうしたなかで女性の負担を軽減するだけでなく、子どもの成長を確保していくためにも、父親の育児参加は重要である。また男性自身にとっても育児に関わることは地域、また大きく社会全体を新たな視点でとらえ直す契機となるであろう。制度の整備・拡充は当然必要であるが、それが実際に活用されるかどうかは別問題である。意識の変革のためには、まずやってみることで、その経験を通しながらより良い制度を確立していくことが重要である。

3 多様な就業形態への対応

育児により仕事を中断し、子育てを終えてから再就職を希望する女性のなかには、正規として雇用されることを望みながら、やむを得ずパートタイマーとして就業している人も多数存在する。子どもを育てながらフルタイムで働き続けられる条件を整備すると同時に、出産のために退職したのちに労働市場に復帰する際に、経済的不利益を被らない労働市場システムの確立が必要である。

また、働く人のニーズは多様化してきており、特に高齢者や若年層がその能力を十分に発揮しうる労働環境を整備するとともに、フレックスタイムや労働時間の短縮等、ゆとりある働き方、労働条件の整備も進めていく必要がある。

II 家庭・地域の子育て環境の整備

核家族化に伴う家族機能の縮小や近隣関係の希薄化によるコミュニティの弱体化などが進む一方、最近ではいわゆるNPOといわれる団体が、地域において特定の目的のもと住民・市民の力を結集し行動を起こすといった動きも目立っている。

また、少子化が進む中、未来の活力を担う人材としての子どもの価値を認識し、社会全体で育てていく体制を早急に確立することが求められている。

こうしたことを前提に、働く女性の仕事と子育ての両立支援や専業主婦の子育て負担の軽減などを進めることが必要であろう。

また、子どもの健全な成長を第一の目的に、自助的な子育てグループのほか、高齢者や社会貢献の意欲のある青年層なども巻き込み、地域社会全体で子育てを支援する仕組みをつくることが重要である。

1 子どもが育つ住環境づくり ○ターゲット 特に子ども

少子・高齢化の進展は子ども自身に対してもさまざまな影響を及ぼすが、地域や家庭内における子どもの数の減少や核家族化により社会的訓練の場が減少することが、大きな問題として指摘されている。

こうした問題の解決には、子どもが地域において大人も子どもも含め多様な人間に出会う必要があるが、都市化の進展により大人中心の機能優先のまちづくりが進んだ結果、現在の地域社会においてはそうした要求を満たすことは難しい。

今後の住環境を考える上では、自然環境との調和やアメニティの確保などと同時に未来の活力を担う子どもたちが、さまざまな体験ができ、またゆとりが感じられるような場の創出といった視点も重要になる。

2 地域子育て力の拡充 ○ターゲット 特に子どもを育てる人・子ども

子育ては母親が担うというのは、たかだか明治以来の慣行にすぎない。祖父母や傍系の親族、また多くの兄弟がいた大家族制のもとでは、家庭は社会の縮図のようなものであり、その中で子どもも多くのことを学ぶことができたが、現代のような核家族、ましてや子育ては母親が一身に担っているという状況下では、家庭の子育て機能の低下は避けられない。

少子・高齢化が進むなかで、子どもは未来の財産であるという意識を更に広く社会で共有し、社会全体・地域全体で子どもを育むという視点で、家庭・学校・コミュニティが連携し、相互補完しながら子育て力を拡充していくことが重要である。

3 子育て相談機関の充実 ○ターゲット 特に専業主婦

父親不在、育児不安、公園デビュー、氾濫する育児情報等々、専業主婦の子育て環境は必ずしも良好なものとは言えない。少子化が進展するなかで、ともすると女性の仕事と家庭の両立支援という方向に目が向きがちで、専業主婦に対しては冷たくあたる傾向にあるが、個人の自己実現、多様なライフスタイルの尊重という観点からすれば、仕事の有無に関わらず、子育て環境の改善は図られるべきである。

普段は話し相手のいない母親たちが、気軽に話したり、悩みを打ち明けられる人や場所を確保するとともに、地域で活動する子育てグループの支援などをおし、その孤独感・不安感を取り除くことが重要である。

4 誰でも利用できる保育サービスの充実 ○ターゲット 子どもを育てる人

核家族化の進展やワークスタイルの多様化などにより、育児サービスのニーズも多様化が進んでいる。一時保育、病児保育、乳児保育などの既存の施設を利用したサービスの拡大をはじめ、駅型保育施設や、会員組織により保育をお互いに助け合う仕組みなど新たな保育形態の拡充も考慮することが必要となるであろう。

保育園と幼稚園の連携や保護者の就労の状況とは切り離した必要とする人への必要な保育サービスの提供などによって、親にとっての利便性の向上と子どもの健全な成長を、同時に満たしうるサービスを提供することが望まれる。

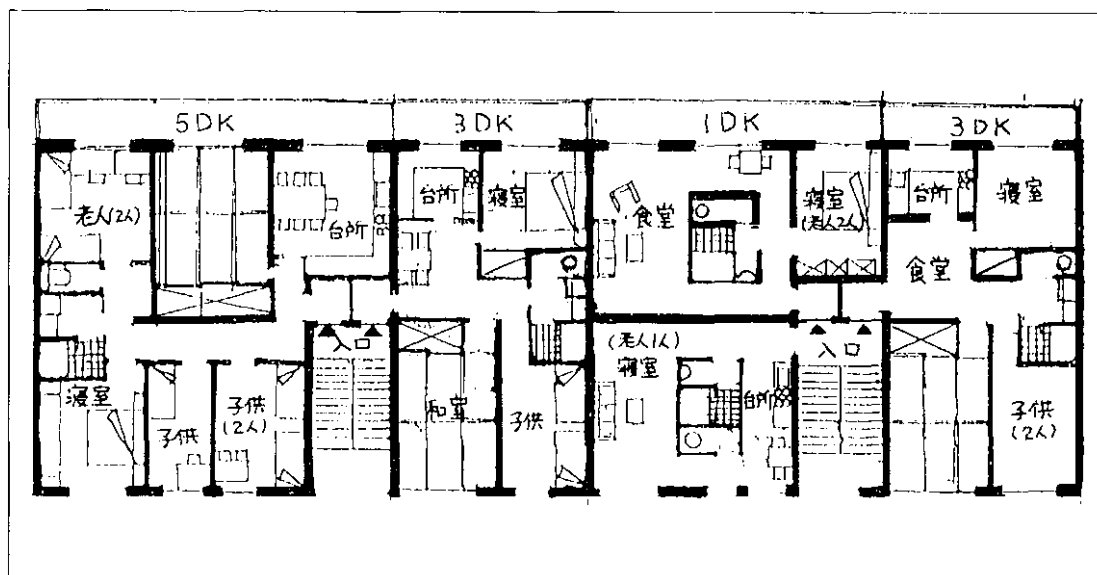
事業プラン

1 コミュニティ住宅の供給 住み手の世帯構成に合わせた間取りの住宅供給

(ねらい) 神奈川の賃貸住宅においては、一団地あるいは一住棟に、同じタイプの間取りの住宅が供給されており、所帯の拡大や縮小に合わせた住み替えを同じ場所では行うことは難しい。その結果、時として必要もない部屋数の多い間取りに一人で住むことになる。

こうした非効率的な住まい方を解消し、住宅という社会資本の有効利用を図るとともに、合わせて、子どもが高齢者や若夫婦、単身者などさまざまな人たちと触れ合える環境を整備することによって、その社会性の向上を図ることを目的とする。

(手法) 神奈川全体の「賃貸住宅の供給構成比率」を新たに整備基準として策定し、公営・民間を問わず、その基準に準拠し団地あるいは棟ごとに、所帯構成に対応する1DK、2DK、3DKの間取りを組み合わせた賃貸住宅を供給する。



(効果) 特に神奈川のような人口密度の高い都市において住宅交換が奨励され、県民がそれぞれの家族構成に応じた広さの住宅に住むことが可能となる。

また、子どもがさまざまなふれ合いができる環境を整備することにより、その社会性の形成に資することができる。

2 原っぱ再現・遊びのボランティア 子どもだけの遊び場の確保

(ねらい) 子どもが子供同士の自由な発想で、主体的に遊べる場を確保し、その社会性の形成を促進する。

(手法) 企業の有休地、公共用地などを利用し、子どもだけの遊び場 - 遊具等は置かず、子どもたち自身が自由な発想で遊べる“原っぱ”を整備する。

また、地域のボランティア、例えば大学生や高齢者などと連携し、安全性を確保する仕組みを構築する。

(効果) 集団の中での利害関係や対立感情のもつれ等の障害を体験、また克服する過程で、社会性や他人を思いやる心、自己主張の形成などが可能となる。

3 パパ・クォータ制の導入促進 男性の育児参加を進め、社会を変える

(ねらい) 過度に偏っている育児に関する女性の負担を軽減するとともに、スローガンだけでなく真の男女共同参画社会の構築を目指し、男性の育児参加を促進する。

(手法) 本来は男性の育児休業取得の義務化が望ましいが、まずは先進国スウェーデンの事例等を参考に、パパ・クォータ制(父親の最低1ヶ月の育児休業取得)の社会的な認知を得るための、キャンペーン・啓発活動を行う。

仕事を休むことに不安のある男性も取りやすいように、フレックスタイムや勤務時間の短縮等の制度も含めた「パパに育児を！」キャンペーンを行政と労使が一体となって、積極的に展開する。

男性の育児のための制度を取り入れた企業を「人に優しい企業」として広くアピールしていく。

(効果) これまでのような男性中心の仕事の分担や労働形態の見直しを迫り、ワークスタイルの多様化を進める。

男性が育児をとおり地域社会と触れ合うなかで、その意識が変わりスローガンだけではない真の男女共同参画社会への道を開くことができる。

母親だけでなく父親が育児に参加することで、父と子の良好な関係を築くことができる。

4 スーパー・インフォメーション事業

地域活動の情報提供の拠点としてスーパーを活用する。

(ねらい) 日常的に利用する場所で、子育てに関する必要な情報を気軽に手に入れることができる。

(手法) 子育てやボランティア、地域クラブ活動などに関する「インフォメーション・ボード」をスーパーマーケット等の一角に設置する。企業は場の提供、管理・運営は地域活動グループ、そして行政は情報の提供や運営のアドバイス等の側面支援と、三者が一体となった運営をはかる。

(効果) 専業主婦の精神的な孤立感を解消し、育児不安や育児ノイローゼの発生を予防するとともに、地域の子育てグループ等の活動の活性化を図ることができる。

5 ニュータイプ保育施設の整備

多様なニーズに対応できる機能別保育施設の計画的整備

(ねらい) 子育てをする家庭の保育ニーズが多様化してきていることから、これまでの一律の制度として機能してきた保育所から、利用者の立場で柔軟に選択できる保育サービスを提供するシステムに転換する。

(手法) 現在、乳幼児の保育、教育施設として位置づけられている保育所、幼稚園のそれぞれの持つ特徴を生かしながら、地域内の社会資源として改めて再編整備し、計画的に配置する。

[タイプ別施設案]

タイプ	主な対象	設置主体	備考		
標準保育タイプ	0歳からの乳幼児を対象に、概ね朝7時から夕方7時までの12時間開所する保育所	民間	立地や設備内容に応じ複合化も考える		
幼児教育タイプ	3歳から就学前までの集団による教育を希望する幼児のための教育施設				
	<table border="1"> <tr> <td>8時間型</td> <td>親のパート就労等への対応</td> </tr> <tr> <td>4時間型</td> <td>その他希望する家庭の幼児</td> </tr> </table>	8時間型		親のパート就労等への対応	4時間型
8時間型	親のパート就労等への対応				
4時間型	その他希望する家庭の幼児				
時間延長タイプ	概ね朝6時から午後9時頃までを保育時間とし15時間程度の開所時間を確保する保育所	公立			
24時間開所タイプ	保護者の交代制勤務などにより夜間に保育を必要とする家庭のための保育所				
一時的保育タイプ	不定期な就労や、緊急に保育を必要とする家庭のための保育所				
休日保育タイプ (年中無休型)	土日・祭日が通常勤務となる家庭のための保育所				
健康支援タイプ	病気回復期などにある乳幼児のための保育所	企業			
ターミナルタイプ	駅周辺などの利便性の高いビルの中などに設置する保育施設				
郊外タイプ	郊外の比較的広い敷地を持ち、自然豊かな環境の確保など、基準を上回る施設				

(効果) 機能別保育所は原則として公立施設とし、公私の役割の明確化を図るとともに、幼稚園、保育所を総合的に活用することにより、多様な保育サービスの提供の充実を図ることができる。

第3部 少子化に関する個別課題

今般の研究のため、少子化という問題に対し、現状分析、アンケート調査等を行いながら、様々な課題について整理した。

少子化という現実は、社会の多くの分野に影響を与える幅の広い課題であるが、第1部・第2部においては、そうした中から問題を絞り込み検討し、提言を行った。

第3部および資料編は、その研究過程においてまとめたレポートや調査結果などを掲載するものである。前2部と重複する部分もあるが、教育問題や住宅環境など、提言の中心となった「家族政策」とはやや視点が異なる社会的な課題も取り上げている。特に、少子化との関連で光が当たり始めた「不妊」の問題についても、“産めよ増やせよ”というスタンスではなく、多様な生き方を支援するという方向で、今後行政が取り組むべき課題を整理した。

それぞれのレポートが、今後の少子化社会のあり方を考える上で、参考となれば幸いである。

1 労働経済環境

1 神奈川の労働経済事情

(1) 労働力の見通し

平成7年の「国勢調査」では、本県の15歳以上の人口は701万人、このうち就業者は427万人で、これに完全失業者を併せた労働力人口は448万人、労働力率は63.9%（全国63.4%）となっている。労働力人口は、前回調査（平成2年）では416万人（労働力率63.2%）で、この5年間で32万人増加してきている。

しかし、出生率の低下によって、15歳以上の人口は今後10年間で48万人の増加にとどまり、2014年の760万人をピークに減少していくことが予想される。労働力人口のうち、若年層（15～29才）は今後減少し、現在の125万人が、2005年には104万人、2015年には90万人になると予測され、一方で高年層（55歳以上）の比率は今後増加し、2003年には若年層の比率と逆転していく。

生産年齢人口（15～64才）も2000年をピークに減少に向かうとされ、労働力率も人口構成の変化により2000年には62.3%、2010年には60.1%に低下し、労働力人口は2006年の472万人をピークに減少していくことが見込まれている。

（図表 3-1-1）労働力人口の見通し

性・年齢		年						
		1995年 平成7年	2002年 平成14年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2008年 平成20年	2010年 平成22年	2015年 平成27年
男女 合計	労働力人口	4,477,466 [319,997]	4,673,771	4,712,725 [78,199]	4,716,089	4,703,654	4,674,378 [38,347]	4,555,906 [118,472]
	15～29歳 （若年層）	1,248,377 (27.9) [80,713]	1,117,888	1,040,835 (22.1) [146,677]	1,020,741	983,657	952,522 (20.4) [88,313]	898,546 (19.7) [53,975]
	30～54歳 （中年層）	2,367,178 (52.9) [64,770]	2,504,105	2,478,619 (52.6) [55,646]	2,472,091	2,471,393	2,480,146 (53.1) [1,527]	2,457,861 (53.8) [22,285]
	55歳以上 （高年層）	861,911 (19.2) [174,904]	1,051,778	1,193,271 (25.3) [169,230]	1,223,257	1,248,604	1,241,710 (26.6) [48,439]	1,199,499 (26.3) [42,211]

（資料出所）1995年は、総務庁統計局「国勢調査」による。

2000年以降は、県企画部推計による。（1995年1月現在の神奈川県人口統計調査の実績を基に推計）

（注）□はピーク（ ）は構成比 []は前5年間の増減数

(2) 経済への影響

一方、労働力の需要は、経済成長や景気の動向に左右されるといえよう。今後、構造改革や規制緩和が進む中で、日本全体としては、かつてのバブル期のような大きな成長率は期待できないものの、ゆるやかな成長が続くと見込まれている。神奈川においても、国際化、情報化の進展や技術革新などにより社会環境が大きく変化する中で、ある程度の経済成長が続くとするならば、労働力需要は高まることが予想される。

また、出生数の減少が、これまで子どもを対象としていた事業分野の多角化をもたらす一方、高齢者の増大により福祉・介護ニーズが高まるなど消費市場が変化し、新しい事業

が創出される可能性も大きい。

いずれにせよ、中長期的には、少子化による若年労働力不足は進行するものと思われ、神奈川の産業にとって、こうした労働力不足をカバーするために、労働力率を上げたり、一人あたりの生産性をいかに上げるかが重要となってくる。

労働力の高齢化が進むことは、社会の活力を低下させ、生産力の低下や経済活動の停滞につながってくるなどの問題も予想されるため、技術革新による生産性の向上やOA化・省力化などを進めるとともに、一人ひとりの能力をいかに活かしていくかが今後の大きな課題といえよう。

(3) 就業形態の変化

わが国の産業は、これまで豊富な若年労働力と長期継続雇用により、大きく発展してきたといえるが、従業員の年齢構成が高くなり、若い労働力が減少していく中で、終身雇用・年功序列賃金といった日本的雇用慣行が変化してきている。企業にとっては、人材確保と有効活用がこれからの課題といえ、年俸制に切り替えたり、能力主義型賃金体系を導入するところも増えてきている。

また、就業形態も、正規雇用だけでなく、パート労働、派遣労働、契約社員など多様化してきており、こうしたニーズに合わせた弾力的な雇用管理も必要となってくる。

さらに情報化、サービス経済化が進み、産業構造が変化する中で、将来の労働力の供給制約を考えると、今後は増大する高齢者や女性を活用できるかどうか、大きな鍵となってくる。高齢者の高い就業意欲を生かしたり、女性労働力率を上昇させるためには、そうした人達が働きやすい就業形態としていくことも必要である。

2 今後の展望

高齢期における就業意欲は高く、高齢者の労働力率も高い水準にあり、平成10年4月からは、60歳定年制が法律上義務化されることになっており、65歳までの継続雇用を制度化するところも増えてきている。

しかし、実際の高齢者の就業は、景気後退の影響もあり、厳しい状況が続いている。また、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中で、高齢者の就業ニーズは多様化しており、また個人差も大きいため、高齢者を活用できる体制はまだ不十分といえる。

少子化により、高齢者の比率が高まることが予想されるが、今後は、こうした労働供給を前提として、企業は高齢者をいかに活用できるかという観点から雇用の仕組みを見直し労働環境を整備していく必要がある。高齢者の知恵や経験を活かせるシステムができれば高齢者の就業の可能性も高まってくる。

さらに、若い層では自己の裁量を発揮して、自由度の高い働き方を好んできており、ゆとりある働き方を求める傾向があり、フレックスタイムや裁量労働制などを活用した働き方が増大しつつある。転職志向も強く、自らの専門能力を活かしたい派遣労働者や、時間の余裕を確保したいパートタイム労働も今後ますます増えていくことが予想される。

若い人の活力を生かしていく上からも、一人ひとりの能力を發揮できるような環境を整えていくことが求められる。働く人のライフスタイルに応じて多様な働き方の選択肢を用意していくことが重要となってくると思われる。

2 働く女性は子供を産めるか？

社会の活力を維持し、労働力不足を補うものとして、女性への期待が大きくなってきており、女性が働きやすい職場環境の整備が重要といえるが、実際には、女性の職場進出が女性の未婚化、晩産化を進め、出生率の低下につながってきているといわれている。

そこで、本節では「働く女性の仕事と子育ての状況」について、神奈川に関する各種統計やアンケートなどの結果を中心に検証していくこととする。

なお本稿で引用する数値は、特に断わりのない場合平成7年の国勢調査によるものである。

1 働く女性と子ども

(1) 働く女性の状況

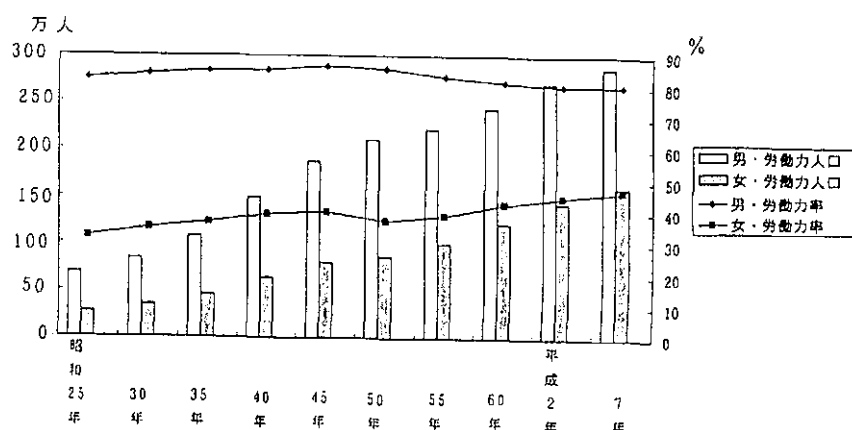
ア 働く女性の増加

平成7年の本県の15歳以上の女性343万人のうち、就業者153万人、完全失業者7万人を合わせた労働力人口は160万人で、前回調査（平成2年）と比べると、15歳以上の女性人口が23万人（7.1%）増加したのに対し、労働力人口は16万人（11.3%）の増加となっている。女性の労働力率は46.7%で、昭和50年以来増加傾向にあり、平成2年の44.9%から1.8ポイント増加してきている。

就業形態別に見ると雇用者は127万人、家族従業者12万人、自営業14万人で、就業者に対する雇用者の割合は83.3%となっており、前回（81.6%）に比べ、その比率は増大している。

また雇用者全体に占める女性の割合は34.0%であるが、女性雇用者は5年間で13万人（11.8%）増加しており、男性雇用者の7万人（3.4%）を大きく上回っている。

（図表3-2-1）男女別労働力人口、労働力率の推移



イ 女性労働力率の見通し

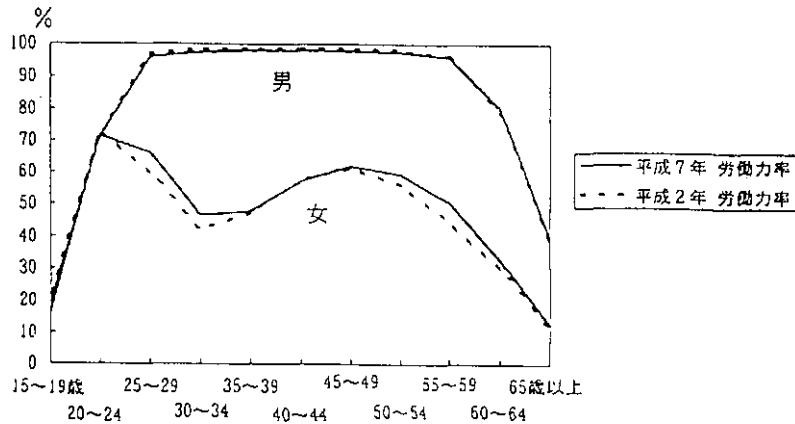
女性労働力率を年齢階層別にみると、20～24歳の71.7%をピークに下降し、30～34歳

の 46.4%を底として再び上昇、45～49 歳の 61.8%を第二のピークとして、その後は下降していくというM字型を示している。この 30 歳前後での下降は、出産や育児で仕事を中断することによるが、25 歳以上は 40～44 歳を除いて、各階層で率の上昇が見られる。

本県の女性の労働力率は 46.7%で、全国平均の 49.0%よりも低く、都道府県で 42 番目である。特に 30～34 歳での労働力率が、全国の 53.3%に比べて 6.9 ポイントも落ち込んでいる。これは、第一次産業の比率が低いこと、また男性の所得が高く共働き率が低いことによるものと思われる。

女性労働力率（全国）の今後の見通しについて、労働省の雇用政策研究会は、平成 7 年 6 月にまとめた「労働力需給の展望と課題」の中で全体に上昇していくと推計しており、神奈川でも、今後女性の労働力率はさらに上昇していくと思われる。しかし、これは、女性たちの働くことへの意欲とともに、30 代前後の出産・子育て期にあたる女性たちが、子どもを産んでも働き続けられる条件をどれだけ整備できるかによるといえる。

(図表 3-2-2) 男女別年齢別労働力率



ウ 女性の就業形態

本県の女性の就業形態をみると、労働力人口 160 万人のうち、「主に仕事」が 94 万人 (58.8%) で、男性の 92.1%に比べて低く、また前回調査 (平成 2 年) の 61.3%に比べてやや低下している。「家事のほか仕事」というのが 54 万人 (33.8%) で、前回の 33.1%と比較して増加しており、全国 (33.0%) と比べても高くなっている。

年齢別にみると、「仕事为主」とする人が、25～29 歳では 77.4% (前回 78.1%)、30～34 歳では 62.4% (前回 60.4%) と、この 5 年間でその比率が上昇しているのに対し、40～44 歳では 43.5% (前回 45.5%)、45～49 歳は 45.4% (前回 50.3%) と低下している。

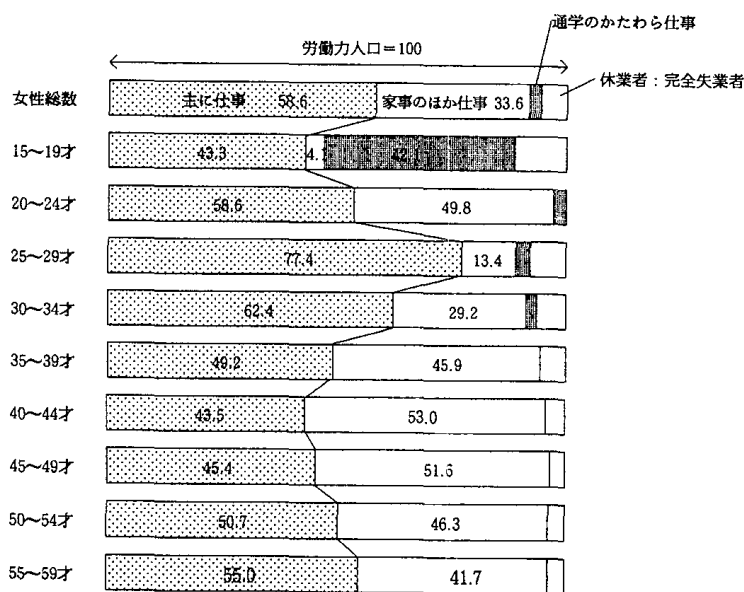
また、産業別でみるとサービス業に従事する女性は 34.9% (前回 32.2%) で最も多い。次いで卸・小売業・飲食店 30.1% (前回 29.2%)、製造業 15.2% (前回 19.3%) となっている。

本県の女性の職業別内訳は「就業構造基本調査」(平成 4 年)によると、事務従事者が 36.1% (全国 28.8%) で最も多く、次いで、技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員が 19.5% (同 24.5%)、販売従事者 15.0% (同 13.2%)、専門的・技術的職業従事者 13.7% (同 12.3%) となっている。

また、労働省の「賃金構造基本統計調査（平成7年）」でも、本県の女性就業者の平均勤続年数は7.5年で、平成4年の7.1年に比べて少し長くなってきている。

一方、本県では、高等学校などへの進学者をみると、男子94.4%に対し女子は97.0%で女子の方が多い。大学等の進学者も短大を含めた割合では男子の25.0%に対して、女子は42.7%となっている。

（図表 3-2-3）神奈川県女性の年齢別就業形態



出典 平成7年度国勢調査

(2) 子どもと女性

ア 働く女性の結婚と出産

平成7年の本県の女性の未婚率は、26.4%で、平成2年の26.2%とほぼ同様の水準で推移しているが（全国平均24.0%）、25～29歳では48.6%でこの5年間で7.5ポイント、30～34歳では19.7%で5.5ポイント上昇し、増大傾向にある。結婚そのものを否定しているわけではないが、結婚の延期、晩婚化が進んでいるといえる。

それと平行して、本県の女性の労働力率は、25～29歳では66.0%でこの5年間で6.5ポイント、30～34歳では46.4%で6.0ポイントと大幅に上昇しており、未婚率の上昇が、労働力率の上昇に結びついているといえる。

一方、職場においては、昭和61年に男女雇用機会均等法が施行されて10年が経過し、男女の雇用における平等が提唱されているが、いまだに結婚か仕事かの二者択一を迫られる場面も見受けられる。

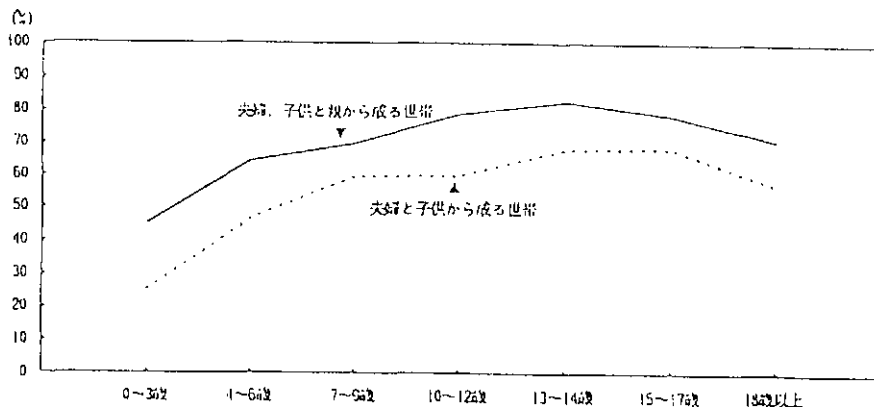
労働省の「男女雇用機会均等に掛かる女子労働者調査」（平成7年）では、「女子社員の退職慣行がある」が36.3%で、そのうち「妊娠・出産時に退職」が74.6%となっており企業として結婚退職等の制度はなくても、実態として退職慣行が行われている状況が示されている。平成7年の国勢調査から、過去1年に離職した女性の理由をみると、25～34歳の層で結婚・育児が55.7%にのぼっている。

イ 子育てに奮闘する女性

「労働力調査特別調査報告」(平成8年)によると、夫婦と子どもから構成される世帯の中で、夫婦とも就業している割合は47.8%、末子の年齢が0～3歳で妻が就業しているものは25.0%となっている。これが親と同居している世帯ではそれぞれ66.1%、42.1%と、妻の就業割合が高くなっている。

親のサポートがあって、母親がなんとか働き続けられるということで、核家族化が進んでいる都市部では、母親が働き続けられる条件がまだ十分ではないといえよう。

(図表 3-2-4) 子供の年齢による妻の就業割合(全国)



< 3歳児保護者アンケート結果から >

研究チームで、本県の3歳児をもつ保護者(保健所の3歳児検診の時)にアンケートを行ったところ、母親の就業率は19.8%であり、その就業形態は、常勤が10.9%、パートが6.9%、産休、育休が1.9%であった。また、特に母親が30代での就業は、17.1%となっている。

母親が就業していない場合の方が、父親の年収が高い割合が多くなっており、女性の就業と夫の年収との関連があるという結果も見受けられた。

「子どもがある程度育つまでは育児専念」と考えている人が6割を占めているが、就業していない人もその54.3%が再就職希望であった。希望する理想の就業形態としては「子どもが小さいうちはパート等」としているものがほとんどであるが、「子どもが成長したらフルタイムを希望する」としている人も多い。

就業と子ども数との関係を見ると、実際に就業しているかどうかで、子ども数に大きな差はでていない。1夫婦の平均出生力は下がってきているとはいえ、最近の統計では子ども2.2人程度の状態が続いており、このアンケートでもそれに近い結果が示されているといえよう。子どもを産むなら2人程度と考えるとしても、まず、なによりも女性にとって、結婚するかどうか、子どもを産むかどうかが高いハードルとなっているといえよう。

(詳細は資料編4「3歳児保護者アンケート結果」参照)

ウ 男女の役割分担意識

総務庁の「社会生活基本調査」(平成3年)では、共働き夫婦の場合、妻が家事・育児に関わる時間は3時間51分であるのに対して、夫のそれはわずか12分であり、女性が仕事をしながら家事・育児も一手に引き受けているということが示されている。

また、総理府の「男女平等に関する世論調査」(平成4年)でも、『女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児をきちんとすべきである』に賛成する人の割合は8割を越えており、女性には家庭と仕事の両立が期待されている。

また、「男女共同参画に関する世論調査(総理府)」(平成7年)では、『男は仕事、女は家庭』という考え方について『同感しない』と答えた人は48.0%で、前回調査(平成2年)の39.1%に比べて増加してきており、女性ではこれが過半数を越えている。

子育ての負担が女性一人に集中し、その環境が厳しいままに置かれれば、結婚しない層の増加や晩婚化による出産年齢の先送りがさらに進むことも考えられる。

(3) 女性を取り巻く労働環境

ア 育児休業制度などの状況

平成4年(1993年)に「育児休業等に関する法律」が施行され、1歳未満の子を養育するために男女とも育児休業をとれるようになった。また、勤務時間の短縮等の措置も講じることとされ、平成7年(1996年)から育児休業給付(賃金の25%)も開始された。

神奈川県「女性労働実態調査」(平成5年)では、育児休業制度のある事業所は55.1%で、女性の対象者は49.5%が実際に利用したが、男性の取得は0.4%にすぎなかった。法施行後4年を経た現在では、育児休業を取得する女性はもっと増えてきていると思われるが、男性の状況はほとんど変わっていない。制度面では前進したとはいえ、やはり育児は女性という性別役割分担意識が強い上、企業でも、実際に取ろうとする男性への風当たりが強く、なかなか男性が取れない仕組みとなっている結果といえよう。

勤務時間の短縮等の措置としては、1歳未満の子を養育するための短時間勤務制度、所定外労働の制限、フレックスタイムもとれるようにすることを義務づけるとともに、1歳から小学校就学前の子の養育のためにも努力するよう明記されているが、これらの活用もこれからといえる。

イ 子育てを支援する体制が不十分

女性の仕事と子育ての両立を図り、男性にも育児に関わる時間を確保するためには、労働時間の短縮が必要となる、こうした生活上のゆとりはなかなか実現できない。

平成9年からいよいよ週40時間制が実施されるが、景気後退の影響も大きく、本格実施にはまだ時間がかかりそうである。

労働時間の弾力的な活用も注目されるが、その一つであるフレックスタイムの導入状況は、「かながわの賃金・労働時間事情」(平成7年度)でみると、まだ全事業所の8.4%にすぎない。

また、「男女雇用機会均等法」の見直しが行われ、時間外や休日労働の女性保護規制が緩和される方向が打ち出されている。男性、女性ということで働き方を限定せず雇用にお

ける平等を推進するという考え方だが、男女ともに労働時間を抑制していくという前提が進まなければ、女性にとって労働時間は長くなり、働く環境は必ずしもよくなるまい。

まだまだ残業が当然とされる労働現場では、女性がフルタイムで働けないばかりか、男性はたとえ望んでも、家事・育児に関わる時間を確保することは難しい。こうした家庭における夫（父親）不在は、育児だけではなく子どもの教育問題でも大きな問題となっている。

ウ 女性の労働環境

神奈川県「毎月勤労統計調査地方調査」（平成7年）によれば、女性雇用者の現金給与総額の水準は、男性の52.6%にすぎない。業種によっても異なるが、男女の賃金格差は依然として大きい。徐々に縮小傾向にあるとはいえ、女性の場合、勤続年数が男性より短く、しかもパートの比率も高いことから、どうしても低い水準におかれてしまう。

しかし、同一学歴で同一の勤務歴を持つ女性の給与額は、大学卒の20代後半で男性の91.3%、30代前半では86.8%である。まだ格差があるとはいえ、徐々に縮小しており、高学歴化を背景にして女性の経済的自立が促され、それが結婚に対する意識に大きな変化を与えている。

特に、仕事を中断することによる機会費用が大きく、一旦仕事をやめると再就職は難しい。労働省が平成5年度に行った『女子雇用管理基本調査』では、従業員30人以上の企業で女性の再雇用制度があるものは、全体の約2割であった。主婦の再就職はパートタイムが主流であるが、パートタイムになると、正社員（フルタイム）と賃金をはじめとして労働条件で大きな格差があるという現実がある。

女性が結婚・出産後もなおフルタイムで働き続けることは難しい社会といえる。こうしたことから結婚・出産をためらってしまう面もあると思われる。

(4) 今後の展望

ア 女性が望む働き方

神奈川県「県民の労働意識調査」（平成5年）では、女性が望む働き方として最も多かったのが、『結婚や出産などで一時家庭に入り、育児が終わったら再び仕事に就く方がよい』（53%）、次いで『性に関係なく同じように働いた方がよい』（23%）で、『結婚や出産直後も仕事を続ける方がよい』（5%）を加えて、仕事について肯定的に受け入れている意見が8割を占めている。

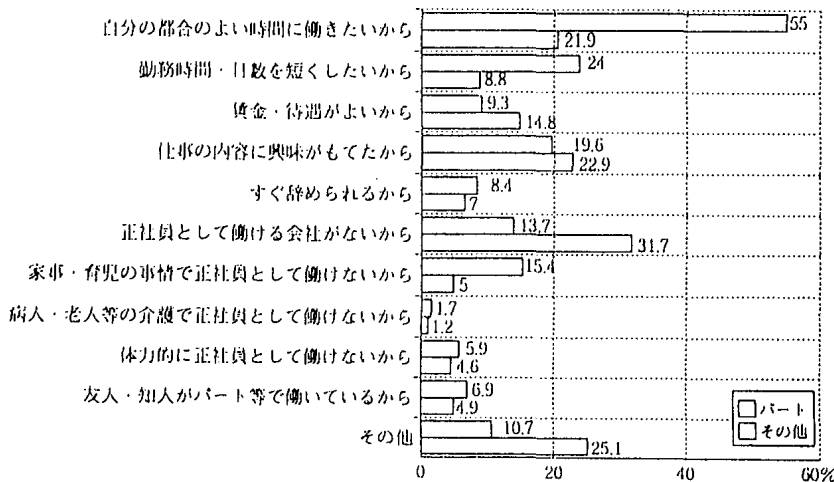
職場での男女平等化のための条件については、最も多かったのが『女性の仕事を公正に評価する』（61%）であった。他に、『保育施設などを充実する』（42%）、『男女双方に介護休業制度をもうけ、育児休業制度を取りやすくする』（42%）といった項目が上位を占めている。また、「働く女性の職業人としての意識を向上させる」とした人が34%であった。

一方実際に、正規以外の働き方、パートタイムを選択する女性も増えており、労働省の「パートタイム労働者総合実態調査報告」（平成7年）では、パートタイムを選んだ理由として『自分に都合のよい時間に働きたいから』（55.0%）が最も多く挙げられている。

しかし、『正社員として働ける会社がないから』(31.7%)も多く、いったん家庭に入ると子育て後に再就職しようとしても、就業の場が限られてくるという実態が裏付けられている。

仕事と家庭のバランスをとって、それぞれのライフスタイルに応じた働き方を選ぶようにはなっていないといえる。1993年にはパート労働法が成立しているが、いずれの働き方を選択しても不公平にならないよう労働条件の整備が求められる。

(図表3-2-5) パートタイムを選んだ理由



イ 今後の課題

働く女性にとって、子育ては大きな負担であり、家庭に入り子育てを引き受けるか、結婚せずに働くか、の二者択一となっている限り、女性は子どもを産むことを躊躇し結婚そのものにも希望をもたなくなってしまう。女性だけに仕事も子育てもと期待する社会の仕組みを変えていかないと、ますます子どもを産まない、結婚しない、もっと個としての生き方を大切にしたいという女性が増えていくであろう。

多様なライフスタイルに合った選択肢が用意されることが必要であるが、それには、まず子どもを産むこと、産まないことの自由が保証されなければならない。その上で、産むことを選択する女性にとって、子育てが過度の負担とならない社会としていくことが求められる。次代を支える子どもを大切に、女性が仕事と子育てを両立できる体制整備が必要である。

女性の就業形態はますます多様化していくと思われるが、子育て中の女性が働き続けられる条件を整備するとともに、子育て後の復職ないし再就職を支援することも併せて考えなければならない。また、先に育児休業の取得を例に挙げたが、制度を整備するだけでなく、社会の中にそれを利用しやすい雰囲気、また利用できる体制を確立してゆくことが重要といえる。

いずれにしても少子化は今後も進んでいくものと思われ、少子化に対応するように社会の仕組みを変えていくことが必要である。男性の意識改革とともに、男性の育児参加を保障していけるよう、働き方を変えていくことも考えていかななくてはならない。

女性の子育てと仕事に関する状況

これまでみてきたように、働く女性はそれぞれのライフスタイルにあった働き方を選択しつつ、仕事と子育てに奮闘しているが、そうした中でいろいろな困難に直面している。

そこで、実際に子どもを育てながら働いている女性（ワーキングマザー）の現状と課題を明らかにするために、県内（TFRが低めとなっている横浜市、鎌倉市）の保育園に子どもを預けている女性を対象に、アンケートを実施した。（詳細は巻末の「資料編3」を参照）

限られた範囲ではあるが、育児に関するさまざまな意見や要望が寄せられ、ワーキングマザーのきびしい子育て状況を改めて痛感させられた。

1 アンケート結果概要

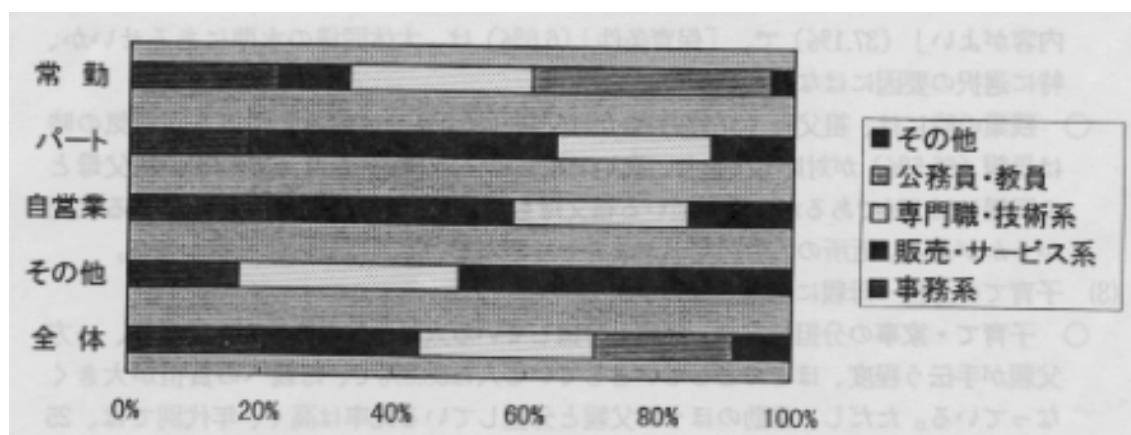
(1) ワーキングマザーの実態 - 子供数は1.64人

子どもを預けている母親の年齢は30～34才が最も多く、44.7%、次いで35～39才が24.4%で、全体に30代が多い。25～29歳は19.3%で、20代前半はほとんどいなかった。

勤務形態は、常勤が56.8%で過半数を占め、パートが28.4%、自営業10.2%となっている。

職種としては、専門職・技術系が25.9%、販売・サービス系が22.8%、公務員が20.3%となっている。常勤では、公務員、専門職・技術系が多く、パートでは、販売・サービス系が多い。

(図表 3-2-6) 勤務形態別職種



家族構成は、やはりなんといっても、親と子どもだけの核家族が全体の8割を占めており、祖父母と同居しているのは16.2%であった。

子ども数は、1人が47.7%、2人が41.1%で、1家庭平均では1.64人であった。常勤とパートにわけると、常勤では、現在のところ1.52人とパートの1.82人に比べ、0.3人少なくなっている。

(2) 子育ての状況 すすまない父親の育児休業取得

保育園に入所する時期としては、生後3か月までが13.7%であるが、1年以内に入所が66.3%となっている。

育児休業の取得は、母親74人で父親はただ1人であった。働いている女性全体の中で取得した人の割合は37.6%で、特に育児休業制度の対象となる常勤者では、出産時働いていなかった人を除き66.1%が取得していた。育児休業制度が施行されて4年経過しているが、男性の取得にはまだ結びついていない状況となっている。

育児休業をとった期間は平均7.6月で、公務員が月数で一番多く8.5月、次いで専門職・技術系となっている。1年まるまるとっている人は少なく、保育園の入所の時期に合わせていると思われる。

育児時間は常勤者の38.5%にあたる42人が取得している。育児休業制度の法制化に伴い、育児にかかわる時間短縮も制度化されているが、男性で取っている人は全くいない。

保育園への送り迎えは、ほとんどが母親が行っており（送り68.0%、迎え72.1%）全体に、母親の負担が大きくなっている。父親の場合、送りが15.7%に対して、迎えは4.6%にすぎない。朝は、8時までに保育園に送り届けるのが全体の3分の1であり、夕方は、5時以降のお迎えが53.8%である。

家から保育園までの所要時間は、平均14.2分、保育園から母親の職場までは、平均28.1分。パートの場合、ほとんどが、家から保育園まで、保育園から職場までも、15分以内となっている。

保育園の選択については、「家から近い」が60.9%、「職場から近い」が32.0%と、近さが大きな理由となっている。次いで「保育環境がよい」（40.0%）、「保育内容がよい」（37.1%）で、「保育条件」（6.6%）は、大体同様の水準にあるせい、特に選択の要因にはなっていない。

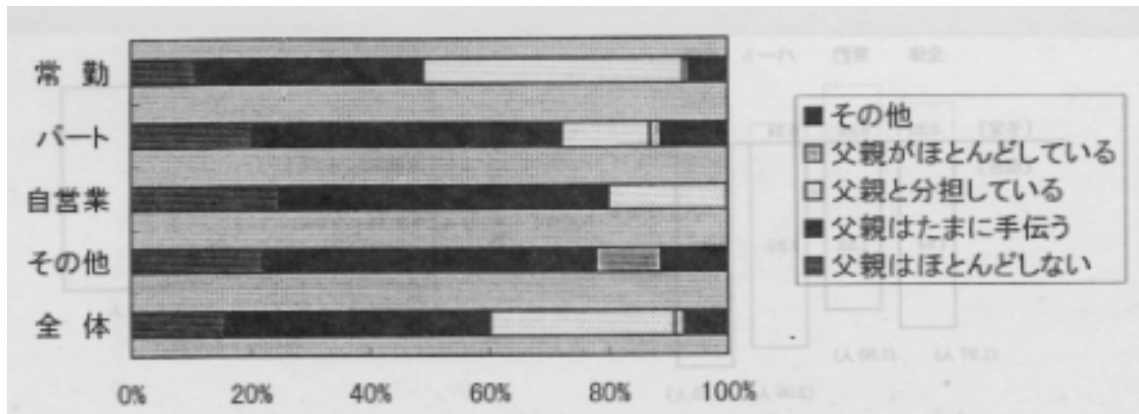
残業の時には、祖父母（37.1%）または父親（30.0%）に頼み、子どもが病気の時は母親（66.5%）が対応しており、次いで祖父母（35.5%）となっている。祖父母との同居は16.2%であるが、近くにいる祖父母も含めて、その手助けに頼っている状況がうかがえる。近所の人やベビーシッターに頼んでいる人はそれほど多くない。

(3) 子育ての分担 - 母親に掛かる負担が大

子育て・家事の分担状況は、父親と分担している人は全体の3分の1であり、一方父親が手伝う程度、ほとんどしないとしている人は58.3%で、母親への負担が大きくなっている。ただし、常勤のほうが父親と分担している比率は高く、年代別では、25～29歳が高い。

父親への相談状況は、「子どものことでよく相談にのってくれる」が49.7%、「事柄によっては相談にのってくれる」が30.4%と、ある程度父親が関わっており、「全く相談にのってくれない」、「相談する気にもならない」はわずかであった。

(図表 3-2-7) 子育ての分担



父親への要望としては、「現状で満足している」人が 40.6%と多いものの、「子育てにもう少し時間をさいてほしい」(24.4%)「主体的に取り組んでほしい」(15.2%)も多くなっている。年代別では、特に 35～39 歳において、現状への不満が高い。

育児休業については、「父親にも取ってもらいたい」としている人は 23.9%、「育児休業は無理だが、父親に時間短縮を希望している」が 43.7%で、もっと育児への父親の関わりを求める声が高くなっている。特に、常勤の人に、父親に勤務時間の短縮を希望する声大きい。

(4) 子育て - 子どもの予定数 1.97 人

今後予定している子ども数は 0 人としている人が最も多く、平均で 0.33 人。現在の平均子ども数が 1.64 人であるため、予定総数としては、1.97 人となる。

理想として欲しい子ども数は、あと 1.02 人で、総数 2.66 人となり、予定数との差は 0.69 人であった。

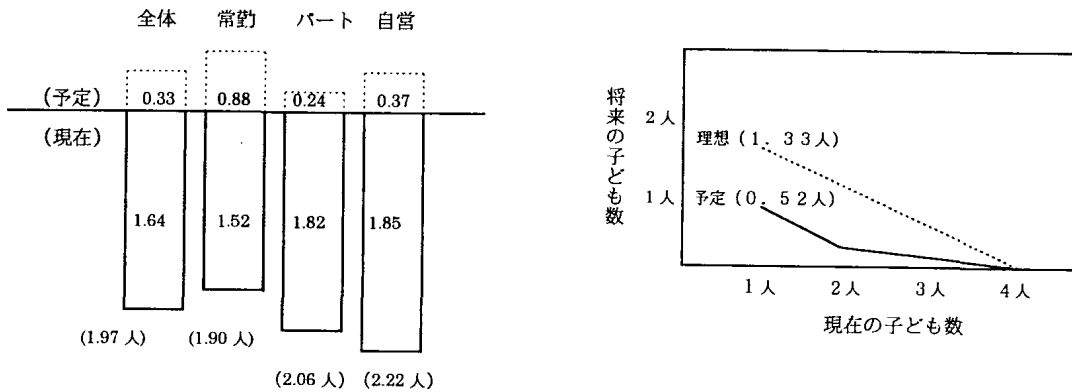
常勤者では、今後の予定している子どもを含めると 1.90 人、パートは 2.06 人で、やはり、パートの方が多くなっているが、大きな差はなかった。

厚生省の調査では、夫婦の平均子ども数は、この 20 年間 2.2 人で安定しているといわれているが、この調査でも、働いている女性は子どもを 2 人前後と考えて(予定して)いることが示されている。

希望の数だけ子どもを持たない理由として、「仕事を続けていくのが大変だから」(34.5%)、「子育てに掛かる費用が大変だから」(31.0%)、「子育ての負担が大きいから」(29.4%)が多くあげられており、女性が、子どもを産むことをためらう背景がうかがえる。

常勤では「仕事を続けていくのが大変だから」が、パートでは「子育てにかかる費用が大変だから」が多い。25～29 歳では「子育てにかかる費用が大変だから」、30 代は「仕事を続けていくのが大変だから」という意見が出ている。

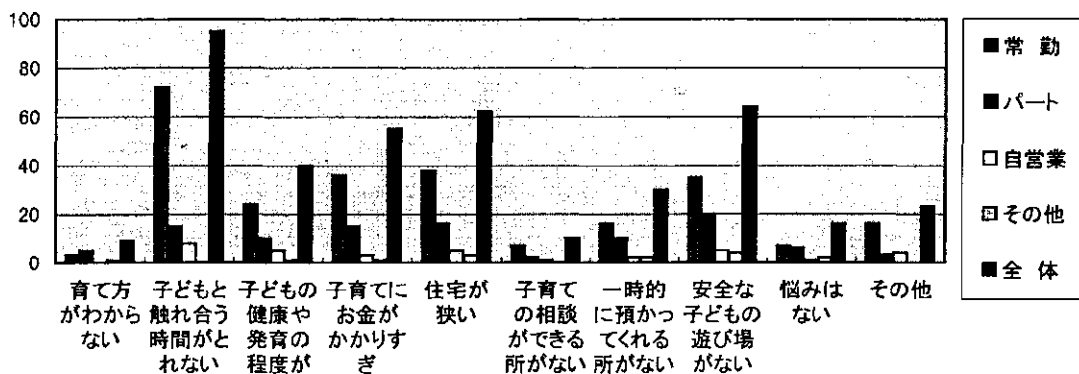
(図表3-2-8) 子ども数



子育ての不安・悩みとしては、「子どもと触れ合う時間がとれない」(48.2%)、「安全な子どもの遊び場がない」(32.5%)、「住宅が狭い」(31.5%)という意見が多く挙げられ、「子育てにお金がかかり過ぎる」(27.9%)も挙げられている。

常勤では、特に「子どもと触れ合う時間がとれない」という悩みが、6割に達している。

(図表3-2-9) 子育ての不安



(5) 仕事と女性 - 厳しい子育てとの両立

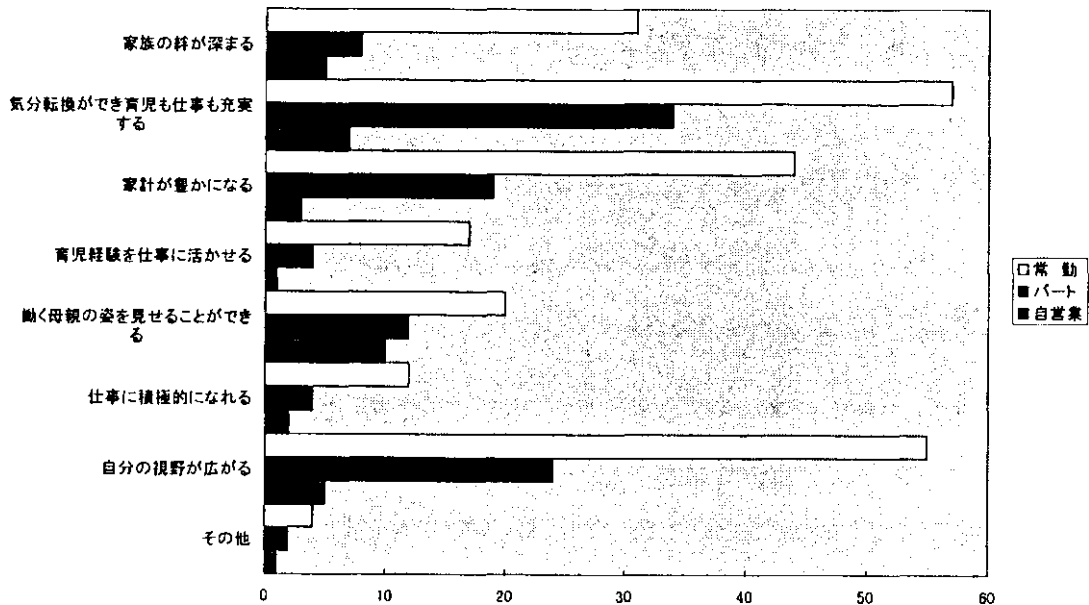
出産によって仕事を変えた人は、全体の23.9%であり、特に現在パートの人は半分が変えている。その理由としては「子育てと両立できる職場条件を選んだ」(63.8%)、「家庭を中心にしたかった」(21.3%)であるが、常勤の人では、職場慣行でやむを得なかった人も多かった。

仕事をもつメリットを尋ねると、「気分転換ができ育児も仕事も充実する」(52.3%)、「自分の視野が広がる」(44.7%)と積極的に考えている人が多い。「家計が豊かになる」(34.0%)も多く、特に30~34歳での比率が高い。

子育て中ということで職場で気兼ねをすることは、「よくある」、「たまにある」を合せると 84.3%と、ほとんどの女性が気兼ねをしながら働いている。内容は、「子どもの病気で休む時」(85.5%)、「子どもの用事で休む時」(69.3%)が多い。

職場で不利益を受けたと感じることがあった人は 38.1%であるが、特に常勤では過半数を越えている。その内容は「嫌味を言われた」(36.0%)、「昇進・昇格が遅れた」(32.0%)、「仕事の担当を変えられた」(32.0%)であり、暗に退職を進められたという人もいる。

(図表 3-2-10) 子育てのメリット



女性の働き方としては、「子育てと仕事の両方を無理せず続けていく方がよい」としている人が 66.5%で最も多く、常勤の人では圧倒的に高い比率となっている。「ある程度子どもが大きくなるまでは、家庭を中心とした方がよい」とする人は 22.3%であったが、パートでは、この比率が他より高い。

仕事の継続については、「仕事はずっと続けたい」としている人は 46.7%、「できれば続けたい」としている人も 40.1%で、全体の9割近くの人が、働き続けたいとしている。常勤では「ずっと」が多いが、パートでは「できれば」が多くなっている。

ただし、今後仕事を続けていく上での不安として、「子育てとの両立」(50.3%)がまず一番にあげられている。「自分の体力や健康」(33.5%)、「子どもの教育」(25.4%)も多い。

(6) 子育てに関する要望

企業への希望としては、「子どもが病気や怪我の時の休暇制度」への要望が 49.2%で一番多く、「事業所内に保育施設を設置」が 32.0%、「育児のために勤務時間の短

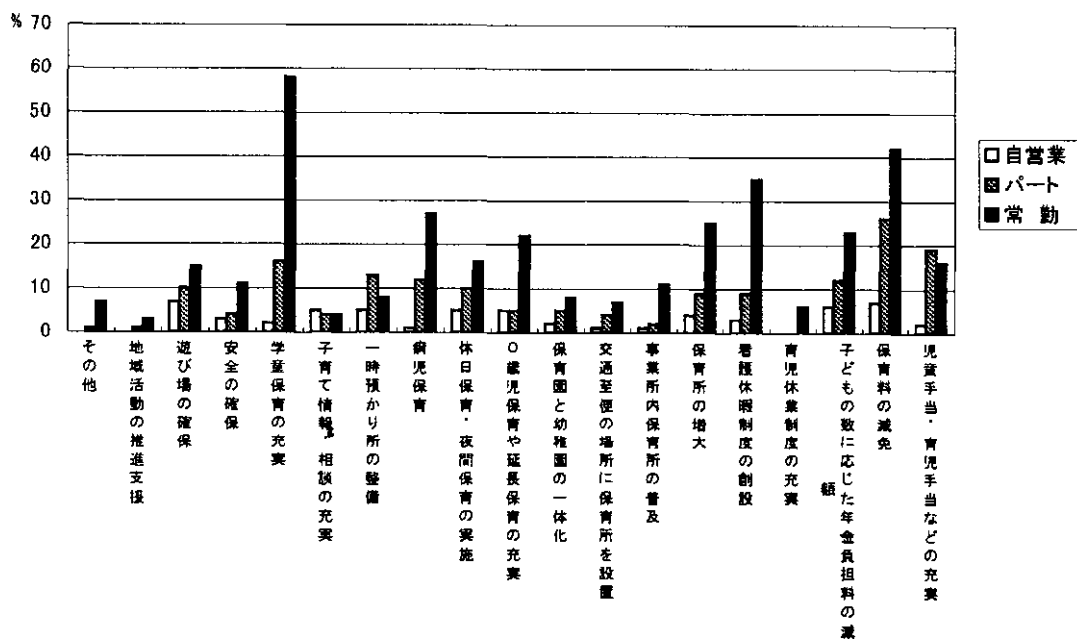
縮」が 24.3%となっている。「父親が育児休業を取得しやすい環境の整備」も 5 人に 1 人が要望している。

行政に対しては「保育料の減免」(39.6%)、「経済的優遇策」(21.8%)など、経済面での負担軽減を求めている声が多くなっている。

学童保育への要望も 38.6%と高く、学齢期に達した子どもへの対応に不安をもっていることが伺え、「子どもが病気、けがの場合の休暇制度の創設」(24.8%)、「病児保育」(20.3%)も高くなっており、ついで「保育所の増大」への要望が上がっている。常勤では、「学童保育の充実」が一番多く、パートでは「保育料の減免」が多かった。

有料でもよいから欲しい民間サービスとしては、「病気の時に預かってくれる」が 51.2%あり、「一時預かりの保育サービス」が 49.2%で、「送り迎えのサービス」も 36.5%の人が求めている。

(図表 3-2-11) フルタイム・パート・自営業別ニーズ



(7) 子育てと仕事を両立できる条件整備にむけて

以上見てきたように、本アンケートからは、子育てが女性たちに大きな負担をかけており、ワーキングマザーが家庭と仕事との両立に苦勞している状況がうかがえる。女性が楽しく子育てができる環境を整備していかないと、未婚の女性たちにとって、結婚して子どもを産むという選択が魅力的なものとはならないであろう。

こうした状況において、子育て(家庭)と仕事が両立できるように支援していくことが重要であるが、そうした子育て支援への要望(問題)は女性の就業形態や年代によっても多種多様であり、それぞれに応じた対応を検討していかなければならない。

2 課題と対策

ここでワーキングマザーが抱える問題とその解決策について、一部既述しているところもあるが簡単に整理する。

○ 働く女性をサポートする保育所の整備・充実を

核家族が増えているが、保育園の送り迎えや病気の時には、近くの祖父母に手伝ってもらってなんとか仕事を継続している人も多い。

子育てが母親に集中しがちである現在の状況の中で、いつも祖父母の手助けが期待できるわけではないため、女性が主体的に働き方を選択できるように、保育園をはじめとするサポート体制の整備が必要である。

入園にあたっては、家や職場からの近さや保育内容が大きな選択理由となっているが、さらにゼロ歳児保育や延長保育、病児保育への要望が高く、保育所の増大や駅前保育所、事業所保育の増大の要望も多くなっている。保育ニーズは多様化してきており、保育園の量的な充実とともに、柔軟な保育サービス体制の整備・充実が大きな課題となってきた。また、保育園に限らず、子どもが病気の時の休暇制度も必要であろう。

○ 子育て家庭へ経済的配慮を

欲しいだけの子どもを産めない理由として「子育てにかかる費用が大変だから」という理由が多く、「子育てにお金がかかりすぎる」という悩みも大きい。「住宅が狭いから」というのも理由の一つである。

子どもを産み育てる経済的な費用は高く、各世帯にとって大きな負担となっているが、子どもは次代の社会を支えていくべき貴重な人材であり、社会全体で負担していく必要がある。子どもを持っても過大な負担がかからないように、こうした子育て家庭への配慮がもっとなされてもよいのではないだろうか。

行政への要望として、「保育料の減免」が最も多くなっており、「子どもの数に応じて年金負担料を減額するなどの経済的優遇策」への期待も高い。社会的にも公平な体制としていくためには、子育て家庭への経済的支援が必要となっている。

○ 家庭と仕事の両立できる多様な働き方へ

約半数の人が仕事を「ずっと続けたい」としており、「できれば続けたい」も含めると9割近くの女性が働き続けるとしている。「子供が産まれる前と同様のペースで仕事をししていく」としている人は多くなく（できないからか）「子育てと仕事を無理せず続けていく方がよい」としている女性たちが約7割で、また両立することで育児も仕事も充実すると積極的にとらえている人が多い。

しかし、仕事を続けていく上での不安、心配事として子育てとの両立をあげている人も多く、ほとんどの人が職場に気兼ねをしながら働いているとしている。

「子供が大きくなるまで家庭中心とした方がよい」とする人も3割いて、子育てをしな

がら仕事をしていくためにパートタイムを選択している人も多いと思われる。

多くの女性が職場に気兼ねをしつつ働き、子どもが病気の時に休める休暇制度や育児のための勤務時間の短縮などを要望しており、求める就業形態も多様化してきているため、今後こうしたさまざまなニーズに対応できるように働き方の選択の幅をさらに拡大していく方向にある。

○ 男性にも育児に関われるゆとりを

男性の子育てへの関わり方では、主体的に子育てに取り組んで欲しい、もう少し時間を割いて欲しいという意見が多い。

子育てを父親と分担している人が3割で、共働き世帯として、一緒に取り組んでいる状況も増えてきているが、まだ多くが母親中心で、父親が家事・育児をしないという家庭も見受けられる。

家事・育児は女性の仕事という性別分業意識もあり、まず、社会や男性の意識変革を求める必要があるが、一方では、父親たちが今のような長時間勤務では、育児に関わりたくても無理という声もあった。

育児休業をとった父親は、このアンケートではただ1人で、育児のための時間短縮は誰も取っていないかった。事業所への要望として父親が育児休業や育児時間を取得しやすい環境の整備があげられており、実際に取得する場合には、社内での処遇に影響したり、有形無形の風圧があったりすると聞く。労働時間の短縮とともに、育児に関われる時間を制度として確立し、こうした制度を受け入れる社会意識を醸成していく必要がある。

子どもを地域で安心して育てられる環境整備を

行政に対しては、学童保育の充実への要望が高かった。現在はなんとか保育園に入っている、小学校に進めば、学童保育の問題にぶつかるため、この問題を切実に感じている母親が多いといえる。子どもの遊び場や道路の整備などの要望も多く、子どもを取り巻く環境への不安がうかがえる。

また、一時的に預かってくれるサービスや病気の時に預かる地域サービスへの希望が高くなっている。現状では祖父母に助けてもらっている状況があるが、祖父母に限らず、地域の高齢者や子育てを終えた女性に、参加してもらいながら子どもを安心して育てられる仕組みもあるといいのではないかと。

ベビーシッターや、知り合いに手伝ってもらっている人はあまり多くはなかった。民間サービスの体制もまだ不十分といえ、地域で子育てをバックアップする体制整備が必要であろう。子どもの健康や発達について相談にのるサービスも必要で、情報の提供も必要となってくる。

3 子育てを支える保育施設

親が職業を持っている、いないに関わらず、就学前の多くの子どもは何らかの保育サービスを受けている。

保育サービスの種類としては、施設保育を提供する保育所、幼稚園、個別サービスを提供するベビーシッター、保育ママ（家庭保育福祉員）などがある。

施設として利用されている保育所と幼稚園は、それぞれ家庭の状況に応じて対象を異にしており、保育所が児童福祉法により、子どもの福祉の向上を図るために設置され、保育所保育指針により保育が行われているのに対し、幼稚園は、学校教育法を基に設置され、概ね4時間程度、幼稚園教育要領により教育を行う施設となっている。

1 働く親を支える保育所の状況

現在の保育制度は児童福祉法に基づき、市町村が“保育に欠ける”児童を保育所に措置する制度として推進されている。

保育に欠けることを認定する要件は、保護者が次の事項に該当する場合とされている。

昼間居宅以外で労働することを常態としていること

昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること

妊娠中であるかまたは出産後間がないこと

疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること

長期にわたり疾病の状態にあること、又は精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること

市町村長が認める状態にあること

実際に保育所への措置理由をみると、の居宅外労働によるものが、86.5%であり保育所は働く親を支える施設として大きな役割を果たしている。

(図表 3-3-1) 措置理由別児童数 (神奈川県)

(平成8年4月1日現在)

	居宅外労働	居宅内労働	母親の出産	疾病・障害	疾病の介護	災害の復旧	市町村長特別	合計
児童数	49,116人	3,894人	375人	772人	709人	6人	1,925人	56,797人
比率	86.5%	6.8%	0.7%	1.4%	1.2%	0.0%	3.4%	100.0%

2 認可保育所の要件と設置状況

保育所には、大きく認可保育所といわれる無認可保育所があり、法に基づく制度として市町村が措置をするのは、一定の基準を持つ認可保育所である。認可保育所に係る経費については、保護者の所得に応じて徴収する金額を除くものを措置費として、国、県、市町村が支出している。(措置費負担割合：国1/2, 県1/4, 市町村1/4)

保育所認可の要件(抜粋)

- ・ 既設の保育所が周辺2 km以内に無いこと
- ・ 定員は60人以上、その内2割以上は3歳未満児でかつ1割以上の2歳未満児の設備を設ける
- ・ 保母の数が適正に配置されている
- ・ 民間の保育所の設置経営は社会福祉法人が行う

認可保育所は昭和40年代に県の人口の急激な増加にあわせて充実がはかられ、昭和45年は344か所だったが昭和60年に681か所に充実し、以後ほぼこの水準で推移している。

入所定員では昭和55年に60,831人となったが、以降は乳幼児人口(0-5歳人口)の減少からほぼ6万人の水準で推移している。また、対象年齢(0-5歳)に対する定員の割合をみると、昭和60年に11.7%となったが、平成8年時点でも13%台にとどまっている。これは全国平均の22.0%(表3-3-6)に比べかなり低い数値であるが、後に見る幼稚園との対比で考える必要がある。また、0-2歳児の保育については保育所のみがその役割を担っていることから、特に低年齢児の入所定員の不足が現実の課題となっている。

(図表3-3-2) 認可保育所設置状況の推移(神奈川県)

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成8年
県人口 A	5,472,247	6,397,748	6,883,651	7,349,993	7,910,382	8,238,840	8,232,337
0-5歳人口 B (構成比B/A)	643,991 (11.8%)	761,186 (11.9%)	667,532 (9.7%)	549,826 (7.5%)	504,134 (6.4%)	470,585 (5.7%)	466,992 (5.7%)
保育所定員 C (対0-5人口C/B)	28,944 (4.5%)	45,024 (5.9%)	60,831 (9.1%)	64,230 (11.7%)	63,303 (12.6%)	62,883 (13.4%)	62,969 (13.5%)
施設数	344	497	646	681	679	674	673

* 県人口、0-5歳人口：昭和50年までは国勢調査、昭和55年以降は1月1日県人口統計調査、平成8年は児童福祉課4月1日調査

* 保育所定員・施設数：昭和60年までは各年10月1日社会福祉施設等調査、平成2年以降は児童福祉課4月1日調査

3 無認可保育施設の状況

認可保育所に対し、基準を満たしていない保育施設や、病院内に設置する院内保育施設といった特定の対象のための施設など、認可の対象とならない保育施設も相当数ある。こ

これらの施設の内、看護婦の確保対策として設置している院内保育施設に対しては衛生部が、また、一定の設備や保母の配置が基準を満たしている小規模保育施設に対しては保育施策の延長として福祉部が一部経費を助成している。

さらに、昨今の利用者のニーズに応える形で、駅前のビルなどに設置する駅型保育施設の整備に対して、(財)こども未来財団が支援をする制度も行われている。

(図表 3-3-3) 認可外保育施設の種類

種 類		内 容
事業所内保育施設	企業内保育施設	企業が従事者のために設置する保育施設
	院内保育施設	医療機関が看護婦などのために設置する保育施設
無認可保育施設	小規模保育施設 (県単独事業)	認可保育所の整備されていない地域で、一定の基準を満たし、市町村が助成を行う保育施設
	駅型保育施設	(財)こども未来財団の助成を受け、駅ビル、駅に隣接するビルなどに設置される保育施設
	ベビーホテル	夜間保育(夕食がでる、午後の8時を超える保育宿泊を伴う保育)を行う保育施設
	その他の保育施設	託児室などその他の保育施設

4 保育制度改革の動き

児童福祉法は昭和22年に制定され、平成9年で制定後50年を迎えているが、戦後の混乱時に制定された背景から、いわゆる浮浪児対策、救貧対策としてスタートしており、支援を必要としている子どもや家庭の状況が変化してきていることから、現在、国においては平成10年4月の施行に向けて法律改正が進められているところである。

この中で新たな児童家庭施策が提起されており、特に保育制度については、これまでは行政権限として行われてきた保育所への“措置”制度が、今後は利用者が保育所を“選択”できる制度に転換を図る方向が示されている。

保育所への“措置”という考え方は、社会がその責任として子どもの保育を担うという理念によるものだが、一般的に親は自分の子どもが保育所に一方的に“措置”されているという実感はなく、実際に保育を必要としている親が、保育所への入所希望を市町村に提出し、市町村は利用者の希望を確認し、可能な限り希望に沿う保育所を選定し入所の手続きをとっている。

しかし、現実的には「家に近く、通勤途上の便利な場所にあり、勤務の都合に合わせて保育時間が延長できる」、あるいは「産休明けからすぐに預けることができる」というような希望に合う保育所に必ずしも入所できるわけではない。

法改正により、利用者が選択できる保育制度として推進するためには、選択できるだけの質量共に充実した施設が必要であり、現在の県内の状況では、選択できる余地のない場合もあり、利用者の視点に立った一層の充実が求められる。

5 幼稚園の設置状況

県内の幼稚園の設置状況をみると、保育所と同様に、昭和45年に574園だった認可施設が、昭和57年には780園となり、定員も昭和50年の107,983人から、昭和58年には149,829人になったが、この昭和58年が定員のピークとなり、その後、幼児人口の減少に伴い、若干ずつ減少する傾向にある。

また、現在文部省では、少子化や核家族化を背景として、幼稚園を幼児の体験学習の機会や場として位置づけるとともに、3歳児の就園を促進している。

幼稚園の経費については、任意の希望により通園できる施設であることから、私立幼稚園の運営に係る経費の一部助成を除き原則として受益者負担としている。

(図表 3-3-4) 幼稚園の設置状況の推移 (神奈川県) (各年5月1日)

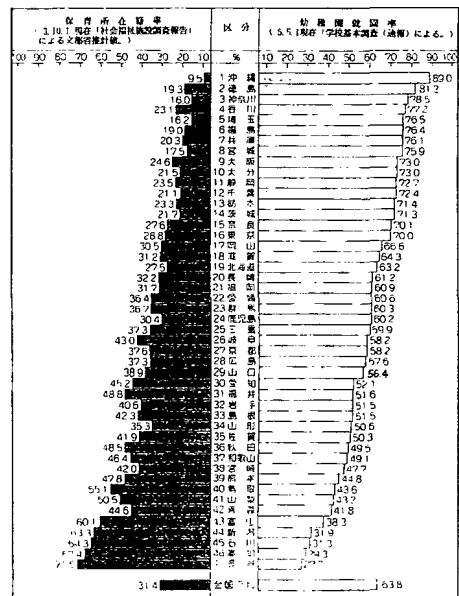
区 分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成8年
3-5歳人口 A	295,562	379,793	354,250	281,238	258,042	229,918	230,010
幼稚園定員 B	125,614	107,983	143,071	149,279	146,713	145,201	145,081
(対3-5歳人口B/A)	(42.5%)	(28.4%)	(40.4%)	(53.1%)	(56.9%)	(63.2%)	(63.1%)
施設数	574	700	778	769	755	724	720

(図表 3-3-5) 幼児教育の普及状況 (5歳児)

6 保育所と幼稚園の就園状況

神奈川県における就学前の子どもの就園状況を見ると、4歳・5歳の子どもの幼稚園への就園率が76% (図表 3-3-6) と非常に高く、全国的な状況と比較すると幼稚園と保育所の比率が極端に幼稚園に片寄っている状況がみられる。

幼稚園は主に3歳児以上の子どもに対しカリキュラムに基づき集団教育を行う場であり、生活の場としての保育所とは機能が異なるが、親は制度上の違いというよりも、それぞれの家庭のライフスタイルにあわせて幼稚園、保育所のいずれかを選んでおり、厳密な意味での福祉施設、教育施設という認識は薄いと思われる。



平成8年に地方分権推進委員会から出された報告では、

女性の社会進出の拡大や就労形態の多様化、出生率の低下に伴う児童数の減少、地域における子育て環境の変化などを背景として、幼児教育・保育に対する社会的ニーズは変化している。延長保育や一時保育は試みられているが、こうした変化への十分な対応になっていない。

幼稚園・保育所は、その目的、機能を異にするとしても、多くの共通性を有することから、施設に関する基準等を見直し弾力的な運用を図るとともに、その費用負担についてもできるだけ、均衡を図ることが必要である。

としており、保育所を利用者が選べるものに転換することになれば、幼稚園、保育所の違いは機能の違いよりも、0歳から入所できるのは保育所、短い時間の集団体験を望むなら幼稚園など、提供するサービスの違いにより親が選択する制度になる。

現在、国の所管がそれぞれ文部省、厚生省に別れていることに加え、神奈川県では、保育所は福祉部、幼稚園の場合はさらに、公立は教育委員会、私立は県民部と3部にわかれている。市町村においても同様である。

保育所も幼稚園も就学前の子どもの健やかな成長を支える施設としての役割を同じように持っていることから、それぞれの特徴を維持しながら、子どもと子育てを支える社会資源として総合的にとらえ直す必要がある。

(図表 3-3-6) 年齢別保育所・幼稚園就園状況

区分	神奈川県					全国			
	乳幼児人口A (H7.1.1)(人)	保育所入所児童数B (H7.4.1)(人)	B/A (%)	幼稚園通園児童数C (H7.5.1)(人)	C/A (%)	(B+C)/A (%)	保育所 就園率(%)	幼稚園 就園率(%)	合計 (%)
0歳	84,532	2,812	3.3			3.3	4.3		4.3
1	79,105	6,395	8.1						
2	78,682	8,777	11.2			9.6	15.2		15.2
3	78,563	11,708	14.9	21,815	27.8	42.7	31.4	27.9	59.3
4	75,212	12,945	17.2	56,929	75.7	92.9	31.0	56.5	87.5
5	76,143	13,061	17.2	58,061	76.3	93.4	32.8	64.7	97.5
0-5計	472,237	55,698	11.8				22.0		22.0
3-5計	229,918	37,714	16.4	136,805	59.5	75.9	32.3	49.9	82.2

資料*神奈川県：乳幼児人口は県人口統計調査、保育所児童数は県児童福祉課、

幼稚園児童数は県私学宗教課

全国：乳幼児人口は総務庁統計局、保育所は厚生省、幼稚園は学校基本調査

7 多様化する保育サービス

人々の多様な働き方に対応し、保育サービスに対するニーズも多様化してきている。国においては、平成6年にエンゼルプランにあわせて策定した緊急保育対策等5か年事業により、多様な保育サービスの充実を目指して特別保育対策の整備目標を明らかにし、各自治体における積極的な取り組みを奨励している。

しかし、今日の財政状況から、全国的に5か年事業の達成率は低い。

(1) 乳児・1歳児保育の状況

女性が仕事と育児の両立を望む場合、産休、育児休業明けの0歳児、1歳児の保育が絶対に必要な要件である。

しかし、乳児保育の実施には、乳児室の整備とともに、乳児保育に相当の知識と経験を持つ専任の保母、さらには看護婦の配置などが必要なことから、なかなか受け入れの枠を拡大できないのが現状である。

県内の保育所における0歳児、1歳児の入所状況をみると、少しずつではあるが拡充されてきており、受け入れの枠の一層の拡大が望まれている。

(図表 3-3-7) 0歳児、1歳児の入所状況

(各年4月1日)

区 分	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
措置児童総数 A	53,308	54,184	54,531	55,698	56,797
0歳児	2,364	2,396	2,493	2,812	2,737
1歳児	5,668	6,077	6,320	6,395	6,932
合 計 B	8,032	8,473	8,813	9,207	9,669
(構成比 B/A)	(15.1%)	(15.6%)	(16.2%)	(16.5%)	(17.0%)

資料：県児童福祉課

(2) 延長保育の状況

現在、午後6時以降の延長保育を実施している保育所は106か所ある。(平成8年度)

保育所における長時間保育に対しては、親の都合によるもので、子どもの気持ちを無視しており、子どもの成長にとっては望ましくない、という意見がまだ相当聞かれるが、実際に長時間保育がその後の子どもの成育に特別な影響を与えているということはないといっている。

むしろ働く親が安心して仕事ができ、生き生きとしていることが子どもの精神的な安定につながるとも思われる。

しかし、「女性の子育てと仕事に関する状況調査」(55頁参照)の中でも、急な残業になり保育所にいる子どもを気遣う親の気持ちや、保育時間の延長ができず、職場に気兼ねをしながら、帰宅する気持ちが述べられており、できることなら、子育てをしている親が長時間の仕事をしなくても済むような企業の対応が望まれる。

さらに、就労形態が多様になってきていることに伴い、子どもが保育所で過ごす時間もそれぞれの家庭の事情により異なることから、今後は多様な保育時間の設定や、休日の保育などについても検討をする必要がある。

(3) 一時的保育の状況

多様な保育サービスの中で、今後一層の充実が望まれるものに一時的保育がある。不定期な就労や緊急な都合による一時的な保育を必要とする時に、預けることのできる保育所は、子育てをする家庭にとって心強いものとなる。

現在、国の制度としては、1日に10人程度の受け入れができなければ補助の対象にならないことから、実施保育所は40か所(平成8年度)に止まっている。核家族にとって、家族の緊急な入院や、さらには現在いろいろな問題がでている親の育児疲れなどの場合にも対応できる、少人数でも受け入れる制度としての充実が期待される。

(4) 病児・病後児保育の検討

働く親にとって、発熱など子どもの具合の悪い時の支援の仕組みは大きな課題である。働く親が子どもの事情であっても、実際に1週間を越える休暇はとりにくいであろうし、仕事を休むのはほとんど母親であることを考えれば、何らかの制度としての支援の仕組みを望む声が多いのは当然である。

軽い発熱あるいは入院後の回復期などには、医療スタッフによる保育が必要になるが、すでに川崎市では、平成8年度から、医師会への委託事業として医療機関に併設する形で乳幼児健康支援デイサービス「エンゼル多摩」事業を実施している。

病児・病後児の保育については、子どもの状態、実施方法など検討すべき課題が多いが働く親への支援として、利用しやすい仕組みの検討が必要である。

(5) 幼稚園の預かり保育

「預かり保育」とは、幼稚園において、通常の4時間の教育時間の終了後に、保育者のニーズに対応し、引き続き入園している幼児を対象に保育することをいう。

文部省による預かり保育の原則は

- 対象者は希望する園児に限ること
- それぞれの必要な時間だけ預かること
- 内容は自由な遊びを中心とすること

とされている。

神奈川県における預かり保育の状況は、1994年の(社)神奈川県私立保育園連合会の「預かり保育実態調査に関する報告書」によれば、幼稚園預かり保育を実施する理由として「保護者の希望が多い」が76.9%と最も多く、預かる時の条件としては、「母親に用事がある時」が56.9%、「無条件」が36.2%、「母親の就労」が27.7%となっている。

それぞれの幼稚園では、母親の就労のためだけでなく、親の急用などの便宜をはかるために預かり保育を実施しているものと受け取れる。

現状では、預かる日数、時間、保育に携わる担当者、保育内容など、実施する幼稚園により異なっているが、保育所の充実していない地域において、その補完機能としての役割を果たすとともに、保護者の様々なニーズに柔軟に対応できる仕組みとして今後拡大することが想定されている。

(6) 保育形態の多様化

保育所、幼稚園という施設における保育サービス以外に、2歳未満の児童を、保母資格を持つ保育ママ(家庭保育福祉員)の自宅に預ける制度や、自由契約によりベビーシッターに預ける場合もある。

また、労働省が働く親の子育てを支援する施策として「ファミリーサポートセンター」

事業を進めている。まだ神奈川県内での実績はないが、これは、子育てをしている親が会員となり、お互いに支援しあう仕組みであり、経費負担などの一定の約束を予め取り決めておくことで、仕事を持つ、持たないにかかわらず、気軽に身近な地域での支え合いを実現する施策として導入を検討する価値はあるものと思われる。

8 保育所と幼稚園の連携

地方分権推進委員会における「幼稚園、保育所の各制度の弾力化、両制度の一層の連携強化を図る方向で引き続き検討すること」という中間報告が示すように、幼稚園と保育所の具体的な連携の方策は大きな検討課題である。

現行の両制度の根本的な改正については、国の議論を待つことになるが、これまで述べてきたように、保育に対するニーズが多様になり、子育てを社会として支援することへの必要性が強く認識されてきている状況から、子育て支援の重要な社会資源である保育所と幼稚園が連携することにより、一層きめ細かな支援が期待される。

保育所の絶対数が少なく、待機児童が出ている現実はあるが、将来的には少子化の進展による乳幼児の減少から、今後施設数をふやすことが困難なことを考慮すれば、施設の有効な活用という視点からも何らかの方策は必要になる。

横浜市では平成9年度から、市の単独事業として一定の基準を満たしている認可外保育施設や、定員が減少している幼稚園の施設を活用し、横浜型保育事業による新たな保育施策の拡充を打ちだしている。

全国的には、すでに保育所と幼稚園の一元化を試みている事例もある。

多門台方式（兵庫県垂水区、多門台団地）

北須磨保育センター方式（兵庫県須磨区、生協）

あまたのみや幼児園方式（大阪府交野市）

飯田町幼児教育センター方式（秋田県飯田町）

これらは、地域の実情からそれぞれを個別に設置するだけの対象児童がいなかったり、財政的な理由によるものとされている。

の大阪府の事例では、所管する行政の一元化により予算も一体的な執行の工夫が図られているようであり、市町村レベルでの工夫の余地はあると思われる。

9 保育所に対する利用者の視点

前述の「女性の子育てと仕事に関する状況調査」によれば、保育所を選ぶ視点として、家から近いが54.3%、保育環境がよいが53.6%、保育内容が48.6%であった。家に近いことが第一の要件であることは当然と思われるが、次に保育環境や内容をあげていることは、それだけ保育の質を重視していることがわかる。

その意味でも、児童福祉法の改正案として出されているように、それぞれの保育所の保育内容に関する情報が適切に利用者に提供されることが必要になってくる。

また、調査に寄せられた自由意見を見ると、子育てと仕事を両立することに対して、職場への気兼ねや家事の負担が母親に過重にかかることへの不満などが述べられている。

仕事を持つとか持たないということと、子どもを育てることは本来別の次元で語られるべき事柄であるはずが、男性にとっては、両立ということでは問題にならないのに対し女性にとっては自分の生涯の生き方を選択するに等しい重さで、仕事か子育てかを選択することになる。

誰もが自分の望む生き方を選択できるようにするためにも、子育てをしている家庭が、必要な時に必要なサービスを受けられるシステムが提供されることが望まれる。

10 子育てコミュニティの必要性

少子化により、地域に乳幼児が少なくなり、近隣に同世代の遊び相手がいない、親にとっても同じ子育てをしている人が周囲に少ないなど、地域の子育て環境がひ弱になっている。

このような中で、行政としては、保育所や幼稚園の子育て支援機能の充実や市町村の子育て支援センターの整備などに取り組んでいる。また子育てをしている親の自主的な集まりも活発に展開されており、グループを中心とする子育て中の親のネットワークづくりなども進められている。

人々が安心して親になることができ、また子どもが豊かな環境の中で、たくましく育つことができるような地域の支援体制が必要である。

従来の制度にとらわれない、子どもにとってやさしい地域コミュニティが培われることが望まれる。

4 放課後の子どもたち

保育所でのアンケート（55 頁、「女性の子育てと仕事に関する状況調査」参照）にもみられるように、働く親にとって小学校入学後の子どもの放課後の生活の場をどう考えるかは大きな問題である。

親が仕事を持っている場合、就学前は親の帰宅までの時間を保育所で過ごしていた子どもたちも、小学校に入学すると、午後からの長い時間を家で過ごさなければならなくなる。このことが働く親にとって大きな悩みになっており、この時期に退職を余儀なくされる女性の例も多いと聞く。

現在、小学校入学後の子どもの放課後対策については法的な根拠はなく、厚生省の「放課後児童対策事業」として奨励補助が実施されているが、今回改正される児童福祉法により、新たにこの放課後児童対策の実施が制度化されることになった。

この改正により第二種社会福祉事業としても、放課後児童対策事業を実施できるとしたことは、これまで就学前の児童だけが、福祉の対象とされた考え方を改めるものであり、親が働き続けることのできる環境を整えるための社会的支援の仕組みとして大きな前進と受け止めることができる。

1 放課後児童対策の状況

(1) 放課後児童クラブの現状

厚生省の平成 8 年 5 月のデータによれば、放課後児童クラブの数は全国で 8,605 ケ所あり、対象児童数は約 32 万人、実施市町村数は 1,088 市町村ある。

実施の状況を見ると、自治体が直接運営するもの、社会福祉協議会に委託するもの、父母会に委託するものなどがあり、実施場所についても、小学校、児童館、公民館などの公共施設の利用や、専用の場所を借り上げての実施など様々である。

(2) 公的補助の内容

昭和 51 年から厚生省の「放課後児童対策事業」として、児童クラブに対する助成を実施しているが、平成 3 年度に補助対象とする 1 クラブの基準在籍児童数を概ね 30 人から 20 人以上に引き下げるとともに、新たに人件費（非常勤 1 名分）を補助対象経費に加えるなどの改正が行われている。

神奈川県では、この国庫補助事業を補完するため県の事業として「児童コミュニティクラブ設置育成事業」を実施し、市町村の事業を支援してきている。

県の補助の対象は国庫補助の対象にならない、15 人の規模まで引き下げ、さらに人件費の補助を加えている。

平成 8 年度の県内の実施状況を見ると、19 市、12 町が事業を実施しており、実施の形態としては直営や委託による運営を中心に実施されている。実施場所では民間の借家、児童館、さらに専用の施設を持つところもある。

(図表 3-4-1) 国と県の留守家庭児童対策事業

事業名	実施主体	実施方法	対象経費	補助率
放課後児童対策事業 (厚生省)	市町村 (直営、委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童クラブは、児童数概ね20人以上とし、20人～35人を1組織、36人～70人を2組織とし、1組織あたり放課後ケアワーカー1人以上をもって構成する。 ・ 児童クラブは、児童館のほか保育所、学校の空き教室、団地の集会室など身近な社会資源を活用する。 ・ 市町村は、放課後ケアワーカーに対する研修及び必要な設備の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後ケアワーカー1人分(非常勤)の経費 ・ クラブの運営経費 ・ 研修経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市町村 3分の2以内 (国1/3、県1/3) ・ 政令市 3分の1以内 (県負担なし)
児童コミュニティクラブ設置育成事業 (神奈川県)	市町村 (直営・委託・民間団体に対する補助) 政令市を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童クラブは、児童数概ね15人以上とし、指導員1人以上をもって構成する。 ・ 児童の安全と健康を守り・豊かな情操を育み、生活習慣と社会性等を養い、また、地域の諸活動への参加等、地域の特性を生かした活動を行う。 ・ クラブの円滑、適正な運営を図るため、運営委員会を設置する。(補助で行うクラブは必置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員1人分(非常勤)の経費 ・ クラブの運営経費 ・ 運営委員会の経費 ・ 研修経費 	3分の1以内

2 放課後児童対策の課題

(1) 子ども自身がつくる放課後の遊び

子どもたちは小学校に入学し、学ぶことや集団生活などを通じ、自ら考え、判断し、行動する力を次第に身につけていく。

しかし昨今、学校を離れた地域の中に子どもたちが自由に遊び回る姿をあまり見なくなっている。

子どもは遊びから色々な社会性を身につけていくといわれているが、特に都市化の進む地域では、屋外で子どもが伸び伸びと遊べる環境がなくなってきている。

町の中の児童公園には、滑り台やブランコなどが用意されているが、本当にそれが子どもの欲しがっている遊具なのだろうか。乳幼児が母親とともに遊ぶ姿はあっても、放課後の子どもたちの元気な声が聞かれることは少ない。

最近の子どもたちは、室内での遊びを好む傾向が見られるとは言われているが、外に遊ぶ場もなく、危険と隣り合わせでは、外での遊びが好きな子どもでも思い切って走り回ることにはできない環境になってしまっている。

むしろ何も遊具が用意されていない、自然のままの木や草花のある広場で、安全に、子どもが想像力を働かせ、遊ぶことのできる場を確保していくことも考えていきたい課題である。

放課後児童クラブが、子ども自身が自主的な遊びや活動を創造し、社会性を身につける場であることも期待される。

(2) 放課後児童クラブの運営基盤の確保

放課後児童クラブの設置場所は現在様々であるが、子どもの生活の場である小学校圏にあり、専用の施設が確保されることが望ましい。

この場合の専用の意味は、恒久的に活用できる専用の場が確保されることであり、必ずしも新たな専用施設の建設ということに限定するものではなく、例えば生徒数の減少に伴う小学校の空き教室の活用、幼稚園の教室の利用、保育所あるいは児童厚生施設への併設など公共施設の有効活用による実施が現実的な対応と考えられる。

平成8年5月現在で、神奈川県内で恒久的に余裕教室となることが見込まれている公立小学校の教室数は、1,651あり、現在は文部省の余裕教室活用指針に基づき、学校施設としての利用を中心に活用されている。この教室は今後、地域住民のための生涯学習施設としての活用等も増えてくると考えられるが、地域性を考慮し、必要最小限の改修を前提に、放課後児童のための施設として活用することも考えるべきであろう。

また、運営主体についても現在は市町村が実施主体となる場合に補助の対象となっているが、法律に位置づけられることにより社会福祉法人をはじめ、多様な実施主体による柔軟な運営形態が可能となってくる。

開設の時間も現在の保育所と同じように、午後7時頃までの延長が必要であろうし、学校の長期休暇や土曜日への対応も求められている。

(3) 指導員の充実

放課後の児童の活動を充実させるためには指導者の確保も課題である。

現在の放課後児童クラブの指導者は教員や保母の資格を持った人が多いようだが、身分の保障とともに、実際にそこで子どもの生活や遊びを指導するためには、専門的な知識が必要であり、研修が重要になってくる。

また、地域での子どもの軽スポーツや遊びを一層活発にするためには、民間施設の開放など場所の確保とともに、活動を支援できるボランティアを地域の大学生や高齢者などから確保することについても積極的に取り組んでいく必要がある。

5 子育てグル-プ活動に見るネットワ-ク、そして子育ての社会化

「子どもができて、家が欲しくなって埼玉県とか千葉県に移っていく人が多いけれど、私は、私も子どもにも仲間がいるので、またこのあたりで家を見つけて買いました。引っ越しして、全てを一から始めるのは大変だし、今までつくってきたことがもったいないし...
そういえば、少し遠くに引っ越した人も親子で私たちのグル-プに通ってきてますよ。」

神奈川県は、少子化自治体であるとともに、社会人口減少自治体でもある。特に、子産み子育て家族が他自治体へ出てしまう。(第1部第3節「神奈川の少子化の動向」参照) 神奈川の子育て環境がその世代にとって辛く厳しくなっているのを、その流出が示している。その状況下で、迷いながらも、やはり一つの帰着として、こだわって神奈川に留まることを選んでいる人たちもいる。神奈川に踏み止まらせるプラス要因・積極的諸要因を解明するとともに、コミュニティにおいて子育て世代が発信しつつある動きや仕事づくりを通して、成熟化社会における地域のあり方、また自治体のサ-ビスなどについて考察する。

* 子育てグル-プの概念

本節でいう子育てグル-プとは、「子育てをテ-マとし、定期的な活動を行っている、“名称”を持つグル-プ」とする。これはメンバ-が自らの活動に意味をもたせ、曜日など集まる日を決めることで日常生活にリズムをつけ、名前をつけることでグル-プスピリットを大切にするという活動を行っている子育て集団という意味である。

* 対象としたグル-プ

川崎市の幸区、中原区、多摩区などで活動している9団体。自治体、社会福祉協議会から助成金を得ているところもあるが、いわゆる在野のグル-プは、自治体としては認知手段がないため、既知のグル-プから紹介されたグル-プを対象とした。

1 子育てネットワ-カ-女性9人の素顔から～子育ての社会化と仕事づくり～

考察に当たり、地域にネットワ-クを広げる子育てグル-プのメンバ-にインタビューを行ったが、まずその結果を紹介したい。

夫は仕事で帰りが遅い。平日は近所の友達が頼り。

..... プロフィール

転勤で3年経つ。5歳女兒と3歳男児をもつ30歳。平日の夫の帰宅は12時を回ることも多い。親は電車で1時間30分ほど離れた所におり、3か月に1度程度会っている。移り住んだとき周りに知り合いはいなかった。

活動日 木曜日 会員 15名 会費 月3回300円

内容 作品づくりや外遊び、リトミックをおこなう。月別役員担当制。

.....

子育ての相談相手は、夫と子育て仲間であり...といっても平日、夫と話す時間は10分程度であるから、どうしても子育て仲間との関係が頼りとなる。現に個人的相談のできる仲間がグル-プに入ることによって2人できた。3歳児保護者アンケート(「資料編4」参照)で、就業者では119名中3名(2.5%)、非就業者では464名中186名(40%)と圧倒的な

相違を見せた「日中用事がある場合に子どもの面倒を見る人は、近所の人、友人である」という回答がこの事例にも当てはまっている。

彼女は子育てについてはすべて完璧にとは考えずに、あせらずできる範囲のことを心がけており、グル-プに入ったことで、親子とも友達ができ、自分と同じような悩みをもつお母さんたちとの話合いで安心が得られたとその変化を語っている。

3世代家族、でも親も子も友だちが欲しい。

………… プロフィール…………

結婚して7年。6歳女兒、4歳男児をもつ30歳代。3世代家族。結婚して移り住んだとき周りに知り合いはなかった。2つの子育てグル-プに所属し、週3~4日、平日午前に活動。

活動日 第2・3水曜日・第1木曜日 会員 40名 会費 月3回100円
内容 グル-プ通信発行、行政からの補助、役員当番制。

…………

日常的な親族ネットワークがある場合は、それに反比例して子育てネットワークは少ないのではないかという仮説を積極的に超えた一事例。親族がいても、親も子も友だちが欲しい。情報交換をしたい。親子だけだと辛いのである。やはり親世代との共棲だけでは子育てには不足で、地域に同世代、また課題などを共有できる仲間が必要なのである。

グル-プに入ることでいろいろな人の考え方を知り、個人的に生活全般のことを相談できる友人ができたという。ただしグル-プという組織を運営する立場を引き受けると、皆の気持ちが今一つわからない、と組織運営に惑い模索している。子育て情報をもっと簡単に手に入れたい、公共機関の室内遊び場が欲しい、講師を呼んだり、グル-プ活動のために助成金が欲しいなど、子育てを社会的課題としてとらえようとしている。

また、保健所とタイアップすることで、月1回の活動が3回へと拡大し、自治体の支援が市民活動を活性化させることも教えてくれる。

子どもがいなくてもどうぞ!の子育てグル-プをつくる。

………… プロフィール…………

結婚して9年弱。7歳男児、4歳女兒をもつ30歳代。3世代家族。親は電車で40分のところで、電話で月に1回くらい連絡を取り合う。引っ越して来たとき周りに知り合いはなかった。

活動日 火曜日 会員 16名 会費 月1回100円
内容 母子分離で交替保育。子どもがいなくても交替保育などを前提に会員募集
傷害保険加入、行政からの補助あり。

…………

第2子が産まれたことで職から離れた時に、地域の同世代の人との付き合いがなかったことに気づき、それをきちんと受けとめた事例。

子どもは可愛いけれども面倒くさい。自分の時間がなくなってしまうことへの苛立ちを感じながら、今まで対処したことのない問題に日々直面し、驚きと不安を感じている姿がある。子育てグル-プをつくることで、自分を開示できる友達が7名でき、子どもに八つ

当たりすることが減ったのではないかと語ってくれている。

また、子育てグル-プはただ子どもと一緒に遊んでいる、ある種、狭い世代のものに止まることなく、子育てや介護といった今後の地域社会における課題に取り組むグル-プの発端となるべきだとの思いから、“子どもがいなくてもどうぞ”というスタンスをもって。子どもがいなくて、子育てグル-プに入会できないのはおかしい。子どもがいなくて女性たち、それは不妊であるかもしれないし、成人してしまっていたり、いまだ持つには至らなかつたりするかもしれないが、それらの事情を云々するよりも、そういう女性たちへも開かれたグル-プにすることを選択しているのである。

実際今のところ、このグル-プは皆親子連れであるが、子どもたちが成長して学校に行くようになって、活動を続けたいとますます意欲的である。

幼稚園ではものたりない。

………… プロフィール ……………

3世代同居のため引っ越してきて5年弱。6歳女兒、3歳男児をもつ30歳代。親・女きょうだいも徒歩10分圏に住み、週4回会ったり、電話したりしている。

日曜日、実家に行く以外は午前・午後ともすべてスケジュールは一杯。

活動日 月・水・金曜日 会員 20名 会費 月250円

内容 野外保育。子どもの預け合い。役員当番制。傷害保険加入。父親参加のイベントもあり。

……………

彼女はこの他に、消費生活クラブや社会福祉協議会所管の母親クラブにも関わっているし、木曜日には、ピアノのレッスン指導もしている。

グル-プ入会動機は、外で子どもを遊ばせたい、それもテ-マをもって活動したいというもの。そして、自分自身の子育て観では、きっと近所の幼稚園では満足できないだろうから、子育てグル-プで自分の思う子育て理論を実践したいと考えている。グル-プ活動発展型の一つ、自主幼稚園活動を望んでいる例である。

彼女は、「私は楽しく子育てしている、良い環境にいる。」と非常に肯定的であるが、学習のために親や子育て仲間に子どもを預けて出掛けることができる関係をもっていることが、その安心感や自信を生むのであろうか。グル-プ活動により個人的な悩みも相談できる友達が10名できたそう。子どもの預け合いを通して他人の子に触れることによって子どもの行動をいちいち神経質にならずに、見守ることができるようになったという。一人では大変だからみんなで子育てを、という自助的発想を既に超え、自分たちの手に子育てを取り戻し、主体的に活動していく決意が見てとれる。そして、グル-プに対しては社会的認知や、地域での拡がり、グル-プへの資金的支援を求めている。

子育てグル-プは公園の‘派閥’になってはいけない。

………… プロフィール ……………

結婚スタ-トから6年、現在地に住む。4歳男児を持つ30歳代。義理の両親が自転車で5分のところに住み月2回ほど会う。義理の母に子どもを預けることもできる。

活動日 月曜日 会員 公園の仲間からできたグル-プ。

内容 その公園に行けば必ずメンバ - がいる。役員・会費などはなし。

.....

子どもが小さなうちはとにかく肉体労働、子どもの目の高さに合わせて見ていると自分の子どもの頃を思い出し、素直な気持ちになれると語っている。このグル - プは公園に来ている人が集まってつくり、誰にでも声をかけ、無理なく参加できるようにし、新しく公園に来た人たちにもどうやったら気持ち良く参加してもらえるかを考えている。“カベ”をつくらず仲良くできるかが課題。この他にも、広域子育てネットワーク情報紙「紫陽花通信」を後段登場の の女性と編集、無料発行している。

子育て情報誌「ままとんきっず」を書店発売し、交流会『ままとんサロン』を主宰

..... プロフィール

子どもができてから、知り合いもいない川崎にきて9年。10歳、7歳の2人の男児をもつ30歳代女性。親族は近所にいない。わが子は、親と同伴でないと動けない幼児ではなくなってはいるが、お母さんたちの悩みへの支援を様々な形で続けている。

活動日 金曜日(サロン) 会員 10名程度 会費 月1回300円
内容 通信発行、指導者あり。

.....

「ままとんきっず」という子育てママのタウン情報誌を仲間のお母さんたちと発行。書店販売、営業もしているかたわら、イベントや保育付き学級の開設、子育て交流会『ままとんサロン』を定例的に主宰する。いってみれば、この女性自身がリトルファミリー - センター - である。

育児書や育児雑誌について聞くと、他のほとんどの女性たちが読まなくなったと回答しているが、彼女についていえば、主宰する側にいるせいか、子どもやお母さんの生き方の実情把握のため以前より読むようになったと答えている。

サロンの運営について、会費が無料でないことが女性たちの参加を阻んでいるのではないかという悩みをもっており、活動費の不足を感じている。そして頑張ったグル - プには行政からの資金提供を願っており、行政の企画もお母さんたちの手で行えるよう支援して欲しいと語っている。

(「ままとんサロン」は平成9年5月より休止している。)

子育てのメソッドがわかったら、子どもにもっともっと関わりたくなった。

..... プロフィール

結婚時から住んでいる地で子どもをもうけた。4歳女兒1人をもつ30歳代。親族は近所にはいない。年に2回帰郷。

活動日 火曜日 会員 20名 会費 月100円

内容 月当番制。傷害保険加入。父親参加イベントあり。活動費はバザ - や行政からの補助金。

.....

周りに子どもがいない、情報交換したい、親子だけだと辛い、そしてグル - プ見学にいったら子供がすごく喜んだため入会。子育ては終わったらもう二度としたくないとい

う感想をもちながらも、以下のような自分自身の変化を語ってくれた。「グループに入る前は子どもは3年保育、もしくは保育園のなるべく長時間預かってくれるところに入れたいとばかり思っていたけれど、グループに入った今は、子どもの集団に自ら入っていくようになった。」これは子どもに関わるメソッドがわかったので、いろいろやりたくなったのだと自分で分析。「親がとにかく変わる」と語る。

「子どもたちも2、30人という集団となると、発達段階に差があっても親が客観的になれて、不安にならない。子どもも、いろいろな大人の意見を聞くことができ、親たちも保育役割を当番で行うことで公平な関係を子どもたちとも築くことができるし、なんとかちゃんのママではなく、何々さんと子どもたちから名前と呼ばれる関係になれる。」のがグループの良さと言っている。バザ - の収益金で、「なかはら子育てマップ '96」を作成。歩いてつくった詳細地域マップを無料配布している。

やっぱり仲間のいるここが好き！

..... プロフィール

同じ区内を4回引っ越し。住宅購入する際もやはり仲間のいる同じ地域にした。9歳男児、4歳女児をもつ20歳代。親、きょうたいは自転車で20分のところに住み、週1回は会っている。

活動日 木曜日 会員 18名 会費 月1回、半年600円。

内容 子育てネットワ - ク情報紙「紫陽花通信」200部を の女性と編集、発行し、ボランティアセンタ -、児童館、保育園、保健所、福祉団体等で無料配布。

.....

子育て仲間がいなかった時には辛かったと思うときが度々あり、仲間ができてから楽しくなった。子どもとどうつき合うか、遊ばせるかがわかった。自然体で子どもと遊べるようになった。個人的相談のできる友達も4~5人できて、夫のグチを言うときも。グループ活動が、新聞、テレビ(民放・NHK)で紹介された。

「子育てNGO」として、自治体には、気軽に利用できる印刷機やコピー、打合せや作業に予約のいらないフリー - スペ - ス、子ども関連(自分のいる地域の公共+民間+市民機関全ての)情報が集約されたセンタ -、悩み相談のできる場所、児童館にスペシャリストなどが欲しいと提言している。

外国籍市民の子育て支援・国際子育てクラブ「トントン」

..... プロフィール

日本語ボランティアを続ける中で、外国籍市民の女性たちの子育てを市民課題ととらえ、火曜日午前に国際子育てクラブを3人で立ちあげた、11歳と7歳の男児2人と4歳女児をもつ30歳代。

活動日 火曜日午前月2回 会員 11名 会費 月200円。

.....

当研究員たちで、このグループのお二人に聞き取りできた。自治体主催の日本語学級でボランティアをしていた一人の川崎の女性と、韓国、中国の女性たち3人による国籍を問

わず誰でも参加できる公開型の子育て交流・企画である。月2回のペースであるが、例えば各国の子育ての話や子どもの遊びや料理を紹介しあったり、毎回趣向を凝らし国籍を問わず親子同伴で楽しめる内容にし、外国籍市民同士、また近所に住む日本人との出会いや情報交換の場になればと考えている。

外国籍市民が地域社会で自らのスタンスを拡げられるようボランティア・な活動を続けていきたいと語っている。

2 子育てグル・ブ活動の意義

高学歴な女性たちが神奈川県には多い。努力と比例して目的を達することに慣らされて、成功してきた経験が身に染み付いている女性たちは、“子育て”という今まで身に着けてきた合理性・効率優先と対極にあるような暮らしに面食らう。更に、身近に、ちょっとしたことでも相談できるような親族や仲間などがいない場合も多い。先読みのできない、予定調和的でない、生きることに貪欲な乳幼児に、今までの人生で触れた経験がなく、自分の子どもが‘本番’という女性が多い中、人を育てるという極度の緊張と不安がつきまとう。密室育児の問題が言われて久しいが、子育てをテーマとしたグル・ブに入会することで、情報を交換し、悩みを話し合い、何かを始めることが彼女たち自身の癒しにつながっているのかも知れない。そのグル・ブに入ること、自分の居場所ができる、自分を待っていてくれる小さな社会があるのである。

子育てグル・ブに入ることによって全てが解決するわけではないが、自らの子を過度に注目することがなくなり、親自身、気持ちが楽になる一方、子どもたち自身にしても親でない他者との関わりができることで、密室的状況乗り越えうるであろう。また、様々な子どもたち、親たちと出会うことで不安が解消され、また活動に手間暇をかけるなかで“子育て”というテーマをも超える「同志」的「親友」ができ、新しい地域づくり、仕事づくりへと広がったケ・スもみえる。

3 今後の希望

今回の聞き取り調査では、各グル・ブの活動状況以外にも、父親、仕事、子育て等に関する希望などについて聴取した。以下、その概略を整理する。

○父親の子育て参加

父親参加のプログラムを用意しているグル・ブもあったが、日常的に父親と子どもの関わりを保障する可能性をもつフレックスタイムの導入について聴いたところ、幼児期の女性たちばかりであったせいか、「(父親は)いても役にたたない」「フレックスタイムはあったとしても使わないと思う」「状況的に無理」など否定的回答がほとんどであった。幼児期ゆえの母子だけの完結なのであろうか。この聞き取りをした女性たちがガンバリ屋さんだったのか。父子について「遺伝的關係が確立しても、父と子の愛情関係や人間関係は出来上がらないのである。遺伝ではなく、親となる意思、日常の細やかな親子としての触れ合い、心配り、共同の生活などがあってはじめて父と子の関係は形成される」(金城清子：生殖革命と人権)とすると、父親たちの親性の実現を目指すには、やはりフレックスタイムや時短も考えられるべきである。

仕事について

今後「外に出たい、働きたいか？」について尋ねたが、地域で市民活動している彼女たちの答は、はい6名、はいといいえ1名、いいえ2名であった。

* 「はい」という理由は、

- ・ 何々さんのお母さんだけの立場ではなく、一人の個人となりたい。
- ・ 地域で地域のために働きたい。
- ・ (子供が手を離れたら)自分で考えて判断し行動できるようになりたい。
- ・ いろいろな人と関わりたい。
- ・ 経済的理由(特に教育費)
- ・ 社会参加のため。

* 「はい」と「いいえ」両方の人は、子どもが帰ってきたとき家にいたい一方で、経済的理由、自分を磨くために外に出たい。

* 「いいえ」の理由は、

- ・ 地域と関わりたい。
- ・ ミニコミ紙を(既に)やっているから。

...など地域にいる時間を大切にしたいという積極的地域ステイ型志向ともいえる回答も見える。

起業について

「起業についてやってみたいと思いますか？」の問いについては、はい6名、いいえ3名であった。はいの回答の方々にその業種をきいてみたところ(複数回答)保育7名、給食サ-ビス1名、家事援助1名だった。保育事業に関心が多いところを見ると、もはや育児に不安な女性たちではないのだろう。経験と自信とネットワークが女性たちの支援、そして新たな価値観、業種をつくっていくことが見てとれるのではないであろうか。

4 まとめにかえて

今回調査したグル-プは、もちろん発端はセルフヘルプ(自助)グル-プでありつつも、さらに社会的活動へと広がりを見せている。たとえば、グル-プメンバ-内の通信にとどまらず、地域にもミニコミ紙を作成し広く配布したり、身近な子育て環境をまとめてマップにし無料配布したり、母親たちの悩みを聞く会を主催したり、バザ-をしたりと草の根的地域公益的活動を行っているところも多かった。

今後はこうした活動を通して、「保育や介護を家族で看取る」という社会システムの変革を並行して行わなければ、“女性たちは家庭で保育、介護、そして地域の活動、男性たちは仕事のみ”といった非選択的・非多様な社会構造は変わらないであろう。配偶者控除の優遇措置や現行税制、年金などの世帯主義を、どう自治体が自らの状況に合わせていくかが課題であると言えよう。

6 男は仕事、女は家庭

「女性が子どもを産まなくなった」と言われる。この状況は、女性にだけ原因があるのではない。夫や家族、社会環境など、さまざまなことが関係しているのだ。特に現代は、家事・育児を女性が一手にひきうけ、女性にストレスがたまっているといわれる。本稿では、「女は家庭・男は仕事」意識が特に顕著にみられる専業主婦の家庭に焦点をあて、主婦が何を悩んでいるか、働き過ぎの夫の問題などをとおして、女性（男性も）がストレスを感じないような夫婦の関係を考えてみたい。

1 ある主婦の一日

ここでは、乳幼児のいる母親がどういう生活を送っているのかをみてみよう。

ケース1 1～2か月児をもつ母親の生活（例）

6:00	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	24:00	3:00
授	授	授	授	授	授	授	授
起	朝朝	あ洗掃昼昼	子 あ	洗 買	晩 晩	子	あ 就
食	と	食	ど寝と	濯	ご	ごど	と
の食夫	片濯除の食	もか片	と	は	は	も	夫 片
床乳準	出乳づ	準 乳	をせづ	乳り	物	ん用乳んと	帰乳づ
備 社	け	備	るけ	こ	の意	風	宅 け
			み			呂	

これは、生後1～2ヶ月の子どもを持つ母親の典型的な一日である。この時期は、まだ子どもには昼夜の区別はなく、母親もそれに合わせて行動することになる。産後の疲れた身体には、昼夜かまわずの3時間おきの授乳・ミルク（これは一般的に言われていることに過ぎず、多くの子どもの授乳間隔は大変不規則である）は、我々が考えている以上に肉体的、精神的に辛いものだ。夜中に授乳しようと何とか起き上がったまでは覚えているが、胸を出したまま眠ってしまったという笑い話もある。

それに加え、自分たちの3度の食事、洗濯、掃除、子どもの入浴、上の子どもがいればその子の世話など、授乳による細切れの睡眠ではとても対応できるものではない。「里帰り出産」が多くみられるのは、このような事情にもよる。ましてや、様々な事情で母親が実家へ帰らない場合、その負担の重さは計り知れない。育児で一番辛かったのはこの時期だと答える母親がとても多い。子どもが生まれてからの母親のこのような生活の急激な変化を、ある作家は次のように書いている。

「私が、子どもの存在がどれほど母親の心身を拘束するものかを実感したのは、子育て第一日目。生後二週間の赤ん坊を連れて病院から自宅のマンションに戻って来たことだった。

その日、ミルクの粉を用意していないことに気がついた私は、ズボラな自分をのろいながら、いつものように軽いフットワークで買物に出掛けようとしてギョツとした。

生まれたての赤ん坊、という実にリアルな存在が目の前にいるのである。この赤ん坊を

どうしようか。連れていくか。置いたままで行くか。その日は冷たい風の吹く日で、赤ん坊を連れて出るのはためられた。ところが赤ん坊を置いたまま出掛けることはもっと恐ろしい。私のいない間に地震が起きるかもしれない、突然、息を詰まらせて死んでしまうかもしれない、次々とひょっとしたら起こるかもしれないことが思い浮かんで、どうにも出掛けられないのである。いたしかたなく赤ん坊をバスタオルでくるんで連れて行くことにしたものの、今度は玄関の前でも立ち往生した。首の座らない赤ん坊を抱いては、なんとマンションの鍵を掛けられなかったのである。

鍵を掛けられない、シンプルでささやかなその現実に、初めての子育てに緊張していた私は危うく絶望しそうになった。」(久田 恵「おかえりなさい、おかあさん」P95)

ケ - ス 2 1歳～2歳児をもつ母親の生活(例)

6:00	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	24:00
起朝朝	あ掃洗	子	昼昼あ	子	洗	買
食	と	ど	食	と	濯	晩晩子
の食夫片除濯	も	の食片	も	の	ははも夫	片
床準	出づ	と	準	づ	と	物
備	社け	散	備	け	り	んんと帰
		歩		昼	用	風宅
				寝	意	呂
				み		
						就
						寝

これは、1～2歳児のいる専業主婦の典型的な一日である。子どもの生活のリズムは安定してきているが、子どもは何をするのもまだ一人ではできない。

2 母親の関心・心配なこと

上記の2例のように、これ位の月齢の子どもがいる母親は片時も自分の子どもから離れることはできない。1日中子どもと一緒にいれば、その成長に関心が向くのは当然のことであるが、少子化の進行で、近くに同じような状況の知り合いがおらず、気軽に子どもの相談ができないということが多くなっている。毎月発行されている育児雑誌の売れ行きが大変好調な理由はここにある。どの雑誌も、読者モデル(子どもも多数登場)を使い、育児に関するあらゆる情報を載せている。

代表的な育児雑誌の過去1年間の特集を大別すると、

- * 母乳・ミルク・離乳食など食に関すること
- * 寝ない・夜泣きなど睡眠に関すること
- * お座り・ハイハイ・歩きなど成長に関すること
- * 病気に関すること
- * 夫・親など家族関係に関すること(多くは、不満)
- * 育児ストレスの発散方法に関すること
- * 子育て費用に関すること

などとなる。いずれも日常生活に密着した基本的な内容であるが、これらの雑誌が多くの

母親の支持を得ていることを考えても、子育てに関して母親が気にしていることがこう
いうことだと推測できる。

雑誌などから様々な知識を得ることは子育てに関する判断材料も増え、プラスに働く面
も多い。しかし、その一方で膨大な情報が、育児不安・ノイロ - ゼを引き起こす原因にも
なりうるのである。まして、核家族化が進み、一日中言葉のわからない子どもと二人きり
で向き合っている状態（密室育児ともいわれる）では、その危険性はさらに大きくなる。

3 誰でもなる育児不安とは

いわゆる「指示待ち世代」といわれた現代の20代～30代の母親は、何事においてもマ
ニュアルがなければ物事が進まない。そういう性格は、育児についても現れる。

大人と同様、赤ん坊も多様な存在であるにもかかわらず、「赤ちゃんは200ccのミルク
を3時間おきに飲む」「夜泣きは昼間外遊びをさせないから」「1歳までに断乳を」などの
情報を絶対のものと信じこんでしまう。

自分の子どもが本に書かれているとおりにならないと「自分の子は大丈夫なのだろう
か」「自分の育て方が間違っているのだろうか」等と悩みこんでしまう。また育児を完璧
にこなそうとしてしまう几帳面な母親ほど、育児不安に陥りやすく、さらにそれがエスカ
レ - トすると、乳幼児に対する虐待に繋がることもあると、多くの専門家が指摘している。

このように母親が育児について悩んでいても、夫や家族などが相談にのり、母親の心配
事を一緒に考えている場合には育児不安はそれほど深刻にはならない。しかし、現代は、
核家族が大半を占め、「長時間会社に拘束されている夫」不在のなかで、母親一人が子育
てを担っている。

先に述べたように、子どもが1歳未満でまだ歩行や言葉ができない場合、どうしても母
親は家に閉じこもりがちになる。1日や2日なら、家で子どもと一人向き合ってもノ
イロ - ゼにはならないだろう。しかし、これが何日も、何週間も、何か月も続くことを考
えるとどうだろうか。自分がトイレに行くにも不自由し、ほっと一息と思うと子どもが大
声で泣いている、自分の自由な時間が全くない、美容院にも行けない、話し相手が欲し
い・・・育児雑誌の投書欄には、こんな母親の訴えがあちこちに書かれている。例えば、
ある主婦の手記を紹介しよう。

妊娠中も仕事をバリバリこなしていた生活から、赤ちゃん中心の生活に慣れるまで
ずいぶん時間がかかりました。ただ泣くだけ、寝てるだけ・・・の頃は外にも出られ
ず、睡眠不足。重くのしかかる家事で押しつぶされる寸前。夫は何もしてくれない自
分中心の生活。どうして自分ばかり辛い思いをしなければいけないんだろう。2人
の子どもなのに・・・と悲しくて腹がたった。反面子どもに悪いと落ち込んでしま
いました。（8か月の子どもをもつ母親）

大日向雅美「子育てがいやになるとき・つらいとき」

このように、乳幼児のいる現代の母親は程度の差こそあれ、育児不安やノイロ - ゼにな
りやすい状況にある。その解決には、母親が気軽に相談できる人（場所） 父親が早
く家に帰ること、そしてより根本的には、男女が共に家庭生活・職業を両立できるシ

ステムをつくること、などが求められる。まずは私たちの現在の生活の仕方、生活観を見直してみる必要があるのではないか。

「武蔵野市立 0123 吉祥寺」について（市立で、運営は財団）

吉祥寺駅から徒歩約 10 分。静かな住宅街の一角にある、南向きの園庭をもつ 2 階建ての明るいこじんまりとした建物だ。ここは、その名前の示す通り、0 歳から 3 歳までの乳幼児をもつ親とその子のための施設である。

1 階には、遊具が置いてある広々としたホール、工作室、親のための談話室、2 階には図書室や、講義室がある。スタッフはみな保育経験者など有資格者ばかり 5 名。専門家による子育て関連の講座や、悩み相談なども設けられているが、あくまで活動は利用者の自主性に任されている。

この施設は、0 歳から 3 歳までの子をもつ親（主に昼間家にいて、孤立しがちな専業主婦）が、気軽に遊びに来て、知り合いをつくり、自分の悩みや不安を分かち合い、自信をもって子育てにあたれるようにという目的でつくられた。主婦たちは、いろいろな情報を求めているし、また自ら情報を発信しがっている。そのため、談話室の一角にある伝言板コーナーは、利用者による地域に密着した情報交換の場として、フルに活用されている。何人もの利用者がここに来てから、表情が明るくなった、とは館長さんの弁。市内はもとより、電車を乗り継いでくる人達もいるという。

4 働き過ぎの男性たち

何故、夫は家事・育児を分担できないのか。それは早く家に帰れないからである。国際的に通用する「カロウシ」の言葉に代表されるように、日本の労働者は、長時間会社に拘束され、長時間の通勤に耐えている。特に神奈川県は、東京への通勤者も多く、またサービス産業が盛んであるため、帰宅が 20 時以降という人が非常に多い。（資料編 4 「3 歳児保護者アンケート結果」にもみられるように、夫の平均帰宅時間は、21 時近くである。これでは子どもと一緒にの食事もろくにできない）

仕事でクタクタになり、家に帰ってもあとは風呂に入って寝るだけ・・・という人が多いのではないかと。夜遅くまで働いているのだからとても家事まで手が回らない・・・という手伝わぬままではないだろうか。

その陰で、妻は夫に手伝って欲しいと願っているのである。このまま会社中心主義でいると、熟年離婚の増加が象徴するように夫婦の間にミゾが入るだけでなく、地域や環境など大切な社会問題を考えるきっかけを見失ってしまうのではないだろうか。

5 女性の就業意識

3 歳児保護者アンケートをみると、現在、無職の女性の半数以上は、いずれは何らかの形で働こうと思っている。一度は勤めを辞めても、再び勤めようと思っているのだ。主婦たちは「勤めること」を否定的にとらえるのではなく、むしろそこに積極的な意義を見出だしていると言えるだろう。

そうであるならば、女性も男性と同じように、結婚・出産などに左右されずに働ける環境を整えることが大切であり、また必要なのではないだろうか。「子どもが小さいうちは大変だから」という理由で離職するということは、「子どもが小さくても仕事と両立できる環境であれば、辞めはしない」ということなのである。第 2 節で触れたように、日本の女性の労働曲線は M 字型であるが（49 頁参照）男女平等が進んでいると言われているス

ウェーデンでは逆U字型である。

また、女性が結婚・育児に左右されずに就業し続けるということは、家庭における家事・育児の分担を進める上でも必要なことである。こうしたことから女性の側が再度「働き続ける」という強い意識を持つことは重要なのではないだろうか。

6 3歳児神話の功罪

しかし、女性が働き続けようと思っても、その意思をグラつかせるものがある。「3歳児神話」の存在である。日本では、3歳までの家庭での教育がその子の能力や将来を左右するとも言われてきた。「子どもが小さいうちは母親が働くと可哀相」「働く母親の子どもは非行に走りやすい」などとも言われてきた。(この言葉が多くの働く女性を悩ませてきたことも事実である)しかし、就業している女性とそうでない女性の子どもの間に精神的・肉体的な差異が見られるという実証的なデータはない。私たちも実感として、就業している女性の子どものみだけが問題行動を起こしているわけではないことを知っている。

もちろんだからといって、母親が子どもの面倒をみずに、仕事をしていけばよいということではない。また、すべての女性が何がなんでも働かなければいけないというわけでもない。大切なのは、子どもは、母親以外にも、父親、祖父母、兄弟姉妹、友達、社会など、さまざまな人やものから影響を受けて育った方がよいということなのである。母親が一日中ずっと子どもと一緒にいて子育てをするよりも、子どもを取りまく社会がみんな子育てに参加した方が、子どもの成長にとって望ましいということなのだ。子どもにとって愛情・スキンシップが大切なのは言うまでもないが、母親だけが子育てを担っていればよいということではない。むしろ、最近は、子どもに関わり過ぎてしまう過保護・過干渉な母親の方が問題となっているのではないだろうか。

3歳児神話について

1951年、世界保健機関(WHO)から委託を受けた精神科医ボウルビィは、施設に預けられた子どもたちに関する調査結果を報告した。彼は、施設に預けられた子どもには精神・肉体的な発達の遅れや障害が多く見られ、その原因は「母親の不在にある」と指摘、これによって、「母性的養育の欠如」という言葉が広く知られるようになった。

この研究は、施設児の発達環境を改善するのに役立ったが、母子関係を必要以上に強調する結果も招いた。ただ、ボウルビィも必ずしも母親である必要はなく、だれか特定の人が安定して乳児の世話に当たることでよいとしている。

日本では、この調査結果が高度経済成長期に紹介されたこともあり、「母親は家庭に」というムードづくりに役立ったと指摘されている。そして現在の保育園が以前と比べて格段に改善・進歩されているにもかかわらず「保育園に入ると子どもがかわいそう」という意識が年配の人々を中心に残っていることも事実である。また、いろいろなアンケートにみられるように、「母親は子どもが大きくなってから再就職したほうが良い」という意見が支持されるのも、仕事と育児の両立が難しいということと同時に、人々の間に、この「3歳児神話」が広く浸透しているためと思われる。昨今、日本でも心理学や女性学など様々な立場から、「3歳児神話」の考えは否定されてきている。現代の日本では、母親だけが育児を担っていればよいという考えは、子どもの成長にとっては好ましくないといえよう。

7 夫婦のことが話題になっている

現在、夫婦の関係をめぐって「配偶者控除」や「夫婦別姓」の問題などが話題になっている。こうしたことが世間で話題になることこそ、夫婦のあり方や関係を見つめ直す人が増えてきた証左ではないだろうか。

・配偶者控除をめぐって

年間の収入が103万円を越えると、妻は税金(所得税)を払わなければならなくなる。それと同時に、夫の扶養家族ではなくなり、夫の所得からも控除ができなくなる。現在では、妻の収入が141万円までは配偶者特別控除を利用できるので、税制面での「手取り逆転現象」は解消されている。しかし、夫が会社員の場合、妻が所得税を払うようになると、会社からの扶養手当や、家族手当など諸手当が支給されなくなることが多い。そのため妻はあくまで、夫の「扶養」の範囲で働くことが多い。このことは、女性の働きかたを固定してしまうとともに、女性の労働条件を低賃金や低条件のままにとどめてしまうことにつながる。(長年勤めて、仕事に慣れてくると時給が上がる。しかし、労働時間を短くしなければ、年間103万円を超えてしまう。)

「もっと働きたいのに」と思いながらも、103万円の壁を超えないように労働時間を調整している女性が多いのである。男性が長時間働く一方で、女性は短時間勤務を選択せざるを得ない。

「男も女も仕事・家庭を」が求められている。配偶者控除、配偶者特別控除は見直すべき時にきているのではないだろうか。(女性も社会保険料や、税金を納めれば、自分が将来受け取る年金も上がる可能性があるし、社会全体からみても、税収増につながるという意見もある)

・夫婦別姓をめぐる問題

民法は、結婚の際夫婦は同一の氏(姓)を名乗ることを義務付けている。(第750条) 実際には、男性の姓を名乗る場合が90%を超えている。(厚生省人口問題統計)

図書館情報大学の女性教授が職場において旧姓を名乗ることを求めた裁判にもあったように、夫婦別姓というと、一般的には、職業のあるキャリアウーマン的な女性が求めているもの、特別なものと思われがちである。

しかし、そうとばかりは限らない。「男女が同一の姓を名乗ることについてどう思っているか」を聞いたアンケートがあるが、30代の女性の半数近くが「必ずしも同じ姓を名乗る必要がない」と答えており、必要があると答えた人の約2倍となっている。実際に結婚をした女性(30代の女性の半数以上が結婚している)の約半数が同姓は必要でないと感じているのだ。

これは何を意味しているのだろうか?

別姓に賛成の立場では、改姓によって

自分が自分でなくなったような気がする(アイデンティティーの喪失)

公的な書類の名前を書き替える煩わしさ

「家」制度にとりこまれたような窮屈な気持ちになる

などを問題として挙げている。

戦後の民法改正で、家制度は形式的にはなくなったにもかかわらず、未だに「×家のお嫁さん」「跡を継ぐ」などの表現にみられるように、人々の意識に「家制度」は深く浸透しており、上の にみられるような気持ちを抱く人も多い。

別姓に反対の立場からは、

夫婦の姓が違くと夫婦の絆が弱くなる

子どもと姓が違くと子どもが可哀想

などと意見が述べられている。しかし、例えば に対しては、夫婦の絆とは、姓によって強弱が決まるものではない、また当事者間の問題であり、他人が口を出すことではない。

に対しては、親と姓が違う子どもが増えれば、人々の意識から違和感は消える。離婚した親の子どもや国際結婚をした親の子どもなどは、現在も親と姓が違うケースもある。子どもは両親と同じ姓でなければいけないという観念は、こうした現在少数の人々の人権をも侵害しかねない、と言う反論も有力である。改姓することによって、不便や不快感を感じる人が少なからず存在している。「個」のライフスタイルを大切にしようとする立場からは、夫婦別姓を望む人々には、それが保障されるような制度が必要と考えられる。（現在、先進国中、夫婦同姓を選択しなければいけないのは日本だけである）

1997年2月24日号 朝日新聞社刊アエラで「専業主婦の絶望」というタイトルの特集が組まれた。男女平等教育を受け、高学歴な女性たちが、結婚・出産を機に仕事をやめ、専業主婦となると、家事・育児を一人で背負わなければいけない戸惑い・焦燥感を強く感じる人が多い……ということが、主婦へのインタビューや、専門家の意見を通して載せられている。

この記事への反響は大きく、同年3月10日号では、これに対する読者の意見や体験が特集されている。おもな意見として、「イライラは目の前の子供に向かう」「さあ働こうと思った時、世間知らずのおばさん」「夫は私のこと見下している」「子供と向かいあう毎日、どんなに空虚なものか」「勉強なり仕事なり早く見つけること」などが取り上げられている。

そして、この特集のなかで自己開発アドバイザーの結城美恵子氏は、対等な夫婦関係を結ぶこと、母・妻の役割と、一人の女性として生きたいという気持ちとで迷っている場合には、主婦に働くことを勧めている。しかも、夫の「扶養の範囲内」ではなく、責任のある働き方で、と結んでいる。

むすび 男女が自然に家事・育児できる社会を

いままでみてきたとおり、今の日本では、女性が一身に家事・育児を引き受けていることに多くの女性が大きなストレスを感じている。まして、女性も独身時代などは、男性と同じように社会経験を積んでおり、「なぜ自分だけ」が家事・育児を担わなければならないのかと悩みは深い。

一方で、過労死・サービス残業など、日本に特有な言葉に表されるように、日本の男性（特に大都市部）は働き過ぎである。そしてこれが、日本の経済成長の源であったといわれる。しかし、いろいろなアンケートに見られるように、「こころ」の豊かさを感じてい

る人は少ない。しかし、「こころ」の豊かさを大切にしたいという人は「もの」の豊かさを大切にしたい人よりもずっと多い。一生懸命働いてきても、結局大切にしたいものは得られていない人が多い・・・このことを私たちはよく考えてみる必要があるのではないか。

最近、少しずつではあるが、育児休業を取ったり、仕事を退職して家事・育児に専念する男性などが話題になっている。彼等の意見は様々である。「取ってよかった」「仕事のことを気になって仕方がなかった」などなど・・・しかし共通しているのは、もし自分がやらなかったら、家事・育児がいかに大変かということがわからないままだった、ということである。そして、家事・育児がいかに大切なことも経験的にわかったということである。

右肩上がりの経済成長は過去の話である。この低成長の時代は、私たちが自分の生活のあり方を見つめ直すよい機会なのではないだろうか。

「男は仕事・女は家庭」さらには「男は仕事・女は家庭も仕事も」と言われるようになってきた。もう一步進んで、「男も女も仕事・家庭」と自然に語れるような社会が、ゆとりがあり、思いやりのある社会なのではないだろうか。

一人の肩にずっしりと負担をかけて生活をするのではなく、男女がともに分担しあう、そういうゆとりある社会が求められているのである。

そのためには、社会全体が家事・育児また、介護など、今までは、多くを家庭内の女性に頼ってきたこれらの事柄に敬意を払い、皆で分担し支え合うということが自然なものにならなければいけないのだろう。

7 小さくなる学校

少子化社会のなかで将来の社会を支える人材である子どもたちは、親のプライベートな存在であるだけでなく、社会が育てるべき資産でもある。その子どもたちの健全な育成が益々重要な課題となってくる。

少子化の現状や将来的な進行が教育に対して与える影響を考えると、学校教育と家庭・地域教育などの側面が考えられる。ここでは、まず神奈川県和学校規模等からの現状を把握し、学校教育への影響とその対策について考え、また、学校教育の基礎となる家庭教育と地域の教育力についてもあわせて考察を行う。

1 神奈川県の現状

1996年度、神奈川県では、前年度に比べ学校数は3校、児童・生徒数は33,820人、そして教員数は457人減少している。

(図表 3-7-1) 神奈川県の学校数の推移

	S50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H 1	2	3	4	5	6	7	8
幼稚園	760	707	818	833	847	855	854	860	850	856	851	845	845	843	840	837	826	823	814	805	803	700
小学校	666	702	730	750	771	702	808	832	843	855	863	865	868	873	875	870	882	882	885	890	893	898
中学校	328	338	354	368	377	394	411	423	431	444	452	467	467	470	474	475	476	478	480	470	480	480
高校	180	170	190	200	208	210	222	222	230	245	248	254	250	250	250	250	250	260	260	260	261	262

(図表 3-7-2) 神奈川県の児童・生徒数の推移

	47	49	51	53	55	57	59	61	63	H2	4	6	8
幼稚園	151,648	185,682	190,528	205,854	188,733	170,902	150,487	140,541	153,308	149,568	146,720	130,565	135,007
小学校	515,716	573,854	638,250	604,373	749,233	749,440	700,100	640,327	508,926	564,572	534,054	510,806	483,186
中学校	201,107	221,063	247,773	282,144	303,319	344,822	367,243	384,846	364,934	324,056	298,087	272,300	261,562
高校	164,693	172,645	186,802	206,526	234,544	255,307	284,821	318,932	342,102	343,717	306,191	276,300	251,384

学校種別で見ると、幼稚園数は799園でピ・ク時(昭和57年)の860園に比べ、61園の減少、園児数は135,907人でピ・ク時(昭和53年)の205,854人に比べ、69,947人減少している。ただし、幼稚園に関しては3歳児の就園率を上げることにより幼児数の減少に対応してきたことを考慮に入れる必要がある。

小学校数は898校で前年に比べ5校増加しているが、児童数は483,186人であり昭和58年(ピ・ク時)の754,318人と比べ271,132人の減少となっている。1校あたりの児童数は538.1人となっている(ピ・ク時869.1人)。中学校数は480校で前年と同数であるが、生徒数は261,562人であり、昭和61年の384,846人から年々減少を続けている。1校あたりの児童数は544.9人となっている。(ピ・ク時824.1人)

高等学校は262校で前年度より1校増加。生徒数は251,384人でピ・クである平成元年度の348,555人から97,171人の減少となっている。

小・中・高校で学校数が増加している地域は県内での人口増加区域である。学校数が減少せず児童数が大幅に減少していることは、学校規模の縮小を現しており、特に都市部では過度の小規模化がみられる学校もある。

また、専修学校・各種学校は前年と比較し、それぞれ2校、3校の減少となっている。今後、生徒数の減少に加え少子化の影響により高学歴指向となり、4年制大学指向が進めば、学校間での生き残り競争が更に激しくなると考えられている。

2 少子化による小規模校の問題

(1) 「小さすぎる学校」

学校規模の縮小は学校教育にとって「ゆとりのある教育」や行き届いた教育の実現のため有利なものとなる。現在の小・中学校は40人で学級編制がなされており、欧米の20名前後とは大きく隔たっている。中央教育審議会（第一次答申）でも欧米並みの水準に近づけるよう改善が提言されているところでもある。

しかし少子化による過度の小規模化はクラス替え、学校行事等への支障があり弊害も懸念されている。

近年、都市部において、複数の学級を編成できない「小さすぎる学校」がクロ-ズアップされている。これは、少子化の問題が学校教育において普遍的な問題となってきたことを意味している。

神奈川県においても学校規模は年々小規模化の傾向にある。横浜市の小学校でも、学級数が11学級以下の小規模校は1995年に25校であったが、1996年には31校へと増加している。神奈川県全体で見ると、同様の小規模校は95校となっている。これは、山間部の人口の少ない地域や都市部の空洞化現象の影響もあるが、これらが少子化の進行と相まって小規模校は今後も増加傾向にあると見られている。

ただし、学級編成については小規模校であっても、40人以下では1学級40人を超えると2学級となり、また生徒数により教員数が増減されるため、必ずしも小規模校＝少人数学級とは限らない。

(2) 小規模校のメリット

小規模校のメリットを考えると、一人一人の子どもに応じたきめ細かく行き届いた指導ができ、教材・教具の十分な利用が可能になることがある。また、生活面でも教師が子どもの健康状態や友だち関係等を把握し、より細かい指導・配慮を行うことが可能になる。さらに、教師が担任以外の子どもにも目が届くことや、教師と児童の関係が密になることから、学校ぐるみでの特色ある学習の場を創りやすい環境が整っていることなどが挙げられる。

(3) 小規模校のデメリット

一方小規模校のデメリットを考えると、教師の丁寧な指導が、結果として手厚い庇護に陥りやすくなることが挙げられる。小規模校の特徴として、受け身に回りやすい子どもが多いこと、教師の目の届く範囲で行動することから独立心が生まれ難くなることなども指摘されている。

また、常に小さい集団で過ごすことから、多くの子どもたちの考え方、感じ方に接する機会が乏しくなり、触発し合うことが難しくなる。さらに、少集団の中では簡単な言葉で意思が通じることから、大勢に対して意思を表現する能力が付き難くなり、他の集団と係わったときの対応能力や規律ある行動が身につく難くなる。つまり集団生活に必要な基礎的能力を培う事が困難となることが指摘されている。

また、過度に小規模な学年では、全員が相互の能力を把握できることから、勉強や運動など部門ごとの順位が固定化しやすく、子どもに「諦め」や「慢心」が生じ意欲が低下したり、少人数で競争が減ることもあり、積極性が乏しくなり閉鎖的となる傾向も見られることがある。

友人関係でも友達が固定化し、自由に友達を選ぶことは難しい。グループに入れない子どもは孤立化しやすくなるが、クラス替えも困難なことから、この様な関係が数年に渡って持ち越されることが多くなっている。

このように小集団のなかで子どもたちの持っている可能性が十分に発揮されないまま成長することがあり、教育の目標である「子どもたちの自立」が阻害される可能性が危惧されている。

また、学校の小規模化による教員数の減少は、教員の高齢化や教員の世代構成の問題から学校の活力の低下が危惧されている。1学校あたりの教員の数が減っても学校としての業務は減らないため、クラブ活動等へ教員の手が回らないことも生じている。

(4) 小規模校の問題への対応

恒常的に適正な子どもの数を確保することは困難であるとしても、小規模校においては様々な対応が必要とされている。例えば、1～6年までを縦割の班編制にして日常的な清掃や学校行事を行ったり、近隣の学校との共同行事・共同学習を行うことが試みられている。

しかしこれまで、学校教育では大規模化した学校のなかでの教育への対応に追われ、小規模校の良さを生かす教育については深い検討がなされてこなかった。現在ある小規模校・少人数学級は児童数・生徒数が減少した結果存在するというものである。現行のカリキュラムは原則として40人学級を想定したものであり、少人数学級に対応する十分なカリキュラムは作られていないと思われる。

今後、学校がますます小さな集団になっていくとすれば、小規模校のデメリットを解消しそのメリットを最大限に生かす教育システムの構築が必要となる。現在の学校教育に対する根本的な見直しが必要になるとと思われる。

(5) 特認校の試み

少子化社会の諸問題は、日本が初めて直面する問題であり各分野で手さぐりで対抗している状況である。また、少子化は文明社会の宿命のようなものであり、今後早期に出生率が回復することは考え難い状況である。少子化問題に対する教育の課題は、お手本のない状況でどのように子どもたちを育てていくかということである。学校や地域や家庭で、教師や親が試行錯誤しながら、より良い教育について考えていかなければならない状況となっている。

その中で北海道などの過疎地域で行われている「特認校」の試みが参考になると思われる。北海道旭川市には通学区にとらわれず、市内全域から生徒を受け入れる「特認校」の制度がある。そこでは少人数学級で「豊かな自然のなかで、子どもを伸び伸びと教育する」という教育方針により運営がなされている。また札幌市の特認校では「夏の登山と冬のスキ - での体力作りを基本」とした教育を行っている。これらの学校では「通学区によって行かなければならない学校」ではなく自分で選んだ学校であるという意識から、PTA活動なども盛んであり、学校と親との連携もうまく機能しているという。北海道には現在特認校が小学校で15校、中学校で3校ある。

過疎地の学校でもあり、学校に魅力が無くなれば学区外から生徒も来なくなるという厳しい状況のなかで、教師も緊張感を持ち学校全体の向上や地域との結びつきに努めているという。

平成9年4月から東京都八王子市でもこの特認校が生まれ、募集が行われた。ここは市街化調整区域の地域にある小学校で、「過疎化」が進行した結果実施されたものである。

現在、神奈川県内の都市部においても、1学年30人以下の学校も複数校存在しており今後も「少子化により過疎化した学校」が増える可能性は高い。

これらの小規模となった学校において「少子化社会に対応する教育」を研究するため、特認校の制度を実施し、少人数学級のメリットを生かす授業、特色ある教育の研究、地域との連携を重視し、その教育力を引き出すためのカリキュラム等について考えていく必要がある。少子化の進行により学校が過度に小さくなっていくとき、集団教育の有効性を確保するため、現在ある小学校・中学校を統廃合していくことは止むを得ないと思われる。しかしその前に、現在の子どもを取り巻く教育環境や地域の資源を見直し、少子化時代の子どもたちにより良い教育を用意することが重要ではないかと考える。

(6) 学校・家庭・地域の連携

家庭教育は、学校教育の基礎となるものであるが、平成5年の総理府の世論調査では、「家庭の教育力は低下しているか」についての回答で、「全くそのとおりだと思う」と答えた者が31.2%、「ある程度そう思う」と答えた者が43.9%となっている。

また「家庭の教育力の低下していると思う点」として、基本的な生活習慣 根気・忍耐・意思の強さ お金や物を大切にすること 責任感 公共心や社会的規範、などが挙げられている。

家庭での教育力の低下と同時に、都市化、核家族化、地域における人間関係の希薄化などが、従来の地域コミュニティの機能を失わせ、地域での教育力の低下をもたらしている。

学校での教育は家庭教育や地域での教育力を基礎としているが、今後はさらに家庭や地域での教育力を補う役割も担っていくことが求められる。また逆に学校が小規模化により失っていく機能を地域や家庭で補っていくことも重要なことである。

学校、家庭、地域それぞれにおける教育が連携し、相互補完を行うことが重要となってくるのである。

従来、学校教育は学校内だけで行う傾向が強かった。今後は単独の学校だけでは行えない活動を、複数の学校が共同で行うことや、学校外で行う体験学習や自由学級等による子どもの集団作りなどを地域と共同で行い、連携を図ることが必要となる。

臨時教育審議会の答申で「地域教育連絡協議会」が提言されているが、これは地域の人々が子どもたちの教育を自らの課題として取り組んでいく契機となるよう、地域での教育ネットワークを作るためのものである。

この会議は、地域住民の自発的活動によるものであり、教育への市民参加と地域の多様なネットワーク作りが必要とされている。

少子化社会の教育、子育てを考える上でこのような地域の教育力の再生は不可欠のものと考えられる。今後行政の役割として、教育・保育を含む子育て支援について個人、団体が行っている様々な活動をネットワーク化し、これを助成していくことが必要になると考える。

8 少子化と住宅環境

近年の晩婚化や子供を増やさない夫婦が増えている原因として、住宅事情は深刻な問題となっている。利便性の高い都心部における広い間取りの良質な住宅は限りがあるうえ、見つかったとしても、その高額な家賃は中堅所得者層のファミリー世帯にとっては大きな負担となる。更に、共働きを支える保育園や幼稚園を併設した住宅環境となると、見つけるのはもっと困難で、結局、希望する子供の数を減らさざるを得ない結果となる。

そこで、本稿では子育て世代が必要としている住宅について、今後の住宅環境のあり方や供給方策、住宅の仕組みや機能等を考慮しつつ検討するものである。

1 統計にみるかながわの住宅

(1) 世帯数と住宅数

平成5年10月の神奈川の総住宅数は3,073,600戸で、居住世帯のある住宅は2,758,500戸、居住世帯のない住宅は315,000戸で、そのうち空き家は271,200戸である。総世帯数は2,790,000世帯で、住宅数が世帯数を283,600戸上回っている。

(2) 住宅ストックの概況（平成5年）

住宅総数（戸）	3,073,600
総世帯数（人）	2,790,000
総世帯人員（人）	8,135,500
一人世帯当たり住宅数（戸／世帯）	1.10
持家比率（％）	51.5
借家比率（％）	47.0
1住宅当り延べ面積	
（持家）(m ² ／戸)	99.34
（借家）(m ² ／戸)	40.45
一人当たりの所有する面積	
（持家）(m ² ／人)	34.14
（借家）(m ² ／人)	22.4
家賃（1m ² 当たり）(円)	1,135
最低居住水準未満世帯数割合（％）	10.7

狭い間取りの借家の住宅事情が特徴的である。また、最低居住水準未満世帯数が全体の居住水準を押し下げる要因にもなっている。

2 かながわの住宅の課題～平成5年住宅需要実態調査から

(1) 住宅に対する総合的評価

住まいに対する総合的な評価として、「多少不満がある」「非常に不満がある」と感じている世帯は世帯比率で38.6%を占めている。

また、住宅そのものに不満のある世帯比率は51.3%で、多岐にわたる要素別の不満度の高いものとして、「住宅の収納スペース」「台所の設備・広さ」などがあり、住宅のまわりの環境に不満のある世帯率は35.5%で、このうち「集会所・図書館などの接近性」「騒音・大気汚染などの公害」などが挙げられている。

住宅の広さや間取りだけでなく、立地や住環境といった広範囲にわたって不満要素が挙げられているのが特徴的である。

これらの背景には、狭小な住宅地の供給が進行したことや保留区域の事業化調整の遅れ、区画整理事業等の計画的宅地供給の伸び悩みなどが考えられる。民間住宅については、規模が小さく、ファミリー向けの住宅が不足していることなどが原因となっている。

(2) 住宅費負担とその評価

持ち家のローン返済は「家計にあまり影響がない」(20.0%)世帯が減少し、「ぜいたくを多少がまんすれば何とかやっていける」(70.1%)世帯が増加した。

借家の住居費負担については、「家計にあまり影響がない」(25.4%)世帯が持ち家より多い状況であるが、反面「生活必需品を切りつめるほど苦しい」(16.0%)世帯が過去15年で最高の値を示した。これは、地価及び住宅価格等の高騰を反映した家賃の値上がり影響していると考えられる。

(3) 借家の家賃

ここ5年間の借家の家賃の伸びをみると、給与住宅で75%、その他の借家については3割程度上昇している。

また、民間非木造の1畳当たりの家賃は公営住宅の3.68倍、1ヶ月当たりでは全国平均に比べて1万円以上高い住居費を負担していることになる。また、全国に比べ借家全体で約1.4倍となっている。

これらの要因として、住宅地の地価が2倍近くに高騰し、高値安定で現在に至っていること、マンション価格が上昇したことなどが考えられる。

3 今後の住宅政策の方向性

これからの住まいづくりにおいては「豊かな人間居住を実現する住宅・住環境づくり」を基本に、住宅市場全体を視野に入れつつ、公民の役割分担を明確にしながら、政策効果の期待できる取り組みを行なうことが必要になってくる。

これまでの住宅政策は、公共賃貸住宅の供給と持ち家取得施策を中心に行ってきたが、今後は、地域コミュニティや家族間の絆の重要性、高齢者・障害者に対する配慮の必要性を再認識しつつ、高齢者向け住宅施策の拡大、中堅所得者向け住宅施策の充実、若年層向け住宅施策の検討などを行わなければならない。

更に、住宅政策の対象とすべき範囲を年齢的にも、所得階層的にも拡大し、多様なライフスタイル、持続的なライフステージへの対応をも考慮に入れた、全県民を視点においた多面的な住まいづくりを展開する必要がある。

4 少子・高齢化への対応

女性の社会進出や家族観の多様化などとともに、少子化が進行しているが、住宅政策としては、県民の誰もが安心して子供を産み育てられるよう、世帯人員に対応した適正な規模の住宅供給を図るとともに、そうした環境づくりをすることが必要である。

核家族化が進むなかで、安心して子育てができるゆとりある住宅・住環境の形成
子育てと社会参加が両立する社会システムとして、福祉施設が併設された、住宅・住環境の形成

多世代が同居することにより、共同して子育てができるなど、多様なニーズに対応した住宅・住環境の形成

特に子育て世代の中堅所得者層が安心して子育てができるゆとりある住宅・住環境を形成するには、少なくとも以下の条件を満たす必要がある。

一つは、誘導居住水準を確保した賃貸住宅の供給を促進すること。

二つ目は、借家の家賃を補助し、収入に応じた負担にまで軽減すること。

三つ目に地域コミュニティを考えた住環境づくりと安全、安心、環境に配慮したすまいづくりを積極的に行うこと。

特に、神奈川は大都市地域という特色があり、借家居住世帯に重点を置いた展開が必要である。以下その手法や実現化方策を提案する。

(1) 子育て世代中堅所得者層の住宅供給

これらの住宅は、都心部に供給する必要があるため、特定優良賃貸住宅制度の活用が大前提であり、供給促進や利子補給制度等の充実による民間賃貸住宅への支援に努めるとともに、再開発事業・住環境整備事業などの面的整備にあわせた整備が効果的であろう。

公社住宅及び公団住宅の新規建設及び建替えを推進するとともに、それを補完する住宅として、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅の活用を図る必要がある。

更に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給制度、住宅金融公庫ファミリー賃貸住宅優良建築物等整備事業等の活用により、良質な民間賃貸住宅の供給を促進することも重要なことである。

また、中堅所得層世帯による持家取得を支援するために、住宅金融公庫による融資制度の活用や公社による地域優良分譲住宅の供給促進を図るとともに、地方公共団体による住宅資金融資制度の充実など積極的に行う必要がある。

(2) 家賃補助

特定優良賃貸住宅の家賃の減額にたいする補助は、良質な賃貸住宅への入居を希望する者が円滑に入居できるようにするため、認定事業者が家賃を減額する場合に行われるもの

であり、良質な賃貸住宅の供給を促進するという観点を踏まえ、住宅の供給後一定期間において遞減的に家賃負担の軽減を図ることとしている。

家賃の減額のための補助は、契約に基づき定められる家賃（契約家賃）と、地方公共団体が入居者の所得、住宅の立地、規模等を勘案して定める入居者負担額との差額に対して行うこととし、国と地方公共団体が1/2ずつを助成し、その期間は20年以内で入居者負担額が市場家賃に達するまでの間としている。

本制度の施策対象は、中堅層等であり、原則としてその所得が所得分位25%以上50%以下の者とし、都道府県知事の裁量によりさらに上限を所得分位80%まで引き上げることができる。

(3) 地域コミュニティを考えた住環境づくり

住宅問題が子育て世代の大きな悩みである現状を踏まえ、入居者それぞれが新しい共同生活のあり方を話し合いながら、子育てや子どもの成長にふさわしい環境を兼ね備えた集合住宅やマンションの計画を練ることで、住まい手の意思が反映された住宅プランを実現する。

〔手法について〕

公営住宅の事業として位置づける必要があるが、公営住宅法の枠組みと規制があるのであくまで、モデル事業としての展開を考える。

住まい手の意思を反映するため、毎週1回程度の会議を開催し、住まい手が住まいに対し、どのようなイメージを抱いているかを見るために、主として生活のどの部分を共同化するか等のアンケート調査を行う。住まい手の相互理解、連帯感を強めるために、作業グループを設定する。コーディネーターは建築家やコンサルタントで構成する。

〔グループの種類〕

子どもの教育を考えるグループ	一般的な教育問題から、子ども部屋の配置や託児所の実現性を考える。
社会的問題を考えるグループ	障害者、高齢者など社会的なハンディキャップを背負った人々との共同生活のあり方考える。
共同施設を考えるグループ	どんな施設をどんな規模でどう配置するか、また、その運営方法を考える。
コミュニケーションを考えるグループ	主として共同生活を営むうえでのコミュニケーションのあり方や、討論の進め方、あるいは全体の組織を考える。

これらのグループ作業を基盤に、最終案をまとめる。行政は最終助言者としての立場をとる。更に、入居後も作業グループを継続し、運営管理面の検討を行い、入居者全員による管理組合を形成する。

〔メリット〕

公営住宅の場合は、高額所得者は入居できないことになっているが、所得に応じた家賃設定をすることで、様々な職業の人々が入居可能になり、計画面でもリーダーシップをとれる人々が多くなり、健全な運営ができる。

公営住宅のため低所得者層の居住環境のレベルアップが図られる。

ノーマライゼーションとしての社会秩序の形成と隣人関係、社会連体意識の向上につながり健全な社会構造の転換が図られる。

多家族用住宅や共用の居間、厨房、子ども部屋、子どもの遊び場、トイレ、洗面などの共同の領域を設けることが可能になる。

子持ちの母親同志が相互に組織して、安心して働きに出かけられる。子どもの教育を相互に議論しながらできる。子どもたち同士も常に一緒に生活できる。

託児所、子どもの遊戯室、作業室などの共同施設などが検討できる。

〔課題〕

モデル事業を展開するために、公営住宅の所管課である建設省、厚生省等国と協議する必要がある。

モデル事業実現のためには、1団地規模が4,000m²、200人の世帯が理想なことから、その適地を確保する。

地域性や神奈川の特性を踏まえ、独自の補助メニューが必要になる。

コーディネーターの発掘、取りまとめを行う人材の発掘、及び行政の取組み体制の確立を行うことが必要となる。

地域コミュニティを考えた住環境づくり (概念図)

背景

近年、晩婚化や子供を持たない夫婦の増加等による少子化が進行
社会経済への影響の懸念
核家族化により祖父母等による子育ての支援が期待できない
欧米に見られるような安い労働力に頼った育児サービスが期待できない

支援の効果 (21 世紀に向けた活力ある社会の実現)

子育て支援制度の充実による男女を問わない多様なライフスタイルの実現
就業、ボランティア活動等の社会参加の拡大
企業と家族・個人の新たな関係の構築
保育サービス関連の新産業の創出

具体的な支援策 (文部、厚生、労働、建設 4 大臣重点施策)

エンゼルプラン (緊急保育対策 5 ヶ年計画)

現状の課題と求められる施策の方向

1 保育のニーズの高まり

女性の社会進出 核家族化の進展が進み 3 世代世帯の比率が低い 家族内の子育ての担い手不足 低年齢保育・延長保育のニーズの高まり サービス提供のための施設整備が不十分

2 大都市圏域構造からみた課題

〔都心部〕

業務機能の集積とは逆の居住人口の流失 都市の生活機能の空洞化・コミュニティの崩壊 居住機能の低下 生活機能の回復と都心居住の推進

〔郊外部〕

業務機能の不足 遠距離通勤の常態化 就業者、居住者にとって魅力的な都市機能の整備による職住接近化

3 求められる施策の方向性 (21 世紀に向けた子育て支援社会の望ましい姿)

育児を楽しめる社会

男女が子育て期間において均等に役割を果たせる社会

ニーズに合った住宅・育児サービスを職住近接のもとで選択できる社会

育児に関する情報を自由に入手できる社会

その実現のためには

多様な育児サービスの提供

新たな育児情報ルーツの開発

現在の男性中心・企業中心の社会システムの変革

4 子育て支援と連携したまちづくり・すまいづくりの推進に求められる施策の方向

新たな手法による保育空間・居住空間の確保

職、住、保の近接化施策

官民の協力による子育てにやさしいすまい・まちづくりの取組み

〔都心部〕

東京都区部等の大都市の中心部を居住地とする世帯では、比較的職住接近が成立しやすいため、共同住宅への保育施設の併設が有効と考えられる。また圏域構造の改善のため、都心居住の推進が必要であり、その推進の視点からも都心部における子育て支援は重要である。

〔郊外都心部〕

郊外都心部から都心部への遠距離通勤世帯については、共同住宅への保育施設の併設の他、通勤経路上の交通結節点である鉄道駅への保育施設の併設や、通勤時間の増加に対応した保育時間の延長も検討課題となる。

〔郊外都心部〕

従来は都心部への通勤世帯のベッドタウンとしての役割を果たしてきたが、業務核都市の整備等を踏まえた郊外都市部における職住近接化に合わせた保育施設の整備が必要であり、共同住宅、事業所への保育施設の併設が望まれる。

〔在宅勤務〕

専業主婦を含めた在宅勤務を行う世帯については、必要に応じて子供を預けることができる一時保育サービスなど、従来の認可保育所の枠を越えた新たな保育サービスの充実が求められる。

5 推進プロジェクトの提案

一般的に保育施設は収益に対するコスト負担率が高いため、高地価の立地下においては、自助努力のみによる事業化は期待しにくく、保育施設を併設することによるメリットを明確化し全体事業の中へ位置づけていく必要がある。

メリット

保育施設を併設することにより、当該事業に新たに補助が導入される等、事業そのものに副次的な効用が発生し、採算バランスが移動するケース（特定の事業手法） 市街地再開発事業における福祉空間形成プロジェクト

併設相手方が、保育施設の存在により収益性が上がった、付加価値が増したりするため、保育施設の負担の一部を代替できるケース（民間マンション、商業系施設） 相手方の事業主体の特性や施設内容に加え、企画全体の内容や社会現象が大きく影響するため、具体のプロジェクト毎に検討を行う必要がある。

その際、住宅系施設では住宅施設の付加価値を高める付帯施設として保育施設の建設費の一部を住宅に転嫁する例がみられるとともに、業務・商業系施設でも保育施設や幼児の一時預かり施設が客を誘引する効果、就業者の利便性の向上によるビルの評価向上の可能性から、その効用を併設施設への賃料へ転嫁することが考えられる。

〔環境整備と支援手法の検討〕

借地・借家による運営の容認等、保育所許認可基準の見直し推進プロジェクトを認可保育所として実現するため、認可保育所の借地・借家による運営を認める等、保育所認可基準の見直しを検討する必要がある。

保育所の借地・借家料負担への支援

推進プロジェクトにおいて、借地・借家料が保育所の負担能力を越える場合が想定されるので、借地・借家料に対する地方公共団体の助成措置の創設等を検討する必要がある。

既存の市街地整備事業の拡大

市街地再開発整備事業において、保育所を含む福祉施設の導入を支援する福祉空間形成プロジェクトの活用を図るとともに、制度の充実等について検討する必要がある。

住宅整備に伴う保育施設導入の支援手法の検討

保育所を福祉施設であるとともに生活関連施設でもあるととらえ、住環境整備事業において保育施設の導入にインセンティブを与えるような支援制度の創設を検討する必要がある。

〔パイロット事業〕

上記の内容を中心課題に据え、候補地を選定し、独自のヒアリング調査に基づく地域ニーズを探り、分析をもとに、パイロット事業の展開の可能性を検討する。

ゆとりある居住環境の創出

中堅所得者層が安心して賃借できる、都市居住型誘導居住水準及び一般型誘導居住水準（4LDK、69㎡～89.5㎡）の賃貸住宅を供給する。

借家一戸当たりの平均床面積は持家の平均床面積の4割を下回る44㎡程度にとどまり、また、借家世帯の2割以上が最低居住水準に達していないなど、借家世帯の居住水準の改善が立ち遅れており、ことに中堅層に関しては、3～5人世帯向けの良質な賃貸住宅のストックの不足が顕著である。

このような状況に対処し、豊かさを実感できる住生活の充実を図っていく上で、良質な賃貸住宅の供給を促進することが不可欠であり、このため従来の施策の着実な実施に加えて、民間の土地所有者等による賃貸住宅の建設を促進し、これを公的賃貸住宅として活用する「特定優良賃貸住宅」の供給を促進する。

親または子供との同居が可能な間取（4LDK）で、30代が取得できる価格の住宅（3,800万円～4,200万円）の供給を促進する。

中堅所得者層の大半が利用している住宅金融公庫の融資の枠組みを大幅に広げ、個人向け融資の拡大を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の建設・購入に必要な資金を融資する。

マイホーム新築融資、公社分譲住宅購入資金融資、優良分譲住宅購入資金融資、マンション購入資金融資、建売住宅購入資金融資、中古住宅購入資金融資、都市・田園複合居住用住宅建設・購入資金融資、リフォーム資金融資。

公社賃貸住宅、ファミリー賃貸住宅融資、農地転用賃貸住宅融資、レントハウスローン社宅供給ローン、再開発住宅等、復旧改良、関連公共施設等、宅地造成、財形住宅。

最寄り駅までの交通の便がよく、保育所、学校、病院、公園等の公共施設の利用が便利で、自然環境に恵まれた安全なまち。

住環境の整備された良好な住宅の建設や健全な市街地の形成を図るためには、住宅建設や宅地開発とあわせて、道路、公園、下水道等の公共施設や学校、保健所等の公益施設を十分な水準に整備しなければならない。

そこで特に大都市圏においては、住宅宅地関連公共施設整備促進事業制度における、国の特別の予算枠による補助を拡大し、促進事業の採択の枠組みを広げる。

また、不良住宅が密集し、居住環境が劣悪な住宅地について、住宅地区改良事業等の住環境整備事業を促進する。

さらに、密集住宅市街地整備促進事業などの再生プロジェクトについては、事業の一層の推進を図るため、地区計画の導入などの計画誘導のもと容積率や規制の大幅な緩和や新たな特別措置を行う。

9 産む自由、産まない自由、産めない自由の保障

1 不妊をめぐる現状

結婚すれば子どもは産まれるのが当たり前という「世間の常識」の背後で、10組に1組は不妊のカップルといわれている。また現在、不妊治療を受けているのは50万組とも60万組とも。決して特別な人達と片づけられる数字ではない。しかし、こうしたカップルにこれまで、行政は関わってこなかった。それは、マイノリティーであったということはもちろん、子どもをつくるという非常に個人的な問題で政策になりにくかったことも影響している。だが一番の要因は行政と不妊対策は結びつくという発想自体がなかったからだと考えられる。不妊カップルで一番深刻なのは、原因は何であれ子どもに恵まれない女性が人知れず悩んでいることだが、彼女らが政策決定から遠い存在であったことと、不妊に対して無策であったこととの因果関係を認めざるを得ない。

○不妊症とは

生殖年齢の男女が妊娠を希望し（一般的には）2年間性生活を行っているにもかかわらず妊娠しない場合、不妊症と定義される（広義には、妊娠しても維持できない不育症も含む）。その大きな原因としては、卵管が閉塞あるいは癒着していること（卵管因子）、通常の排卵や月経が起きないこと（排卵因子）、無精子や精子の質や量が伴わないこと（精子因子）の3つが言われているが、それ以外にも、子宮内膜症、精子間免疫失調、インポテンツなどが挙げられる。また、原因がはっきりわからないケースも少なくない。このように原因が多岐にわたっていることが治療を複雑にしている要因にもなっている。

○治療技術

不妊治療の技術は日進月歩で進んでいる。精液を子宮や卵管に送り込む人工授精や、採取した精子と卵子を試験管や顕微鏡下で受精させ、それを子宮や卵管に戻す体外受精などが多くの病院で行われるようになった。

医療技術の進歩と新聞等マスコミによる情報の普及は、スポットがあたるということで不妊に悩む人々を顕在化させると同時に、具体的な夢を見せつけることにより不妊カップルの悩みを深刻化させてもいる。

また一方ではジェンダー論などから不妊治療に反対している立場の者もいる。

2 不妊をめぐる動き

最近、少子化との関連で「不妊」に関する話題が新聞・雑誌などで取り上げられることが多いが、本項ではそうした動きをいくつか取り上げる。

「子どものいない女性の方、あなたの声を聞かせて！」

1990年6月12日付けの産経新聞に母性神話の矛盾を崩すために聞き取り調査を行った恵泉女学園大学の日向雅美教授の記事が掲載された。この調査結果は後に「母性は女の勲章ですか？ - 子どものいない女性たちの訴え、操作される母性の実証的解明 - 」と題して出版されたが、母性神話に対して学術的に、正面から取り組んだもので、「産む自由、産まない自由」というスローガンがどんなに力強く叫ばれようとも、大半の女性たちは、それを「生活実感のない空虚な宣言」としかとらえられないような現実の中で生きている

ことが明かされている。

「レポート不妊」

これは 1991 年 2 月に発足した自助グループのひとつである“フィンレージの会”の 3 年間の活動をまとめたもので、そこには不妊体験を通して「子ども」や「夫婦」また「自分達の生き方」について考えてきた足取りが綴られており、当事者自身の生の声が社会に向かって発せられている。同会はレナーテ・クライン編「不妊 - いま何がおこなわれているか」を翻訳したグループから発足し、現在、会員は全国に 1,320 人ほどおり、東京・目黒に事務所をもち自主的な活動をしている。

妊娠・出産・育児に関する雑誌

1995 年 6 月には主婦の友社・生活シリーズ Balloon の特別編集で「赤ちゃんが欲しい PART-1」が、翌 96 年 11 月には同 PART-2 が発行された。「不妊」を主題としたこの雑誌に多くの人に関心を持ち、大好評で増刷したとは編集者の弁。短期間のうちに PART-2 を発行していることがその関心の高さを物語っている。さらに読者からの声に動かされ、よりパーソナルな情報交換の場として「あしたばくらぶ」(1996 年 6 月末現在の会員数 1,381 人)を組織し、会報の発行、月 1 回東京・お茶の水でのおしゃべりサロンの開催等の活動をしつつ、「不妊に悩むのはあなた 1 人ではない」「話して心を軽くして」とメッセージを送っている。

インターネットのホームページ「赤ちゃんを創ろう」

不妊に悩む人たちが心の内を話し合うネットワークやパソコン通信などが全国に広がっているが、このホームページは東大阪市河内総合病院不妊センターの産婦人科医森本義晴さんが 1995 年 8 月に開設したもので、1 日 100 人以上のアクセスがあり 1 か月で 3,000 人を超えた、と同年 9 月 21 日付けの朝日新聞に報じられた。項目は、治療を始めようか迷っている人のための「不妊かな?」、森本医師が診療した夫婦数組の「不妊治療体験記」、顕微授精に関する論文などを集めた「最新情報」、治療についての「Q & A」などである。また、当事者の立場でパソコン通信「ピープルネット」上に“キッズレスフォーラム”という会議を主宰した横浜市の謝花麻理さんは、匿名で十数人が定期的書き込んでいると、その活動を紹介している。

以上のように不妊に悩む人たちは、藁をもつかむ気持ちで情報を得たいためにさまざまな行動をとっていることがうかがえる。

3 産むことの意味～アンケートにみる不妊女性の悩み

ここでは、前述した 2 団体(フィンレージの会・あしたばクラブ)が実施したアンケート結果から「不妊」女性の悩みについて考えたい。

不妊女性のプロフィール

アンケート調査の内容	フィンレージの会 (581人)	あしたばくらぶ (922人)
回答時の年齢	平均31.8歳	平均 29.9歳
結婚歴	(調査せず不明)	平均4年5か月
子ども欲しい歴	平均5年5か月	平均3年3か月
通院開始から何年	平均3年5か月	平均2年3か月
いくつの医療施設に通ったか	平均2.7施設	平均2.0施設
現在治療中	53.7%	63.0%

不妊女性(カップル)が直面している問題を整理すると、

「不妊に対する無理解、無神経な言葉」

具体的には、「周囲の干渉と無理解」「周囲の勝手な評価」「周囲からの圧力」「孤独感」「子どもができてもお続く評価と干渉」などを挙げている。たとえば、「お子さんはまだ?」とか、「お子さんはいた方がいいわよ」「子どもは可愛いわよ」「結婚して子どもができて一人前よ」などなど。こうした何気ない無神経な言葉で当人は非常に傷ついている。(自分は女性として完結できない、女性として欠陥があるんだ、という気持ちから抜け出せない。だから何としても子どもを産んで普通の人になりたい)

「不妊治療に際しての様々な問題や不安」

ここでは「高度に進む生殖医療と先の見えない不安」「プライバシーのない医療体制」「夫の無理解」「夫の協力が不可欠な治療の特殊性」「インフォームドコンセントの無さ」等をあげている。

たとえば、不妊治療は結果が出にくく、長期間治療したからといって必ずしも子どもができるとは限らない。むしろ治療を長くすることで、女性の年齢が高くなり妊孕力は低下する。結果として、余計子どもはできにくい状態に陥るといった問題がある。同時に、女性の身体やころまでがボロボロになってしまう危険性もある。

また、生殖技術が高度化すればするほど、医師とのインフォームドコンセントは大切になってくるが、カーテン1枚で仕切られた診察室、多くの患者が待っている待合室を思うと、ゆっくりと自分が納得いくまで聞くことができない。こんなことを聞くと先生を怒らせてしまうのではと、大事なことを外来の看護婦にも聞けずにいる。そして、人づてに得た情報をもとに病院を転々とし、なかには、新幹線や飛行機を使い通院している人もいる。それゆえ時間とお金がかかる。また不妊治療を選択したら仕事との両立は困難な場合が多い。

「不妊治療に保険適用を」

1994年12月22日、前橋市の古矢美代子さん(39)が東京・霞が関の厚生省を訪れ、体外受精の保険適用と高額医療費の公的貸付制度を求める要望書とともに、全国から集まった

954人分の署名を提出した、と報道された。体外受精は、1回の治療に30～50万円と高額な費用がかかる上、成功率は20%台と低い。しかも、保険が適用されないため、「費用の点で諦めている夫婦にも子どもを産むチャンスを与えてほしい」と訴えている。“バルーン”の実施した調査では、経験した治療法は人工授精（A I H）平均2.7回（最高50回、341人中）体外受精平均1.3回（最高13回、94人中）顕微授精平均1.1回（最高8回、31人中）と回答していることから、20～30歳代の若い夫婦にとって医療費の負担は大きいものとなっている。

「2人目不妊」(続発性不妊)

「上の子に兄弟をつくってあげたい」という気持ちと「上の子との年齢の差も離れていくばかり」と、1人目不妊とは違う「あせり」のプレッシャーがあるようだ。

以上見たように「不妊カップル」の悩みは深いが、不妊の辛さはその治療が大変であるということだけでなく、周囲にある文化的・社会的な要因によるものが大きい。

多くの女性にとってこれまで「産む」ことは当たり前のこととみなされてきた。子どもを産めない女性はどの時代にもいたにもかかわらず、その人たちの存在を認め、受け入れようとする努力はほとんどなかった。

不妊の女性、また連れ合いが男性不妊である女性達も、自分が産めないと思っていなかったという人が多い。産めると思ってきたのにそれができないということで、「人並みではない」という気持ちに苛まれる。また、それだけでなく、子どもを産むことは、その女性個人のことだけではなく、夫婦やその親達も巻き込む事柄であり、「家」や墓の後継ぎの問題、「かわいい孫の顔をみたい」といった素朴な願望に応えられないという気持ち、他人からの中傷や「善意」のおせっかいなど、母になれないために、女性であること、妻であること、嫁であることの意味をいやでも思い知らされている。

不妊の女性たちはそうした社会の軋轢とも戦いながら、夫や家族との関係、仕事や生き方についても悩んでいる。だからこそ、仲間や情報を求めて、“フィンレージの会”や“あしたばくらぶ”の会員となり、こころの充足や安定を見つけているのかもしれない。『当事者グループ』の育成などを早急に行うことが望まれる。

4 電話相談に寄せられる悩み

医療機関としては全国に先駆け、1996年2月に無料の不妊電話相談を開始した栃木県南河内町の「高度医療技術研究所・中央クリニック」。その相談担当者である浜崎京子婦長から不妊カップルの悩みの実態を聴取した。以下、その概要を紹介する。

同クリニックは、1993年8月に、自治医科大学を中心とする不妊症専門医が組織する生殖医療研究会のバックアップにより設立された。不妊症の原因究明をする初歩的治療から、一般の不妊治療では妊娠に至らない難治性不妊症の治療までを行なう。不妊治療の専門機関としては関東地方では最初のもので、設立当時は多くの新聞紙上を賑わしその治療は脚光を浴びた。

その後、医療技術が急速に進歩する一方で、患者は、「治療そのものや不妊という状況に我慢している」、そして「ストレスを感じている」ことに気づき、そうしたメンタル面

でのケアを目的として、不妊症の夫婦を対象に無料の相談事業を始めた。当初は実験的な試みであったが、相談件数が多く同年4月から、専用の電話とFAXを備えた本格的な事業となる。相談日は月・水・金曜日の午前9～11時と午後1～3時。件数は1日20～30件で、1件2～3分から1時間近くかかるものまで多様である。1996年2月～12月の11ヶ月間に2,707件の相談が寄せられた。相談者の年齢は、30代が最も多く、ついで20代の順である。匿名でよいが、なかには住所・氏名・電話番号までついたFAXや手紙による相談もある。また大半は本人だが、実母・姑・夫からの相談もある。

(1) 相談内容

治療に関するもの

- ・現在受けている治療でよいのか、何のためかなど治療の内容について。
- ・仕事と治療との両立について。
- ・費用に関するもの、例えば、人工授精・体外受精などの高度治療の場合、自費診療となり自己負担額が大きく、また医療機関によっても格差がある。
- ・自分の選択した治療を肯定してもらいたい。
- ・長期間続く治療（不妊治療マラソン）から降りられない悩み。

こうした治療に関する相談は、現在治療を受けている場合であっても、医師との関係で見放されたら困るなど、通院している医療機関の医師や看護婦に聞けないことを確認するケースのものも多い。

身体的なもの

- ・結婚前の人工妊娠中絶が原因ではないかと悩むが、夫にいけない。
- ・高齢での妊娠・出産について。40歳過ぎてから結婚した人で、1～2年すると子どもが欲しくなり、43歳で子どもを産みたい。自分がかかっている病院では、46、47歳でも産んだ人がいると聞くと、本当に妊娠できるのか？と相談。

精神的なもの

- ・家族との問題。不妊治療を内緒にしていることが多く、周りから「のんびりしていちゃだめよ」と中傷され悩む。
- ・他人の妊娠を喜べない・憎む、また、そういう自分に自己嫌悪して悩む。
- ・「嫁の立場」で悩んでいる場合が多く、夫に不妊の原因があっても、夫をかばって、自分に原因があると周囲に話し、そのことを打ち明ける人がいないために苦しんでいる。
- ・月経がくるとショックで寝込む等、治療効果がなかった時の切ない気持ちを誰かにわかって欲しい。
- ・4回人工授精したができない、いよいよ落ち込んで外に出られない気持ちを受け止めて欲しい。

その他

- ・養子や代理母に関する質問。
- ・夫あるいは妻が協力をしない。（夫が望んでいるが、妻がこんな辛いおもいをしたくない、と拒否的な態度）
- ・全国あちこちの不妊専門医を転院している。どうしても子どもが欲しい。

以上のように、このような相談窓口は、患者・相談者が医師に対等の立場で向かえないことからくる悩み・ストレス等のはけ口の間として、また自己学習によって得た知識を確認する場に活用されている。

(2) 電話相談をうける側の体制整備

相談スタッフ：不妊症・不育症など生殖医学についての専門的な知識をもち、またカウンセリングの心得のある人、複数の配置が必要。(相談者は非常に勉強しており、なまじの知識では対応できない)

スーパーバイザー：相談スタッフに対し専門的なアドバイスをする専門職(医師)できれば産婦人科医と臨床心理または精神科医。

相談室(個室) 専用電話、FAXなど各種の相談に対応できる設備。

スタッフに対し最新の生殖医学の研修を提供できる体制を整備する。

全国的な情報の収集と整理。

(3) 電話相談事業の難しさ

相談者は、顔が見えない分、気軽に話せてストレスの解消になるが、受け手は「どういう状況でかけてきているのか」わからないところが難しい。

相談内容から、子宮外妊娠等で治療の緊急性が高いケースか否かの判断をする能力も必要。

5 不妊ホットライン

1997年1月7日『不妊ホットライン』がスタートした。これは、厚生省の「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一環として東京都が社団法人・日本家族計画協会へ委託し、実施したもので1月7日は15件、14日は17件の相談をうけたが、ホットラインにかかった電話件数はN T Tの調べで、3,925件あった。相談員は医療従事者ではなく不妊に長い間悩んだ女性たちであり、ピア・カウンセリング(仲間による相談)として注目を集めていると報じられた。不妊治療に悩む女性の声を行政側もきちんと受けとめ対策を講じる必要がある。

6 3歳児保護者アンケート結果

「3歳児保護者アンケート」の中で、不妊に対する質問を行ったところ、不妊で悩んだことがあると回答した人が21.5%いた。そして全体の7.1%が不妊治療を行い出産したと回答していた(164頁「資料編4」Q16~Q18参照)。このアンケートは、現在3歳児を持つ人のみを対象としており、不妊治療で子どもができない人もかなりいるので、相当の割合の人が不妊で悩んでいることがわかった。また3.3%の人がいわゆる2人目不妊で悩んでいることが本調査からわかった。これらの人が悩みを打ち明けられる場の提供も必要と思われる。

7 不妊とリプロダクティブ・ヘルス/ライト

自分のことを自分で決められる権利は、自己決定権と名付けられ、憲法が保障するとこ

るの「個人の尊厳」や「幸福の追求」と結びつき、現在急速に人権として承認されつつある。多様な個人の存在は民主主義の条件なのだから、多様な個人の担保となる自己決定権が認められるのは当然の動きである。

生殖に関する自由は、自己決定権の中でも“リプロダクティブ・ヘルス”あるいは“リプロダクティブ・ライト”と呼ばれ、その重要な位置を占めている。この中の典型的なものの一つに「産む・産まない」を決める権利がある。この「産めるけれど産まない自由」「産めるのだから産む自由」は、欧米ほどではないにしろよく議論に上がるので馴染みがあると思う。

しかしこの「産む」「産まない」の選択ができない、「産みたいけれど産めない」不妊カップルもいる。この子どもが欲しいという要求は、個人のライフスタイルの希求だから、前二つと同じように、自己決定権という枠の中に捉えられる。

個人がそのライフスタイルを任意に選択できるようサポートすることが行政の仕事とするならば、不妊治療に関しても何らかの対策が必要であろう。また、女性が子どもを産むのは当たり前という風潮が、不妊の人たちを苦しめている現状を考え、そうした社会の意識を変えていく事が「(産みたいけれど)産めない自由」を認める上で、大きな課題となるであろう。

8 対策

(1) 相談体制の整備

不妊に関する相談は医学的なものから精神的なこと、ライフプラン、家族関係に関する事など多岐にわたるため、本来一つのところで行うことは難しい。“総合的”という言葉にとらわれず、きちんと役割を分担し、きめ細かな対応を行うことが重要である。

(2) 不妊医療の整備

不妊医療の質の向上を図り、不妊カップルが安心して治療を受けられる体制を整備するとともに、各医療機関によってまちまちな健康保険の適用に対して何らかの指針を示すことが必要である。

(3) インフォームドコンセントの普及啓発

インフォームドコンセントの必要性は、医療全般にいえることであるが、不妊治療は、不妊カップルの意思で決定することだから、患者の判断と、判断するための情報の提供という二重の意味で、より一層のインフォームドコンセントをすすめることが必要である。

(4) 治療と就労両立のための環境整備

治療のための休暇を創設するかは別にしても、不妊治療で休むことが雇用上不利にならないようにつとめさせなければならない。またフレックスタイムの導入や一部夜間診療の実施奨励なども検討すべきであろう。

(5) 経済的支援

対象をきちんと整理した上で、不妊治療に対し健康保険の適用や公的医療費貸付、補助

金の支給等、経済的支援を考えるべきである。方法については一長一短があるが、補助金の支給は自治体や保険組合の裁量で独自に行え、もっとも実現しやすいものである。

(6) 周産期医療の整備

不妊治療の多くは排卵誘発剤を使用する。そのためどうしても、三つ子などの多胎出産が増え、極少未熟児や低出生体重児が多くなる。その対策としてNICU（新生児集中治療室）の増床を始めとする周産期医療のさらなる整備が必要である。

(7) 自助グループの育成・支援

地域のグループを中心に活動場所の提供や、仲間を必要とする人の橋渡し、また情報の提供など自助グループの育成・支援を行うことが必要である。

(8) 啓発

不妊に関する偏見や不知は男性だけではない。男女を問わず、思春期の性教育や夜間労働講座など適当な機会を通じ啓発する必要がある。

資料編

資料編1 神奈川県における少子化の状況と分析

1. 自然動態から見た少子化

(1) 神奈川県の合計特殊出生率と自然増減

神奈川県の合計特殊出生率は全国的な傾向と同様、低下を続けており、1975年頃は全国平均をわずかに上回っていたが、1995年には全国平均を0.08下回る1.34となっている。

図表(資)1-1-1は、同年の都道府県別の合計特殊出生率と出生数の散布図であるが、神奈川県は、出生数自体は全国で3番目に多いものの、合計特殊出生率は東京都、大阪府、京都府、北海道に次いで低い水準になっており、全国の中でも少子化が進んでいる県であるといえる。

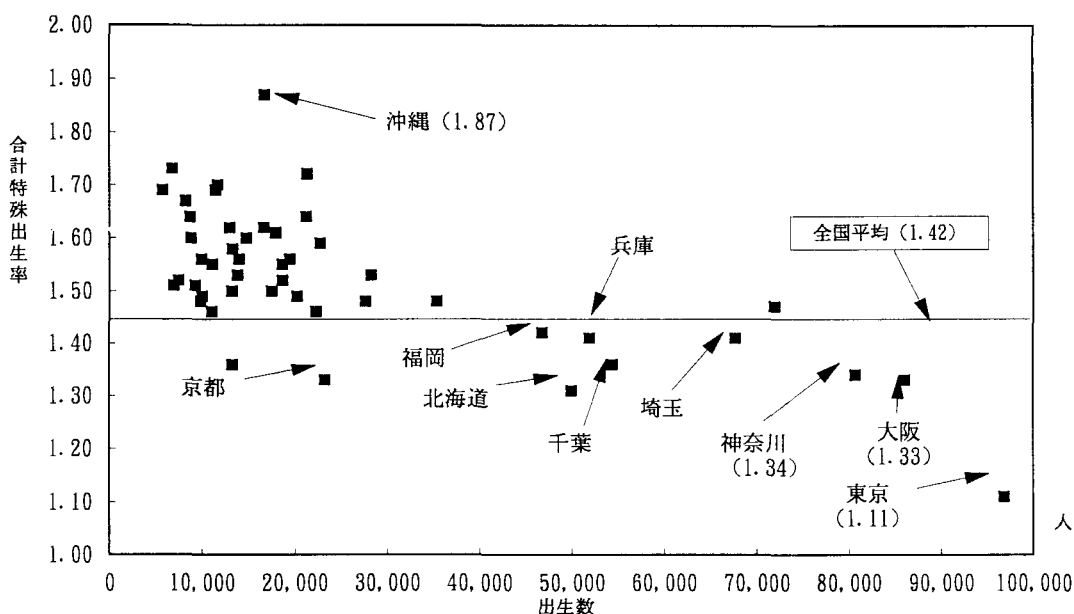
次に、神奈川県の年齢3区分別(0~14歳、15~64歳、65歳~)の人口構成比を他県と比較してみると、0~14歳の比率は14.9%で、47都道府県中45番目となっており、年少人口比という点でも少子化が進んでいるといえる。

一方で、15~64歳の比率は47都道府県中最も高く、また、65歳以上の高齢者の比率が埼玉県に次いで2番目に低くなっており、神奈川県は全国的にも若い県であるといえる。(図表(資)1-1-2)

そのため、第1部の第1章第1節の<参考メモ>で述べたように、合計特殊出生率が低水準にあっても、出産年齢層の絶対数が多く、また、高齢者比率が低いために、出生数と比較して死亡数が少なく、自然増の状態となっている。

1995年の神奈川県の自然増加率は4.2人(人口千対)で全国第4位、自然増加数は34,182人で、全国で最も多くなっている。

(図表(資)1-1-1) 47都道府県の合計特殊出生率と出生数(1995年)



(図表 (資) 1-1-2) 47 都道府県の年齢 3 区分別人口比率、自然増加数

都道府県	0～14歳(%)	15～64歳(%)	65歳～(%)	出生数	死亡数	自然増減
北海道	15.8	69.3	14.8	49,949	40,674	9,275
青森県	17.0	66.9	16.0	13,973	12,494	1,479
岩手県	16.8	65.2	18.0	13,021	12,041	980
宮城県	16.9	68.5	14.5	22,267	15,978	6,289
秋田県	15.6	64.8	19.6	9,995	10,931	-936
山形県	16.6	63.6	19.8	11,507	11,256	251
福島県	17.9	64.7	17.4	21,306	17,741	3,565
茨城県	17.1	68.7	14.2	28,235	21,620	6,615
栃木県	17.1	68.1	14.8	18,662	14,670	3,992
群馬県	16.5	67.9	15.6	19,431	15,428	4,003
埼玉県	16.1	73.6	10.1	67,750	36,795	30,955
千葉県	15.8	72.9	11.2	54,387	34,311	20,076
東京都	12.7	73.9	13.0	96,824	78,637	18,187
神奈川県	14.9	74.0	11.0	80,689	46,507	34,182
新潟県	16.3	65.3	18.3	22,695	21,220	1,475
富山県	15.1	66.9	17.9	10,048	9,552	496
石川県	16.1	67.7	16.2	11,093	9,173	1,920
福井県	17.0	65.2	17.7	8,244	6,781	1,463
山梨県	16.6	66.3	17.1	8,833	7,168	1,665
長野県	16.2	64.8	19.0	21,186	18,052	3,134
岐阜県	16.6	68.1	15.3	20,188	15,812	4,376
静岡県	16.6	68.6	14.8	35,345	26,666	8,679
愛知県	16.3	71.6	11.9	71,898	42,934	28,964
三重県	16.5	67.4	16.1	17,500	15,071	2,429
滋賀県	18.0	67.9	14.1	13,321	8,958	4,363
京都府	14.8	70.1	14.7	23,221	19,320	3,901
大阪府	15.0	72.9	11.9	86,078	58,232	27,846
兵庫県	16.3	69.5	14.1	51,947	47,062	4,885
奈良県	16.2	69.8	13.9	13,336	10,104	3,232
和歌山県	16.3	65.6	18.1	9,880	10,062	-182
鳥取県	17.1	63.6	19.3	5,724	5,788	-64
島根県	16.4	62.0	21.7	6,766	7,687	-921
岡山県	16.2	66.3	17.4	18,622	16,542	2,080
広島県	16.2	67.9	15.8	27,607	22,651	4,956
山口県	15.5	65.5	19.0	13,240	14,482	-1,242
徳島県	15.9	65.1	18.9	7,472	7,641	-169
香川県	15.7	66.1	18.2	9,301	8,863	438
愛媛県	16.3	65.2	18.5	13,850	13,509	341
高知県	15.4	63.9	20.6	6,939	8,093	-1,154
福岡県	16.5	68.6	14.8	46,850	37,157	9,693
佐賀県	18.1	64.1	17.8	8,729	7,946	783
長崎県	17.9	64.3	17.7	14,777	13,605	1,172
熊本県	17.3	64.3	18.3	17,895	15,388	2,507
大分県	16.3	65.1	18.6	11,126	10,936	190
宮崎県	17.9	64.7	17.4	11,693	9,846	1,847
鹿児島県	17.8	62.4	19.7	16,649	17,269	-620
沖縄県	22.1	66.2	11.7	16,751	7,281	9,470
合 計	15.9	69.4	14.5	1,187,067	922,062	265,005

(注 1) 年齢不詳者のため、年齢3区分別人口比率の合計は100%にならない。

(注 2) 出生率、死亡数、自然増減の合計には、外国及び場所不明を含む。

(出典 : 1995年国勢調査、1995年人口動態統計月報 (年計) の概況)

(2) 合計特殊出生率の地域差

図表(資)1-1-1からもわかるように、合計特殊出生率には地域差が認められる。

そこで、こうした地域差が生じる要因を簡単に分析し、神奈川県の特徴をつかむこととしたい。

日本においては、婚外子の出生割合が約1%程度と極めて低く安定的に推移しており、結婚が出生の前提とみなしてさしつかえないと考えられるため、合計特殊出生率は、その定義から次のように分解できる。

$$\begin{aligned} TFR_i &= \sum_{j=15}^{49} B_{ij} / F_{ij} \\ &= \sum_{j=15}^{49} M_{ij} / F_{ij} \times (B_{ij} / F_{ij}) \quad \dots \end{aligned}$$

TFR_i : i 年における女性の合計特殊出生率

F_{ij} : i 年における j 歳の女性の総数

M_{ij} : i 年における j 歳の既婚女性の総数

B_{ij} : i 年における j 歳の女性から生まれた子ども数

上式において、第1項は j 歳の女性の有配偶率(ストック変数)、第2項は有配偶出生率(フロー変数)を表している。

ここで、第1項の有配偶率に関しては、

$$(\text{有配偶率}) = 1 - (\text{未婚率}) - (\text{離別} \cdot \text{死別率})$$

$$1 - (\text{未婚率})$$

と表すことができるため、有配偶率をより明示的なファクターである未婚率(ストック変数)で代替すると、合計特殊出生率は未婚率と有配偶出生率の2つの要因から成り立っていると考えることができる。

また、出生に関しては、その約99%が20~39歳の母親の出産によるものとなっているため、未婚率(1 - 有配偶率)、有配偶出生率とも20~39歳の女性について集計したものをを用いてほぼさしつかえないと考えられる。

図表(資)1-1-3と図表(資)1-1-4は、1990年と1995年の47都道府県の合計特殊出生率について、(次頁)の単純な線形式により回帰を行った結果で、20~39歳の女性の未婚率と有配偶出生率によって地域差がかなりよく説明できる結果となっている。

また、合計特殊出生率に対して、未婚率はマイナス要因、有配偶出生率はプラス要因であることも確認できる。

(回帰式)

$$TFR = X1 + X2 + \dots$$

X1 : 各都道府県の20～39歳の女性の未婚率(未婚者数/女性総数)
 X2 : 各都道府県の20～39歳の有配偶出生率(全出生数/有配偶女性総数)
 有配偶出生率の分子には出生総数を用いた

(図表(資)1-1-3) 合計特殊出生率の回帰結果(1990年)

回帰統計		分散分析表				
重相関 R	0.979438	自由度	変動	分散	分散比	
重決定 R2	0.959299	回帰	2	0.688711	0.344356	518.5253
補正 R2	0.957449	残差	44	0.029221	0.000664	
標準誤差	0.02577	合計	46	0.717932		
観測数	47					

変数	係数	標準誤差	t	P-値
切片	1.142772	0.061879	18.46793	2.38E-22
未婚率	-2.46858	0.097079	-25.4287	6.08E-28
有配偶出生率	10.62131	0.4619	22.99485	3.76E-26

(図表(資)1-1-4) 合計特殊出生率の回帰結果(1995年)

回帰統計		分散分析表				
重相関 R	0.986012	自由度	変動	分散	分散比	
重決定 R2	0.97222	回帰	2	0.799914	0.399957	769.9412
補正 R2	0.970957	残差	44	0.022856	0.000519	
標準誤差	0.022792	合計	46	0.82277		
観測数	47					

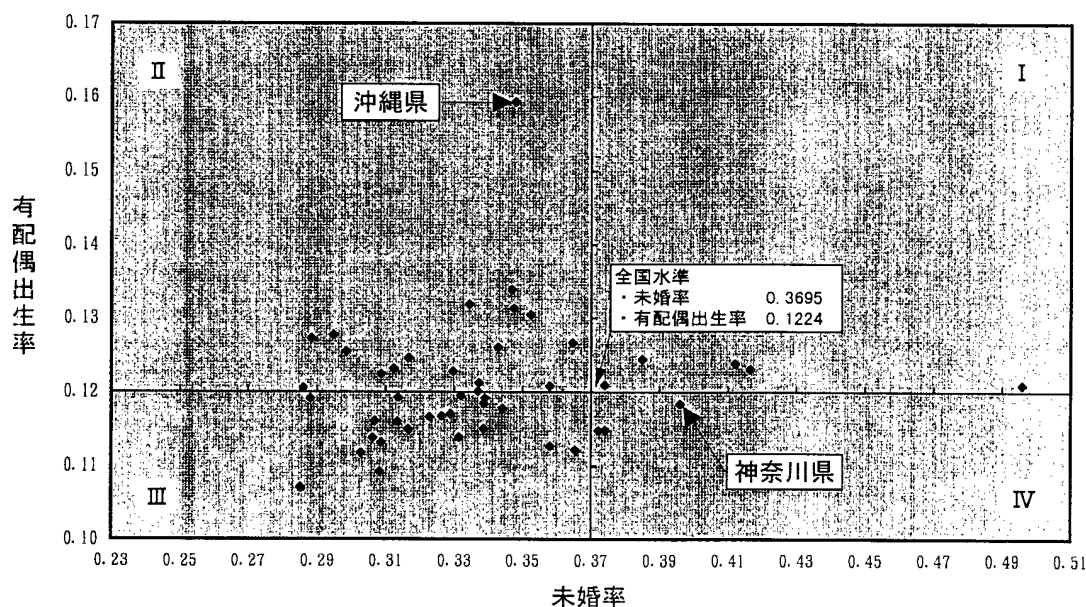
変数	係数	標準誤差	t	P-値
切片	1.353467	0.064698	20.91965	1.71E-24
未婚率	-2.70054	0.087418	-30.8924	1.82E-31
有配偶出生率	9.611219	0.404987	23.7322	1.04E-26

1990年と1995年のそれぞれについて、全国水準（加重平均）を中心とした未婚率と有配偶出生率の散布図を示したものが図表（資）1-1-5と図表（資）1-1-6である。

神奈川県の場合、1990年、1995年とも未婚率は全国水準より高く、有配偶出生率は全国水準より低いという領域にあり、いずれの要因についても合計特殊出生率を下げる方向に働いている。

この領域に含まれるのは、1990年では埼玉、神奈川、奈良の3県、1995年ではこれらに加えて千葉、東京、兵庫の合計1都5県のみとなっている。

（図表（資）1-1-5）未婚率と有配偶出生率の散布図（1990年）



（1990年）

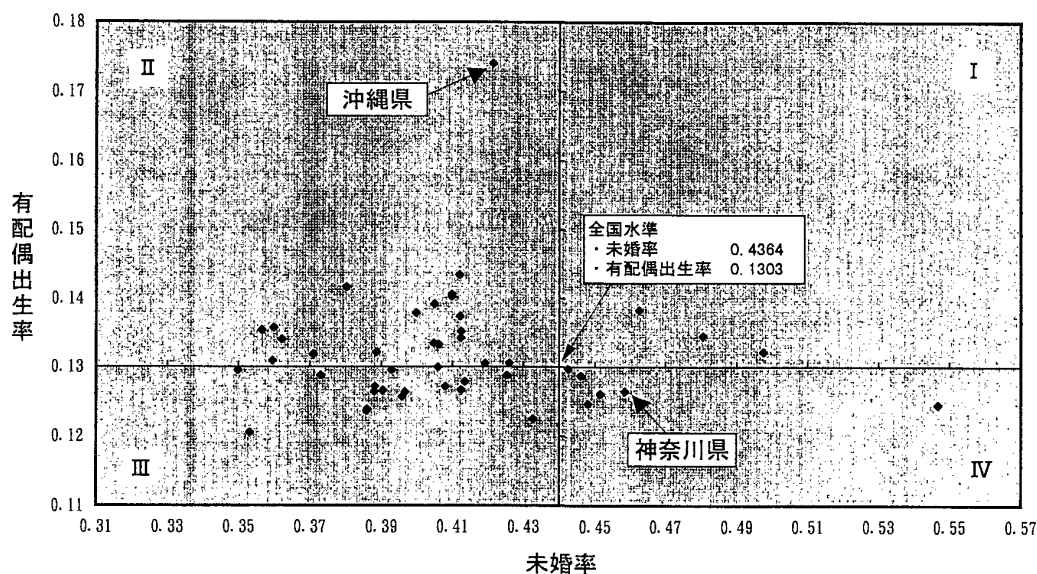
領域	都道府県
	未婚率、有配偶出生率ともに全国水準を上回る 東京都、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
II	未婚率は全国水準より低く、有配偶出生率は全国水準より高い 岩手県、福島県、群馬県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
III	未婚率、有配偶出生率ともに全国水準を下回る 北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県
IV	未婚率は全国水準より高く、有配偶出生率は全国水準より低い 埼玉県、神奈川県、奈良県

なお、合計特殊出生率、未婚率及び有配偶出生率の都道府県別数値は図表（資）1-1-7のとおりで、神奈川県をはじめ、全国的な傾向として、1990年から1995年にかけて有配偶出生率は上昇しているにもかかわらず、合計特殊出生率は軒並み低下している。

このことは、未婚率の上昇による出生ベースの減少が、出生力（有配偶出生率）の上昇を大きく上回っていることを意味している。

そのため、近年の合計特殊出生率低下の主な直接的原因は、未婚率の上昇であるといえる。

（図表（資）1-1-6）未婚率と有配偶出生率の散布図（1995年）



（1995年）

領域	都道府県
	未婚率、有配偶出生率ともに全国水準を上回る ----- 京都府、大阪府、福岡県
II	未婚率は全国水準より低く、有配偶出生率は全国水準より高い ----- 岩手県、福島県、群馬県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、 愛知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	未婚率、有配偶出生率ともに全国水準を下回る ----- 北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、和歌山県 山口県、徳島県、香川県
	未婚率は全国水準より高く、有配偶出生率は全国水準より低い ----- 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、兵庫県、奈良県

(図表 (資) 1-1-7) 都道府県の合計特殊出生率、未婚率、有配偶出生率

都道府県	1990年			1995年		
	合計特殊出生率	未婚率	有配偶出生率	合計特殊出生率	未婚率	有配偶出生率
北海道	1.43	0.3580	0.1151	1.31	0.4290	0.1225
青森県	1.56	0.3028	0.1142	1.56	0.3694	0.1288
岩手県	1.72	0.3087	0.1249	1.62	0.3672	0.1319
宮城県	1.57	0.3441	0.1202	1.46	0.4217	0.1288
秋田県	1.57	0.2850	0.1095	1.56	0.3495	0.1205
山形県	1.75	0.2880	0.1216	1.69	0.3462	0.1295
福島県	1.79	0.2985	0.1279	1.72	0.3563	0.1358
茨城県	1.64	0.3166	0.1174	1.53	0.3930	0.1264
栃木県	1.67	0.3069	0.1185	1.52	0.3821	0.1237
群馬県	1.63	0.3369	0.1225	1.56	0.4023	0.1333
埼玉県	1.50	0.3741	0.1172	1.41	0.4424	0.1287
千葉県	1.47	0.3653	0.1146	1.36	0.4444	0.1247
東京都	1.23	0.4958	0.1233	1.11	0.5432	0.1245
神奈川県	1.45	0.3959	0.1208	1.34	0.4549	0.1265
新潟県	1.69	0.3137	0.1217	1.59	0.3850	0.1322
富山県	1.56	0.3083	0.1116	1.49	0.3923	0.1257
石川県	1.60	0.3227	0.1191	1.46	0.4087	0.1267
福井県	1.75	0.2859	0.1230	1.67	0.3559	0.1309
山梨県	1.62	0.3645	0.1291	1.60	0.4085	0.1374
長野県	1.71	0.3523	0.1329	1.64	0.4061	0.1403
岐阜県	1.57	0.3387	0.1175	1.49	0.4098	0.1279
静岡県	1.60	0.3389	0.1216	1.48	0.4044	0.1272
愛知県	1.57	0.3579	0.1232	1.47	0.4224	0.1306
三重県	1.61	0.3135	0.1184	1.50	0.3824	0.1239
滋賀県	1.75	0.3167	0.1270	1.58	0.3893	0.1296
京都府	1.48	0.4165	0.1255	1.33	0.4940	0.1323
大阪府	1.46	0.4121	0.1263	1.33	0.4770	0.1346
兵庫県	1.53	0.3739	0.1233	1.41	0.4389	0.1297
奈良県	1.49	0.3722	0.1172	1.36	0.4480	0.1261
和歌山県	1.55	0.3264	0.1192	1.48	0.3844	0.1264
鳥取県	1.82	0.2947	0.1301	1.69	0.3586	0.1341
島根県	1.85	0.2883	0.1297	1.73	0.3529	0.1354
岡山県	1.66	0.3296	0.1252	1.55	0.4087	0.1343
広島県	1.63	0.3372	0.1236	1.48	0.4155	0.1305
山口県	1.56	0.3314	0.1163	1.50	0.4023	0.1300
徳島県	1.61	0.3062	0.1162	1.52	0.3845	0.1272
香川県	1.60	0.3088	0.1156	1.51	0.3868	0.1266
愛媛県	1.60	0.3319	0.1219	1.53	0.4026	0.1333
高知県	1.54	0.3386	0.1208	1.51	0.4088	0.1352
福岡県	1.52	0.3850	0.1268	1.42	0.4589	0.1383
佐賀県	1.75	0.3469	0.1363	1.64	0.4083	0.1434
長崎県	1.70	0.3475	0.1337	1.60	0.4062	0.1406
熊本県	1.65	0.3428	0.1284	1.61	0.4013	0.1392
大分県	1.58	0.3289	0.1195	1.55	0.4011	0.1335
宮崎県	1.68	0.3124	0.1256	1.70	0.3765	0.1417
鹿児島県	1.73	0.3343	0.1343	1.62	0.3961	0.1379
沖縄県	1.95	0.3479	0.1617	1.87	0.4177	0.1741
全 国 (加重平均)	1.54	0.3695	0.1224	1.42	0.4364	0.1303

次に、未婚率と有配偶出生率のそれぞれについて、以下の要因を説明要因として、図表（資）1-1-8 のとおりの変数に対して、自由度調整済み決定係数（補正 R 2）が最大となるよう、変数増減法により回帰を行った。（係数の P 値がすべて 0.2 未満の場合のみ採用した）

（被説明変数）	（説明要因）
未婚率	人口（都市）要因、学歴要因、経済要因
有配偶出生率	人口（都市）要因、学歴要因、経済要因、家族要因、労働要因、社会要因、その他（文化）要因

（図表（資）1-1-8）変数一覧表

要 因	変数・定義式	備 考	試算した回帰式	採否
人口（都市） 要因	(1) DID地区人口集中度 DID地区人口 / 総人口（注1）	都市化の度合いを表す	・未婚率 ・有配偶出生率	
	(2) DID地区内人口密度 DID地区人口 / DID地区面積	都市の過密度を表す	・未婚率 ・有配偶出生率	
学歴要因 （女性）	(3) 短大以上卒業者比率（未婚女性） 20～39歳の短大卒以上の学歴を有する未婚女性数 / 20～39歳の未婚女性総数		・未婚率	（90年のデータのみ）
	(4) 短大以上卒業者比率（有配偶女性） 20～39歳の短大卒以上の学歴を有する有配偶女性数 / 20～39歳の有配偶女性総数		・有配偶出生率	X
経済要因	(5) 雇用者1人あたり所得 雇用者1人あたり所得 / 消費者物価地域差指数		・未婚率 ・有配偶出生率	X
家族要因	(6) 核家族率 核家族世帯数 / 親族世帯数	祖父母等同居親族の有無の度合いを表す	・有配偶出生率	
労働要因	(7) 有配偶女性労働力率 20～39歳有配偶女性労働力人口 / 20～39歳有配偶女性総数		・有配偶出生率	X
社会要因	(8) 保育所定員率 保育所定数（注2） / 20～39歳有配偶女性総数	中心的出産世代に対する保育所の整備状況	・有配偶出生率	95年のみ採用
その他要因	(9) 沖縄ダミー 沖縄県を1、他の都道府県を0とするダミー変数	沖縄県の出産に関する文化風土の考慮	・有配偶出生率	

（注1）D I D地区・・・国勢調査における人口集中地区（1990年、1995年）

（注2）公立及び認可保育所の4月1日現在定員数（1990年、1995年）

未婚率

ストック変数である未婚率に関しては、1990年、1995年とも人口（都市）要因及び学歴要因（1990年のみ）により比較的良好に説明され（図表（資）1-1-9、図表（資）1-1-10）D I D地区人口集中率（都市化の度合い）、D I D地区内人口密度（都市部の過密度）及び未婚者の短大以上卒業者数比率（1990年のみ）とも、指数が高いほど未婚率も高まるという傾向にある。

神奈川県はこれらの数値が高く、そのため未婚率も1990年には全国で4番目、1995年にも全国で5番目の高さとなっており（図表（資）1-1-11）合計特殊出生率が全国のなかでも低水準であることの大きな原因となっている。

なお、経済要因は未婚率に対して有意な説明力を示さなかった。

1995年の学歴要因（最終学歴）は、同年の国勢調査項目に入っていないため、データが得られなかった。

（図表（資）1-1-9）未婚率の回帰結果（1990年）

回帰統計		分散分析表				
重相関 R	0.894886	自由度	変動	分散	分散比	
重決定 R ²	0.800821	回帰	3	0.057468	0.019156	57.6288
補正 R ²	0.786925	残差	43	0.014293	0.000332	
標準誤差	0.018232	合計	46	0.071762		
観測数	47					

番号	変数	係数	標準誤差	t	P-値
	切片	0.180478	0.019222	9.388994	5.65E-12
(1)	D I D集中率	0.05052	0.030804	1.640055	0.10829
(2)	D I D密度	1.39E-05	3.73E-06	3.733688	0.00055
(4)	未婚短大以上卒比	0.154939	0.062107	2.494728	0.016526

（図表（資）1-1-10）未婚率の回帰結果（1995年）

回帰統計		分散分析表				
重相関 R	0.883407	自由度	変動	分散	分散比	
重決定 R ²	0.780409	回帰	2	0.053061	0.026531	78.18616
補正 R ²	0.770427	残差	44	0.01493	0.000339	
標準誤差	0.018421	合計	46	0.067992		
観測数	47					

番号	変数	係数	標準誤差	t	P-値
	切片	0.293686	0.0109	26.94475	5.53E-29
(1)	D I D集中率	0.094108	0.030026	3.13421	0.003065
(2)	D I D密度	1.18E-05	3.74E-06	3.145829	0.002968

(図表(資)1-1-11) 標準化未婚率の状況

順位	1990年		1995年	
	都道府県	指数	都道府県	指数
1	東京都	3.99	東京都	3.56
2	京都府	1.98	京都府	2.28
3	大阪府	1.87	大阪府	1.84
4	神奈川県	1.46	福岡県	1.37
5	福岡県	1.18	神奈川県	1.27
6	埼玉県	0.90	奈良県	1.08
7	兵庫県	0.90	千葉県	0.99
8	奈良県	0.86	埼玉県	0.94
9	千葉県	0.68	兵庫県	0.85
10	山梨県	0.66	北海道	0.59
11	北海道	0.50	愛知県	0.42
12	愛知県	0.49	宮城県	0.40
13	長野県	0.35	沖縄県	0.30
14	沖縄県	0.24	広島県	0.24
15	長崎県	0.23	岐阜県	0.09
16	佐賀県	0.22	高知県	0.07
17	宮城県	0.15	石川県	0.06
18	熊本県	0.11	岡山県	0.06
19	静岡県	0.01	山梨県	0.06
20	岐阜県	0.01	佐賀県	0.05
21	高知県	0.01	長崎県	0.00
22	広島県	-0.03	長野県	0.00
23	群馬県	-0.04	静岡県	-0.05
24	鹿児島県	-0.10	愛媛県	-0.10
25	愛媛県	-0.16	群馬県	-0.10
26	山口県	-0.18	山口県	-0.10
27	岡山県	-0.22	熊本県	-0.13
28	大分県	-0.24	大分県	-0.13
29	和歌山県	-0.30	鹿児島県	-0.26
30	石川県	-0.40	茨城県	-0.35
31	滋賀県	-0.55	富山県	-0.36
32	茨城県	-0.55	滋賀県	-0.44
33	新潟県	-0.62	香川県	-0.51
34	三重県	-0.63	新潟県	-0.55
35	宮崎県	-0.66	徳島県	-0.57
36	香川県	-0.75	和歌山県	-0.57
37	岩手県	-0.75	三重県	-0.62
38	富山県	-0.76	栃木県	-0.63
39	栃木県	-0.80	宮崎県	-0.77
40	徳島県	-0.81	青森県	-0.96
41	青森県	-0.90	岩手県	-1.02
42	福島県	-1.01	鳥取県	-1.24
43	鳥取県	-1.11	福島県	-1.30
44	山形県	-1.27	福井県	-1.31
45	島根県	-1.27	島根県	-1.39
46	福井県	-1.33	秋田県	-1.48
47	秋田県	-1.35	山形県	-1.56
	標準偏差	0.039497	標準偏差	0.038446
	単純平均	0.338359	単純平均	0.406284
全国水準(加重平均)		0.369492	加重平均	0.43641

$$\text{標準化指数} = \frac{X_i - \bar{X}}{s}$$

X_i : i 県の未婚率

\bar{X} : 未婚率の全国平均(単純平均)

s : 未婚率の標準偏差

$$s = \sqrt{\frac{\sum (X_i - \bar{X})^2}{(n-1)}} \quad (n=47)$$

有配偶出生率

フロー変数である有配偶出生率の回帰結果は図表(資)1-1-12と図表(資)1-1-13のとおりであった。

自由度調整済み決定係数(補正R²)がそれぞれ、0.5744、0.6628であり、未婚率に比べると回帰式のあてはまりはやや悪くなっている。

回帰結果から、まず、DID地区人口集中率は有配偶出生率に対してマイナス要因となっていることがわかる。

また、t値は低いが、経済要因である雇用者1人あたり所得(消費者物価地域差指数でデフレートしたもの)もマイナス要因となっており、実質的な所得水準が高い地域の方が有配偶出生率が低くなる傾向にある。

これらの要因については、神奈川県の数値はともに高い水準にあり、有配偶出生率を上げる要因となっている。

一方、1990年、1995年とも、核家族率、DID地区人口密度が高い地域ほど有配偶出生率も高い傾向にあるという結果となった。

特に核家族率の係数は、t値がともに5%有意となっている。

これは、一見すると先験的なイメージと合わないが、核家族率は鹿児島県が全国で1位であるほか、沖縄県、宮崎県などが上位10県に入っており、必ずしも大都市圏だけが核家族率が高くないことと、有配偶出生率についても、大都市圏が必ずしも下位水準に集中しておらず、核家族化が進み、都市部の人口密度の高い都府県が上位から下位まで広く分布していることなどによるためと考えられる。(図表(資)1-1-14、図表(資)1-1-15)

ただし、核家族率については、

ア．妻の年齢別の数値(20~39歳)を抽出できなかったこと

イ．親と同居している場合でも、住戸と生計が独立していれば統計上核家族として把握されてしまうこと

などの点で制約があることを念頭に置く必要がある。

また、DID地区人口密度についても、1990年から1995年にかけてt値が大きく低下しており、有配偶出生率とDID地区人口密度に根元的かつ安定的な関係があるかどうかについては注意を要する。

その他では、沖縄ダミーのt値が高く、沖縄県の有配偶出生率が他地域と比較して際だって高い背景に、上記要因以外の文化風土的要因が存在することを示している。(＜参考メモ2＞参照)

学歴要因(20~39歳有配偶女性の短大以上卒業率)及び労働要因(20~39歳有配偶女性の労働力率)については、有配偶出生率に対して有意な説明力を示さなかった。

なお、保育所定員率については、1990年データでは回帰式に採用されなかったが、1995年データでは5%有意(プラス)という結果となった。

回帰に用いた保育所の定数は、公立及び認可保育所のみであり、いわゆる無認可保育所が含まれていないため、分析結果についてもその分を割り引いて考えなければならない。

また、保育所に関しては、総定員だけではなく、特に0歳児の受け入れ枠の大きさが問題であるとの指摘があり(第3部「3 子育てを支える保育施設」63頁参照)このよう

な視点での分析がさらに必要である。

しかし、神奈川県における保育所の定数の20～39歳の有配偶女性数に対する割合がかなり少ないことは事実で、1995年データでみる限り、これが神奈川県の有配偶出生率を全国水準より押し下げる方向に作用しているかのようにもみえる。

ちなみに、1990年と1995年の間には、育児休業法が施行され、女性の就業継続にプラスのインセンティブを与える社会制度の変化があったが、それが女性の出生行動にどのような影響を与えたかは今後別途検証されるべき課題であるといえる。

最後に神奈川県の有配偶出生率自体の動向に着目すると、1990年には全国的に中位の水準にあったが、1995年には下位水準となっており（ただし、全国的な傾向と同様、有配偶出生率の数値自体は若干上昇している）全国における神奈川県の合計特殊出生率の相対的水準を下げる影響力が強まっているといえる。

(図表(資)1-1-12) 有配偶出生率の回帰結果(1990年)

回帰統計		分散分析表				
重相関 R	0.787834	自由度	変動	分散	分散比	
重決定 R ²	0.620682	回帰	5	0.001967	0.000393	13.41775
補正 R ²	0.574424	残差	41	0.001202	2.93E-05	
標準誤差	0.005415	合計	46	0.00317		
観測数	47					

番号	変数	係数	標準誤差	t	P-値
	切片	0.115285	0.012004	9.603505	4.75E-12
(1)	D I D 集中率	-0.03419	0.010218	-3.34627	0.001762
(2)	D I D 密度	3.88E-06	1.17E-06	3.3092	0.001956
(5)	雇用者所得	-3.9E-06	2.54E-06	-1.55422	0.127819
(6)	核家族率	0.029051	0.013913	2.088058	0.043046
(9)	沖縄ダミー	0.031988	0.006072	5.268255	4.71E-06

(図表(資)1-1-13) 有配偶出生率の回帰結果(1995年)

回帰統計		分散分析表				
重相関 R	0.840691	自由度	変動	分散	分散比	
重決定 R ²	0.706762	回帰	6	0.002239	0.000373	16.06797
補正 R ²	0.662776	残差	40	0.000929	2.32E-05	
標準誤差	0.004819	合計	46	0.003168		
観測数	47					

番号	変数	係数	標準誤差	t	P-値
	切片	0.117653	0.010578	11.12224	8.24E-14
(1)	D I D 集中率	-0.01928	0.009417	-2.04764	0.047201
(2)	D I D 密度	1.74E-06	1.1E-06	1.582283	0.121461
(5)	雇用者所得	-2.8E-06	1.93E-06	-1.44335	0.156708
(6)	核家族率	0.029833	0.012374	2.410992	0.020594
(8)	保育所定員率	0.022199	0.009719	2.283986	0.027757
(9)	沖縄ダミー	0.039322	0.005266	7.467114	4.23E-09

1993年データを使用

(図表 (資) 1-1-14) 標準化有配偶率の状況

順位	1990年		1995年	
	都道府県	指数	都道府県	指数
1	沖縄県	4.64	沖縄県	5.08
2	佐賀県	1.58	佐賀県	1.38
3	鹿児島県	1.34	宮崎県	1.17
4	長崎県	1.27	長崎県	1.04
5	長野県	1.16	長野県	1.00
6	鳥取県	0.84	熊本県	0.87
7	鳥根県	0.78	福岡県	0.76
8	山梨県	0.71	鹿児島県	0.72
9	熊本県	0.63	山梨県	0.66
10	福島県	0.57	福島県	0.46
11	滋賀県	0.46	鳥根県	0.42
12	福岡県	0.44	高知県	0.39
13	大阪府	0.37	大阪府	0.32
14	宮崎県	0.29	岡山県	0.28
15	京都府	0.28	鳥取県	0.25
16	岡山県	0.24	大分県	0.19
17	岩手県	0.20	愛媛県	0.16
18	広島県	0.05	群馬県	0.16
19	兵庫県	0.02	京都府	0.04
20	東京都	0.02	新潟県	0.03
21	愛知県	0.00	岩手県	-0.01
22	福井県	-0.02	福井県	-0.12
23	群馬県	-0.08	愛知県	-0.17
24	愛媛県	-0.15	広島県	-0.17
25	新潟県	-0.18	山口県	-0.24
26	静岡県	-0.19	兵庫県	-0.27
27	山形県	-0.19	滋賀県	-0.29
28	高知県	-0.28	山形県	-0.30
29	神奈川県	-0.29	宮城県	-0.38
30	宮城県	-0.36	青森県	-0.38
31	大分県	-0.45	埼玉県	-0.39
32	和歌山県	-0.48	岐阜県	-0.49
33	石川県	-0.49	静岡県	-0.58
34	栃木県	-0.56	徳島県	-0.58
35	三重県	-0.58	石川県	-0.64
36	岐阜県	-0.69	香川県	-0.65
37	茨城県	-0.70	神奈川県	-0.66
38	埼玉県	-0.72	和歌山県	-0.67
39	奈良県	-0.72	茨城県	-0.68
40	山口県	-0.83	奈良県	-0.71
41	徳島県	-0.84	富山県	-0.75
42	香川県	-0.92	千葉県	-0.88
43	北海道	-0.98	東京都	-0.90
44	千葉県	-1.04	三重県	-0.98
45	青森県	-1.09	栃木県	-1.00
46	富山県	-1.39	北海道	-1.14
47	秋田県	-1.65	秋田県	-1.38
	標準偏差	0.008301	標準偏差	0.008299
	単純平均	0.123191	単純平均	0.131970
全国水準(加重平均)		0.122363	加重平均	0.130309

$$\text{標準化指数} = \frac{X_i - \bar{X}}{s}$$

X_i : i 県の有配偶出生率
 \bar{X} : 有配偶出生率の全国平均 (単純平均)
 s : 有配偶出生率の標準偏差

$$s = \sqrt{\frac{\sum (X_i - \bar{X})^2}{(n - 1)}} \quad (n = 47)$$

(図表 (資) 1-1-15) 核家族率とD I D地区人口密度の状況

順位	核家族率(核家族世帯数/親族世帯数)				D I D地区人口密度(人/km ²)			
	1990年	実数	1995年	実数	1990年	実数	1995年	実数
1	鹿児島県	0.869	鹿児島県	0.884	東京都	11,083	東京都	10,932
2	東京都	0.868	東京都	0.879	大阪府	9,526	大阪府	9,423
3	大阪府	0.866	大阪府	0.875	京都府	8,567	京都府	8,487
4	神奈川県	0.863	神奈川県	0.873	神奈川県	8,119	神奈川県	8,305
5	北海道	0.841	北海道	0.853	埼玉県	7,776	埼玉県	7,945
6	埼玉県	0.829	沖縄県	0.843	兵庫県	7,651	兵庫県	7,321
7	沖縄県	0.829	埼玉県	0.843	沖縄県	7,283	沖縄県	7,037
8	千葉県	0.814	千葉県	0.828	千葉県	6,741	千葉県	6,826
9	兵庫県	0.811	宮崎県	0.825	奈良県	6,347	奈良県	6,598
10	宮崎県	0.805	兵庫県	0.823	長崎県	6,182	福岡県	6,151
11	福岡県	0.803	福岡県	0.818	福岡県	6,045	長崎県	6,109
12	京都府	0.800	京都府	0.817	広島県	5,911	広島県	5,985
13	広島県	0.799	広島県	0.815	石川県	5,895	高知県	5,870
14	高知県	0.785	高知県	0.803	愛知県	5,882	愛知県	5,863
15	愛知県	0.780	愛媛県	0.798	高知県	5,855	宮城県	5,830
16	愛媛県	0.776	山口県	0.797	宮城県	5,853	石川県	5,815
17	長崎県	0.776	愛知県	0.794	熊本県	5,436	滋賀県	5,693
18	山口県	0.775	長崎県	0.789	滋賀県	5,324	熊本県	5,458
19	奈良県	0.757	奈良県	0.780	静岡県	5,295	鹿児島県	5,361
20	和歌山県	0.750	和歌山県	0.772	鹿児島県	5,214	静岡県	5,315
21	大分県	0.745	大分県	0.768	新潟県	5,211	新潟県	5,217
22	群馬県	0.728	群馬県	0.748	北海道	5,150	北海道	5,174
23	岡山県	0.720	岡山県	0.743	和歌山県	4,997	山梨県	5,016
24	香川県	0.713	香川県	0.738	佐賀県	4,951	愛媛県	4,993
25	熊本県	0.713	山梨県	0.735	山梨県	4,937	岩手県	4,949
26	山梨県	0.711	熊本県	0.731	岐阜県	4,902	徳島県	4,831
27	静岡県	0.708	三重県	0.731	福井県	4,895	福井県	4,831
28	茨城県	0.705	茨城県	0.723	愛媛県	4,873	佐賀県	4,826
29	三重県	0.704	静岡県	0.721	岩手県	4,799	和歌山県	4,811
30	宮城県	0.690	滋賀県	0.709	徳島県	4,754	大分県	4,798
31	栃木県	0.690	栃木県	0.709	大分県	4,753	岐阜県	4,792
32	青森県	0.686	宮城県	0.709	秋田県	4,680	茨城県	4,718
33	滋賀県	0.684	徳島県	0.708	栃木県	4,671	秋田県	4,657
34	徳島県	0.683	青森県	0.699	山形県	4,670	山形県	4,642
35	岐阜県	0.670	長野県	0.692	茨城県	4,660	栃木県	4,641
36	長野県	0.668	石川県	0.687	福島県	4,657	宮崎県	4,624
37	石川県	0.660	岐阜県	0.686	宮崎県	4,628	福島県	4,562
38	佐賀県	0.659	佐賀県	0.677	香川県	4,522	鳥取県	4,436
39	岩手県	0.636	福島県	0.654	長野県	4,466	香川県	4,434
40	福島県	0.635	岩手県	0.653	鳥取県	4,439	長野県	4,432
41	島根県	0.626	島根県	0.647	富山県	4,415	青森県	4,323
42	鳥取県	0.622	鳥取県	0.642	三重県	4,348	三重県	4,302
43	新潟県	0.605	新潟県	0.626	青森県	4,321	島根県	4,258
44	秋田県	0.595	富山県	0.620	岡山県	4,317	富山県	4,240
45	福井県	0.595	秋田県	0.615	群馬県	4,316	岡山県	4,225
46	富山県	0.593	福井県	0.613	島根県	4,264	群馬県	4,136
47	山形県	0.530	山形県	0.546	山口県	3,597	山口県	3,622
全国水準		0.776		0.792		6,661		6,630

II. 社会動態から見た少子化

(1) 神奈川県の入転超過の動向

日本全体の人口増減の大部分は自然動態（出生と死亡）によって決まるが、地域単位になると、それぞれの地域間の社会動態（転入と転出）という要因も無視できない比重を持つ。

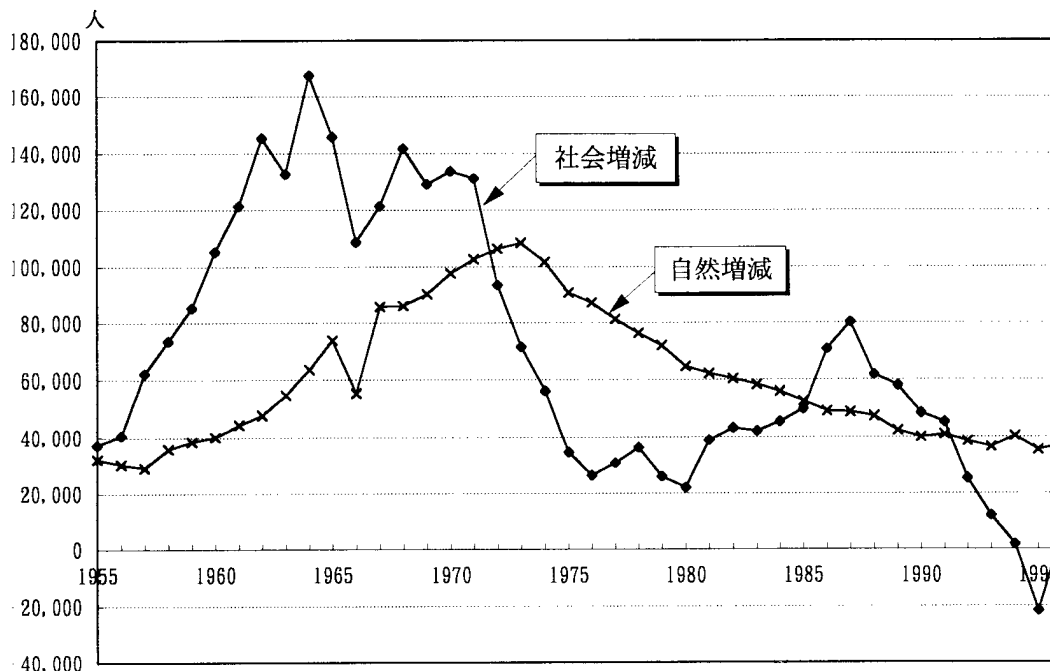
社会動態は自然動態と異なり、社会・経済の諸要因の影響を受けやすく、自然動態と比較して変動が大きい。

図表（資）1-2-1 は、神奈川県の前40年間の自然増減と社会増減の状況を示したものである。

自然増減（出生 - 死亡）は、第二次ベビーブーム（1971～74年）の頃をピークに一貫した減少傾向にあるのに対し（1966年の落ち込みはひのえうまによる）社会増加（転入 - 転出）については、高度成長期の大きな山や、第一次～第二次オイルショックの頃にかけての谷など、時期によって大きな変動が見られる。

ここ10年間では、バブル期の地価高騰に見舞われた1987年に約8万人でピークを迎えたあと、継続的に低下傾向にあり、1995年には初の社会減（約2万人の転出超過）を記録した。…（注）1996年には再び約6千人の転入超過となった。

（図表（資）1-2-1）神奈川県の前増減と社会増減の推移



(2) 年少人口の移動状況

神奈川県の子供の年齢別の転入転出状況のデータで最新のものは平成6年のものであるが、図表(資)1-2-2は、これを5歳階級別に表したものである。

(同年の神奈川県の都道府県間社会移動実数は、転入・転出ともに約26万人、差し引きではわずか2千人の転入超過であった。)

神奈川県の子供の年齢別の転入転出動向の特徴は、18~19歳にかけての大幅な転入超過で、グラフでもこの部分が突出している。

また、これほど極端ではないが、20代前半も転入超過傾向にある。これらは大学入学や就職の時期に単身者が神奈川県に流入するためである。

一方、その他の年齢層では、転出超過が目立っている。特に、年少人口(0~14歳)については、年間約6千人の転出超過となっている。

人口動態的に見ると、年少人口の年間増減は

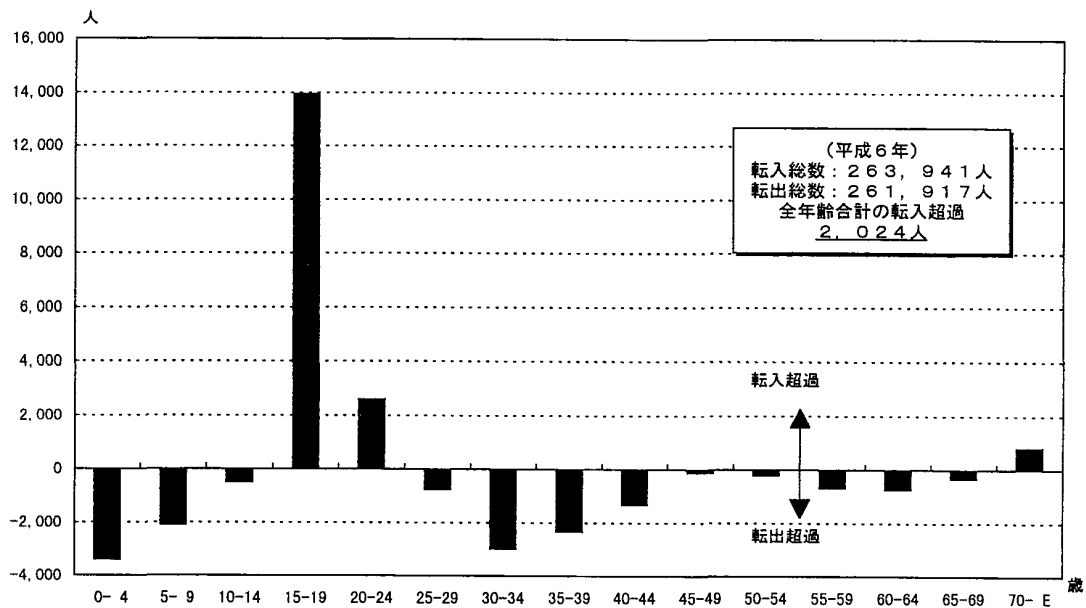
$$(\text{前年末の年少人口}) + (\text{その年の出生数}) - (\text{その年の15歳未満死亡数})$$

$$- (\text{その年に15歳となる人口})$$

$$+ (\text{その年の15歳未満の転入}) - (\text{その年の15歳未満の転出})$$

$$= (\text{当年末の年少人口})$$

(図表(資)1-2-2) 神奈川県の年齢別社会増減の状況(1994年)



と表されるが、転出（転入）超過は上式の下線部分にあたり、これがマイナスであるということは、前年末年少人口に対してプラス要素が出生だけとなる。

神奈川県の場合、1994年の出生数は約8万5千人、一方、転出超過は6千人であったので、これらを比較してみると、年少人口の転出による減少は決して無視できない規模であるといえる。

図表（資）1-2-3（15頁、図表1-3-2の再掲）は、関東各都県の年少人口の社会増減の推移を表したものである。

神奈川県と茨城県以外は年齢別の転入転出統計を作成していないため、残りの各都県は毎年1月1日（群馬、栃木は10月1日、千葉は4月1日）の年齢別人口の差（前年のものを1歳ずらして比較したもの）と、年齢別死亡数から概算で算出した転入転出超過数を用いている。

この図からわかるように、東京都が大幅なマイナスである一方、埼玉県が大幅なプラス、千葉県、茨城県もプラス、また、超過数は少ないが栃木県、群馬県もプラスとなっている。

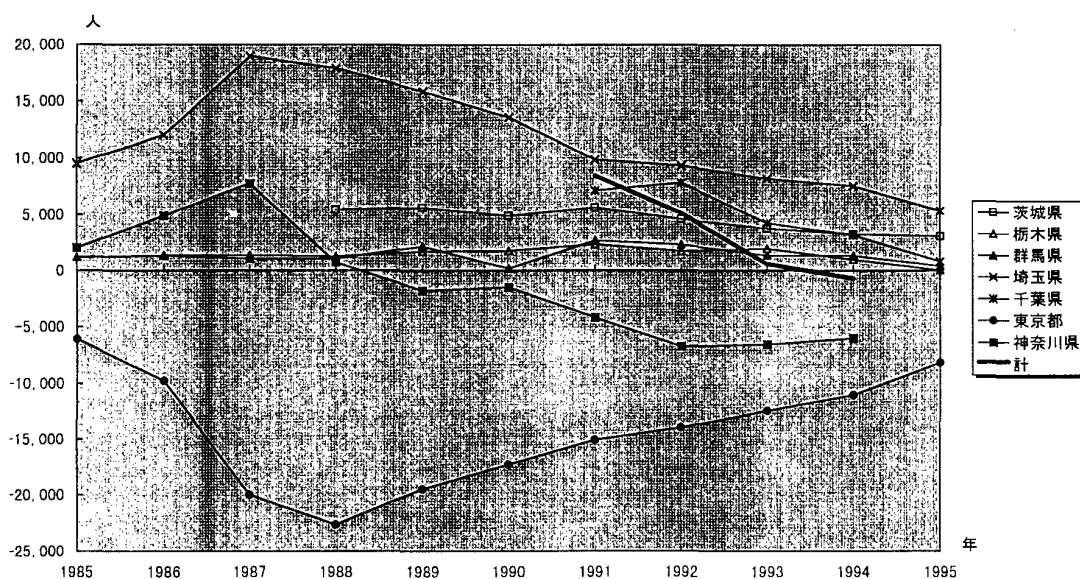
神奈川県の場合、地価高騰が起こった1987年までは転入超過が増加したが、それ以後急速に転入超過が減少し、1989年からは転出超過に転じている。

関東地方全体の状況については、各都県の（概算）数値がすべて揃うのが1991年から1994年までの4年間しかないため、地価高騰期の状況は把握できないが、この4年間の関東圏外からの年少人口の流入超過は低下傾向にあり、特に1993年と1994年は転出入の差がほとんどなくなっている。

これは、計算上、東京、神奈川から転出した年少人口が、関東地方の他の5県に転入超過として吸収されたことになる。

ところで、常識的に考えて、0～14歳の年少人口世代は、自分自身だけで主体的に引越すわけではなく、親の都合に応じて、ほぼ100%親といっしょに、家族単位で移動

（図表（資）1-2-3）関東各都県の年少人口の社会増減の推移（再掲）



すると考えられる。(図表(資)1-2-2では、こうしたファミリー層の親の年代にも転出超過傾向が見られる)

神奈川県では、昼夜間人口比が100を大きく下回っており(図表(資)1-2-4)東京に通勤する人口が多いため、いわゆる「神奈川県民」にとって、特に神奈川にこだわりがなければ、出生による家族数の増加や、子どもの成長によって広い家が必要になった場合、神奈川より地価(住宅価格)が安く、また、戸あたり面積も広い千葉、埼玉等へ比較的簡単に転出するのではないかと考えられる。

年齢別の都道府県間の転入転出統計が整備されていないため、決定的なことは言えないが、全年齢トータルの都道府県間転入転出超過状況(図表(資)1-2-5)をみても、神奈川県の場合、東京からは転入超過、関東地方の他の県に対してはほとんど転出超過となっており、また、東京からの転入超過、埼玉、千葉に対しての転出超過は、地価比と新設住宅床面積比に概ね沿った動向をたどっている。

本県の場合、東京に対してアクセスがよいにもかかわらずファミリー層が転出超過であることは、このような住宅の事情によるところが大きいのではないかと推測される。

こうしたことから、近年の神奈川県は、合計特殊出生率が低いことに加え、住宅事情という社会的要因によっても、事後的に子どもの数が減少する傾向にある。

社会増減は、自然増減と異なり、さまざまな社会要因により大きく変動するため、こうした状況が定常的に継続するとは断言できないが、こうした年少人口の転入転出動向について、今後も注意をはらう必要がある。

(図表(資)1-2-4) 昼夜間人口比の状況

順位	都道府県	昼夜間人口比
1	東京都	124.2
2	大阪府	106.1
3	愛知県	101.7
44	神奈川県	89.4
45	千葉県	86.3
47	埼玉県	84.8

(出典：1995年国勢調査)

(図表(資)1-2-5) 神奈川県の関東各都県に対する転入転出超過状況

年次	転出入超過net - migration (- net-loss)							合計
	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	その他	
1985	18,409	-1,146	-1,735	321	-463	-871	34,634	49,149
1986	28,640	-954	-810	502	-67	-122	42,205	69,394
1987	43,791	-3,371	-2,304	439	-810	-725	41,884	78,904
1988	37,846	-6,952	-3,996	208	-713	-1,835	33,909	58,467
1989	30,693	-5,766	-4,286	328	-375	-2,218	32,453	50,829
1990	29,187	-4,642	-2,917	137	-810	-1,531	26,001	45,425
1991	21,061	-5,177	-2,413	14	-875	-1,875	19,664	30,399
1992	17,661	-5,399	-3,391	-11	-822	-1,613	10,189	16,614
1993	18,458	-5,336	-2,346	-255	-1,520	-1,841	498	5,662
1994	15,823	-4,377	-1,956	-438	-1,138	-1,549	4,341	2,024
1995	8,269	-3,252	-1,387	-273	-1,002	-1,227	3,721	2,593

III . まとめ

これまで述べた神奈川県の子化の特性をまとめると、以下のとおりとなる。

まず、自然動態に関しては、全国的な傾向と同様、合計特殊出生率がこの 20 年間低下を続けており、現在では 47 都道府県の中でもかなり低い水準にある。

これを未婚率と有配偶女性の出生率という 2 つの要因に分解すると、神奈川県の場合、そのどちらもが全国平均と比較して合計特殊出生率を下げる側に位置しており、特に未婚率の高さ（都市化の状況と関連が深い）が目立っている。

また、1990 年と 1995 年を比較すると、20～39 歳の女性の有配偶率に関しては神奈川県の全国順位は中位から下位へ低下したものの、率自体は上昇し、出生力は若干上昇しているが、同年代の女性の未婚率がそれを打ち消して余りあるほど大幅に上昇しており（晩婚化・非婚化）出生ベースの減少による合計特殊出生率の低下が起こっている。

社会動態に関しても、神奈川県では、近年、年少人口が少なからぬ比率で転出超過となっている。

親の世代が経済合理的な行動をとっているとすれば、これは、居住価格（地価等）と社会環境（平均的な住宅の広さ、交通アクセス、自然環境、行政サービス水準、その土地のイメージ等）とのコスト・ベネフィットを比較の上で居住地を選択した結果が表れたものであるが、首都圏内の地価水準が相対的に変化しなくても、社会環境の水準が相対的に低下した場合、転出超過をより促進させるということを念頭におくべきであろう。

< 参考メモ 2 >

1. 神奈川県将来人口

神奈川県では、1997年4月スタートの「かながわ新総合計画21」において、2015年までの県の将来人口推計を示している。(神奈川県の独自推計)

それによると、

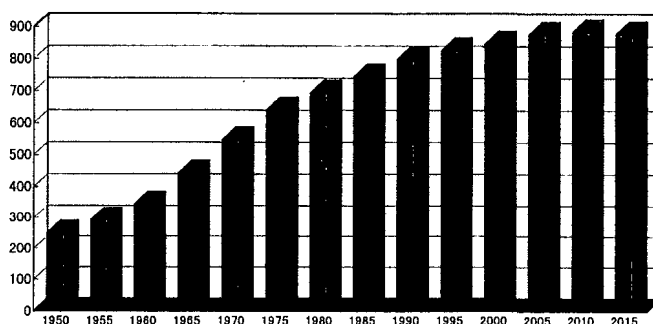
2009年に人口ピーク(884万人)を迎え、以後減少に転じる。(参考図2-1)

65歳以上人口割合が、1995年の10.6%が、2015年には23.0%にまで上昇する一方、年少人口割合は15.2%から13.0%に低下する(参考図2-2)

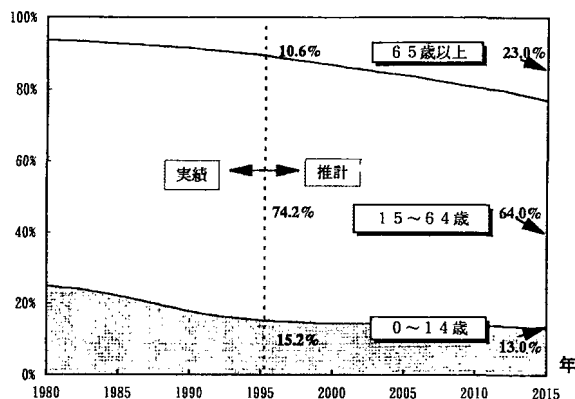
等の結果となっている。

これを、人口研の全国推計と比較してみると、その傾向は概ね一致しているが、人口ピーク時については、神奈川県の現在の年齢構成の若さなどから、全国より2年遅く、また、年齢構成については、高度成長期に大量に転入した団塊の世代が今後一気に高齢層に突入するために、高齢化率の全国水準との差が急速に縮小する等の点に、神奈川県の特徴が表れている。

(参考図2-1) 神奈川県の総人口の推移



(参考図2-2) 神奈川県の年齢構成比(3区分)の推移



2. 神奈川県内における自然動態、社会動態の地域別状況

(1) 自然動態

母親の年齢別出生数の最新の統計が1994年のものであるため、同年のデータを用いて県内の地域別に合計特殊出生率(TFR)を試算したところ、以下のとおりの結果となった。(参考表2-3)

これによると、1994年の全県のTFR1.40と比較して、県の東部でやや低く、中部、西部ではやや高くなっているが、同年の全国値1.50を上回った地区はなく、神奈川県はTFRは総じて低めに推移していることを伺わせる。

(参考表2-3) 県内地域別合計特殊出生率試算値(1994年)

地域	地 区	合計特殊出生率
東部	横浜地区	1.39
	川崎地区	1.38
	横須賀・三浦地区	1.32
中部	津久井地区	1.46
	県央地区	1.46
	湘南地区	1.43
西部	足柄上地区	1.50
	西湘地区	1.47
全 県		1.40

<資 料>

- ・衛生統計年報
(神奈川県:1994年)
- ・年齢別人口統計調査結果報告
(神奈川県:1995年1月1日現在)

横浜地区	...	横浜市
川崎地区	...	川崎市
横須賀・三浦地区	...	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
津久井地区	...	城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
県央地区	...	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地区	...	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
足柄上地区	...	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
西湘地区	...	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(2) 社会動態

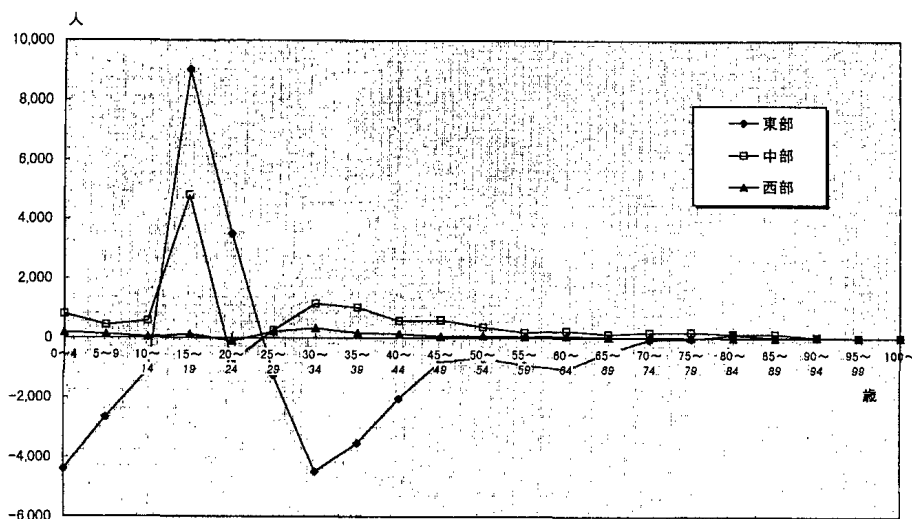
社会動態についても、1994年の年齢別転入・転出データが最新のものであり、同年の地域別状況(絶対数)を表したものが参考図2-4である。

東部については、全県の状況とほぼ同じになっており、18~19歳の大学入学年齢の大幅な転入超過がみられる一方、年少人口とその親の年代での転出超過が大きい。

一方、中部については、やはり大学入学年齢での転入超過が大きくなっているが、年少人口とその親の年代でも転入超過の傾向を示しており、東部とは異なる状況となっている。

また、絶対数は少ないが、西部についてもほとんどすべての年齢層で転入超過となっており、こうしたことから、県内においても、東部の横浜・川崎等の都心部からの年少人口(ファミリー層)の流出の一部が、中西部で吸収されていると考えられる。

(参考図 2-4) 神奈川県内の年齢別社会増減の状況 (1994 年)



3. 沖縄県の出生に関する地域特性

本文中に述べたとおり、沖縄県における有配偶出生率は、他の都道府県と比べて著しく高い水準にある。

その背景にある文化風土等について、本チーム員が沖縄県に出張し、関係者に直接取材したので、そのヒアリング結果について概略を簡単に紹介する。

(1) 社会状況

沖縄県は失業率が全国で第1位。特に若年失業者が多いのが特徴。学校を出て定職につけず、職を転々としていて結婚の機会を逃す人も多い。

沖縄県は性に対しておおらかな気風があり、他県ほど婚姻関係を重視していない。そのため、若年妊産婦、婚外子などが多くなっている。

また、離婚率も昭和60年以降全国で1位を続けているが、その中でも若年離婚が多く、その理由は若年失業者が多いことにあると考えられる。

出生力に関しては、第3子、第4子の出生割合が高く、全国と比較すると多産である。

沖縄県では離婚も多いが再婚も多く、子どもが産める間に再婚し、新しい婚姻関係の間で子どもをつくることが多い。

(2) 独特の相続制度と血縁、地縁の子育て支援

・相続制度

沖縄には「トートーメイを継ぐ」という言葉がある。

トートーメイとは、家督と財産を一緒にしたもので、男子しか継げないので、男の子が生まれるまで子どもを産み続ける風習が沖縄県全域である。

かつて男女差別撤廃ということで、女性団体が問題にしたことがあるが、現在でも存続している。

男の子どもがいない家は、親のきょうだいの男の子どもが継いだり、遠い親戚の男の子どもが継いだりする。

・血縁、地縁の連帯

沖縄には格式ばった家柄はない。

血縁、地縁による連帯意識が強く、離婚者を親戚、地域が暖かく迎える風土があり、離婚しても肩身が狭くない。

離婚後、母親は本島で働き、母親の実家がある離島で子どもを育てるケースも多い。

また、地縁、血縁関係がよいので、自然に地域の子育てネットワークができている状態にある。

こういう相互扶助を「ユイマール」という。(もともとは農家の助け合いからきた言葉)

(3) 地域の子育て支援 保育園と幼稚園の役割分担

沖縄県には、現在、認可保育所が324箇所、無認可保育所が429箇所あり無認可保育所数は全国で最も多い。

多様なニーズに対応しているため、保育所も県もあえて認可にする必要はないと考えている。

一方、かつてアメリカの統治下にあった影響で、小学校区に1つ公立幼稚園があり、5歳児の大半が母親の就労状態にかかわらず、幼稚園に通っており、その通園率もまた全国で最も高い。

保育に欠ける子どもも、4歳までは保育所、5歳からは幼稚園に通うのが一般的で、無認可保育所と学童保育がそのような子どもの幼稚園終了時間以後の面倒をみている。

そのため、幼稚園が終了する時刻になると、無認可保育所がバスで幼稚園まで子どもを迎えにくるといふ二重保育が多く行われている。

1 スウェーデンの出生率と家族政策の概要

スウェーデンの合計特殊出生率は、1983年には1.61まで下がったが、それ以降は急速な上昇に転じ、1990年には2.13と人口置換水準を上回るまでに回復し、91年には2.11、92年には2.09と、高い率を維持してきた。94年には1.88へ急落してはいるが、このような1980年代半ばから90年代前半までの出生率反騰の要因は、出産・子育てと仕事との両立をめざした包括的な家族政策、福祉政策の総合的成果であると言われている。

1960年代中頃から始まった出生率の低下に対して、政府は各種調査の結果、働く女性が仕事と家事・育児の二重負担に苦しんでおり、女性に「仕事か子どもか」という二者択一を迫り、それが出生率を低下させていると判断した。その後、男女平等を中心理念とし、子育てと仕事の両立を可能とする家族政策や労働市場政策などを強力に推進した結果80年代後半からは就労女性の出生率が上昇することとなった。

その施策の代表的なものは「税金の個別課税導入」（1971年）「婚姻法の改正」（1974年）「親保険の導入」（1974年）「新中絶法の制定」（1975年）「保育所の拡大決議」（1976年）「男女雇用平等法」（1980年）などである。

この中で、特に1970年代以降の出生率回復と高水準の女性就労の実現に重要な役割を果たしたと考えられるのが、「親保険」とよばれる出産・育児のための有給休業制度、児童手当、そして保育サービスなどを網羅した総合的な支援策である。

（図表（資）2-1-1） スウェーデンにおける家族（児童家庭）福祉の支出額と目的別歳出割合の推移：1980年～91年

支出額と目的	1980	1982	1987	1991
支出額（百万クローネ）	26724	31214	55710	87031
目的別パーセント分布：	100.0	100.0	100.0	100.0
親保険	13.2	14.6	14.9	20.6
児童手当	18.7	16.7	18.1	18.8
先払い養育手当	3.1	3.4	3.1	4.1
住宅手当	9.5	6.8	4.7	5.8
保育サービス	33.3	33.4	34.8	35.8
児童年金	1.5	1.4	1.1	0.9
その他児童家庭福祉 1)	20.6	23.7	23.3	13.9

資料出所：Statistiska centralbyran. Statistisk årsbok for Sverige (Statistical Yearbook of Sweden), 1982/83, 1985, 1990, 1994.

注：1) 延長・奨学手当、妊娠手当、妊娠・出産ケア、学校給食費などを含む

(1) 「親保険」

子どもが生まれた場合、両親に出産・育児のために必要な休暇を取る権利を与え、さらにそれによって失われる所得を補償する等を定めたもので、その内容の豊富さと補償の手

厚さ、および世界で最初に男性の育児への平等な参加を政策的に打ち出したという意味において、現在のスウェーデンの家族政策の根幹を成すものである。この中で特に重要なのは、「出産に伴う親手当」と「次子出産資格期間」である。

「出産に伴う親手当」

支給期間は、1994年の時点で、出産後15ヶ月であり、支給額は最初の12ヶ月が収入の90%*、残り3ヶ月間は最低補償額（1日60クロネ）となっている。この手当は、男女双方に受給権があるが、同時には受給できず、受給期間をどのように分配するかは双方の決定に委ねられている。受給資格を得るための要件は、出産に先立って9ヶ月以上続けて雇用されており、出産予定日8ヶ月前から最低補償額を越える収入があることだけである。なお、出産前に就業していなかった親には「親手当」の受給資格はないが、最低補償額が15ヶ月支給される。

「次子出産資格期間」

これは前子のお産後、30ヶ月以内に次子をお産すれば、その間の就労実績にかかわらず前子と同じ条件で「親手当」を受給できるというものである。

「親保険」にはこの他にも、「臨時児童看護手当」「お産後父親特別休暇」「保育所および学校訪問のための特別休暇」などの育児を支援するための所得補償つき休暇が定められている。

(2) 児童手当

児童手当は、所得の多寡にかかわらず子どもが16歳になるまで（学生は20歳まで）支給される。第1子と第2子は年額9,000クロネが、それ以降は割り増しがあり第3子は13,500クロネ、第4子は18,000クロネがそれぞれ支給される。この児童手当には所得税は課税されず、課税対象となっている「親保険」による補償とは、税制上異なった扱いを受けている。

(3) 保育サ - ビス

「親保険」による有給育児休業制度と並んで、女性の仕事と家庭の両立に大きな役割を果たしているのが、コミューン（市町村）による保育サ - ビスである。1970~80年代を通じて、公的保育サ - ビスの拡充は、家族政策における最も必要な要素として優先され、活発な法的整備が行われてきた。

1982年に施行された「社会サ - ビス法」は、各コミューンに対し、保育サ - ビスのニーズを調査・評価し、そのニーズにいかに対応するのかに関して計画を立てることを義務づけている。公的な保育施設は学童保育所も含めこの「社会サ - ビス法」により制度化され運営されている。現在でもなお保育所は不足がみでコミューンによってバラツキはあるが、全体的にはそのサ - ビスの内容は多岐にわたり、利用者のニーズによって、適切な種類・内容のサ - ビスが受けられるよう政策的努力がなされている。

現在の保育サ - ビスは、子どもの年齢によって、3つに区分されている。1つは、0~6歳の学齢前の児童を対象とした「就学前学校」で、保育所、幼稚園、開放型就学前学校

で構成されている。次は、学童を対象とする学童保育所（余暇センター） 3つ目は家庭保育所（保育ママ）である。それぞれのサービスの種類と内容は図表（資）2-1-2～4のとおりである。

* 育児休業中の所得補償は、財政難により、95年にそれまでの90%から80%に減額され、96年には75%に下がっている。

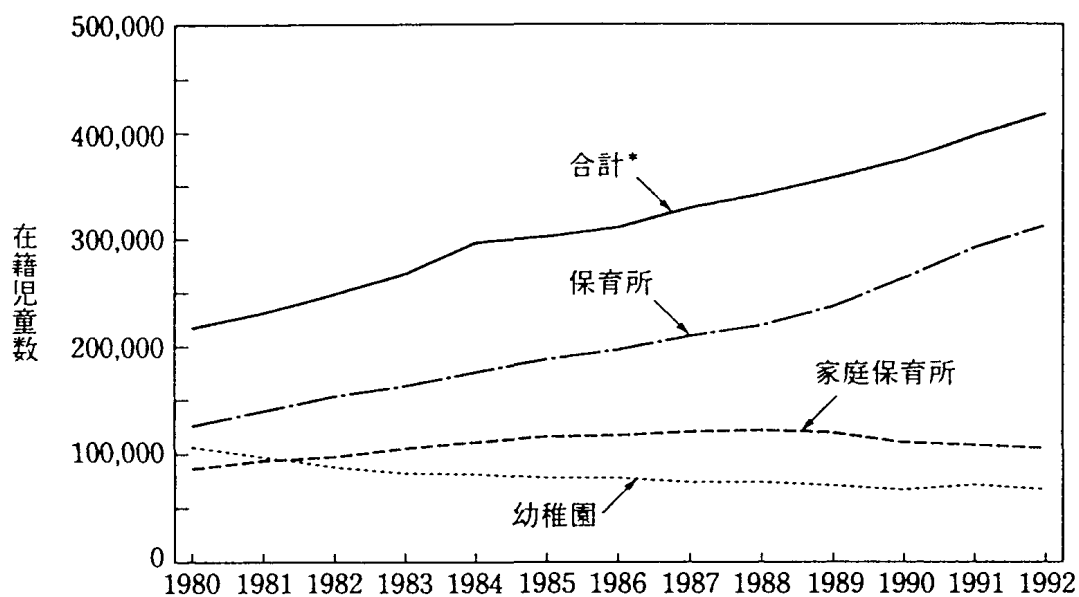
（図表（資）2-1-2 スウェーデンの保育サービスの種類と内容）

保育の種類	児童年齢	保育時間	クラス規模	保育スタッフ数
就学前学校				
a) 保育所	0～6	6:30～18:00,月～金	15～18人	3人
b) 幼稚園（時間制グループ）	4～6	学期中毎日3時間	20人	2人
c) 開放型就学前学校	0～6	週2～3回、数時間	（定数なし）	1人
学童保育所（余暇センター）	6・7～12	6:30～18:00,月～金	15～20人	2人
家庭保育所（保育ママ）	0～12	（状況に応じ適宜）	自子含め4～6人	1人

資料出所：Swedish Institute, *Fact sheets on Sweden: Child Care in Sweden (1992)*

（図表（資）2-1-3）

スウェーデンにおける保育サービス種類別在籍児童数：就学前（0～6歳）児童，1980～92年

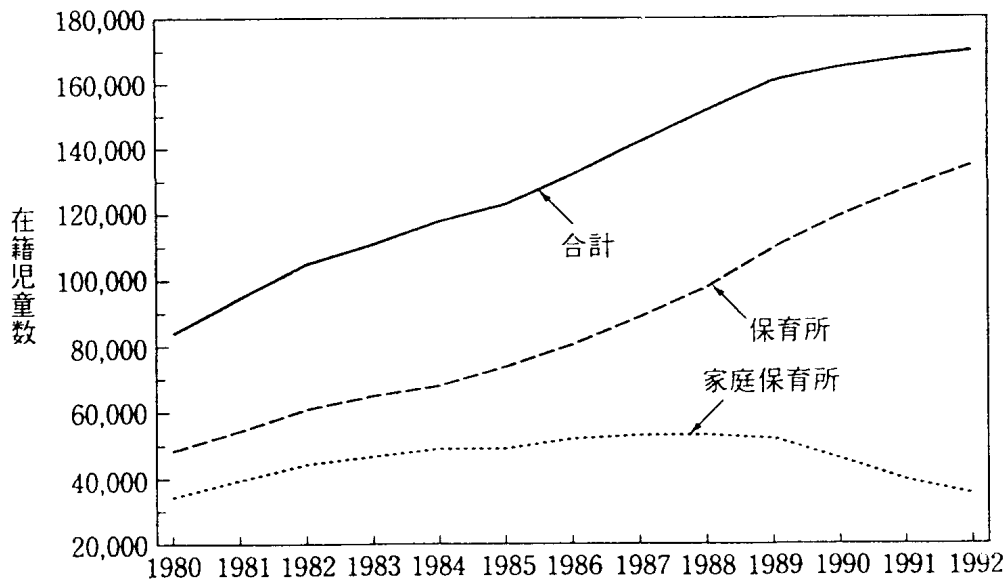


資料出所：Statistiska centralbyran, Statistiska meddelanden: Förskolor, fritidshem och familjedaghem den 31 december 1992 (1993) /

注：保育所と家庭保育所の在籍児童数合計

(図表(資)2-1-4)

スウェーデンにおける保育サービス種類別在籍児童数：就学(6～12歳)児童，1980～92年



資料出所：上と同じ

2 ドイツの出生率と家族政策の概要

(旧)西ドイツは、西欧先進諸国が1960年代後半から共通して出生率の低下をみせた中で、70年代から80年代にかけて際立った少産傾向を示し、合計特殊出生率は85年に1.30まで下がった。この頃、社会の活力低下、教育・年金制度など様々な社会システムの破綻を懸念する声が上がりはじめ、少産現象は深刻な社会問題としてクローズアップされるようになった。

その後講じられた家族政策は、特に、子どもを持つ家族の経済的負担の軽減に重点が置かれている。子どもを持つ家庭が持たない家庭に比べて経済的不利益を被っているという認識に基づく家族政策の二大要素は児童手当と児童控除である。さらに所得を伴う労働と家庭内労働とを等しく評価するという基本理念から、所得活動に従事する母親と専業主婦の母親を平等に取り扱うよう配慮されていることも特徴として挙げられる。

ドイツは、欧米諸国の中でも特に「母性神話」の強い国で、3歳までは母親の手で育てるべきだという考えが根強く残っている。このことから一連の家族政策については家庭内保育重視の傾向が強く、女性に家庭と仕事を両立させるための援護策よりも、むしろ女性は出産後は育児に専念し、子どもに手がかからなくなったらまた仕事につくという働き方を奨励したものと見えるが、そうしたM字型モデルを疑問視する声も上がっている。

(1) 児童手当

第1子には月額70マルク、第2子には130マルク、第3子には220マルク、第4子以上は240マルクが支給されている。手当の支給は、子どもが16歳になるまでであるが、

その子どもが学生の場合は27歳まで、失業者の場合は22歳まで支給が認められる。ただし、第2子以降は所得により減額される。

(2) 税制上の優遇措置 児童控除

有子家庭への間接的な経済支援であり、子ども一人につき4,104マルクの所得控除が受けられる。なお、控除効果の小さい低所得者層については、上記児童手当割増金として月額65マルクが支給される。

(3) 育児手当・育児休業制度

働く母親だけを対象とした従来の母親育児休暇・育児手当にかわって、専業主婦も含むすべての母親もしくは父親に対し育児手当を支給し、共働き夫婦に対してはそのどちらか一方が育児休暇をとることを認めている。育児休暇は、母親の産休が明けた生後3ヵ月めから子どもが満3歳に達するまで、母親、父親のいずれでも取ることができる。育児手当額は、子どもの生後6ヵ月までは一律月額600マルクであり収入の多寡は問題にならない。7ヵ月目からは、世帯収入が限度額を越える世帯について手当が削減される。この限度額は子どもが1人増えるごとに引き上げられるシステムとなっている。

(4) 育児年金

家庭における無償の育児労働を、家庭外の稼働労働と同等に評価しようとの配慮から導入された。育児期間の一部を老齢年金の保険料を払い込んだ期間とみなす制度で、子どもが満5歳になるまでの育児期間が対象となる。

(5) 看護休暇

12歳以下の子どもの疾病の看護のために、父母各人につき年間10日間（父子または母子家庭の場合は1人で20日間）の有給休暇が認められている。

(6) 保育制度

上記のような手厚い家庭擁護の一方で、働く女性に対する、家庭と仕事を両立するための支援策、例えば保育サービスの実施状況については、充実にはほど遠い現状である。特に、3歳未満の子どもを預けられる託児所が非常に少なく、収容能力は3%に満たない。また3歳からの幼稚園にしても、収容定員は3～6歳児の約68%（1987年）ほどであるが、夕方まで預かってくれるところはほとんどない。さらに学齢期の児童を放課後に預かる学童保育所になるときわめて不足している。

資料編3

女性の子育てと仕事に関する状況調査結果（平成8年12月実施）

[調査対象] 県内5保育園 配付数373 / 回答数197（回収率52.8%）

	A 無認可	B 公立認可	C 無認可	D 公立認可	E 私立認可	計
配布	90	97	36	65	85	373
回答	39	38	34	37	49	197

ワーキングマザーの実態

問1 あなたは何才ですか？

母親の年齢	人数	構成比
20才未満	0	0
20～24才	3	1.5
25～29才	38	19.3
30～34才	88	44.7
35～39才	48	24.4
40～45才	16	8.1
45才以上	3	1.5
無回答	1	0.5
計	197	100.0

問2、3 あなたはどのような形で仕事をしていますか。それはどの職種にあたりますか？

勤務形態	回答数	構成比	職 種 別 内 訳				その他
			事務系	販売・サービス系	専門職・技術系	公務員・教員	
常勤	112	56.8	25	12	31	40	4
パート	56	28.4	10	26	13	0	7
自営業	20	10.2	4	7	5	0	3
その他	9	4.6	1	0	2	0	3
計	197	100.0	40	45	51	40	17

問4 同居している御家族の構成は？

家族構成	回答数	構成比	勤 務 形 態 別 内 訳			
			常勤	パート	自営業	その他
父母と子ども	156	79.2	93	40	15	8
祖父母と父母と子ども	32	16.2	14	12	5	1
その他	9	4.6	5	4	0	0
計	197	100.0	112	56	20	9

問5 お子さんは何人ですか？

子ども数	回答数	構成比	常勤	パート	自営業	その他
1人	94	47.7	63	20	5	6
2人	81	41.1	39	28	13	1
3人	20	10.2	10	6	2	2
4人(以上)	2	1.0	0	2	0	0
平均子ども数	1.64人	100.0	1.52	1.82	1.85	1.55

年代別(子ども数)	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45以上
1人	2	21	47	16	5	2
2人	1	15	33	23	8	1
3人	0	2	8	7	3	0
4人(以上)	0	0	0	2	0	0
平均子ども数	1.33	1.50	1.55	1.89	1.87	1.33

子育ての状況

問6 保育園に入所した時期(一番下の子ども)は？

	~3月	~6月	~1歳	~2歳	2歳以上
常勤	20	12	51	13	12
パート	2	5	15	13	13
自営	2	3	6	5	3
計	24	20	72	31	28

問7 産前産後休暇、育児休業や育児時間をどの程度取得しましたか？

休暇等の取得状況		全体	常勤	その他
母親	産前産後休暇	111	97	14
	育児休業	74	72	2
	育児時間	42	41	1
	とっていない	15	0	11
父親	出産時働いていない	55	13	39
	育児休業	1	1	0
	育児休暇	0	0	0
	とっていない	160	97	40

育児休業の取得期間（常勤）

	取得	構成比	3月未満	3～6	6～12	平均月数
事務系	17	42.5	4	5	8	6.2月
販売サービス系	5	11.1	-	3	2	6.2
専門職技術系	17	33.1	1	3	13	8.1
公務員	34	85.0	-	5	29	8.5
その他	1	5.9	1	-	-	2.0
計	74	100.0	6	16	52	7.6月

問8 保育園の送り迎えを誰がしていますか？

（送 り）		回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
1	主に母親	134	68.0	66	46	14	8
2	主に父親	31	15.7	26	1	3	1
3	母親と父親が半々	11	5.6	7	3	1	0
4	その他	19	9.6	14	3	2	0
（迎 え）		回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
1	主に母親	142	72.1	73	48	14	7
2	主に父親	9	4.6	7	2	0	0
3	母親と父親が半々	15	7.6	10	2	3	0
4	その他	23	11.7	19	2	2	0

（送り・迎えの時間帯）

朝の送り	回答数	構成比	夕方の迎え	回答数	構成比
7時～7時30分まで	10	5.1	3時30分～4時まで	16	8.1
7時30分～8時まで	49	23.9	4時～4時30分まで	34	17.3
8時～8時30分まで	49	23.9	4時30分～5時まで	40	20.3
8時30分～9時まで	52	26.4	5時～6時まで	76	38.6
9時～10時まで	36	18.3	6時～7時まで	29	14.7

問9 家から保育園まで、保育園から職場までの所要時間はどのくらいですか？

(1) 家から保育園への所要時間 …… 平均14.2分

所要時間	計	構成比	常勤	パート	自営	その他
15分以内	144	73.1	81	45	14	4
16～30	42	21.3	24	9	5	4
31～60	8	4.1	7	-	1	-

(2) 保育園から母親の職場への所要時間 . . . 平均 28.1 分

所要時間	計	構成比	常勤	パート	自営	その他
15分以内	64	32.5	13	33	16	2
16～30	42	21.3	27	13	2	-
31～60	47	23.9	36	9	1	1
61～	14	7.1	14	-	-	-

問 10 この保育園を選んだ理由は何ですか？（複数回答可）

保育園の選定理由	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
家から近い	120	60.9%	70	36	10	4
職場に近い	63	32.0	33	21	8	1
延長保育等の保育条件がよい	13	6.6	4	5	4	0
保育内容がよい	73	37.1	41	17	12	3
保育環境がよい	78	40.0	45	19	11	3
保母さんの感じがよい	56	28.4	38	8	9	1
建物が広くてきれい	22	11.2	11	6	4	1
市からここを紹介された	21	10.7	11	6	2	2
その他	39	20.0	27	8	3	1

問 11 残業の時に誰に代わりを頼みますか？（複数回答可）

残業時の対応	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
母親	35	17.8	14	16	3	2
父親	59	30.0	40	11	6	2
祖父母	73	37.1	44	17	8	4
近所の人や友達に頼む	14	7.1	9	3	2	0
ベビーシッターに頼む	6	3.0	3	1	2	0
その他	27	13.7	13	12	1	1

問 12 お子さんが病気の時、誰が対応しますか？（複数回答可）

子供の病気時の対応	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
母親	131	66.5	66	40	17	8
父親	16	8.1	13	3	0	0
祖父母	70	35.5	50	16	2	2
近所の人や友達に頼む	3	1.5	2	1	0	0
ベビーシッターに頼む	6	3.0	3	2	1	0
その他	8	4.1	5	1	1	1

子育ての分担状況

問 13 子育て・家事の分担状況は？

父親の分担状況	回答数	構成比	常 勤	パート	自 営	その他
父親はほとんど家事・育児をしない	30	15.2	12	11	5	2
父親はたまに手伝う程度	85	43.1	41	28	11	5
父親（夫）と分担している	59	30.0	47	8	4	0
ほとんど父親がしている	3	1.5	1	1	0	1
その他	14	7.1	7	6	0	1

年代別（父親の分担状況）	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45以上
父親はほとんど家事・育児をしない	0	4	16	7	2	1
父親はたまに手伝う程度	3	15	37	20	8	2
父親（夫）と分担している	0	13	27	14	5	0
ほとんど父親がしている	0	0	0	2	1	0
その他	0	4	7	2	1	0

問 14 子どものことで、お父さん（夫）に相談していますか？

父親への相談状況	回答数	構成比	常 勤	パート	自 営	その他
相談する気にならない	7	3.6	2	3	2	0
まったく相談にのってくれない	6	3.0	0	5	1	0
事柄によっては相談にのってくれる	60	30.4	35	20	2	3
よく相談にはのってくれる	98	49.7	59	20	14	5
父親から相談を持ち掛けられる	7	3.6	4	3	0	0
その他	15	7.6	12	3	0	0

年代別（父親への相談状況）	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45以上
相談する気にならない	0	1	4	1	1	0
まったく相談にのってくれない	0	3	3	0	0	0
事柄によっては相談にのってくれる	0	13	22	19	5	1
よく相談にはのってくれる	3	17	45	24	7	2
父親から相談を持ち掛けられる	0	1	3	2	1	0
その他	0	3	8	1	2	0

問 15 今後、お父さん(夫)に望むことは?

父親への要望	回答数	構成比	常 勤	パート	自 営	その他
現在の関わり方で満足している	80	40.6	47	16	12	5
主体的に育児に取り組んでほしい	30	15.2	17	10	2	1
子育てにもう少し時間をさいてほしい	48	24.4	30	13	3	2
子育ての相談くらいにのってほしい	3	1.5	1	2	0	0
もともと期待していない	10	5.1	4	5	1	0
その他	16	8.1	9	6	1	0

年代別(父親への要望)	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45以上
現在の関わり方で満足している	1	16	40	15	7	1
主体的に育児に取り組んでほしい	0	9	10	9	2	0
子育てにもう少し時間をさいてほしい	1	7	18	14	6	2
子育ての相談くらいにのってほしい	0	0	2	1	0	0
もともと期待していない	0	2	5	3	0	0
その他	1	2	10	2	0	0

問 16 お父さんが育児休業をとることをどう思いますか?

父親の育児休業	回答数	構成比	常 勤	パート	自 営	その他
父親にも取ってもらいたい	47	23.9	26	13	3	5
育児休業は無理だが、父親に子育てのための勤務時間の短縮を希望する	86	43.7	65	5	2	4
父親に取ってもらわない必要はない	34	17.3	10	16	8	0
その他	12	6.1	5	3	4	0

年代別(父親の育児休業)	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45以上
父親にも取ってもらいたい	1	11	19	13	3	0
育児休業は無理だが、父親に子育てのための勤務時間の短縮を希望する	1	13	40	3	8	1
父親に取ってもらわない必要はない	1	8	13	7	3	2
その他	0	2	7	1	1	0

子育てにおける不安や悩み

問 17 あと何人お子さんを予定していますか？（現在妊娠中の場合も、予定数に含めてください。）

予定数	回答数	構成比	常 勤	パート	自 営	その他
0人	134	68.0	74	39	13	8
1人	45	22.8	30	10	5	
2人	8	4.1	6	1	1	
3人						
	0.33人		0.38	0.24	0.37	

現在の子ども数	計	予定数0人	1人	2人	3人(以上)	平均予定
1人	94	50	31	8		0.52
2人	81	64	13			0.17
3人	20	18	1			0.05
4人以上	2	2				0
計	197	134	45	8		0.33

* 1家庭が予定している平均子ども数 1.64人+0.33人=1.97人

問 18 理想としては、あと何人お子さんが欲しいと思いますか？

現在の子ども数	計	理想0人	1人	2人	3人(以上)	平均理想
1人	94	16	36	28	9	1.33
2人	81	29	38	8	1	0.75
3人	20	10	7	2	0	0.38
4人以上	2	1		1		0
	197	56	81	39	10	1.02

* 1家庭が理想としている平均子ども数 1.64人+1.02人=2.66人

18-2[予定の人数が理想の人数より少ない方へお尋ねします。]

なぜ予定の人数の方が少ないのですか？（複数回答可）

理想より少ない理由	回答数	構成比	常 勤	パート	自営業	その他
子育てにかかる費用が大変だから	61	31.0	36	16	6	3
住宅が狭いから	36	18.3	21	11	3	1
高年齢で子どもを産むのがいやだから	22	11.2	14	5	2	1
子育ての負担が大きいから	58	29.4	36	15	5	2
自分の健康上の理由から	20	10.2	6	8	4	2
仕事を続けていくのが大変だから	68	34.5	47	10	9	2

夫が望まないから	11	5.6	4	6	1	0
その他	13	6.6	9	2	0	2

年代別（理由）	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45以上
子育てにかかる費用が大変だから	2	15	27	15	2	0
住宅が狭いから	0	10	17	9	0	0
高年齢で子どもを産むのがいやだから	0	2	7	9	3	1
子育ての負担が大きいから	1	9	30	15	3	0
自分の健康上の理由から	1	2	8	7	1	1
仕事を続けていくのが大変だから	2	12	33	17	4	0
夫が望まないから	0	1	8	2	0	0
その他	0	4	6	2	1	0

問 19 子育てにあたって、現在抱えている不安や悩みは何ですか？（複数回答可）

子育ての不安	回答数	構成比	常 勤	パート	自営業	その他
育て方がわからない	9	4.6	3	5	0	1
子どもとふれあう時間がとれない	95	48.2	72	15	8	0
子どもの健康や発育の程度が心配	40	20.3	24	10	5	1
子育てにお金がかかりすぎる	55	27.9	36	15	3	1
住宅が狭い	62	31.5	38	16	5	3
子育て相談できる所がない	10	5.1	7	2	1	0
一時的に預かってくれる所がない	30	15.2	16	10	2	2
安全な子どもの遊び場がない	64	32.5	35	20	5	4
とくに悩みはない	16	8.1	7	6	1	2
その他	23	11.7	16	3	4	0

年代別（子育ての不安）	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45以上
育て方がわからない	0	2	5	2	0	0
子どもとふれあう時間がとれない	0	18	44	25	6	2
子どもの健康や発育の程度が心配	0	10	21	6	2	1
子育てにお金がかかりすぎる	0	10	25	17	2	1
住宅が狭い	1	9	26	23	3	0
子育て相談できる所がない	2	1	7	1	1	0
一時的に預かってくれる所がない	2	7	10	10	1	0
安全な子どもの遊び場がない	1	8	30	18	7	0
とくに悩みはない	1	3	7	2	2	1
その他	1	4	11	6	1	0

子育てと仕事の両立

問 20 出産によって仕事をかえたことがありますか？（複数回答可）

仕事の変更	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
仕事をかえた	47	23.9	19	24	1	3
仕事をかえていない	133	67.5	86	23	19	5

仕事をかえた理由は	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
職場慣行等やむをえなかった	12	25.5	9	2	0	1
子育てと両立できる職場条件を選んだ	30	63.8	13	15	0	2
家庭を中心にしたかった	10	21.3	3	7	0	0
夫や親族の希望	4	8.5	1	3	0	0
自分自身の健康上の問題	5	10.6	0	3	1	1
その他	7	14.9	3	3	0	1

問 21 子育てと仕事を両立させることで良いと思うことはなんですか？（複数回答可）

メリット	回答	構成	常勤	パート	自営	その他
家族で家事・育児を協力しあい絆が深まる	45	22.8	31	8	5	1
気分転換ができ育児も仕事も充実する	103	52.3	57	34	7	5
家計が豊かになる	67	34.0	44	19	3	1
育児経験が仕事にいかせる	22	11.2	17	4	1	0
働く母親の姿を子どもにみせることができる	44	22.3	20	12	10	
仕事により積極的になれる	19	9.6	12	4	2	1
自分の視野が広がる	88	44.7	55	24	5	4
その他	7	3.6	4	2	1	0

年代別（メリット）	20～	25～	30～	35～39	40～44	45～
家族で家事・育児を協力しあい絆が深まる	0	11	20	10	4	0
気分転換ができ育児も仕事も充実する	3	20	47	24	8	1
家計が豊かになる	1	12	34	16	3	1
育児経験が仕事にいかせる	0	0	9	10	3	0
働く母親の姿を子どもにみせることができる	0	7	24	9	3	1
仕事により積極的になれる	0	1	6	9	2	1
自分の視野が広がる	2	22	33	22	7	2
その他	0	0	5	2	0	0

問 22 子育て中ということで、職場に気がねをすることがありますか？

職場への気がね	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
よくある	72	36.5	51	17	2	2
たまにある	94	47.7	56	28	7	3
ない	27	13.7	4	10	11	2

22-2 [あると答えた方にお尋ねします。]それは、どういう時ですか？（複数回答可）

気がねする時	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
残業ができない時	91	54.8	65	22	2	2
子どもの病気で休む時	142	85.5	96	39	5	2
子どもの用事で休む時	115	69.3	72	35	6	2
職場の行事に参加できない時	51	30.7	35	13	2	1
重要な仕事を断る時	27	16.3	17	6	0	4
その他	8	4.8	8	0	0	0

問 23 出産・育児について職場で不利益を受けたと感じることがありますか？

職場での不利益	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
ある	75	38.1	57	15	1	2
ない	109	55.3	52	35	18	4

23-2[あると答えた方にお尋ねします。]それはどういう時ですか？（複数回答可）

不利益を受けた時	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
給料・ボーナスを貰ったとき	22	29.3	16	5	1	1
昇進・昇格が遅れたとき	24	32.0	21	2	0	0
人事異動があったとき	15	20.0	12	3	0	0
仕事の担当をかえさせられた時	24	32.0	18	5	0	1
嫌味を言われたとき	27	36.0	24	2	0	1
暗に退職を勧められた時	15	20.0	9	5	0	1
その他	9	12.0	7	1	1	0

問24 女性の働き方についてどう考えますか？

女性の働き方	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
子育て中も、子どもの生まれる前と同様のペースで仕事をしていく方がよい。	11	5.6	7	4	0	0
子育てと仕事の両方を無理せず続けていく方がよい。	131	66.5	84	29	13	5
ある程度子どもが大きくなるまでは、家庭を中心としたほうがよい。	44	22.3	19	19	5	1
働き続けるには子どもを産まない方がよい	5	2.5	4	1	0	0
その他	5	2.5	2	1	2	0

年代別（女性の働き方）	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～
子育て中も、子どもの生まれる前と同様のペースで仕事をしていく方がよい。	2	4	4	3	0	
子育てと仕事の両方を無理せず続けていく方がよい。	1	23	60	32	12	2
ある程度子どもが大きくなるまでは、家庭を中心としたほうがよい。	0	9	20	10	3	
働き続けるには子どもを産まない方がよい	0	1	3	0	0	0
その他	0	2	0	3	0	0

問 25 あなたは今後も働き続けたいと思いますか？

仕事の継続	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
仕事をずっと続けたい	92	46.7	56	22	11	3
できれば続けたい	79	40.1	46	27	3	3
やめたい	6	3.0	5	0	1	0
わからない	6	3.0	2	3	1	0
その他	8	4.1	2	2	4	0

問26 あなたは、今後仕事を続けていく上での不安や心配事は何ですか？（複数回答可）

不安・心配事	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
子育てとの両立	99	50.3	58	30	8	3
子どもの健康	49	24.9	28	19	1	1
子どもの教育	50	25.4	32	14	2	2
両親が高齢になった時の介護	49	24.9	33	10	5	1
自分の転勤や仕事の配置がえ	12	6.1	11	1	0	0
夫の転勤や仕事の配置がえ	14	7.1	9	5	0	0
自分の体力や健康	66	33.5	36	17	11	2
その他	10	5.1	8	2	0	0

育児に関する要望

問 27 子育てと仕事を両立させていくために働いている事業所にどのようなことをして欲しいと思いますか？（複数回答可）

事業所への要望	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
子どもの対象年齢を拡充した育児休業制度	28	14.2	21	5	2	0
出産育児により退職した女性の再雇用制度	40	20.3	25	11	1	3
育児のための勤務時間の短縮制度	48	24.3	29	17	2	0
子どもが病気や怪我の時に休暇がとれる制度	97	49.2	59	29	5	4
事業所内に託児・保育施設を設置	63	32.0	39	17	5	2
父親が育児休業を取得しやすい環境の整備	40	20.3	29	7	3	1
その他	12	6.1	7	3	1	1

問 28 子育てがしやすくなるように、国・県・市町村にどのような点に力をいれてほしいですか？（複数回答可）

行政への要望	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
児童手当、育児手当などの充実	37	18.8	16	19	2	0
保育料の減免	78	39.6	42	26	7	3
子ども数に応じて、年金負担料を減額するなどの経済的優遇策	43	21.8	23	12	6	
育児休業制度の充実	6	3.0	6	0	0	0
子どもが病気、けがの場合の休暇制度の創設	49	24.8	35	9	3	2
保育所の増大	39	19.8	25	9	4	1
事業所内保育所の普及	15	7.6	11	2	1	1
駅前など交通の便のいいところに保育所を設置	13	6.6	7	4	1	1
保育園と幼稚園の一体化	16	8.1	8	5	2	1
保育所のゼロ歳児保育や延長保育の充実	34	17.3	22	5	5	2
保育所の休日保育や夜間保育の実施	31	15.7	16	10	5	0
病児保育	40	20.3	27	12	1	0
父母の病気や緊急の際の一時預かり所の整備	28	14.2	8	13	5	2
子育てに関する情報の提供や相談の充実	14	7.1	4	4	5	1
学童保育の充実	76	38.6	58	16	2	0
交通量の多い道路に歩道を整備する等安全確保	22	11.2	11	4	3	4
児童館や児童公園など、こどもの遊び場の確保	35	17.8	15	10	7	3
子ども会などの地域活動の推進、支援	4	2.0	3	1	0	0
その他	9	4.6	7	1	0	1

問 29 育児に関して、有料でもよいから、どのような地域（民間）サービスがあればよいと思いますか？（複数回答可）

民間サービスへの要望	回答数	構成比	常勤	パート	自営	その他
病気の時に預かってくれる	101	51.2	65	29	7	3
必要な時に一時的に預かってくれる	97	49.2	53	26	15	3
送り迎えを気軽に頼める	72	36.5	44	17	6	5
忙しい時の家事支援サービス	29	14.7	22	0	5	2
子どもの健康や発達について、相談に載って くれるサービス	14	7.1	7	4	2	
育児について総合的に相談にのってくれる サービス	36	18.3	23	7	4	
特になし	22	11.2	19	9	3	0
その他	5	2.5	4	0	1	0

ワーキングマザーの意見・要望（自由意見欄）

子どもを育てながら働く女性から数多くの意見・要望が寄せられた。内容は、保育所に関する要望、児童手当等経済的支援、子育て支援体制、職場環境、男性の意識・社会環境などについて切実な要望等が多かった。

< 保育所に関する要望 >

とにかく子どもの病気が一番大変。病気の時も預かってくれたらと思う反面、病気の時是一緒にいてあげたいとも思う。代わって仕事をしてくれる人がいたらいいなと夢のようなことを考える。地域によって内容が違いすぎる。ゼロ歳児保育の充実を。

会社が水曜定休、土日・祝日は出勤のため、保育園が休みの日をどうするか毎週悩んだ。サービス業で働く女性も少なくないので、年中無休の保育園があれば助かる。

仕事の内容で、始業、終業時間はいろいろ。営業会社経営のため、朝の出勤はゆっくりだが、その分、主人に無理してもらっている。保育園も3部制があるといいのだが。

自分の仕事の質量と保育環境を考えると、一人しか産めない結論に達した。自分の両親の隣に住んでいても子育ては大変だと思う。親がそばにいない人はどんなに大変か。もっと自由に選択できる保育園システムが必要。パートでも主婦でも保育園を手軽に利用できるシステムを作ってほしい。子どもが少なくなっているのに、保育園の定員がいつも一杯なのはなぜなのか。

2人の子どもを別々の保育園に通わせていて、一緒にできないかと、福祉事務所へ連絡したが、「保育に欠けているわけではなく、空きもないから転園は無理。そんなことで電話されても」と言われた。私は毎日区内を一周している。

子どもが熱を出して休むと会社に電話したとき、「これだから女は」と言われた。子どもを産んだら働くなと言われたみたいで悔しかった。今の上司の世代は頭が固い。私は何があっても働き続ける。保育の充実をお願いします。

自分の生き方として、子どもが産まれる前と同じ職場で仕事を続けることを選択したいが、その場合、フルタイムで都心までの通勤となる。認可保育園の保育時間では定時出勤、退勤しても間に合わない。現在の公立保育園の制度では、女性が仕事をしたいのなら、一旦仕事をやめて、近所で楽な仕事（勤務時間の短い仕事）をしるということでも働く女性の支援とはいいたい。

子どもが病気の時に少しでもみていてくれるところがあれば助かる。母がいるので、その点では恵まれているが、預かってくれる親もいなくて、仕事をしている人は大変だと思う。年収の少ない人優先など、保育園に入園できる子どものワク（3才以下）を広げてほしい。

子育てしながら、まず仕事（常勤）がみつからない。女性1人で働きながら子育てというのは本当に大変。近くに頼れる人がいないと無理。保育園以外の時間でいろいろ

る頼めるサービスや施設があると良い。アメリカのように学生のベビーシッター等よいと思う。

母親が病気になった時、子どもを見てくれる人がいない不安がある。父親の仕事が終わるまで気軽に見てくれるところがあるといい。

病気になった時、ベビーシッターにきてもらうことがあるが、料金が安い。病気の時適切な価格で安心して頼めるところがあるとよい。地域でも、子育ての終わった人がネットワークを作り子どもをみてくれたりするとよいのではないか。

保育園の入園は措置で、こちらに園を選んだり、転園したりする権利がなく、希望した保育園に入れず、困ったケースもあると聞く。保育の充実といっても、数だけつくればいいのではなく、駅に近いからいいのでもなく、中身の充実が必要。

職場の人数が少ないので、仕事と家庭を両立させるのは何かと大変だが、さまざまな力に支えられ、今のところ順調に進んでいる。休日に預けられるところがあればありがたい。

子どもが病気などで、保育園を休む時に、仕事を休まなければならないのが困る病気の時にも、特別に預かってくれる所が欲しい。

平日休みのため、一般休日に子どもを預けられる保育所があれば助かる。一時的保育ではなく、ある程度子どもの顔がそろい、子どもにも違和感のない環境であれば安心できる。

仕事も続けたいし、子どももたくさんほしいけれど、保育料が高いし、0歳から預ってくれる保育園が少ない。もっと保育園を増やしてほしい。

仕事をもつ母親に社会はとても冷たい。今の保育園ではフルタイムで働くのは無理で（延長を希望すれば費用がかさむ）東京までの通勤時間を考えれば、実働5時間も働けない。出産のため仕事を辞め、1年もすれば復職できると思っていたのはあまりにも世間知らずだった。父親も地域の人も、子どもを保育園に預けること、母親が仕事を持つことをもっと理解してほしい。大好きな仕事を思う存分できるようになるのはいつの日であろうか。

第1子を出産後、職安に行ったところ、「保育所が決まっていなくて無理」と言われた。会社の面接を受けても、同じことを言われ、また「残業できなければ無理、急に休まれては困る、子どもが小さいうちは家にいなさい」と言われた。逆に保育園の申し込みでは「仕事が決まっていなくて入所は難しい」と言われた。どちらを先にきめるべきか。両方に腹が立つ。

保育園に入るのに、競争率が高すぎる。入園希望者の現状をもっと把握すべき。

働くためには、保育園や学童保育の数は圧倒的に少ない。希望する人がすべて入所できるくらいの数がほしい。母親の負担が大きすぎる。父親も育児休業をとりやすい環境が必要。長い人生の中で、子育てに専念できることは、父親も母親も必要だと思う。子どもが小学校に入る時が、一番不安だ。

保育園に申しこんでも、どこも一杯と言われる。保育園の数を増やして欲しいし、もっと子どもを安心して預けられる低価格の施設を増やして欲しい。

サービス業で、土日が必要とされる。土曜日の保育時間をもっと長くしてほしい。

保育時間が短い。出版業・印刷業、編集広告代理店等で男性と同じに働くには、今

の保育内容ではすべて無理。保育料も高いし、もっと仕事をしたい女性の希望を叶えよ！

仕事をしながら子どもを育てていると、子どもの病気の時の保育や、保育時間の延長が必要。保育料も高すぎる。引っ越しの時でも、親が休みの時は子どもを休ませろと言われた。

公立の場合、まず保育時間が午後6時までなので、常勤の場合は迎えに行けない。定員に空きがないと入所できない。無認可の場合、保育料が高額。以上公立保育園の保育条件の向上を要望する。

< 児童手当等経済的支援 >

少子化が問題になっているのに、働く女性に対して、障害が多すぎる。児童手当、育児休業制度、保育料の問題など。

育児手当の貰える年収の金額が、社会保険と国民保険では差がありすぎる。育児時間の終りが早すぎる。私立または無認可の保育園に預けるしかなかった。もっと保育料が安くなるように援助するべきだ。

保育料が無認可で、月収の半分になるのはおかしい。かといって認可であれば、保育時間は短く、しかも病児には対応しないというのはおかしい。税金で補助金をだしても一部の市民にしか見返りが無いのは不公平。子どもに関する家庭の負担を平等かつ低くしてもらいたい。認可保育所では、現在の10年勤めて責任もある職場を続けていけない。

保育料が高いため、金銭面で働くメリットが少ないと思う。子育てしながら働く人が増えれば、社会全体も少しは変わるのではないか。

大変な思いをして、子育てかつ仕事をしている人たちと子どもを産まない選択をした人たちと、将来年金その他で同様に扱われることには、非常に不公平感がある。

共働きは金持ちというイメージがあるが、実際は働く分、育児料に取られている状態であるということもわかってほしい。私は祖父母の近くにすんでいるので、かなり楽な面もあるが、夫婦だけで働いている人は大変だ。

< 子育て支援体制 >

子どもが医療機関を利用する程ではないが、相談したい時の相談機関（夜間、休日を含めて）があるとよいと思う。

母子だが、児童手当など行政の援助は所得制限のため一切なく、民間の有料サービスを利用したりしている。役所のサービスは条件が多く、働きながら手軽に利用できるというのはほど遠い。

公立の保育園が少なすぎる。役所に相談しても満員で冷たい対応で、公共の相談窓口などまったく役に立たない。結局自分の足で探し回るしかない。

制度や環境など改善するにしても、時間がかかると思うので、まず働く母親の精神的サポートをしてくれるカウンセリング「子育て110番」のようなものを設置して

ほしい。

子どもを持ったら、まず仕事を続けるのは無理で、実家の母の助けなしには、とても仕事などできない。お粗末な福祉だ。遠い保育園に駐車場を2か所借りて通園していたが、体力的に無理もあり、職場の近くに引っ越した。それでも、子どもの病気のたびに札幌から母を呼び寄せる日々であった。

いくつものハードルを乗り越えながら、仕事と子育ての両立をしている。自分の子どもという視点だけでなく、21世紀の人類の先行投資として教育予算にもっと光をあててほしい。

ボランティア休暇が導入されるが、その中にPTA活動のための休暇制度を入れてほしい。

夫は、仕事も子育てもと欲張っている生活は疲れるだけで何が残るのかと言う。生き生きしてきたいのだが。同じ環境の母親とのコミュニケーションを望む。

子どもにとって親と接する時間が大切である時期は一時であり、過ぎてしまえば取り戻しのきかない時期であることを社会が理解する必要がある。

職場にも小さい子どもを抱えて共働きをしている人もいて、子どもを抱えて働くシンドサをお互いわかりあえるが、それでも迷惑を掛けると申し訳ないと思う。ただごめんなさいをしながら周囲の理解を得ていくことも大切と思う。

家族の協力といっても祖父母が高齢になるに伴い、安心して預けられないため、専門サービスがあればよいと思う。

保育ママや学童保育をどこで紹介してもらえばよいかわからない。短時間勤務制度は私の職場にもあるが、昇進に影響する。子どもが2歳くらいまで、フルタイム勤務では睡眠時間が不足し、子どももかわいそう。

保育園や学童などに預けっぱなしではなく、先生や父母同志の交流の中で自分自身も成長していくことを多くの親に実感してもらいたい。公的支援がないために、無認可保育園・学童保育が狭いのが悩み。子どもが気がねをせずに伸び伸びと過ごせるスペースが欲しい。

シングルマザーは、仕事と育児の両立が体力的に大変だが、精神面でも、いろいろ気兼ねしたり、つらい時がある。そういう時に、立場の理解しあえる人と話したいと思う。

保育園の保母さんとマンツーマンで子どものこと、日ごろの様子など、心の中までいろいろ話して打ち解けたい。

結婚し、出産するしないは本人の自由。公的なサービス、結婚しても子育てが楽しくできるサービスがあるようになれば自然に子どもの数は増加するもの。

長時間保育で、朝から夜寝る直前まで園にいて、日常生活の中で親とどこでスキンシップをとれるのだろうか。子育てしながら無理に仕事をし過ぎることに疑問を感じる。

うちは祖父母と一緒に住んでいるが、いい面もあれば悪い面もあり、むずかしい。

子育ては、時間と気持ちと経済のバランスが良く、また余裕がないと満足できるものとはならない。我が家は3世代なので、母親のできない部分、足りない部分を祖母が補ってくれている。

<職場環境>

育児休業から復職後、子どもが2度病気のため入院した。自宅療養が必要な状態だったので、介護休暇をとった。しかし、今後また同じような事が起きると会社で利用できる休暇制度がもうない。年齢制限や回数にこだわらない育児or介護の休暇制度が必要だと思う。もちろんそのために減給や配置がえがあっても仕方ないが、それもあくまでも正当に（いやがらせではなく）

復職して1年がすぎた。技術職であるため、やりがいがあるが、子どもがいることでどうしても男性と同じように働くことはできない。2人目ができてまた病気で休むようになるかと思うと考えると、それに勤務内容は男性と同レベルにもかかわらず、給料に差があるのもつらいものだ。

妊娠初期の一番不安定な時期に同僚のバックアップが欲しいし、みんなに理解してもらいたい。妊婦について、10月間どのように女性が変化していくか職場教育を実施してほしい。

「子どもを育てながら働く女性のさまざまな問題」となってしまうのは、やはり子育ての主体は女性との構図があるからで、男女ともに子を育てるのが当たり前になってもらいたい。とりあえず労働時間の短縮を図ってもらいたい。そうすれば子育て中の女性もルーティンワークではない業務に付くことが可能となるのでは。

体力面で疲れなどあるが、家に帰れば家事・育児でなかなかゆっくり休めない。子どもが2歳くらいまでは、育児休暇の幅を広くしてほしい。介護休暇もほとんど無償に近く、どうにかしてほしい。

制度として、育児休業制があっても少しずつ女性も働きやすくなるが、仕事が厳しくなる一方で、休みもろくにとれないのが現状。あくまで、子育てと仕事の両立については、子育てはプライベートの範疇なので肩身が狭く、若い男性や未婚の女性の理解を得にくい。子育てにかかる間は、時短やフレックス制度、一時的に軽勤務にしてもらう等の応援等、会社の制度としての充実を図ってほしい。

女性労働の規制緩和がいよいよスタートするが、母性保護は守ってほしい。女性が男性化する必要はない。病気の子どもの預かってくれる保育園の必要性より、病気の子がまっているから、今日は休みなさいといってくれる上司・同僚がいる職場環境が理想。

社会が必要とする人材と、子どもを育てたいと思う母親とのギャップが大きい。同じ時間で同等以上の仕事をして、休みが多いというだけで評価が低くされる。休まざるをえない家庭は多くを望めないのが当たり前なのか。

産休・育児休業制度は会社によって取れないことも多い。父親の育児休業が認められたといっても実際取る人は少ないと思う。職場復帰後の待遇保障や休みの有給化など法律によらなければ意味はない。

会社に育児休業と育児短縮時間勤務（3歳まで）があるが、制度はあっても運用していくのは現場の役職者。そういう年齢の男性には、育児は女性のすること、なにも外で働かなくてもという考えがある。制度だけでなく、実際に働きやすい環境に変わ

ってほしい。今は、働いていない女性でも子育ては大変な時代。もう少し父親が育児に協力できるような社会環境を希望する。

子どもを持った女性が家にいて、子育てをすべきという考え方が多い中での両立はむずかしい。子どもを預かるサービスよりも会社の考え方や制度の変更の方が必要。

< 男性の意識・社会環境 >

結婚しないのは、結婚に興味がないからで、それは男性の意識の低さが大いに関係があるわけで、なぜ女性の問題のようにいうのか。

子どもが2人以上いても仕事を続けているお母さんをみるといったいどうしているのかと感心する。現在の状況では問題があり過ぎて少子化は当たり前。

男と女は体が違う。まったく同じにならない。しかし、人間としての人格を認め合えば、仕事の上の差別はなくなるはず。女性だけでなく男性に、きちんと女性を評価し、再就職などの道を開くなど、努力をお願いしたい。

子どもは世の中のみんなで育てられればよいと思う。親は、その時選ばれたその子の担当責任者のようなもの。子どもが1人おとなになるまでにかかる金銭的な事や、精神的な親の負担ははかりしれない。お金の負担を減らしてあげたり、お迎え等を手伝い助け合うなど、みんなでかかわっていけたらどんなによいかと思う。

共働き夫婦が増えてきているが、夫と同じようにフルタイムで働いて、その上、育児家事のほとんどが女性の肩にかかっていることが多い。さらに子どもの突然の病気で急に仕事を休まざるをえない事もあり、残業もあまりできない。それなりに充実感があるが、時間が中途半端でストレスがたまりやすいのも現状。明日の社会を担う子どもたちを、育てるのは社会全体だという考え方で、もう少し行政などの積極的な支援を期待する。

社会はまだ、女性が家庭に入ることを要求していると思う。40~50代の上司(男性)が両立しようとしている女性に批判的な言葉(「子育ては母親がするものだ」、「保育園に子どもがいくことは不幸だ」など)を言うことに対して、周囲がもっと厳しい措置をとってほしい。

いつも職場と家庭の双方に気兼ねをしながら働かねばならない環境は物理的以上に心理的なストレスになる。仕事も子育ても最大限責任をもって対応していることを理解してほしい。

行政に云々するよりも、企業に対する要望がたくさんあるが、それとて、まずは各自(社員)が妻から家事・育児をもっと突き付けられ、帰宅を早めるなどすることにより、おのずと変わってくると思う。女性一人ひとりが、共同責任者である夫を巻き込んでいくという責任が大変大きいと思う。

子どもを育てながら働く女性たちはほとんど毎日の家事と育児を負担している。男性の中には、今でも「子どもが小さいうちは、母親がそばにいて子育てをするのが当然」というような考えの人がかなりいる。これでは女性が仕事を持っている場合、家事・育児を男性がやらないと女性がやらざるを得ず、2倍3倍働かなくてはならない。

共働きでも、家事・育児の負担はほとんど女性にばかりかかる。父親の残業が多く、

子どもと全く関わりを持ってない状況で、育児には本当に知識も理解も持っていない。このような状況をつくりあげている現在の日本社会を改革して、男性の家庭復帰をぜひ実現してもらいたい。仕事しかできない、知らない人間は決して一人前ではないはず。

日本はまだ男の人は仕事第一で、残業を多くしている人がよいとされている。このへんが解消されて、育児は両親揃ってやるものとなっていけばよいのと思う。(もちろん保育所などの増大が必須であるが。)

男性も女性も平等に子育てしながら働ける社会になってほしい。

男女平等とはいっても、実際に男社会になってしまっているのは、女性側ではなく、男性側の意識の問題だと思う。若い人もだんだんそういう社会が当たり前になっていきその繰り返しから、永遠に変わらない社会なのかと嫌になる。

育児休業から職場復帰して4か月。上司から「皆理解しているから子どもが病気の時そばにいて上げなさい。」と言われた時は涙がでるほど嬉しかった。女性が働くことを理解してくれていたのも、夫は仕事に重点をおいているので、家庭にも重点を置いてほしいと言いたい。

夫の協力がたりないために、妊娠をあきらめている女性も、少なからずいるように思える。職場の問題ももちろんだが、個人の意識をかえるような教育も重視されるべき。子育ては両親でするものだと思う。

高齢化社会になりながらも日本の少子化対策が遅れているため、社会進出に二の足を踏んでいる女性がたくさんいる。保育施設の充実や育児手当などの補助がもっと考えられたら、若い人たちが子育てと仕事との両立に自信がもてると思う。少子化時代だから縮小していくのではなく、その事の問題を正しく受け止めて力をいれてほしい。

働く主婦がどんなに大変な立場に置かれているか。市は観光や名所に力を入れる前にそのお金で福祉を充実させてほしい。子どもがいるというだけで、働く場が限られている。

未婚女性へのメッセージ（自由意見欄）

ワーキングマザーから、未婚女性へのメッセージをもらいました。子どもを育てる大変さ、楽しさや、仕事と両立させていくことのむずかしさ、大切さなどが提起されています。これはまた子育てに関わろうとしない男性へのメッセージともいえます。その中からいくつか抜粋して掲載します。

<結婚について>

結婚して子どもを育てるだけが女性の生き方ではないと思うので、やりがいがある仕事ができ希望があれば、結婚にこだわることはないと思う。

ある一定の年齢に達した女性が、自然の心理で結婚したくないと思うことはありえないと思う。この女性をとりまく環境がそう思わせている。過度に子育てとの両立がむずかしいとか、男性に魅力がないとか、未婚女性が増えて、はやっていると情報を流す方がよくないような。子どもを産めば、そのかわいさは言葉にできないものがあるし、家庭をもつことは、大変なこともあるけど、精神的に充実した日々が送れることも確かだと思う。

結婚するならマメな男性か、全く気にしない男性のどっちかがいいかな！

実際結婚してみないとわからないことがたくさんあると思う。結婚や子育てを通して自分をみがいて欲しいと思う。

自分らしく生きられない結婚ならば、しない方がよいと思う。家事・育児を分担しお互いを尊重しあえるようなパートナーがみつければ、問題ある今の子育て環境の中でも楽しく子育てできるのではないか。かといって今の環境を決して黙認している訳ではない。保育所の保育内容や数、立地場所など見直す必要があると思う。子育ては絶対男性も積極的にかかわるべき。

特に結婚していなくても幸せならそのままいた方がいいのではないかな。

自分を大切にすることを忘れないでください。

<子育てについて>

子どもを持つと自分の時間もなくなり、肉体的にも精神的にも大変だが子どもの笑顔を見るとみんなすっとなでしまう。

子育てしながら働くならば、サポートしてくれる人が身近にいることが大切。子どもはとてもステキ、産めるならば、そんなステキな人と一緒に生活することは素晴らしいこと。

結婚しないことや子供を産まないことは、個人の自由です。まわりに流されず自分の望む生き方を選択しよう。子育てはつらいけれど、子どもって本当に素晴らしい。子どもがほしいのなら、仕事にまけることなく頑張ってください。一人ひとりの力を

合わせて、社会をかえていこう。

子どもは親をかえる。私も子どもを産んで、すごくかわった。何をしても充実しているのは、きっと子どもと一緒に人生だから。是非この気持ちを未婚の女性にも味わってもらいたい。

人それぞれの人生ですから、結婚しないとか、子どもを産まないのは勝手。しかし、子どもを産める女性としてうまれてきたのだから、出産・子育てを経験するのもまたいいものと思う。

子どもは大変なことも多いが、いた方が人生楽しいような気がする。

子育ては自分の思いどおりにならないことばかり、でも、子育ての中に喜びも悲しみも苦しみもあり、一緒に生きているという実感もて、充実した気持ちになれる。決して楽なことではないが、子どもを通して自分を見つめることができる。

結婚が早いとか遅いとかは全然気にしなくてもよいと思うが、子どもを産み育てることによって、また自分も成長したり、視野が広がったりとプラス面もあるはず。しかし産んでしまったからには、育てる義務や、育てる段階のわずらわしさも一生つきまとうが、自分の喜びとして楽しんで育てられれば素晴らしいことだと思う。

女として生まれたからには未婚の母でもいいから一度は出産を経験するべきだと思う。

子どもを産み育てると、親の有り難みがよくわかるので、自分もこうして大きくなったのかと思え、親に感謝できるので、高齢化社会にもあたたかく迎えられるのでは。

結婚に適齢期はないが、出産には適齢期がある。医学がいくら進歩したとはいえ、高年齢出産は危険。未婚の母だけにはなあってほしくない。子供は親を選べないから。

< 仕事との両立 >

結婚しても出産しても、仕事をやめない人がふえると、世の中が変わるのではないかと思う。若い人の中には、結婚して仕事をやめ、楽をしたいという人がいるが、これからの高齢化社会では、夫婦で働かないとやっていけなくなるのではないか。

愚問だと思うが、(個々人が自分の意見をもっているものですから)本当にアドバイスが必要なのは、企業や会社の上司と呼ばれる上の方の方々ではないか。社会的意識を変えろということ。

自分が満足できる仕事をしたかったら子どもは無理だと思う。フォローしてくれる人をしっかりつかんでからの方がよい。親をあてにしなくては女性は仕事と子育ての両立はありえない。

今の社会は、まだまだ男が働くことを中心に考えられた職場が多いと思う。ただ、それを悲観的に考えるのではなく、働きながら子育てをすることによって少しずつでも社会の見方がかわっていくことを願っている。私は、仕事ではあまり会社に貢献できないのではないと思うが、子育てをしながら何らかの影響を与えることができると思っている。

自分が将来働く母親になった時に若い女性にどうサポートしてもらいたいのか、を念頭において、現在の母親を支えてほしい。女性が同性を支援していかない限り、働く

母親の条件はよくなる。私たちの時代、そして現在20代の女性も働く母親としてはまだまだパイオニア。私たちが頑張らねば、未来の世代のためにより良い環境はできない。

子育てをしながらの仕事は大変。しかし、育児ノイローゼに悩むよりは送迎がきつなくても仕事は続けた方が良い。自分のできる範囲で無理せず両方とも楽しくできたらベストだと思う。しかし、夫の協力は絶対条件となると思う。もっと夫に協力を求めよう。

子供を持って初めて、育児と仕事の両立が大変だとわかった。社会的にもまだ女性の負担は大きく、時々産むのではなかったと思う時もある。もし、これから子供を出産しようと思う人は、育児の分担などをきめて、計画的にしないと、後で自分を苦しめてしまう。

未婚であっても、子を産まなくても、それは本人の選択であり、他人がどうのこうの言う問題ではない。

計画性も大切だが、「なるようになる」といった太っ腹な発想も必要。まず、自分がどう生きたいかハッキリした意志をもたないと！「結婚するしない」「子育てするしない」は、その次の問題。

1. アンケート調査概要

- ・実施期間 1996年12月中に実施（一部保健所は1997年1月に実施）
- ・配布場所 県内各保健所（詳細は基本集計結果参照）
- ・配布数 2,200（概数）
- ・回収数 617
- ・設問数 37（選択式）

2. ねらい

神奈川県合計特殊出生率は全国的にも低い水準にあるが、その背景となる基礎的要因のうち、特に配偶者のある出産・子育て期の家族に注目し、国勢調査や人口動態統計では把握できない部分（家族状況、就業状況と出産状況との関係等）について、保健所で実施される3歳児健康診断を利用して、その親にアンケート調査を行った。

特に、神奈川県の場合、専業主婦が多く、30代の女性の労働力率が全国的にもかなり低いという状況にあるため、職業を持っている女性と無職の女性との間に出生力の違いがあるかどうか、また、そもそも職業と子育てのどちらに比重を置いているのか等を明らかにすることを第一の目的としている。

そのため、原則として調査結果は就業中の女性と就業していない女性を対比するという形でまとめた。

また、その際、夫の育児への協力状況、出産・子育てを迎えるにあたってやむなく離職した女性が多いのかどうか、また、女性の今後の再就業、就業継続の意向とその希望する勤務形態等についても調査した。

さらに、トピックスとして不妊問題についても質問項目を設け、通院、治療等の経験者がどの程度の数にのぼるかも調査した。

3. 結果の概要

(1) 女性の就業状態と収入状況

全617人中、就業中の女性は123人、就業していない女性は494人で、概ね1:4の割合であった。（集計表Q19参照）

就業中の者については、「常に仕事に従事している者」は55.1%、「パート等で従事している」は35.6%（残りは産休・育休中）で、概ね5:3の割合となっているが、収入状態をみみると、就業している場合でも年収100万円未満が37.4%と最も多く、年収400万円未満が75%以上を占めており（Q3）いわゆる「キャリアウーマン」的な働き方をしている者は比較的少数であると推測される。

(2) 基本的出生動向

現在既にいる子ども数と、今後予定している子ども数とも、就業中の女性と就業していない女性との間でほとんど差がみられなかった。(Q 5、Q 6)

今回のアンケート調査は、厚生省の調査(完結出生児数)と異なり、3歳児を持つ年齢層の、現在まさに出産・子育て期にある者を対象としているが、それでも現在の子ども数と予定の子ども数の合計は、就業状態にかかわらず平均で2.1人を超えており、現時点ではまだ少産化が進行していないことが示唆される結果となっている。

また、この結果からは、「女性が結婚後も就業を継続すると子ども数が減少する」とは簡単に言えず、近年の未婚率の上昇を考えると、むしろ、「女性の就業状態にかかわらず、予定している子どもの数は平均的に違いがなく、結婚～出産・育児に踏み切る者が減少してきた」といえる。

そのため、本文第1部第1章第3節にも示したように、近年の合計特殊出生率の低下要因は有配偶出生力の低下ではなく、未婚率の上昇によるものと考えることができる。

(3) 父親の育児への関わり

夫の平均帰宅時間は、就業している女性の場合も、就業していない女性の場合も、20時台が最も多くなっているが、就業していない女性の場合には、夫の帰宅時間が深夜に及ぶ割合が高くなっている。(Q 1 0)

夫の育児への関わりでは、就業している女性の夫の方が就業していない女性の夫より平均して協力度が高く(Q 1 1)、女性の目から見た満足度では、就業している女性の場合には「だいたい満足」が最も多くなったのに対し、就業していない女性の場合では、「やや不満」が最も多くなった。(Q 1 5)

(4) 就業中の女性の子どもの面倒を見る人(女性の仕事中)

約6割が保育園をあげており、最も多くなっているが(Q 2 2)、就業中の女性の家族構成は、就業していない女性と比較すると3世代同居率が高くなっており(Q 7)、そのため、祖父母等をあげた者の割合も4割に達している。

(5) 結婚・出産による女性の離職

妊娠、出産のための離職歴は、就業中の女性では44.7%、就業していない女性では92.4%に達している。(Q 2 3、Q 3 2)

その具体的理由について尋ねたところ、就業中の女性では、「結婚等を境に家事・育児に専念しようと思った」(4 9 . 1 %) という積極的理由と、「仕事がハードで育児と両立不可」(4 0 . 0 %)、「子どもの面倒を見てくれる人が身近にいない。」(3 2 . 7 %) という状況的理由が目立った。(Q 2 5)

一方、現在就業していない女性の場合、「結婚等を境に家事・育児に専念しようと思った」という積極的理由による者の割合が約6割に達しており、「仕事がハードで育児と両立不可」、「子どもの面倒を見てくれる人が身近にいない。」という状況的理由はそれぞれ29.8%、23.3%にとどまった。(Q 3 4)

(6) 就業理由、今後の再就業希望

就業していない女性に、今後の再就業希望を尋ねたところ、「ある」が54.1%で、過半数が何らかの就業希望を持っていた。(Q 3 5)

一方、就業中の女性に現在就業している主な理由を尋ねたところ、7割近くの者が「経済的な理由」をあげており、その他では「自分の能力を活かせる」(40.3%)、「仕事に生きがいを感じる」(31.9%)といった、仕事に対する積極的な理由、「離職すると再就職が困難」(21.8%)といった受け身の理由等が見られた。(Q 2 6)

(7) 子育ての理想期間

子育てに専念したい期間について尋ねたところ(Q 2 7、Q 3 6) 就業中の女性では63.9%、就業していない女性では75.1%が、「子どもがある程度まで育つまで育児専念」と答えており、「育児に多少無理がかかっても仕事をやめたくない」と答えたのは、就業中の女性では20.2%、就業していない女性ではわずか1.6%に過ぎなかった。

また、「子どもがある程度育つまで育児専念したい」と答えた者に対して、子どもが何歳まで育児専念したいかについて尋ねたところ、就業中の女性は過半数が「5歳以内」であったのに対して、就業していない女性は約7割が「6歳以上」と答えており、育児専念重視の姿勢が見られる。

(8) 今後の理想の就業形態

子どもが生まれた後の理想の就業形態について、「ずっと育児専念」以外の者に質問したところ、就業中の女性(Q 2 8) では「ずっとフルタイム」または「子どもが成長したらフルタイム」と答えた者と、「ずっとパート」と答えた者の割合がおよそ3 : 1で、フルタイム志向であったのに対し、就業していない女性(Q 3 7) ではおよそ1 : 1の割合で、パート志向が高くなっている。

(9) 不妊問題

不妊については、合計で2割近い数の女性が悩んだ経験があると答えており、不妊問題がごく一部の者のみの問題ではないことが伺える。(Q 1 6)

実際に治療を行ったのは第1子で37.55%、第2子で6.3%であるが(Q 1 7) 今回アンケート対象としたのが既に子どもを持つ者のみであるため、子どものいない者も含めると、実際には、不妊に悩む女性の数はかなり多くなるものと想像される。(公式の統計は存在しない)

不妊の悩みのうち、「世間の冷たい目」、「夫や家族の無理解」等のメンタルな悩みの比率が高く、また、「治療費用」、「治療と仕事の両立」等の回答も目立った。(Q 1 8)

3歳児保護者アンケート基本集計結果

- ・実施期間 平成8年12月1日～12月31日（一部の保健所は平成9年1月中に実施）
- ・配布数 2,200（概数）
- ・配布方法 各保健所の3歳児健診に来所した子どもの親に直接手渡し
- ・回収方法 郵送（配布時に回収用の封筒添付）
- ・回収数 617
 - 就業している母親 n = 123
 - 就業していない母親 n = 494
- ・回収率 約27%

（注）ここでは、「3歳児の親」という立場を考慮し、男性（夫）を「父親」、女性（妻）を「母親」と表現している。

Q0．受診した保健所

（横浜市所管）		（川崎市所管）	
神奈川保健所	0.3%	川崎保健所	3.9%
西保健所	0.3%	中原保健所	2.3%
中保健所	0.2%	高津保健所	2.0%
南保健所	3.6%	宮前保健所	3.6%
港北保健所	2.9%	多摩保健所	3.4%
青葉保健所	8.8%	麻生保健所	4.4%
戸塚保健所	10.3%		

（横須賀市所管）	
中央保健所	5.9%
北部保健所	0.2%
南部保健所	0.8%

（神奈川県所管）	
小田原保健所	9.8%
茅ヶ崎保健所	13.8%
相模原保健所	0.2%
秦野保健所	12.0%
大和保健所	11.3%

Q 1 . 母親の年齢

(母親の年齢)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
20歳未満	0.8%	0.2%
20～24歳	1.6%	3.4%
25～29歳	27.6%	24.7%
30～34歳	41.5%	48.8%
35～39歳	24.4%	20.3%
40～44歳	3.3%	2.6%
45～49歳	0.8%	0.0%

Q 2 . 父親の年齢

(父親の年齢)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
20歳未満	0.0%	0.0%
20～24歳	0.0%	1.4%
25～29歳	14.8%	12.2%
30～34歳	31.1%	41.4%
35～39歳	34.4%	30.1%
40～44歳	12.3%	11.6%
45～49歳	3.3%	3.3%
50歳以上	0.8%	0.0%
離別・死別等	3.3%	0.0%

Q 3 . 母親の年収

(年収額)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
100万円未満	37.4%	98.6%
100～300万円未満	24.4%	0.7%
300～400万円未満	14.6%	0.7%
400～500万円未満	13.0%	0.0%
500～600万円未満	4.1%	0.0%
600～800万円未満	6.5%	0.0%
800～1000万円未満	0.0%	0.0%
1000万円以上	0.0%	0.0%

Q 4 . 父親の年収

(年収額)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
300万円未満	5.2%	1.8%
300～400万円未満	21.6%	7.6%
400～500万円未満	18.1%	21.4%
500～600万円未満	24.9%	21.8%
600～800万円未満	19.0%	28.3%

800～1000万円未満	7.8%	11.4%
1000～1500万円未満	3.4%	6.7%
1500万円以上	0.0%	1.0%

Q5．子ども数

(子ども数)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
1人	46.3%	35.0%
2人	35.0%	53.0%
3人	17.1%	10.4%
4人以上	1.6%	1.6%
平均	1.74人	1.77人

Q6．今後予定している子ども数(すでにいる子どもを含まない)

(予定数)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
1人	30.1%	30.8%
2人	4.1%	4.1%
3人	0.8%	0.6%
予定なし(=0人)	52.0%	50.1%
未定	13.0%	14.4%
平均(注)	0.41人	0.41人

(注)「未定」は0人として計算した。

Q7．家族構成

(構成)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
親と子どものみ	76.4%	85.8%
3(4)世代同居	22.8%	13.8%
その他	0.8%	0.4%

Q8．父親の就業形態(合計)

就業中	99.3%	その他	0.7%
-----	-------	-----	------

Q9．父親と子どもの同居有無(合計)

同居中	98.7%	その他	1.3%
-----	-------	-----	------

Q10．父親の平均帰宅時間

(帰宅時間)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
18時前	5.6%	3.8%

18時台	16.7%	5.7%
19時台	14.8%	18.3%
20時台	20.4%	21.2%
21時台	15.7%	15.2%
22時台	12.0%	16.2%
23時台	12.0%	13.9%
0時以降	2.8%	5.7%
平均帰宅時間	20:24	20:53

Q11．父親の育児への関わり

(関わり方)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
全く関わらない	3.5%	2.9%
わずかしか関わらない	42.1%	60.4%
家族と分担	51.8%	36.1%
主に父親	2.6%	0.6%

Q12．父親が育児に関わらない理由

Q11 で全くかわずかと答えた者のみ(複数回答可)

(理由)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
仕事が忙しい	66.7%	81.2%
夜勤・不規則勤務	17.6%	20.8%
通勤時間が長い	23.5%	20.8%
子どもと別居	3.9%	1.6%
子育ては女性が望ましい	19.6%	16.2%
母親以外にも育児者あり	21.6%	11.7%
子どもが嫌い等	7.8%	5.2%
子育てより趣味	23.5%	20.8%
家事不能	23.5%	24.4%
その他	5.9%	4.2%

Q13．育児のために休めるか

Q12 で仕事が忙しいと答えた者のみ

(構成)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
はい	76.5%	55.0%
いいえ	8.8%	13.5%
どちらともいえない	14.7%	30.1%

Q14．父親の育児と仕事の比重

(比重(希望)) (母親が就業している) (母親が就業していない)

全面的に育児	5.4%	4.0%
やや育児	9.9%	12.6%
半々	37.9%	38.7%
やや仕事	36.9%	36.4%
全面的に仕事	9.9%	8.3%

Q15．父親の育児への関わりを母親からみた評価

(評価)	(母親が就業している)	(母親が就業していない)
不満	11.1%	10.9%
やや不満	17.9%	32.0%
どちらともいえない	17.9%	23.5%
だいたい満足	38.6%	27.2%
大変満足	14.5%	6.4%

Q16．不妊の悩み、通院歴

	(合計)
あ る	18.9%
な い	81.1%

Q17．不妊に悩んだ時期と治療歴

Q16 であると答えた者のみ (複数回答可)

	(合計)
治療せず第1子出産	33.0%
治療して第1子出産	37.5%
治療せず第2子待ち	12.5%
治療中第2子待ち	6.3%
治療せず第2子出産	11.6%
その他	12.5%

Q18．不妊の悩みの種類

Q16 であると答えた者のみ (複数回答可)

(悩みの種類)	(合計)
夫の無理解	13.7%
家族の無理解	17.9%
世間の冷たい目	28.4%
治療費用	17.9%
治療と仕事の両立	14.7%
その他	29.5%

Q19．母親の現在の就業状態

	(合計)
常に仕事に従事している	10.9%
産休・育休中	1.8%
パート等で従事している	7.1%
家事・育児専念	78.2%
就学中	0.0%
求職・失業中	1.2%
その他	0.8%

*** 就業中の母親に対する質問 (Q 2 0 ~ Q 2 8) ***

Q20 . 母親の仕事の形態

開業・自営等	27.0%
会社員・雇用者等	73.0%

Q21 . 母親の職種

農林水産作業	0.0%
単純作業	8.1%
販売・営業・事務	47.2%
専門職・研究職	23.6%
公務・教員	12.2%
その他	8.9%

Q22 . 母親の仕事の中に子どもの面倒をみる人

複数回答可	
保育園 (職場内含む)	59.3%
幼稚園	6.5%
父親	14.6%
祖父母・親戚	40.7%
年上の子ども	5.7%
ベビーシッター	4.1%
近所の人・友人	4.1%
特になし	4.1%
その他	8.9%

Q23 . 母親の離職歴

あ る	44.7%
な い	55.3%

Q24 . 離職の時期

Q23 であると答えた者のみ回答 (複数回答可)

結婚～第1子妊娠前	56.6%
第1子妊娠後～第2子妊娠前	43.4%
第2子妊娠後～第3子妊娠前	15.1%
第3子妊娠後～	3.8%

Q25 . 母親の離職理由

Q23 であると答えた者のみ回答 (複数回答可)

結婚・出産退職があたりまえの職場	25.5%
仕事がハードで、育児と両立不可	40.0%
子どもの面倒を見てくれる人が身近にいない	32.7%
結婚等を境に家事・育児に専念しようと思った	49.1%
父親や実家に経済力がある	7.3%
家族や親族の希望	9.1%
自分自身の健康	12.7%
子どもの健康	3.6%
その他	9.1%

Q26 . 母親が現在働いている理由 (複数回答可)

経済的な理由	68.1%
仕事に生きがい	31.9%
自分の能力を活かせる	40.3%
社会貢献	16.0%
ただなんとなく	1.7%
家にいてもすることがない	4.2%
離職すると再就職が困難	21.8%
その他	24.4%

Q27 . 子育て専念したい理想の期間

子どもが生まれたら以後はずっと育児専念	16.0%
子どもがある程度育つまで育児専念	63.8%
仕事をやめたくない	20.2%

(子どもが何歳まで育児専念したいか)

～1歳	7.1%
～2歳	14.3%
～3歳	21.4%
～4歳	5.7%
～5歳	4.3%

～ 6 歳	14.3%
～ 7 歳	8.6%
～ 8 歳	1.4%
～ 9 歳	0.0%
～ 10 歳	10.0%
～ 11 歳	0.0%
12 歳以上	11.4%

Q28 . 子どもが生まれた後の理想の希望形態

Q27 で仕事を再開したい、またはやめたくないと答えた者のみ回答

ずっとフルタイム	23.7%
子どもが小さいうちはパート等、成長したらフルタイム	50.5%
ずっとパート等	25.8%

*** 就業していない母親に対する質問 (Q 2 9 ~ Q 3 7) ***

Q29 . 母親の就業歴の有無

あ る	94.1%
な い	5.9%

Q30 . 母親の就業時の職種

Q29 であると答えた者のみ回答

農林水産作業	0.2%
単純作業	3.2%
販売・営業・事務	68.0%
専門職・研究職	23.4%
公務・教員	2.4%
その他	4.7%

Q31 . 母親に日中用事がある場合に子どもの面倒をみる人

複数回答可

保育園 (職場内含む)	6.9%
幼稚園	12.5%
父親	28.2%
祖父母・親戚	56.6%
年上の子ども	6.1%
ベビーシッター	0.6%
近所の人・友人	40.3%
特になし	22.1%

その他 0.6%

Q32 . 母親が現在就業していない理由

結婚・妊娠・出産のため 92.4%
それ以外 7.6%

Q33 . 母親が離職した時期

Q32 で結婚・出産・育児と答えた者のみ回答（複数回答可）

結婚～第1子妊娠前 54.1%
第1子妊娠後～第2子妊娠前 32.3%
第2子妊娠後～第3子妊娠前 3.2%
第3子妊娠後～ 1.6%

Q34 . 母親が退職した理由の詳細

Q32 で結婚・出産・育児と答えた者のみ回答（複数回答可）

結婚・出産退職があたりまえの職場 19.6%
仕事がハードで、育児と両立不可 29.8%
子どもの面倒を見くれる人が身近にいない 23.3%
結婚等を境に家事・育児に専念しようと思った 59.4%
父親や実家に経済力がある 14.0%
家族や親族の希望 7.4%
自分自身の健康 8.1%
子どもの健康 2.3%
その他 13.8%

Q35 . 今後の再就職希望

ある 54.1%
ない 10.5%
決めていない 35.4%

Q36 . 子育て専念したい理想の期間

子どもが生まれたら以後はずっと育児専念 23.3%
子どもがある程度育つまで育児専念 75.1%
仕事をやめたくない 1.6%

（子どもが何歳まで育児専念したいか）

～1歳 0.3%
～2歳 1.1%
～3歳 10.3%
～4歳 8.1%

～ 5歳	8.1%
～ 6歳	25.4%
～ 7歳	13.4%
～ 8歳	3.4%
～ 9歳	1.4%
10歳～11歳	16.5%
12歳以上	10.5%

Q37 . 子どもが生まれた後の理想の希望形態

Q36 で仕事を再開したい、またはやめたくないと答えた者のみ回答	
ずっとフルタイム	4.5%
子どもが小さいうちはパート等、成長したらフルタイム	47.9%
ずっとパート等	47.6%

設問に対して未回答があったものは、合計が100%とはなっていない。

指導・助言をいただいた方々・機関

今回の研究を進めるにあたって、次の各氏及び関係機関、関係行政機関等の担当者の方々に貴重な御指導、御助言並びに資料の提供を賜りました。心よりお礼申し上げます。

- ・池田 恵子 幸国際子育てクラブ「トントン」代表
 - ・伊藤 妙子 フィンレージの会スタッフ
 - ・井上 俊一 日本大学文理学部教授
 - ・今田 高俊 東京工業大学工学部教授（社会学）
 - ・宇座美代子 琉球大学医学部保健学科教授
 - ・大日向雅美 恵泉女学園大学人文学部日本文化学科教授
 - ・金子 武治 厚生省人口問題研究所人口情報部長
 - ・高橋 重宏 駒澤大学文学部社会学科教授
 - ・浜崎 京子 中央クリニック婦長
 - ・牧野 恒久 東海大学医学部産婦人学科教授
 - ・森上 史朗 青山学院大学文学部教育学科教授
- （敬称略・肩書等は助言依頼時・50音順）

- ・武蔵野市立0123吉祥寺
- ・ちよだパークサイドプラザ
- ・大和市教育委員会社会教育部青少年課
- ・沖縄県生活福祉部児童家庭課
- ・広島県福祉保健部児童福祉課

また、県の関係室課の担当者の方々には、お忙しい中御協力をいただき、貴重な御助言や資料を賜りました。厚くお礼申し上げます。

さらに、「3歳児保護者アンケート」と「女性の子育てと仕事に関する状況調査」に御協力いただいた保健所、保育所及び回答者の方々に、この場をお借りして、感謝申し上げます。御協力ありがとうございました。

参考文献等一覧

書籍

- | | | |
|----------------------------------|-------------------|-----------|
| ・ 2020年の日本経済 | 八代尚宏 / 日本経済研究センター | 日本経済新聞社 |
| ・ 人口分析入門 | 山口 喜一 編著 | 古今書院 |
| ・ 先進諸国の人口問題 | 阿藤 誠 編 | 東大出版会 |
| ・ 21世紀家族へ | 落合 恵美子 | 有斐閣選書 |
| ・ お帰りなさい、おかあさん | 久田 恵 | PHP社 |
| ・ 子育てがいやになるときつらいとき | 大日向 雅美 | 主婦の友社 |
| ・ 母性は女の勲章ですか？ | 大日向 雅美 | 産経新聞社 |
| ・ アダルトチルドレンマザー | 大橋 由子 | 学陽書房 |
| ・ 子供不足に悩む国、ニッポン | ミュリエル・ジョリウエ | 大和書房 |
| ・ 母性 | 井上 輝子 他 編 | 岩波書店 |
| ・ 女性学への招待 | 井上 輝子 | 有斐閣選書 |
| ・ 現代家族の社会学 | 石川 実 編 | 有斐閣ブックス |
| ・ 21世紀親子法へ | 二宮 周平・榊原 富士子 | 有斐閣 |
| ・ 結婚と家族 | 福島 瑞穂 | 岩波新書 |
| ・ これからの選択夫婦別姓 | 東京弁護士会 | 日本評論社 |
| ・ 非婚のすすめ | 森永 卓郎 | 講談社現代新書 |
| ・ 男の座標軸 | 鹿嶋 敬 | 岩波新書 |
| ・ 男と女変わる力学 | 鹿嶋 敬 | 岩波新書 |
| ・ 子育てしながら働くための本 | | 日経ショッピング社 |
| ・ 母性の研究 | 大日向 雅美 | 川島書店 |
| ・ 生殖革命と人権（産むことに自由はあるのか） | 金城 清子 | 中央公論社 |
| ・ 不妊（いま何が行なわれているのか） | レナーテ・クライン 編 | 昌文社 |
| ・ ワーキングウーマンの仕事と生活（男女共同参画社会をめざして） | | マネジメント社 |

雑誌・新聞記事

- | | | |
|---------------------------------------|------|---------|
| ・ 赤ちゃんが欲しい（主婦の友・生活シリーズ特別編集 Balloon） | | 主婦の友社 |
| ・ 赤ちゃんをつくろう（主婦の友・生活シリーズ特別編集 Balloon） | | 主婦の友社 |
| ・ 『特別企画 不妊』 からだの科学 189 | 飯塚理八 | 日本評論社 |
| ・ 日本経済新聞「人口減少社会が来る？」（1997. 1～2月：全30回） | | 現代社会研究所 |
| ・ エコノミスト「こんなに怖い 超高齢・人口急減経済」（97. 3. 4） | 阿藤 誠 | 毎日新聞社 |

<パンフレット>

- | | | |
|-------------|--|-----|
| ・ 少子化問題を考える | | 厚生省 |
|-------------|--|-----|

報告書・白書等	
・わが国出生率の変動要因とその将来動向に関する研究	総合研究開発機構
・平成4年度国民生活白書	経済企画庁
・平成4年度国民生活選好度調査	経済企画庁
・平成5年版厚生白書	厚生省
・平成7年経済白書	経済企画庁
・平成8年厚生白書	厚生省
・日本の将来推計人口(1997年1月推計)	国立社会保障・人口問題研究所
・レポート不妊(フィンレイジの会活動報告書)	フィンレイジの会
・少子化問題と育児支援対策に関する研究報告書	ライフデザイン研究所
・労働力需給の展望と課題	労働省職業安定局
・働く女性への支援に関する国際比較	総合研究開発機構
・社会生活基本調査(平成3年)	総務庁統計局
・男女共同参画に関する世論調査(平成7年)	総理府
・男女平等に関する世論調査(平成4年)	総理府
・働く女性の実情	労働省婦人局
・女性の現状と施策(平成7年版)	総理府
・育児休業制度等が雇用管理・就業行動に 及ぼす影響に関する調査研究	日本労働研究機構
・人口動態社会経済面調査	厚生省大臣官房統計調査部
・男女雇用均等法10年後の現実と展望	篠塚 英子
・ライフステージに応じた 働く女性のための環境整備について	神奈川県雇用平等推進協議会
 (統計データ)	
・国勢調査(1990年、1995年)	総務庁統計局
・人口動態統計(昭和60年～平成6年)	厚生省
・人口動態統計調査(確定数の概況)(平成7年)	厚生省
・衛生統計年報(平成6年度)	神奈川県
・県民経済計算年報(平成5年)	経済企画庁
・消費者物価指数年報(平成2年、平成5年)	総務庁
・住民基本台帳移動報告(昭和60年～平成7年)	総務庁
・神奈川県年齢別人口統計調査結果報告(昭和60年～平成6年)	神奈川県
・住民基本台帳による東京都の人口と世帯(昭和60年～平成8年)	東京都
・千葉県年齢別・町丁字別人口(平成3年～平成8年)	千葉県
・埼玉県の年齢別人口(昭和60年～平成8年)	埼玉県
・群馬県の年齢別人口(昭和59年～平成6年)	群馬県
・栃木県の人口(昭和59年～平成6年)	栃木県
・茨城県の人口(年齢別)(昭和63年～平成8年)	茨城県

- ・ 社会福祉施設調査報告（1990 年、1995 年）
- ・ 建築統計年報（昭和 60 年～平成 7 年）
- ・ 社会生活統計指標（昭和 60 年～平成 7 年）
（都道府県地価調査結果の集計）
- ・ かながわの賃金事情（平成 8 年）
- ・ 毎月勤労統計調査地方調査（平成 7 年）
- ・ 賃金統計基本統計調査（平成 7 年）
- ・ 県民の労働意識調査（平成 5 年）
- ・ 労働力調査特別調査（平成 8 年）

厚生省

建設省

総務庁

神奈川県労働部

神奈川県企画部統計課

労働省

神奈川県県民部

総務庁統計局

研究チームA チーム員名簿

(平成9年3月31日現在)

	氏 名	所 属
	鎌倉麗子	大和県税事務所
	井上浩一	青少年センター
	平井和友	企画部政策調整室
	石森真基子	福祉部児童福祉課
	深澤祥江	労働部労政課
	山口律子	秦野保健所
	鈴木洋子	商工部産業政策課
	井上憲司	都市部住宅対策推進室
	井上 学	教育庁義務教育課
	小林和弘	川崎市教育委員会学務部学事課
	高橋慶子	川崎市教育委員会幸市民館
	大館 至	鎌倉市子ども家庭福祉課
	出浦秀司	自治総合研究センター
	目黒節子	自治総合研究センター

リーダー

サブリーダー

コーディネーター